神社調制一出組織

題

『鹿児島県史料 一~四」:「薩摩国之部 旧記雑録拾遺 神社調一』として、東京大学史料編纂所所蔵

『神社調』 「府内及各郷上·

児島県史料 分が活用されている。しかし全体を見て活用したいという思いを感じる方々も以前から多かったと考えられる。『鹿 近年鹿児島県内の市町村で郷土史誌を刊行する場合、廃仏毀釈前の寺院の存在を押さえるために 院が詳細に記載されている事から、 ており、これまでも市町村の郷土史誌や史料集編纂の際に基礎史料として重要視されてきた経緯がある。 緒・寺院に伝わる文書・末寺の位置等が記載されている。 書)・祭神・末社の位置や名称等が記載され、寺院については、 る。 府内及各郷三冊・鹿児島部四冊・薩摩国之部十三冊・大隅国之部十三冊・日向国諸県郡之部七冊の計四十冊から成 中・下」・「薩摩国鹿児島部 薩摩藩領内各地域の寺社について記載されていて、 旧記雑録拾遺 神社調』は、 廃仏毀釈以前における地域の寺院を復元することが一定程度可能な史料である。 『神社調』全体を刊行するものである。 吉田・郡山・伊集院」を刊行するものである。 神社の場合は鎮座地や神社名・由緒・ 近世の寺社に関する内容がかなり詳細な部分まで書 山号・宗派名・寺院名・開山者と開山の経 祭日 『神社調』 ・宝物 地域 (含文 由 か

料の多くが失われ、 激烈な廃仏毀釈が行われ、更に明治十年(一八七七)の西南戦争による兵火などのために近世までの貴重な寺院資 薩摩藩の神社や寺院を語るうえで、廃仏毀釈は避けて通ることができない。 仏教を中心とした宗教史研究の大きな妨げとなっている現状が見られる。 薩摩藩領内では、 他地域に比べると

その職能も他藩の僧侶より狭く、 薩摩藩において廃仏毀釈が徹底した理由は(一)江戸時代薩摩藩において僧侶自身も宗門改役人の改めを受け、 社会的地位もさほど高くなかったこと(二)薩摩藩には寺請制度が無く、寺院と

巡査・官公吏に採用する等、 民衆との直接的関係が見出しにくいこと(三) その生活を保障したこと(四) 廃寺により職を失った僧侶に食料を給与し、 鋳銭事業を契機とした梵鐘鋳つぶしが廃仏毀釈 希望者は兵士・教員

る。廃仏毀釈の結果薩摩藩領内の前近代の寺院を語る上で、常に資料的制約がつきまとう事になった(栗林文夫 ドルを低くした等がある。 〇〇六年))。 鹿児島の廃仏毀釈について」(『黎明館企画特別展 他県と比較するにつけても、 これ等の要因が絡み合い、上からの主導で徹底的に廃仏毀釈が行われたと考えられて 鹿児島県における廃仏毀釈の徹底ぶりは驚くに値し、失われた文化財 祈りのかたち ~中世南九州の仏と神~』 同実行委員会、二

多さに無念の思いを禁じ得ない

廃仏毀釈は寺院を抹殺したのみではなく、 帯びていた神社も、 仏習合化が進み、 て神は仏の別の姿であるとする説があらわれて、神と仏とを一体化してとらえる考え方が強くなった。 した。寺院も神社も神と仏両方の要素を有していた。 江戸時代末までは神仏習合により、 日本においては、 神社には神官・僧侶等が混在した。 それまでの存在形態を否定され、 八世紀以降神を仏教の立場から意義づけることがみられた。 薩摩藩領内の神社には仏教的要素が存在し、 神社もそれまでの形態を変えた形で存在させる結果を齎した。 仏教的色彩を引き離したいびつな形で存在する事になった。 神仏習合状態を強引に分離したことによって、 神社には神宮寺 (別当寺) が附随し、寺院には鎮守社 その後九世紀から十世紀にかけ また寺院には神社が 仏教的色彩を この 附随してい が 果神

地域に根差した寺院やその寺院に伝わった貴重で莫大な文化財が破壊され、 廃仏毀釈の原因を総括し再発防止策を講じなければ同じ事が起こる危険性を憂慮されていた。 つか 廃仏毀 文化の消失であり、 の嵐の中、 一方で、残された僅かな仏像と、『三国名勝図会』 本来寺院に伝存したごく一部の宝物を辛じて伝えている鹿児島県内のある寺院の御 二度と起きてはならないことと考える。 等の地誌類の援用により、 江戸時代薩摩藩領に属してい 現在も廃仏毀釈の爪痕は、 鹿児島 廃仏毀釈は取り返し の仏像 た地域 はっきりと 住 の全体 では、 は

在形態を復元する上での貴重な史料の刊行であり、 会、二〇一七年))。 有木芳隆 像の模索が試みられている(八尋和泉「中世の仏像―鹿児島県―」(前掲 「中世鹿児島の仏像」(『黎明館企画特別展 前近代の寺院・神社を記録している『神社調』全体の刊行は、 その文化的意義はこの上もなく大きい かごしまの仏たち ~守り伝える祈りの造形 『黎明館企画特別展 旧薩摩藩領内の寺院 祈りのかたち』)、 「同実行委員

島津家文書の一部である。 載されている「府内及各郷」、 薩摩国之部」、「大隅国之部」、「日向国諸県郡之部」で構成されている。 『神社調』 は、 鹿児島城下である府内と薩摩国 鹿児島城下を含めた薩摩国鹿児島郡域の寺社が記載されている「鹿児島部」、 ・大隅国 • 日向国諸県郡内の各郷に鎮座する主な神社や寺院 『神社調』 は、 東京大学史料編纂 所所 以下

であった寺院の表記もある。 郡の主な神社が記載されている。 薩摩国北部や大隅国の一部に鎮座する神社が記載されている。「府内及各郷 る。 府内及各郷 「府内及各郷 上」には、 中は、 鹿児島城下や鹿児島城内護摩所、 「府内及各郷 また、 大隅国之部および日向国諸県郡のうち都城郷以外の郷には祈願所や菩提所 上」日置郡市来郷惣鎮守である稲荷大明神の続き部分から始まり、 薩摩国 南部の各郷惣鎮守等を含めた神社 下」は、 大隅 国の残りと日向 が記載され 国諸

仏母寺普門院も関心をそそる寺院である。この普門院にも調所は申渡書を出している(文書番号四一)。 から推挙され着座門首に任命されて、弘化四年(一八四七)家老調所広郷から席次・寺格について仰せ渡され (文書番号九~一三)。また同年七月に三通の聖護院宮令旨(文書番号三七~三九)が記載されている補陀洛山 「鹿児島部一」では、真言宗当山派である雲海山宝泉坊般若院が注目される。 般若院は、 三宝院門跡院家中性院 7

「鹿児島部二」では、時宗相模国藤沢山清浄光寺末寺である松峰山無量寿院浄光明寺が注目される。

净光明寺項

る。また浄光明寺には、文政三年(一八二〇)八月に出された浄光明寺覚書二通(文書番号三・四)と同年十一月 の直前に田原陶猗(直助)が廃寺になる前の鐘を見て点じていると註記があり、興味深い。 には、弘安七年(一二八四)閏四月三日付浄光明寺鐘銘が記載されている(文書番号一)。この鐘銘について、 田原については後述す

に行われた一遍上人六百年忌は、 に出された浄光明寺恵淳口上覚・寺社奉行請書が記録されている(文書番号二)。また、明治二十年(一八八七) 田原の補入により鹿児島各地から参加者が訪れたものであったことがわかる。

係文書が記載されている。 「鹿児島部二」から「鹿児島部三」にかけて、大乗院末寺であり、諏方社別当寺でもある護国山大楽寺安養院関 安養院の坪付が記載されており、『旧記雑録』に未収録のものもある (鹿児島部三・文

書番号一〇~二八)。

史料も存在する。 洞院の場合も、 山安寧寺龍洞院が注目される。 六月十二日付相良源太夫・島津権左衛門連署覚書(文書番号三○)、同年九月十七日付肝付兼逵外二名連署書状 (文書番号二九) (文書番号一四)、 「鹿児島部四」では、天台宗武蔵国東叡山寛永寺円頓院直末である大雄山仏日寺南泉院と、 文書のほとんどは、『旧記雑録』と同文である。 である 南泉院関係では年月日不詳松平薩摩守口上覚(文書番号一一)と二月二十七日付松平薩摩守書状 龍洞院関係では、 南泉院も龍洞院も記載されている文書数が比較的多い。 享保十年(一七二五)十二月七日付寺社奉行覚書 ただし数は多くはないが、今回初めて紹介され (文書番号二〇)、同十八年 しかし南泉院の場合も、 弥勒院末である慈雲

気付くが、今後の検討課題として挙げておきたい。

また、「鹿児島部」に関する疑問点を付すと、島津家の菩提寺である福昌寺の記載

(特に本寺)

が少ないことに

「薩摩国之部一」は、 吉田・郡山・伊集院の一部の寺院や神社である。

郡山の花尾権現及び花尾山平等王院は、

島津氏との関係が深く、

源頼朝や丹後局の記述が多く見られる。

『旧記

る。また祭田、

祭米、社家屋敷、

奉納物神社修甫等神社経済に関する記載や神社内部の神官社家の種類や名称等薩

また神社の由来や特殊神事等についても貴重な史料であ

摩藩の神社制度に関する良質の史料であると考えられる。

や、『五指量愛染明王由来記』『花尾社伝記』(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集八』

鹿

児島県、二○○九年)とともに活用されていくことを期待したい

調 編纂の 際、 引用または参考にしたと見られる史料のうち、 『神社考』、 『神社撰集』、 「薩隅日 1神社 秘録

についてここで取り上げたい。

れる。 書に大隅国・日向国諸県郡部分のみ伝わっている。 (一七九五) 鹿児島城下に鎮座している正一位諏方大明神の神主である本田親盈の著作である。 は、 に編纂された 別名三国神社考や三州神社考と呼ばれ、 『麑藩名勝考』に引用されているので、それ以前に成立したと考えられる。 薩摩・大隅・日向三国の神社が記録されていたと考えら 『神社考』は、 枚聞神社文 寛政七年

明細書』 内の神社研 集』が編纂されたと考えられる。『神社撰集』の内容として注目されるのは、 とあり、 今度吟味申儀三国神社記をも致撰書筈候間、一社は伝記又者伝称等実不実無構、 に薩摩・大隅・日向の主要神社だけに限定されている。また、神社により記述の量にはむらがある。 神体新造等の祭儀、霧島燃の祈念行法等に至るまで、 冒頭に記載されているように「先年神社しらへ申渡各帳内をも被差出候、 『三国神社記』を編纂する目的で薩摩藩内の神社について再調査が実施され、 究の重要文献として早くから様々な文献に引用されている。『神社撰集』の成立については、『止上神社 は、 安永五年(一七七六)九月本田親盈が撰集したものである。「撰集」と名づけられてい 神事の具体的な有様が忠実に記録されていることであ 薩摩藩内神社の正遷宮、 右之通相糺帳内を以可被申 然共大略之儀二而不詳候、 主な神社について『神社撰 しかし薩摩藩 太守の社参 るよう 依之

る (『枚聞神社文書三 神社撰集』 国学院大学日本文化研究所、一九六一年、 解説)。

るために民俗学関係者も関心を持つことが予想される(『枚聞神社文書二 る。また祭日や祭米等も丹念に記録し、淡々とした簡潔な文章で祭の由緒や模様に関する伝承も所々織り込んであ ずに編纂された。 代記』に記録されている陵や『延喜式』に記載されている神社等を中心にし、両説あるものや疑わしいものは取ら 面に記載した。本書は、 その他寺社奉行所諸役人が薩摩藩領内部の諸郷に行き見分した。その際特別の場所や珍しく素晴らしい場所は絵図 編纂された経緯については、 物である。奥書に、「文化十二年亥六月 体同じである。寺社方取次市来民右衛門と花尾山神主井上右内等に諸郷を踏査させてその結果に基づき編纂した書 領国中陵并神社しらべ被仰渡云々」と記載されている。枚聞神社本も鹿児島県立図書館本も三巻であり、 秘録』、鹿児島県立図書館本は、 ものである。 『御陵記』、諏訪大宮司方福ケ迫諏訪神主・花尾山神主等にも由緒しらべを命じ、 薩隅日神社秘録』 枚聞神社本と鹿児島県立図書館本とがあり、両方とも写本。書名は、 薩摩藩領全域に及ぶ大規模且つ具体的な調査により書かれているので、実証的で貴重な史料であ は、文化十二年(一八一五)薩摩藩寺社奉行が編纂した薩摩藩内の神社明細帳という性格 以前差し出してあった由緒帳や諏訪神主本田下総守が編纂した『神社考』・『神社撰集』・ 薩摩藩領内部の陵と神社の由緒を調査するように藩主からの命令が出て、 『薩隅日陵并神社由緒しらべ』となっている。この本の下巻の奥書に「右者此節 寺社奉行」と記載され、着色図を多く挿入したことが紹介されている。 薩隅日神社秘録』 提出された書類等で調べた。 枚聞神社本は 国学院大学日本文化 |薩隅日神社 市来・井上 内容も大 由 一神 0

所蔵されている。 と似 薩摩藩領内の薩摩・大隅両国内の寺社の由緒・関係文書、 た性格の書物として、『寺社調』 がある。 『寺社調』は全十八冊で、 住職名などが書き上げられ、『寺社調 同様に東京大学史料編纂所に

研究所、

一九五九年、

解説)。

題

島郡部分以 大隅国部分しか編纂されなかったのか、それとも当初は薩摩藩領全体部分が編纂されていたが、 11 る。 とは基本的に同じような性格を持っていると考えられるが、 また日 外の とはほぼ同じ記述がなされているが、 || 向国 薩摩国部分や日向国諸県郡部分は何らかの 諸県郡部分は存在していない。『寺社調』 鹿児島部以外の薩摩国部分は無く、 理由で失われたのか不明である。 は、 最初から鹿児島城下及び薩摩国鹿児島郡域 両者の関係についても検討の余地がある。 大隅国部分は全部存在して また 鹿児島城下や鹿児 神社 調

後に家老に任命された の編者は、 (『鹿児島県史料 新納久仰であると言われている。天保十二年(一八四一)五月十六日寺社奉行に任命され、 新納久仰雑譜一』 鹿児島県、 一九八六年、 解題)。

や寺社に行く際に藩内の寺社資料を記録していたのではないかと考えられる。 先祖是久の娘で島津忠良母である梅窓公の命日に合わせ伊作家ゆかりの寺院へ参詣しており、 世 四月に湯治で赴い 大隅国之部 田 日新寺江参詣の折、 また大隅国之部六踊項では天保二年二月、 には全体を通して新納久仰の註記が見られる。 帖佐項に記載されている「天保二年卯正月、 た際に写したと記述がある。 天徳寺江行て見シニ左之石塔有り、 さらに同十二伊作天徳寺項に、「天保六年未十月久仰伊 薩摩国之部五水引八幡新田宮項と同四隈之城称名寺項には天保五 国分内村之温泉江差越候節、 註記に関して、 写し置」と記載もあり、 時期が判明するものの中で古 『新納久仰雑譜 久仰親見して写置也」 薩摩藩内の各温泉地 一』を見ると、 作西 いものは であ 等加

はじめ自家の先祖に強い関心を示していて、 中絶していた交流を先代のとおり再開させるよう話をした旨の記述がある。 季安・季通の先祖である伊 新納久仰は、 『旧記雑録』を編纂した伊地知季安・季通父子と関りがあった。 地知重政の後嗣となっていた縁があり、 自身の所蔵文書のみならず大口等の郷士の所蔵文書を借覧書写、 『新納久仰雑譜一』文政十年十一月十一日項に 久仰は、大口地頭であった新納忠 久仰の先祖にあたる新納忠尊 が、

録』を編纂している。季安の文久二年の社寺調査方針は、『神社調』にも生かされたとみてよいのではないだろう 院・川内・出水のとくに藩主島津氏と関係の深い主要古社寺の由緒・来歴・現状等について編述した『寺社巡詣 二年(一八六二)十二月から翌三年二月まで藩領内の寺社の巡見や実地調査に出かけていて、その成果として伊集 地知季安や幕末大口地頭代になった季安の子季通も深く関係している。季安は、新納忠元に関する『忠元譜参證 れ久仰と季安は新納忠元についての書物や系図について吟味していることが読み取れる。季安は藩命により、 し返還する等古文書・古記録等の収集に余念がなかった。この大口関係史料収集には、新納久仰と親交のあった伊 (『伊佐市郷土史誌史料集 二』伊佐市教育委員会、二○一六年、「神社調」解題)。『新納久仰雑譜』からも折に触 『新納忠元勲功記』を執筆しているが、これらを編纂した理由は、久仰との親交にあったと考えられている

(『鹿児島県史料

旧記雑録拾遺

伊地知季安著作史料集五』鹿児島県、二〇〇四年、「寺社巡詣録」解題)。

ている。 公も此人を愛し被遊候事窃ニ承るや後の人も是如感すべしと記し置ぬ、 古史に通し伊地知季安先生・新納矢太右衛門先生を師と被致候而大道の一筋を被挙、実ニ雄才明略ある一人なり、 原直助項)。大隅国之部五国分正八幡宮項には、「左に久仰と有之、 尽力した。 四)我が国最初の洋式軍船昇平丸を建造した。以後多くの造船に従事し、のち一時宇和島藩に招かれて産業奨励に 士の家に生まれ、 明治二十九年(一八九六)に八十四歳で没した(日本歴史学会編『明治維新人名辞典』一九八一年、 原が七十八歳の時、 の中には、 十七歳の時に藩に出仕し、長ずるに及び西洋の軍制や造船に関心を持った。安政元年 田原陶猗 新納久仰について、 (直助) の記述がある。 島津斉彬や伊地知季安との関係を含めて言及したこの部分から、 田原は、 新納駿河久仰君之事也、 文化十年(一八一三)十月十一日貧しい薩摩藩 七十八翁田原陶猗記し置也、」と記 斉彬公の家老職たり (二八五 田

田原の久仰に対する敬愛の気持ちが読み取れる。

後薩摩藩記録所が台明寺文書の原本を保管していた結果、

その後享保元年(一七一六)には、表装した台明寺文書を臨写して巻物七軸に成巻して台明寺に渡している。

虫損の激しかった台明寺文書百四十七通を表装し、

同十六年に預かっている。

題

+

应

年

(一七〇一) 薩摩藩記録所は、

ち』)。そして、その編纂目的に関してはあらゆる可能性を視野に置き、 仏毀釈を断行する上での予備調査 存する 之部五における田 『神社調』 大隅国之部 の完成時期は、 原の註記を併せ考えると、 帖佐願成寺項に、「明治廿三 田原の註のある明治二十三年(一八九〇)以降と考えられる。 一の目的で作成されたと推測されている 明治六年に久仰が死去した後田原が手を入れていることが分か 田原陶猗点」と記載されている。 今後再検討する必要があると考えられる。 (前掲 『黎明館企画特別展 前述 『神社調』 『神社調』 祈り 大隅国 Ó は、 かた 廃 現

に帰したと考えると、 幡新田宮権執印家の場合は、 鹿児島県川内市、 で県庁に移送していたが、 印家には本来家譜と十五巻に及ぶ古文書が伝わっていた。しかしそれらは、 は確認できない 四)十一月十七日付八幡新田宮権執印良慶・座主宗盛訴状が載せられている。 てい 百 「神社調」 .様の事例として、大隅国之部六に記載されている台明寺の文書について栗林文夫氏より御示唆を受けた。 に関する疑問点として、『神社調』に記載されている文書の中で各寺社文書の原本にない文書が含ま 理 (『鹿児島県史料 一九五四年)。『神社調』の編纂者と考えられる新納久仰が亡くなったのは、 由について考察する必要がある。 原文書に無い文書が 同十年西南戦争が起き戦乱の中で灰燼に帰した(浜田亀峰 権執印家に伝わる古文書が久仰により書写されて、 旧記雑録拾遺 『神社調』に掲載されている理由は、 家わけ十』鹿児島県、二〇〇五年、 例えば薩摩国之部四水引郷八幡新田宮項に天正二年 明治八年 同文書は、 その後の西南戦争で原文書が灰 一応説明できる。 『鹿児島県川内郷 (一八七五) 新田神社文書)。 新田神社伝来文書の中に 明治六年である。 鹿児島県庁の命 新田 土史 [宮権 上

明治二年(一八六九)に起きた廃仏毀釈の難を免れるこ

とができた。 寺院史料が僅少な鹿児島県下では、台明寺文書は質量ともに貴重かつ重要な史料となっている 台明寺文書は、 鹿児島県の地名』平凡社、一九九八年、国分市台明寺跡項)。 昭和三十二年(一九五七)島津家文書として一括して東京大学史料編纂所の所蔵と

本歴史地名大系47

文書が記載されている場合は、 のない比較的保存状態の良い文書の中には薩摩藩記録所に提出されず、台明寺に留められた文書も存在したはずで であろうか。 書を新納久仰は書写したことになる。久仰は何故薩摩藩記録所に保管されていないものを書写することができたの 所に、写が台明寺に伝わっていたと考えられる。『神社調』に薩摩藩記録所に保管されていたもの以外の台明寺文 してみる。『神社調』 『神社調』に記載されている台明寺文書の中に、現在原本にない文書が含まれている。この理由について、 これを久仰が書写したのではないだろうか。同様の事例は、八幡新田宮や台明寺以外にも存在する可能性が 原文書に無い文書が 『神社調』を刊行していく中で、その中に記載されている文書について原文書と照合し、 一つの可能性としては、薩摩藩記録所に提出された文書は主に虫損が激しかった文書であった。 の編者であると考えられている新納久仰が台明寺文書を書写した時には、 『神社調』に記載されている理由についても今後解明していくべき重要な課題である その都度理由を考察する作業を積み重ねていくことで、次第に明らかになると考え 原本は薩摩藩記録

史的に捉える上での参考史料となる。また前述の通り廃仏毀釈によりかき消された神社の仏教的要素についても 財が失われた。それを取り戻す事は不可能であるが、どの様な物であったか推測する事はできる。『神社調』には、 薩摩藩 の現存していない寺院の宗派や本寺・寺宝等に関する情報が満載されているため、廃仏毀釈以前の寺院を歴 領について、 の記載から知る事ができる。また今まで翻刻されていない文書を数多く含んでおり、 前述したように廃仏毀釈という未曽有の文化財破壊の結果、 仏教を中心に多くの貴重な文化 前年度まで刊行さ

『神社調一』	掲載文書点数	

史 料 名	文書数 (収載) 〈未収〉	掲載文書数
府内及各郷上	(0) 0 (0)	0
府内及各郷中	(0) 5 (5)	5
府内及各郷下	(3) 8 (5)	8
鹿児島部一	(12) 52 $\langle 40 \rangle$	52
鹿児島部二	(26) 41 (15)	41
鹿児島部三	(12) 57 (45)	57
鹿児島部四	(17) 32 (15)	32
薩摩国之部一	(10) 49 (39)	49

- 注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。
 - 掲載文書数とは『神社調一』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

く事を期待して拙筆を擱きたい。

活用されて、薩摩藩領内の地域文化が掘り起こされてい

としての刊行を心から喜ぶとともに、

『神社調』が今後 『鹿児島県史料』

めて大きな意義がある。『神社調』

0)

ものと考えられる。このように『神社調』の刊行には極

相互確認が容易となり、 及び収載された文書類と

研究の進展に大きく寄与できる

史料』 れた

のものも多く存在する。

『神社調』を刊

『地誌備考』や に未収録

『旧記雑録』等、

既刊の『鹿児島県

行する事により、

近世の鹿児島における寺社の実態把握

『旧記雑録』

の掲載文書類との

(日隈正守)

例

本書は、東京大学史料編纂所所蔵「神社調 摩国之部一」を底本とし、 『旧記雑録拾遺 神社調一』として刊行するものである。 府内及各郷上・中・下」「神社調 鹿児島部一~四」「神社調 薩

文書・記録等は、原則として底本に従って掲載し、文書・棟札・金石文には通し番号を文首に付した。

掲載した文書を他の文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記した。 補充・挿入箇所は♡ △及びくで示した。

イ

二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を[]で囲んだ。また、漢字・かなの相違につい 原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

相違する部分が

ゥ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵 (H)

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵)

新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) Œ

新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵 **3**

伊集院由緒記(『鹿児島県史料拾遺双』 鹿児島県史料拾遺刊行会発行)

#

入来村史(入来村史編纂会発行) ②

延喜式(『新訂増補国史大系26』 吉川弘文館発行)

延

高山大川神社仏閣名所旧跡等取志ら遍帳扣隅州大隅郡大根占(『大根占町誌』)

根

薩隅日神社秘録(枚聞神社所蔵) 秘

薩藩名勝志(『鹿児島県史料集4』 鹿児島県立図書館発行) 醒

三国名勝図会(青潮社発行) **(**

寺社調(東京大学史料編纂所所蔵) (#)

神社考(枚聞神社所蔵) 考

神社誌(鹿児島県神職会編輯)

(E)

神社撰集(枚聞神社所蔵)

他家古城主由来全(鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫) 城

日本三代実録(『新訂増補国史大系4』 吉川弘文館発行)

花尾社伝記(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺

伊地知季安著作史料集八』)

他

町田 氏正統系譜(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ三』) 町

山田聖栄自記(『鹿児島県史料集™』 鹿児島県立図書館発行) 穆佐悟性寺義天様御石塔一件考書卷下(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 (H)

伊地知季安著作史料集八』)

要用集(『鹿児島県史料集28』 鹿児島県立図書館発行)

刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。

文書の年月日・差出所・宛所の位置等は、 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、 原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。 原則として「」 (墨書)、『』(朱書)で囲んだ。

ゥ 文中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。

イ ア

工

14

文書目録は見出しとして郡郷名及び寺社名を掲載した。

る箇所についてはまとめて頁数を記載した。

複注は逐一付さなかった。

目次は、見出しとして「府内及各郷」については国郡名、「薩摩国之部」については郡郷名を掲載し、重複す

例

→ → →	一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した 宜まとめた。一 原本の摩滅虫損箇所は、字数を推して□または□□へ 無者の付した注は、原注と区別するために()で囲ん で字・平出・台頭等は、原則として底本の体裁に従っ のでする。
_	一 原本の摩滅虫損箇所は、字数を推して□または[]を以て示した。
_	一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。
_	一 欠字・平出・台頭等は、原則として底本の体裁に従った。
_	一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。
_	一変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与等はそのまま用いた。
_	漢字は原則として常用漢字を使用したが、底本の用字を活かすことが望ましい場合は、
-	一 一部の年号・官職・用語等については次のように表記を改めた。
	元録→元禄 太閣→太閤 愛岩→愛宕
_	一 本文中に、不明箇所や虫損、省略等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、・・・・・・・・・・・
	等があるものは、原則として底本の体裁に従った。
-	一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。

金才	己隹录
本本言	申土周一
	目欠

									薩	府内	目	例	解
出水郡	谷山	指宿郡	頴娃郡	給黎郡	川辺郡	阿多郡	日置郡	鹿児島郡	摩国	府内及各郷上	次	言	題
	郡	机	郡			郡		島郡		別 上			
							<u>:</u>						
							<u> </u>						
	11]]	二八	1 11	1111, 1110									
三四	= -	二八		\equiv	=======================================	四四	蓋				17	13	1

諸	日向国	肝	*	曽	丞	府内及各郷下	丞	菾	始	大隅国	飯	出	高	伊	蓙	Я	ļ
諸県郡	国	肝付郡	大隅郡	曽於郡	桑原郡	各郷	桑原郡	菱刈郡	始羅郡	国	甑島郡	出水郡	高城郡	伊佐郡	薩摩郡	日置郡	
		Ï		Ï		下		Ï	Ï			Ï			Ï	Ï	ĺ
												<u>五</u> 三、	四九、		·· 四 〇		
<u>:</u> —		100	+	ī	1		<u>.</u>	<u>.</u>	Ŧ		Ŧ			四四		=	
 O		Ŏ	九四	八二	七七		六四	六二	五六		五. 五.	五六	<u>∓i.</u>	四四	<u>F</u> i.	三七	

伊集院郷	日置郡郡山郷	鹿児島郡吉田郷	.之部一	鹿児島部四	部三	一部二	鹿児島部一
	:	伊集院郷	一伊集院郷────────────────────────────────────	伊集院郷	一	世集院郷一二二十七一日置郡郡山郷一二五七中集院郷一二五七一日置郡郡山郷一二十七一二十七一二十七一二十七一二十七一二十七一十十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二一十二<	鹿児島部二

神社調

府内及各郷

上

正一位諏訪大明神

第二 本田出羽守 安養院 明山田羽守

薩摩国鹿児島郡鹿児島

補任、

承久三年五月鎌倉将軍頼経卿御代、

同国大田庄 地 頭職御

祇園天王

当社者島津家御先祖

忠久公信濃国潮田庄御

上社建御名方命 本社信濃国諏訪郡

下社事代主命

(表紙)

被成候テ、

貞久公御下国、信州本社諏訪大明神ヲ薩

御地頭職御任被成併世御領地、

至五代

貞久公御伝領

神社 調 府内及各郷

比ト申伝候、 寄附被成候、

五月五日号五月祭

七月廿八日正祭

大明神ヲ当分之地へ御遷座、宗廟ト御崇、

御遷座之年暦不詳候得共、

凡延文元年之

神領余多御

鹿児島東福寺城脇へ御引移之時、

山門ニ崇置ル、諏訪

児島郡ヲ第六代

陸奥守氏久公へ御譲有、

山門院ヨリ

貞久公鹿児島之郡司矢上左衛門五郎高純御退治有、鹿

州山門院へ請下給、総社ニ御崇敬被成候、

暦応之比、

上

上

ヨリ神事奉行其外之役人ヲ被差分、 右御祭祀之儀、 以前ニハ神領高ヲ以相調来候処、 太守公ヨリ直祭 中古

故、 唯今ハ神領等分テ不被附置候、

当社神位者 申 同年十二月宣命奉納有之、 綱貴公依御願、元禄九年正一位之神階御

右両社之御額者右大臣家熙公之御染筆、 調、

只今之御宮造ハ 吉貴公御再興、宝永八年御成就有之、

本田出羽守

正殿素盞嗚尊

稲田姫号

勧請之年暦不詳 八王子三女五男 六月十五日正祭

祭料五石八斗五升 本社山城国愛宕郡八坂郷祇園社

正一位稲荷大明神

別本 宝持院 出出羽守

祭神

瓊々杵尊

伊弉冉尊

正殿倉稲魂神

元禄九年神階 幣五所下ル故今為五座

本社山城国紀伊国三峰神社(鹽郡)

祭料六石

御当家稲荷大明神御尊崇之御由意ハ、治承三年、御元 袓 忠久公摂州於住吉御誕生之時大雨降、 深夜之いふ

せき無限、

于時狐火照夜奉守護、是則稲荷大明神之冥

之時、

助也、 御吉事ニハ必定狐声

右断之趣如件、

承応四年未二月吉曜日

当社建立之最初 名景俊、応永十五年戊子十月五日棟札有、 神道管領長上卜部朝臣兼起判 前陸奥守藤原元久当司平若狭守諸諱

諏訪大明神坂本村福ヶ迫

建御名方命

世 普 野 院 一 た 膳

五月五日号五月祭 七月二十六日正祭

祭料八斗五升

伝称、往古 忠久公従相州鎌倉当国へ御下国之時、有

子細江州伊吹山御滞在之間、 同国坂本・水口・片本凶

江州坂本「有諏訪大明神ヲ坂本氏守下於此所奉勧請、 賊等之人歳暮・年首之御祝物種々献之、然御下国之時

祭礼之砌奉掛御贄有社参者也、 江州御滞在之間、依為守護神也、于今坂本氏之子孫御 被移隅州末吉云々、 雖然当座前々上下奉祭者也 昔雖有下社、 勝久公

2

多賀神社東福ヶ城

伊弉諾尊 祭神一座

遷之宣旨ヲ焼捨、本官正二位ヲ贈リ、

天暦元年北野に

太政大臣

を建、一条院正暦四年五月ニ勅使宰府へ

年二月二十五日、五十七ト云、其後延長元年三月ニ左

太宰権師五十八ニテ去、又云、

筑紫ニテ崩 者延喜三

四月午日正祭

祭料一石

帝城之丑寅之間二祭事有、 当社者 社近江国犬上郡多賀社、 義久公大龍寺屋形御在城天正年中御勧請、 故此神ヲ日少宮ト称、 寿命

驚頭喜平太 代宮司 出別守

本社筑前国太宰府・山州北野本宮 正一位ニ謚シ玉フト云フ、俗説多シ、

本

天磯 神宮

菅丞相真道 祭神一座

社司司洞院社僧本田出羽院出羽守

二月二十五日 八月二十五日正祭

天満天神宮

中将殿

祭神三座

菅丞相道真公天穂日命後胤

ヲ守給神也

神領高拾五石

貞享三年 光久公御勧請、 御神体網座天神、 光久公

御小刀田中孫右衛門奉刻者也、

菅丞相左遷ニ赴玉フ時、筑前国轉多海辺ニ憩玉ヒシニ、(博) 居奉ラン御座無故、 船之綱ヲ曲敷テ其上ニ奉居御形ヲ

綱場之天神ト奉号也

本社筑前国博多綱場天神

菅丞相者右大臣之大将ニテ、有依時平之讒筑紫江左遷、 祭料五斗二升五合

八月二十五日正祭 北御方吉祥女 菅原是善之男也

蛭児宮

祭神三座

蛭児

事代主命 大穴遅命

神領祭料無之

伝称、大隅国駮騲郡屋久島之神社者此神ヲ崇祭、益救(馭蘖)

集ニ見、此社ニテ、累年浦々魚猟繁栄之祈願ヲ成ス妙哉柴門和語此社ニテ、累年浦々魚猟繁栄之祈願ヲ成ス妙哉 給フヲ此所ニ崇、蛭子宮ト奉称、蛭子之訓議恵美須也

神社卜号、于時往古神体宇津穂船ニ乗、当地大磯ニ着

事于今不絶、蓋此浜ニ揚飛魚ト屋久島之猟師此魚ヲ得 毎年社前之浜辺ニ飛魚自飛揚、 則供進シテ奏神楽、此

之浜辺ニ此魚揚ト、 レハ、必大磯ニ向テ祈願シ、飛魚ヲ捧、 是則神明之妙用タリ、 日ヲ追テ大磯 且勧請之年

本社摂州広田神社 暦不詳、

本田出羽守

台山権現

祭神二座

本田出羽守

兼^(菊) 理 姫 伊弉冉尊

神領祭料無之

勧請之年暦不詳

吉貴公御代当分之地へ被引移、

_{荒迫} 神社

本田出羽守

土祖神 祭神三座

澳津彦命

澳津姫命

毎月二十九日 此神俗竈神也 祭

祭料三石

光久公御代、吉田兼起卿へ御願、

神体御勧請、

貞享三 承応四

年二月守下リ、 鳥越三本杉之前荒神山ニ鎮座、

年十二月此所に奉移、

本社大和国笠山荒神社

本社加賀国石川郡白山姫神社

御再興有之、

4

稲荷大明神御城内護摩所

神 本主 亩 出 羽

在御城内、

於高麗戦死之一狐崇、 本社帖佐郷

祭料一石五斗

月朔日早天、

于今祭祀無退転

抑当社者 兵庫頭義弘公赴朝鮮国玉フ之時、 白狐 赤

十月朔日、 狐之二狐先于 明兵二十万逼於 公乗御船渡彼国 義弘公御父子所拠之泗川 公之陣営、 慶長三年

揮士卒大得勝利鏖明兵、 一狐者死於敵軍中、 御帰朝之

于時一狐出従東門入敵軍、於茲

両公指

新塞之城堭、

後為建祠矣、

中納言様御代、佐竹連光院へ被仰付奉崇云々、(家外)

置有之候、 護摩所鶴ヶ岡八幡宮御建立之棟札年間同 厨子二年間等書記有之候哉、 可 所不動御安 申出旨被

仰渡相糺候処、左之通御座候

護摩所之内へ御安置之棟札者相見得不申候、 右八幡宮

+ 之儀御石体ニテ被遊御下枡形へ御安置有之候処、 四年丑八月、 中 ・納言様思召ヲ以テ護摩所之内 1へ仮 寛永

殿

ニテ被遊御安置、

于今御本殿御造立無御座候、

当分

IJ

毎年十

申 出 候

御仮殿ニテ御座候代格護被仰付置候、

佐竹幸右衛門

彐

処、 護摩所へ御安置被遊旨、 法大師刻彫之尊像ニテ、伊集院荘厳寺へ御安置有之候 同所不動御安置年間等相見得不申候、 貴久公御代大乗院 大乗院由緒之内へ相見得申候 へ御安置御座候処、 右不動之儀者弘 寛永年中

右之通相見得候、

安永八年亥六月御糺付、 表御用人桂杢右衛門

植村

長蔵差出候事、

一条宮大明神 祭神九座

社 佐司 佐藤 外記

猿田彦大神

衢神

東社 本社

彦火々出見命

二龍神豊玉彦命

海

神

廻殿 日神

姉 **炉**豊玉 豊玉彦命第一 御子

天上宮 塩土老翁 事勝国 |勝長狭神

荒神宮 玉依姫 豊玉彦命第二御子

西宮 大己貴命

天智天皇

后

九月九日祭

祭料三斗五升

当社者薩州之一宮枚聞神社ヲ奉勧請、 卜称来候得共、薩州之一之宮紛敷故、 卜部兼連卿改之 初神号ヲ一之宮

勧請之年暦不詳

条宮卜称号奉納有之候

八幡宮

祭神三座

玉依姫

応神天皇

神功皇后

九月[九]日正祭

四所宮・武内・早風社本殿之内に崇

祭料五斗二升五合

祖蔵院 相当 和泉 和泉

神領高無之 ニ勧請、 後坂本ニ勧請也、 祭料其所行

テ二十一座トス、尤秘説也、

祭神三座

久富貴大明神 新照院

頼朝卿 丹後局 東随神者塩屋村境、 勧請之年曆不詳、天正二年再興以来之棟札多々有之、 南随神者中村境、 西随神者田上村

境、 北随神者武村境ニ鎮座

山王大権現西田村

世 世 世 田 志 田 和 泉

祭神二十一座

大物主命 葦原醜男

大己貴命

大国主命

八千矛神 大国玉命

顕国(玉) 上同体略名

十一月初申正祭

本社近江国滋賀郡坂本日吉社者初叡山『勧請、『中山

故二上七社、

中七社ヲ合セ

西郷伊予

阿闍梨

九月九日正祭

神領祭料無之 社司勤之

本社者薩州日置郡郡山厚地村ニ有リ、花尾権現ト称、 薩城之乾ニ去事四里、 建保六年 右大将頼朝卿之木像

之木像ヲ左右ニ安置候、 ヲ正殿ニ被崇、 忠久公御母堂丹後御局卜永金阿闍梨 厚地村ヲ一円ニ為祭田被附置

ヲ爰ニ崇置事、 永金阿闍梨者丹後御局御在世之時尊敬之僧也、 厚地ハ道程遠故参詣ニ悪敷、 今此神 太守貴

久公御代天文年中、 城追ニ別宮ヲ建無恙参社有之、

小城権現

祭神一座

太守貴久公之霊社、 忠国公御事也、

当社者弘治二年 貴久公御建立、

御高祭料等之事不相知

右御社之儀者常二善聚院承候、 故本田出羽守方へハ委

不相知、

内宮

天照大神

左

手力男神

相殿右

外宮

万幡豊秋津姫

高皇産霊御女

豊受大神

左天津彦火瓊々杵尊(彦脱カ) 相殿神 天児屋根命

右前座太玉命忌部氏之祖

九月十六日祭

祭料四斗二升五合

当社者依 外宮ニテ、左之脇ニ内宮之御殿有、 勧請、本宮者江戸芝飯倉之神明也、 吉貴公御志願、 宝永三年丙戌九月十九日 当宮者両宮御内殿 飯倉之神宮者本殿

御

7

奉安置者也

神明宮 御り宮

祭神七座

抱 抱 真 真 院

一愛宕山社		一当社者貞享五	一神領高祭料無之	九月二日正	伊弉冉尊	猿田彦大明:	伊弉諾尊	祭神三座	船 船 連 神 社	筆之三十六歌仙御奉納有之、	一当社者 近衛	一神領高祭料無之	十一月廿八	前ニ同	祭神四座	春日大明神
一天子宮 一諏方大明神上之馬場下格護般若院 久保田		当社者貞享五年辰二月十八日 光久公御勧請、	之	祭		神			本田出羽守		衛信輔公当国へ被成御座候節御勧請、御染	之	八日正祭			前田勘左衛門
下田村	一鎮守	一池之上	一塚田大明神	明之原 岡之原村		一小鷹大明神	花棚村		一八幡宮 トコロ迫 一諏方大明神	川添七村社	吉野村		一天子宮	東語が成り	東語美須	一 六 子 百 方 百 有
	一霧島神社	一諏方大明神	一諏方大明神	ליינע		一諏方大明神			一鎮守大明神 中之別府 一山之神				一山之神	機野三所権現	也山地上之神	一池之上弁才天
		一諏方大明神	一頭の	てしる					一鎮守大明神一三船大明神	磯鎮海	 			一山王門前	一水天	一護 営若摩 宮所

坂本村	一市杵島神社 一山王	一諏方大明神 一鎮守	皆房村	一妙見 一祇園宮 一天神	一諏方大明神 一小鷹大明神	一上之山王 一中之山王	比志島村	一大高大明神 一諏方大明神	華野村		一天神 一池之上権現	川上村		一松尾大明神	一小鷹大明神 一下之宮大明神
				一早馬大明神	一山之神	一下之山王		一鎮守							一愛宕
園田清左衛門	一聖宮	一稲荷大明神	小野村	一山之神	一弁才天	一年之宮	下伊敷村	一熊野十二所権現	一鎮守	上伊敷村		一北山山王	草牟田村		山王
園田清左衛門屋敷内ニ有之、	一神明宮	一瀧本権現		一鎮守社	一天神宮		一諏方大明神	一八幡宮							
		一鎮守			一八幡宮	一鎮守社		一山之神	一鎮守						

一吉水大明神	田上村	一天神	西田村		山王	原良村		一鎮守大明神	司現王	一若宮八幡宮	一諏方大明神	小山田村		一八房大明神	一諏方大明神	一八房大明神	犬迫村
								一山方八幡	一鎮守大明神	一妙見	一八幡宮			一霧島	山王	一霧島神社	
									一鎮守大明神	可鎮守大明神	一宗方八幡			一山王	一早馬大明神	一山之神	
鹿児島郡吉田郷		右二十四ヶ名	一弁才天	中村		一塩竈大明神	塩屋村		一籠勝手明神	荒田村		一鵜戸権現	郡元村		一諏方大明神	一大田大明神	武村
		右二十四ヶ名、永吉村相込、	一日吉山王						一鎮守三社			一岐神				一諏方大明神	
		花野村相	一上														

玉依姫

応神天皇

[仲哀]天皇

正一位正八幡

中馬伊予

薩埵王子権現物鎮守

祭神

(野) 中馬駿河

金吾歳久公

祭米一石三斗

祭祀二月八日

十一月八日

当社神位者永禄九年三月八日宗。宣 勧請年曆不詳 田城主吉田若狭守舎弟美作守ト如何成子細ニヤ不和ニ 日新公御尊敬也、

往古者吉田権現ト為申由、

然処、吉 依

命奉納也、

当所に王子

当社者上古帝王之太子此国ニ御流給候ヲ、

権現ト為崇由申伝候、

前々者神領高三十三石御寄附、

祭米三斗五升

祭祀二月初申 薩埵王子

枚聞神末也

勧請年曆不詳

シテ、於本城村風呂入之折非道之事有之、美作守即時 ニ多人数ヲ殺害シ、文和四年▽⑩三月△二十五日自害

召上候、 当社宝殿

其後モ二石四斗為被召附置由候得共、元和六年右高被

殿

両社取合廊下

拝殿合之間

舞殿

宝殿上屋 舞殿

一善神王両社上

屋

宝

之由、 其怒稠敷故、 其後美作守ヲ権現ニ被崇、若宮八

崇由候、 幡ト申候ヲ、 且又 日新公御代為神領、 龍伯公御代、 正一位正八幡卜為被成御 市来養母村之内一

町五反御寄進、 其後モ高十三石為被召附置由候得共、

元和六年右高被召上、 其以来御祭米六斗五升ツ、両度

御物ヨリ毎年被相渡候ヲ、

惟新様

金吾様御再興之

棟札有之、

御幡八流

右 光久公

吉田美作霊 相殿祭神 神功皇后

美作者吉田城主也、

綱久公

綱貴公

御歌仙三十六枚

11

右 貴久公

御鎧

右 貴久公御寄進、 寛政四年子十二月、御用二付御

兵具所へ差出置候

右之通御寄進物有之候

当社宝殿・同上屋 一宝・舞両殿取合廊下

舞殿 拝殿 一善神王両社

薩州

日置郡伊集院郷

諏方大明神 惣鎮守

小田原左門

祭神

建御名方命

祭米五斗二升余

勧請年暦不詳

事代主命

祭祀七月二十八日

当社者同所石谷村町田ヨリ此所へ遷座、 年暦不詳、

> 当社者信濃国諏方大明神之神主中島宮内少輔ト云者、 信州諏方ヲ奉守薩摩ヘ下ル、于時伊集院之内町田原ト

云所之松之下ニ暫休息シケルニ、 忠国公御鷹野ニ

御

出有、御鷹漏行御愁傷之所、宮内少輔御目掛ニ有家名

御尋故、右之次第ヲ言上ス、 太守命有曰、御鷹相洩

畏神慮ヲ深希之処、無程御鷹御拳へ来、甚御喜悦有テ、 候間、帰復之事祈願可啓トノ 公命也、宮内少輔謹而

当所御城之向へ社殿御造営、件之諏方明神ヲ御安置、

神領等御寄附有、宮内少輔ヲ以テ代宮司ニ被定、紫染

フト云、

之狩衣信州ヨリ為持下由ニテ、

是ヲ着用シテ神勤ニ随

当社棟札之写

御諏方大明神御造営之事

当大檀那藤原忠治十六歳

当奉行鳥取伊勢守藤原政茂三十五歳、其外大工等

名前有、

当社宝殿 舞殿 拝殿并宝・拝取合廊下

舞 • 拝両殿取合廊下并善神王両社鳥居

熊野新宮三所権同所鎮守 嵬

· 永尾右京

祭神

事解男神 伊 弉 一件尊

神領祭米無之

祭祀六月十五 速玉男神

日

当社者 静、 上ニテ難風ニ逢玉ヒテ熊野へ御祈願候得者、 無恙薩州伊集院之内日置浦へ御着岸、 御元祖忠久公鎌倉ヨリ御下国之時、 御舟帆 紀州之海 卸

忽風波相

ヲ新宮ト唱来候、且又十文字御紋付御幡三流・神領高 処ヲ帆之湊、 伊集院麓本城之東ニ被成御勧請候由ニテ、今其辺 御陸卸之所ヲ下リ口ト名付唱来候、 左候

社司屋敷御免地ニテ、本坊ヲ新宮坊ト相唱来候、 百石棟札従 忠久公御寄附被成置、 本坊并脇坊六ヶ寺、 脇坊

致修行来候処、 然者神領高百石者本坊代々支配ニテ、年中三度之祭祀 六ヶ寺ハ壊ニ相成、本坊社司之儀者当分迄相勤来候、

> 酒解神 祭神

大若子神

小若子神

酒解子神

伊集院郷士多人数高岡へ被召移候節

支配仕来候神領高高岡二

被

祭祀三月十三日

歳久八幡社同郷石谷村

島津左衛門尉歳久霊社 祭祀七月十八日 九月十八日

候

神領高三石 祭米五斗六升

当社町田家先祖孝左衛門久東、

延宝八年勧請

山田左門 相左門

福島大明神同郷石谷村

召直候由申伝候

本坊是枝山城坊モ被召移、

13

熊野三所権現同郷石谷村

祠 山官

田左門

祭神前

"三同

祭祀九月九

神領高五石 祭神七斗

当社勧請之年曆不詳

右同人

大汝八幡宮 阿多郡伊作 鄉

洞山官

之内右京

祭神 応神天皇

玉依姫 大己貴命

神功皇后

大歳神 少彦名命

祭祀十月二十五日 鏑流馬有

神領高五十石

勧請年暦不詳

当社者伊作家御代々被遊御尊敬、 猶又 日新公 貴久

公 龍伯公 惟新公被遊御尊敬、 御寄進物御箙 御征

矢・御鞭・御具足、其外段々有之候

当社者伊作家忠長深信仰有之、其後島津相模守忠幸(誕久) 同三郎左衛門忠良、 永正二年丑極月十三日再興ト云々、

四所宮 武之内社 一悪王子宮ハ此所ニテ葦王神ト

京進殿ト入来十二町ヲ持、

彼在所ニ宗久居住ス、

為子

王神是也、其後者国々六ヶ敷無子細候、

其比者伊作左(宗

孫申置処也、本社悪王子京都四条辻ニ在、此社烏丸通

五条下ル所ヨリ社儀ヲ支配ス、

是又祇園之社也

泉涌

寺之内来迎院知行社之事、

新八幡勧請之遺意不詳

諏方大明神 湯之浦 社

有官 同人

祭米三斗 祭祀七月二十八日

石上座

石牟礼妙見 一宝殿 拝殿

右同人

観音 大手之口 一宝殿并上屋 宝 . **拝両殿取合廊下** 拝殿

海蔵院

一 若同 宮郷右 堂

右八幡社者、 日新公御誓願有之、于今毎年十月二十五日鏑 伊作家御代 |夕御 氏神ニ テ被遊 御崇敬

14

候、

寄願下向之時〔壞中〕、伊作惣社八幡社ニ小社作〔説〕葦(回報申)

山田聖栄日記に、京四条に沙汰之守護神御座

굸

流馬 御座 候

葦王神

右神社者 忠宗公御代、 Щ 田 式部孫 五郎久家京都

四

条ヨリ致勧請守下建立ト云、

大汝八幡社寺社方合力銀御修甫所

宝殿 舞殿 舞殿 拝殿取合廊下 宝殿 舞殿取合廊下 御供所 東丁

西丁

鳥居 鐘楼

阿多 郝 田布施郷

山蔵王 権

金峰

祭神

安閑天皇

祭祀正月元日 九月九日

祭料無之

敏達十二年、 百済国日羅聖者応命来朝遇聖徳太子、 而

現仏宝威霊弘法宝区益、 修行暦年、 爾後来于 而推古二年、 此 地、 暫験錫於金峰 於此構三社

Щ

屡感神霊奇瑞、

壇、 奉勅勧請和州吉野蔵王権 現

1 · 云

Þ

本社和州芳野山蔵王権現ヲ推古二年勧請、 孝孫越山超公常々無御子孫事ヲ御歎被遊、(伊作善久) 忠国公之

三年、 山 御子孫繁昌之御祈願、 御願成就之夜、 山中ニテ白装束之神人来テ 月々に丑之時之御参詣已及 田 布施金峰

礼之内、白 来テ胎中ニ入ト見玉フ、 化去、次夜梅窓様御夢ニ、金峰山 山公之前後ヲ遶リ、 汝へ文武二道之男子ヲ可賜ト云テ こ被遊御参詣三度拝

夫ヨリ懐胎、

生之男子今之 日新公也、

文殊堂并妙見宝殿 当社宝殿 舞殿 宝殿・日 申宮 拝殿取合廊下

山王宮并新宮 霧島宮

岩剣宮 鐘楼堂 一本地阿弥陀堂 一二一三鳥居(ママ)

勝手大明神物鎮守尾下村之内麓

愛鬘命

大明寺 二之宮式部

祭祀二月三日 十一月三日

祭米三斗五升

勧請年暦不詳

当社者昔俗に火焼大明神ト云ヘリ、御家御代々御信心

勝手大明神ト神号被相改、 合戦御勝利之御祈願神慮之依奇特 御自筆之御額御寄附有之、 日新公御再興

善神王両社 一鳥居

当社宝殿

拝殿

一宝殿・

拝殿取合廊下

古来者御知行過分二相付、

年中七度之御、為有之由候、

祭神前に同

諏方大明神上下卜有之、尾下村之内麓

二之宮式部

祭祀七月二十六日

祭米三斗五升

左衛門尉忠幸勧請(運久)

当社者延徳二年戌十二月、

島津相模守友久・島津三郎

舞殿 拝殿并石鳥居

当社宝殿并宝殿上屋

舞 拝両殿取合樋

ノ間

阿多郡阿多郷

諏方大明神

窪田金次郎

建御名方神 八坂入媛命

祭祀七月十七日

同十八日

祭米無之

一堂社者 日新公御再興為被遊由申伝候、当 勧請之年暦不詳

城無之故、従 日新公神舞之御立願有之、落城以後神 加世田城長落

舞成就被仰付、 日新公被遊御参詣、 神舞相済上者御(靈芝)

領ヲモ為被召附候得共、[]之節被召上候、 (®gw) 御参詣、 桟敷へ被遊御座候由、御祭二日共ニ 其後地頭ヨリ御代参ノ由申伝候、尤前代者神 貴久公迄者被遊

日吉山王 知 主

江田参河

祭神

熊野三所権現

祭米三斗五升

祭祀正月朔日

六月十五日

九月九日

十一月初申

当社者永正八年十一月八日 勧請ト有之、

当社宝殿・同上屋 一宝殿・舞殿取合樋之間

御供所 拝 ,両殿 善神王両社 舞殿 拝殿取合樋之間

熊野権現

伊弉冉尊 速玉男

事解男

祭祀六月二十九日

九月二十九日

祭米当郷村中ヨリ出

勧請年暦不詳

当社者 節被遊御誓願、 一瓢公忠幸公 加世田暫御手ニ入、夫故別テ御崇敬 忠良公日新公加世田へ

宮御再興之由申伝候

伊佐野諏方大明神愛甲書抜

祭神前 祭祀七月十七日 同熊野

神領高三石

当社永正十六年己卯六月二十八日

忠幸公

忠良公御

勧請ト有之、

右熊野権現社同事歟

高良八幡宮

洞 原官 口

I肥前

号玉垂社

祭神

玉依姫 応神天皇

武内宿祢

祭祀八月十五日

神領高祭米無之

勧請年暦不詳

御位貞観十一年三月二十二日正 (©從)

位

御発向之

伝称、当社者古来中嶽山 二御鎮座、 御進発、天文七年戌十二月二十九日、 中嶽山八幡宮 日新公加 世 田

御参詣御誓願之旨有之、直ニ阿多之内華瀬村立本原ト

入、右永禄二年未十一月二十九日、 云所に陣ヲ張ヒ、 加世田尼ケ城へ被攻寄、 右中嶽山之下ニ社 無程御手ニ

ヲ造立シ遷宮有之、棟札ニ大願主相州入道日新ト被記

日新公御筆三十六歌于今有之、

稲荷大明神同郷新山村

大山祇女 倉稲魂

祭神

土祖神

祭祀十 月三日

祭米無之

当社者永正九年壬申十二月五日 一瓢藤原朝臣忠幸并

忠良卜御神体之後。被記置候、天文七年戌十二月二十

九日、 夜中二被取駆刻、大手口之通路狐火夥敷相見得

候ニ付、

加世田方大手口之用心稠敷、

搦手油断有之候

故、 後ヨリ御掛被成暫時ニ被為攻落、 是明神之依加護

毀破之節被召上候、 也、 故御尊敬有之、 前代者神領為被召付置由候得共 神領垂跡以来十一月三日祭祀相勤

申上候処、 二百疋被仰付候、 尤以前ニハ社頭零落之故、 吉事ヲ申 其後寛文十一年十月九日御証文ヲ 上候に付、 先神楽可仕由ニテ、青 光久公御代右由緒等

諏方大明神

祭神本社ニ同

当社勧請年曆不詳

之、 加世田長々不入御手故、

落城以後御成就有之、

御両公ヨリ神舞之御誓願有 日新公御参詣、 御尊崇相

増候、

宮原惣鎮守 川辺郡加世田 郷

鷹屋大明神 祭神

当家督記和泉

市正

本殿彦火々出見尊 東宮火闌降命

祭祀九月九日 西宮火明命

祭米五斗余

宮原者本阿多之内也シト也、 今加世田ニ属ス云々、

18

以テ御銀二十五枚被相下御再興有之、

玉依姫

神功皇后

仲哀天皇 応神天皇 祭神

祭米二斗余

祭祀

九月一

十五 所中

 \mathbf{H}

瓊々杵尊此辺ニ暫宮ヲ立被成御座候故宮原ト云歟、 所繁茂ス、絶頂無戸室ヨリ五六丁下此地ヲ号シテ竹屋ト云、 Щ 命・火明命御降誕之霊地也、 有、 無戸室々旧跡也、 則三人之臍之緒ヲ竹之箆ニテ截、 山田村ノ内、加世田ノ内、 今社頭ヨリ西之方ニ竹屋 彦火々出見尊・火闌降 其竹刀ヲ捨シ

当社勧請之年曆不詳候得共、 篦竹山有、 其所ヲ竹屋ト云、 応保元年以来御再興之棟

神代所謂竹屋ト云、 ニ作ル、倭名鈔日、今鷹屋

又曰、

阿田郡今薩摩二有、

此所

薩摩国阿多郡阿多郷此所二鷹屋郷有、

之、

当社宝殿 脇宮両社并鳥居 舞殿 拝殿并善神王

数通有之、

別当(ママン 東光寺泉) (院)

八幡宮右同郷益山村鎮宮

江田源五右衛門

当社者 由 方社内へ被遊御隠候節 鳩 依之阿多之地へ被遊御帰陣、 番飛出、 日新公加世 故ニ奉追 田御出陣之砌被為及御難儀、 掛候軍勢ト 敵勢社外ヲ取巻候処、 夫ヨリ間モナク御勝 モ疑シ晴シ引退候 社

内 右

日 諏

当社者堀川院御宇康和二年、 再興、 再興、 再興有之、当分之地へ文明十年社地引移、 奉守始テ罷下、 安永八亥年 然処、永禄六年 益山村中村ト云所へ建立、 重豪公之思召ヲ以テ社頭御再興有 日新公、寛永六年 池 田 藤宮之両 其後度々御 大永八年御 光久公御 士 八 幡

ヲ

右上屋并拝殿 当社宝殿并宝 拝 善神王両社 両 **P殿取合**

諏方大明神 ^{右同郷}

建御名方命 事代主命

祭米三斗六升余

祭祀七月二十四

H

勧請年暦不詳

利有之、 別テ被遊御崇敬候 再 左候テ、 天明元年 重 鳥居并本地堂 舞殿片浦有之

豪公三位老君思召ヲ以テ社頭廻都テ御再興有之、

鳥居二字并神 垣 廻

当社宝殿

拝殿

一宝殿

·拝殿取合廊下

野間権現

祭神

社 鮫島和泉

愛染院格護

火闌降命 西宮瓊々杵尊(東カ) 東宮火々出見命

鹿葦津姫

火明命

祭祀正月二十日

宮原大助 宮原大助

勧請年暦不詳

祭米六石

神代巻所謂吾田長屋笠狭之崎トハ此所ヲ云ル歟、 今野

間之御崎ト称スル事媛瑪国ノ婦人流来テ此社会祭ヨリ

野間権現ト号スルナルベ 又当社之祭祀往古ヨリ于今至テ シ、 古来ヨリ神殿ノ美麗異于 太守公ヨリ御代

当社東之宮 参御 !番頭ヲ発遣シテ神事ヲ執行シ玉 西之宮 右両宮上屋并拝殿 フ、

十二所権現

当社宝殿 · 同上屋 宝・

拝両殿取合廊下

粒司 鮫島

和泉

拝殿 一鳥居

熊野権 現

祭神

伊弉冉尊 速玉男

事解男

祭祀九月十九日

祭米無之

当社者加世田五社之内ニテ

日新公被遊御尊敬候由

リ 奉® 守 開基至徳二年乙丑九月十九日、 松坂山へ安置之由、然処天文七年戊戌十二月二 権僧都法眼 和州芳野 日

松坂坊慶中法印御道筋御案内仕、 十九日 日新公加世田入之節、 右権現堂前ヲ被遊御通 川辺郡山田之内桃之

日月野、 木渡瀬ヨリ 武田村之内前田門へ御出被成候由 加世 田川畑村之内舞敷野 御 通 於御中途 夫ヨリ三

義久御息災安全、天正十三年乙酉五月二十七日ト書付

拝殿

一鳥居

宝殿・

拝殿取合廊下

棟札二、 御太刀大小 当社者 日新公御勧請、 祭米一斗七升五合 九玉大明神 之御祈祷執行仕来候由申伝候、 毎年十二月晦日護摩供ヲ執シ、 代檀方被下、今二怠転無之、 慶中へ御祈願被仰付候ニ付、 ニテ護摩供ヲ執シ祈願仕候由、 右 祭祀十一月二十八日 事勝国勝長狭神 猿田彦太神 川辺郡坊泊郷 龍伯公御寄進之由申伝候 奉造建大檀那九州太守島津修理太夫藤原朝臣 一御鎧 二領 年月伝記等不詳 右ニ付佳例之旧式ヲ守リ、 当分 長井伊豆 松坂山へ走帰、 然者右依忠節七島ヲ永 御武運長久、 鳥原惣太郎 国家安全 右権現社 妙見神社 祇園社惣鎮守坊村岩尾崎 祭米六升 当社宝殿・同 当社勧請年曆伝記不詳 銭三貫文 勧請年暦不詳 此所かちの湊三ヶ津之内也、 祭料無之 当社宝殿并廊下 有之、 祭神 祭神前 祭祀九月二十九日 川辺郡鹿籠 皇神 に同 領主 同 上屋 郷 祭祀六月十五日

山崎三太夫 社職

一拝殿并鳥居

坊津八景有、

川辺郡山田 郷

王子大明神

高野甚七 高野甚七 高野 本太夫

祭祀九月九日

天智帝之皇子

祭米三斗五升

当社勧請之年曆伝記不詳

鳥居脇へ王子陵ト申伝有之、

琵琶一面

右 日新公御自作御寄進卜申伝有之、

当社宝殿 拝殿 一宝殿・拝殿取合廊下

飯倉三社大明神惣鎮守 川辺郡川辺郷

高良長門 高良長門

祭神

東之宮天智天皇

西之宮倉稲魂命 中之宮天智帝之皇女

若司

伝称、飯倉大明神者倉稲魂命、和銅年中奉崇天智天皇 神領高一石三斗九升余

第二之姫、又天智天皇ヲ奉崇也、故今以テ為三座、

開

中納言様両度御参詣、御筆之御額御寄進有之、(家久) 聞之別社也、

近衛信輔公御参詣、福寿之花瓶一御寄進ト申伝有之、

家久公 日新公 久世公(島津)

右御寄進段々有之、

天智天皇二之御姫玉依姫陵卜申伝、飯倉社外本地堂之

後へ有之、

永正十三年 忠隆公、天文八年 忠良公、天正十九年 (@五)

忠良公・貴久公御再興之棟札有之候、其後以来之棟札

モ有之、 飯倉社内両若宮者上古川辺家氏神之由申伝候、

舞殿・拝殿取合樋之間

当社宝殿

舞殿

一宝殿・舞殿取合廊下 鐘楼

東宮 西宮

善神王両社

聖宮

祭祀二月五日 九月九日

当社宝殿

舞殿

.

拝両殿取合樋之間 拝殿

御供所 宝 月再興之棟札有之、

善神王并鳥居

諏方大明神 麓城内鎮守 右同郷

祭米七斗五升 祭神前同 祭祀九月二十八日

当社勧請年暦不詳

中宮大明神
龍下郡村惣鎮守
総黎郡知覧郷

赤崎参河

当社勧請明徳之比卜云、 且伝記等不詳、

祭米三斗五升

祭祀九月九日

豊玉姫 祭神

元亀元年午六

·舞両殿取合廊下

祭祀九月九日 其外祭祀有之

聖宮塩土老翁

姉姫宮豊玉姫 廻殿日神・ 二龍宮豊玉彦命 東宮彦火々出見尊 本社猿田彦太神

月神

綿積神社是也、 潮涸瓊・潮満瓊

天上宮玉依姫

西宮天智天皇 荒神宮大己貴命

后

勧請年暦不詳 神領高二百六石

祭米十四石八斗余

枚聞神社 一宮 延喜式神名帳

頴娃郡頴

娃 郷

薩摩国頴娃郡 座

枚聞神社

祭神

田中孝左衛門

宮記

又号綿積神社

桜井甚右衛門社司三家

池田勘太夫

別 瑞 治 紀 右 京 院 京

一当社宝殿 勤所 拝殿 四足堂 懷殿宮

一西宮 二龍宮 荒神宮 天井宮 姉姫宮

聖宮

東宮

本地堂

法納堂

鐘楼堂

一御馬屋 僧座 長丁御供所 御酒甕屋

一・二之鳥居

御陵

神垣石

岩屋観音

和銅 請也、 頴娃郡開聞 天皇十年十月三日、 ニ石之小倉有、 入海値豊玉者即此地也ト云ヘリ、然ニ人皇十二代景行 年中ニ開聞山ト改号スト云 此島山初金畳山ト云ヘリ、 Щ ハ大古龍宮界也、 伊弉諾尊・大日孁貴・伊弉冉尊三神勧 一夜之間ニ涌出スト云フ、 地神四代彦火々出見尊 中 古ニハ 長主山 嶽之頂 下云

之地ナラズ、 玉彦之元に隠シ奉ル、 兄火闌降命逆心ニヨリ塩土老翁奉敵 代彦火々出見尊者大隅国正八幡宮ニ美津御舎ヲ建玉ヒ、 説ニ神代龍宮界トハ別国ニテ海童宮之事也、 此社ヲ和多津美ト号事、 今琉球国成ベシト云、 豊玉彦ハ別国之帝王ニテ、 豊玉彦之生国海宮之表称 龍宮、 三年ヶ間海神豊 琉宮ト 地神四 日本 相 涌

成ベシ、

神代卷日蔭草曰、

彦火々出見尊橘之小戸ヨリ船

乗玉

薩摩一宮モ海宮神社トテ出見尊・豊玉之一門九人ヲ祭着島ト云、海童之神宮有リ、故ニ社檀ニ湯津杜ヲ植也タヲ二里計リ行玉フハ開聞山ト云海宮也、上之山ヲ鴨ヒ薩摩国山川之湊迄五十里計リ有、船ヨリ揚玉ヒ浜バ

神代藻塩草曰、豊玉姫本国ハ今之薩摩之内也シヤ、レリ、豊玉彦ハ事代主成ベシトモイヘリ、

去

妻之儀ニテサツマト名付ルトモイヘリ、

伊茂播和素珥誉能據鄧馭鄧母

モ云、なれハ無目堅間に船の着し島の義也、又山を長主山トなれハ無目堅間に船の着し島の義也、又山を長主山ト万葉にも澳津島鴨ト云フ船ト詠り、船ヲ鴨ニ寄て云辞

照姫ト奉称也、是を上都ニ奏し、依宣旨二歳之御時入六日也、仙人是を恠て育幽庵、与智通智達、御名を瑞・八日也、仙人是を恠て育幽庵、与智通智達、御名を瑞・田修行シ玉フ、時ニ鹿来て舐法水之日光忽現懐孕之七日修行シ玉フ、時ニ鹿来て舐法水之日光忽現懐孕之一孝徳天皇之御字、当山之岩屋ニ於て神仙塩土老翁春三

御酒甕屋

甕二

玉フト云

に御着船也、 時に白鳳元年壬申六月朔日、 此由を問奉るに皇后答曰、 時 御発輿にて伊勢国阿濃津ヨリ御船に召て御下向有、 安東・桜井等を供奉トシテ、 依之数人之宮女嫉妬之心深く、 改号し奉る、 十三歳之御時天智天皇之后ニ立玉ふ、 し為妨皇后企雪打之論、 海中に於て二之甕浮出て御船之跡に随流来る、 潜に内裏ヲ出御し玉ヒ、 于時天皇御寵愛異于他、 即 開聞之麓に御仮殿を造営して御住居し 依之皇后事之害アラン事ヲ恐 龍宮ヨリ我に贈り玉フト云、 白鳳元年二月、 薩摩国頴娃 于時大友皇子宮女二組 生国に帰ラン事を思召 傍こ如無宮女、 御名ヲ太宮姫 郡 小川瀬之浜 (電) 志賀都 侍共

> 楽之神酒を造来て今絶事なし、 山家に行御甕調替、 大風吹社内破損、 其時右甕一破損ス、 本之如奉安置也、 故に是を千年酒 古ヨリ御祭御神 依之桜井家紀州 ト申伝

京し玉ふ、

鎌足大臣是ヲ鞠養し奉ル、

漸御生長ニ及、

天智天皇元年壬申、 候 大和国長津之宮に御

春三月、

都を近江国志賀郡大津に遷、

同十年冬十二月

座、

同六年之

幸有、 三日、 馬・長山其外二十四家供奉にて摂州難波津ヨリ御 ス、 有て薩摩国へ御下向、 国ニ行幸アリ、 皇夫ヨリ大和国岡本之古宮に御座し、 知 唯 天皇頻に后之事を思召、 天皇一之宝剣ヲ帯白馬ニ駕テ、 御沓之落留リタル所ニ陵ヲ立ケルト申 更に無還御、 苅萱之関に黒木造之宮を仮に立て御座 永く山林ニ交り給ハ、 時に日州鸕戸権現前ヨリ 跡を慕ヒ玉ヒ、 明年是ヨリ丹波 Щ 城国 御行衛ヲ不 池田 - 伝候、 山階ニ行 /風荒な 乗 天 吹 有

居ヶ原に洞院内裏を造営して此離宮に御座ス事已三三 十有年之春秋を経て、 麓御仮殿ニ入御し玉、 十九にて崩御し玉ふ、 当社之陵ニ葬ト云々、 慶雲三年丙午三月八日、 白鳳二年癸酉五月五 日也 其翌々元 御年七 即鳥

内牟瀬之浜に随来山 海に御漂船有し時、 右之甕者皇后大宮姫命薩摩国頴娃郡御下向之砌、 天津彦屋根命 川 海中ヨリ浮出御船を慕ヒ、

て小破に及、

今其所を甕破坂ト云ヘリ、

然に正治元年 之甕者中途に

ヨリ持参之時、

Щ 川之

此南

志布志ト櫛間之間に御

着船也、

夫ヨリ頴娃郡

開聞

山之

に皇帝ニ契り后妃タリトイヘトモ、我ハ是国常立尊之 明帝之和銅元年戊申六月十八日、皇后御託宣に曰、 仮

九歳、 垂跡日神之化身ト宣ヒ、即日ニ薨御し玉ふ、御年五十 当社之陵ニ葬ト云々、

一説

本社大殿宮

中尊国常立尊 大日孁貴

大宮姫命

右三体奉崇御一体

田心姫命 瑞津姫命

市杵島姫命

吾勝命

天穂日命 天津彦根命

活津彦根命 熊野大隅命

降誕ト云リ、 右相殿八神同殿上勧請之由意者皇后大宮姫命日神後現 此縁起ニ依テ相殿ニ奉勧請也、大殿宮正

テ同体トス、 即此神体同皇后大宮姫命卜称ス、天智天 面之御神体者日神大日孁貴之神体也、

尤国常立尊を以

皇西之宮ニ座して本宮トセスト云々、

天智天皇記曰、 九月天皇寝病不豫、庚辰病疾弥、 十 二

> 貞観二年▽⊜三月△庚午、 月癸亥朔乙丑天皇崩于近江宮、癸酉殯于新宮ト云々、 薩摩国開聞神従四位下、 同

八年四月辛巳、薩摩国開聞神従四位上、元慶六年十月

戊申、薩摩国開聞神正四位下、

当社之神地神代巻龍宮段に符合ス、宮殿ヨリ三町計

ij

聞社境内玉之井辺昔者木犀多く有タル由、今に其残有 馬場末に玉之井ト云所ハ此辺之百姓村曰玉之井門、 開

ルト云

神代巻龍宮段ニ、湯津杜樹トアルハ今之木犀之事ト

云ふ説アリ、

玉之井旧跡十町村ニ有之、和多津美之門前ニ井アリ、

豊玉姫水を汲玉ふハ此所也ト申伝候

御陵一ヶ所本殿之東社庭囲垣之中へ両后有リ、⑩田

此所を

天智天皇并皇后大宮姫命之御陵卜云

塩土翁石彫体

岩屋之仙宮一字

右之所、皇后大宮姫命之御誕生之場ト云、

仙宮者観音

岩屋観音堂之後石崖先年崩落、 右脇之下開聞社ヨリ山手之方八丁位 其折地上ヨリニ三尺之

所ェ三日月之如形自然に現出して今ェ有之、

御馬所 仙 田村之内に有之、 此所天智天皇之御乗馬置

玉ふ所也ト申伝候、

神櫃 一往古ヨリ伝来之由、 不明之箱卜申伝、 神符ニ

披候儀無之由候、

永観二年開聞正一位御託曰、 献玉帛贄不備神馬鏑流馬而已、 雖為時々祭祀礼餉等専不 我於籠宝殿祭日不開内

長山、 所以不受神事之備、 此五家云々、 因茲於社殿五家評議して九月九日 仍示池田 有馬・ 桜井・安東

殿、

定大祭会也云

大祀五月五日、天照大神天之岩戸二籠玉祭也、 五月五

日ヨリ御戸を閉、 笛太鼓等を不鳴、 九月九日暁御戸開

也

九月九日大祭会、天照大神天之岩戸を開玉フ祭也、 古にハ勅使并大宰使御下向にて御祭有来候処、 往

中古ヨ

大野嶽権現

祭九月十九日

之、 リ勅使代坊津一乗院、 且又従 忠久公御代々様被遊御崇敬来社ニテ、慶 国主代頴娃地頭参詣にて御祭有

七日被遊御参籠御願望為御成就、 長十四年三月、琉球御退治為御立願 同 十五年御宮造営有 惟新様当社へ一

之、

同九月九日大祭会にハ為被遊御直参由、

左候て、

近衛信輔公文禄年間左遷薩摩国坊津浦に留連し玉ひ望 鏑流馬之儀元和 五年迄有来候処、 其後致断絶候

開聞嶽給て

テ

薩摩かた頴娃の郡のうつほしま これや筑紫のふしといふらん

ウツホ島名所部也

諏方大明神 惣鎮守

外都川和泉

祭神二座 一前 同

祭祀九月二十八日

神領等無之

当社勧請年暦不詳 伝記前 =

右司 同

当社宝殿 拝殿 宝・ 拝両殿取合廊下

祭米一石

勧請年暦不詳

熊野権現 惣鎮守麓 指宿郡山!! Ш

郷

紀若 紀若狭

祭神

伊弉冉尊 速玉男

事解男

祭祀正月元日 九月九日

神領高一石余

祭米一斗七升余

当社者大永年中建立、別当開山頼仁法印紀熊野ヨリ守 下候由申伝候、 家久公琉球御征伐之砌山川迄被遊

御出馬候上、右熊野権現へ御祈願之儀別当十九世 へ被仰出、 琉球御退治之後慶長十六年戌十一月被遊御 丘頼真

再興候、

当社宝殿

拝殿

鳥居 宝 ·
拝両殿取合廊下

諏方大明神成川村鎮守

祭神本社ニ同

神領米無之 祭祀七月二十八日

有馬右京 社司

五十六代清和帝貞観十六年甲午十一月十日勧請、

西之

姫

荒仁宮大己貴命

子日月尊

宮天命開別尊、

指宿郡指宿郷

新宮九社大明神惣鎮守

国常立尊本社瑞速日大宮姫命

大日孁貴

相殿

活津彦根命 天津彦根命

天穂日命 天忍穂耳命

熊野日命 田心姫命

瑞津姫命

市杵島命

東之宮彦火々出見尊 聖ノ宮塩土翁 二龍宮和多都美宮(鹽尊) 姉姫宮豊玉姫 天井宮玉依 懐殿宮照美

四十二代文武帝慶雲三年丙午二月十日建、

神供所 天津児屋根命随神経津主命 武甕槌

祭祀二月 迄三日之祭 + 九 月 九 日 十 月 + Ħ 前 日 1) 翌 Н

一祭米五斗二升余

于茲蘇 Ŀ 御 直風穴に於て翫楽之御遊有之、 当所多良浦 着船有之、 三十九代天智帝元年壬戌立后云 新宮九社之縁起者国 人王三十七代孝徳天皇之御宇白雉元年庚 "尋候、 日帝 御 滞輿之様申伝候、 休 年 二月十八日辰刻、 土 -被遊 部退 山叟ト 翁命修行し玉刻、 風穴に御滞輿歟、 御 松林有之、 御滞在にて候、本山へ三十六年 御にて、 -申者 被遊御着候、 座 四 一十代天武帝白鳳 [常立尊及天照大神崇敬之霊場にて、 同 叟之祠にて候 大宮姫之御居場西方村山之社右大宮姫之御居場 同六月朔日山川 御腰掛之松卜称申 Ŧī. 大宮姫被遊御変化 同四年乙亥五月朔 鹿来て舐法水、 H 今多良大明神之社場にて候 又者当分陵卜申伝之場 長主山 丑日、御道規法仕奏神祀候、其後崇風祭神祈年穀十月中之 二之内 (靈牟) 江州志賀大津宮 元年壬申正月二十 御幸之砌当宮之 候、 仙 忽懷孕之粧 戊、 瀬之浜 H 人奉育之、 明和年間落、 於長主 天智帝 所 被 御 遊 ア Ш

難調旨、

地

頭鎌田出雲ヨリ依願高三十石被下

置候得

三百四十五石余有之候処、 奉勧請 震火、 元明帝 之廟 立、古今神事用水之場ニ候、カ葏迫ト唱申候、其後祠を 由、 於爰天皇献水茶、 上古神領十一丁五反命指宿十九丁村ニ有之、 格相定玉ヒ、 年之後、 在 相続継目之節西之宮へ Ė 世三十二年、 ヲ建葛城宮ト称候歟、 堀内・ 御神託之訳ニ依て、 和銅元年戊申十一月三 開 五十六代清和代貞観十六年甲午七月長主 聞新宮九社大明 今神道之官領 指宿 文武帝慶雲三年丙午二月三日 両家之遠祖奉勅神霊遺器安置 其 、奉拝、 夫ヨリ長主山 介地ヲ沫 神ト 同十一 無 先年毀破之節: 今西之宮ト号候、 ボケ迫ト 他、 日大宮姫崩御、 直 本迹縁起之神道起 月十日開聞宮準八 恒 例的 神 玉ト へ御造営有之、 祠冠服之宣命 被召上御 = 申 相 一伝候 高にし 承仕 百六十八 四 崩 十三代 天皇 祭 来 神 Ш 誤今 て申 7 規 社 就 同 御

有之、 是又其後都て被召上、 之御神事数度有之、 神事相調候、 記等元和六年庚申七月二日之洪水ニ致流失候 先規ヲ以テ地 当 時公務之御祭祀 神供 頭 当分御 所へ 神酒差出 祝 物ヨリ御祭米年々被 物等堀内家 ヶ年に四 候、 ヨリ 其外節会月次 度 調進 司御 代 相 仕

当社宝殿 拝殿・長丁取合樋之間 拝殿 宝宝 ·
拝両殿取合廊下 長丁庁屋御供所

鐘楼 善神王両社

中宮大明神物鎮守 指宿郡今和泉郷

有馬鉄右衛門社職

豊玉姫

祭神

祭祀九月九日

祭米一斗

当社宝殿・同上屋 宝 ·舞両殿取合廊下

拝殿・舞殿取合廊下

一鳥居并善神王両社

八幡宮 祭祀二月初卯 観音

八月十五日 祭料一貫十二文 祭料右同

当社宝殿 拝殿 樋之間并鳥居

石小祠

善神王両社

観音堂并不動堂

稲岩 稲元 荷

二月初卯 二月初卯 (靈年) 祭料右同

当社者天徳四年五月二十一日指宿領主甲斐守公建立、 十一月三日 祭料八百五十一文

私領被相定、 座二候処、今和泉家御取立、大磯之内御給、 時宝暦三年酉六月、二社今和泉へ御遷座 指宿之内

藤原安近棟札有之、右社者鹿児島大磯御仮屋御庭内鎮

奉成者也、

当社宝殿 鳥居 宝殿廻四方石井垣

給黎郡喜入郷

正一位三百余社大明神

浜島参河 浜島参河

祭神不詳

勧請年暦不詳

祭祀十一月三日

当社神位者享保二十一年丙辰、 領主肝付典膳伴兼遠依

(前出中宮大明神ノ抄ナリ、本記事ハ省略ス)

中宮大明神麓下郡惣鎮守

赤崎参河

給黎郡知覧

願正 位宗源宣命奉納有之者也

正一位伊佐智佐六所権

現

春官

1駿河

祭神

天正六年再興棟札有之、

当社宝殿 · 同上屋 宝 舞両殿取合廊下

舞殿

鳥居

事解男

伊弉冉尊

羽島宝昌院

速玉男

若宮大明神

浜島参河

肝付家先祖国兼霊社

天文年中、 後元和年中、 隅州始羅郡溝辺郡 肝付弾正兼氏神体此所へ移鎮社造遷宮有(武) \wedge 肝付越前兼演勧 請 其

祭米五斗二升余

祭祀正月三日

九月九日

+

月二十日

熊野本宮合号六所権

現

当社神位者正徳三年吉田家へ申願、 勧請年暦不詳

熊野権現を奉守下、 奉納有之者也、 往古熊野ヨリ 同心最所祁答院藺牟田へ降、有、@臨 瀬戸山並竹之内両家にて

正一位之神階宣命

天文八年己亥、相州・薩州御両家谷山於紫原及御一 戦

依て当社へ深御誓願有之、 三月十三日 貴久公御出馬、 同二十六日御和談有、 数日之御合戦無御勝利、 玉林

内御目見御祝言之折柄、 之一左右を言上す、其外川 城へ御着、 地頭大野駿河・伊集院山城、 頴娃小四郎・喜入三郎御味方 辺 市来 高城之地頭各随 其外諸士於城

谷山郡谷山郷

31

偏御願力奇特トノ御事にて

身申ニ付、以之外御喜悦、

猶御信仰有リ、 御寄附之品物左ニ記、

御鎧

御太刀一 腰

大般若経 御箙二腰 部

右品々并神田十六丁祭用トシテ御寄附有、

当社宝殿 舞殿 拝殿 宝殿・拝殿取合廊下

善神王両社并鳥居

稲荷大明神下福元村

大 右^司 同

祭神前に同

祭祀十一月三日

伝称、抑谷山郡玉林ヶ城へハ往古寺山出羽籠城にて、 太守貴久公此城を責給時、 城下ヌメリ石ト云所ニ設床

有之旨御祈願、 故、 当城今日御手ニ入候ハ、、 于時白狐来、 已落城故当社ヲ造営し、 公甚御喜悦有リ、島津家之御佳例 稲荷大明神を御勧請 神領三町御寄 可

附有之者也、

当時神領無之、

諏方大明神 ^{上福元村}

岩倉河内 岩倉河内

祭神前に同

祭祀七月二十八日

地頭

祭米三斗

当社者古来谷山家勧請 年暦不詳

川辺郡硫黄島

熊野三所権現物鎮守

祭祀正月元日

長浜頼母

潟ニ流レ、 此島に年を経し時奉崇ト云々、 当社勧請之年暦不詳、平判官康頼・丹波少将成経薩摩

旅の歌に

薩摩かた沖の小島にわれはありと

親にハつけよ八重のしほかせ

ひけるといへり、委ハ平家物語に有り、 千載此歌ヲ読て、之卒塔婆に書付て古郷の方へ流し玉

節者、 社頭修造之儀、 彼島在番見賦ヲ以御船手へ相付、 島人助力ヲ以相調候、 雖然島人不及手 寺社奉行所へ

花尾大権現厚地村

日置郡郡山

丹後御局

右大将頼朝公

申出 .候節応修甫、 合力銀被仰付候

川辺郡黒島

黒島大明神

勧請之年暦不詳

日高右京 同高右京

聖大明神 右同竹島

熊野三所権現

祭祀九月九日

勧請之年暦不詳

(永) 安楽出雲 宝

井上駿河守

祭米四石五升

永金阿闍

祭祀正月十三日 其外祭祀有之

御局、 厚地村一円祭田トシて御寄附有、然処十五代 太守貴 云て御局御在世之時尊敬被成僧之木像トヲ左右ニ(®mで) 且. 当社者奉称花尾権現候処、寛政元酉年神祇道管領卜部 内陣に被掛置候、 ニハ当国守護所ト 右脇十一面観音にて御座候、且又将軍家御願成就、 廟執務兼帯被仰付、平等王院へ御寄進之采地厚地村 久公御治世天文年間、大乗院御建立被成、花尾之御神 保六年右大将頼朝公之木像を御安置、花尾権現ト被崇 良供ヨリ大権現之号被授候、鹿児島之乾四里之程厚地(僄) 九月永金敬白ト銘有之、数多之霊鏡に仏体ヲ鋳付、 大乗院へ御寄附に候、 神廟者島津之御元祖豊後守忠久公君父之義ヲ以テ、建 ト云所ニ御勧請有、別当寺ヲ号満家院厚地山平等王院 忠久公之御母堂丹後御局之木像卜、永金阿闍梨卜 嘉禄三年十二月十二日御逝去、 御局御自愛之御鏡同所に被納置候 忠久公御願主ニテ、建保六年戊寅 御本地者中尊阿弥陀、 任御遺言於此所 左右薬師、 御

をはいます。 これに これが これが これ ない これ な

之、二基共ニ遺骨納置申候、于今大乗院をして当社別永金之石塔有之、又比企判官能員石塔之由申伝候も有

当職ヲ兼摂せしむ、節序之祭祀怠事なし、

当社御物御修甫所 仁王門 寺社方花尾山神主居宅御

検者附御修甫所

座之間・玄喚之間

玄喚并中門・長屋并小門

寺社方

一御幡二流

一御刀一柄一御戸帳三金襴

一御剣一振

右四行 吉貴公御寄進、其外 竹姫君様 重豪公(継豊継室)

御

前様・太守様・於須磨様・嶺松院様御寄進物有之、(音貴卿室)(継豊卿室)

一之宮大明神東俣村石同郷

忠 祭 神

丹後御局

惟宗広言

供奉随身五十二体脇座

祭祀二月三日 十一月三日

祭米三石

祭料青銅千三百疋

右両行天明五巳年被召附候、

一勧請年暦不詳

抑一之宮大明神者島津之御元祖忠久公為御鎮座之霊場、

爾来雖曆年月之久、粢盛、食伝而不絶、神廟・舞殿無廃

一年丙午夏、新有国命為御修甫所、十月十二始運斧、壊者蓋以神徳之有光輝而有敬神之篤実也、曰若享保十

へ御社参有之者也、

到於十二月十八日畢、

故

太守様御在国之節者必当社

有之、

御額

面

斉興公御寄進、其外 重豪公并嶺松院様御寄進物

出水郡野田郷

若宮大明神下名村

祭神

忠久公

祭祀二月朔日 十一月十五日

祭米無之 勧請之年暦不詳

当社者御元祖

忠久公御入国薩州山門院野田へ暫被為

居候御屋地之跡へ尊像ヲ祭崇ス、若宮大明神ト奉称 云々、今ニ其所ヲ屋地村与申伝候、寛永十三年大願主

藤原光久公御再興之棟札有之、

被

当社 仰付候 重豪公思召ヲ以テ、寺社方検者附御修甫所ニ

当社ヨリ戌亥之方ニ当リ一丁余之所へ老杉有之、 此所

忠久公御灰塚ト申伝候

熊野三所権羽 現

祭祀九月九日 祭神枚聞神社 +

祭米三斗五升 勧請年暦不詳 月四 日

木上右近

稲荷大明神惣鎮守 日置郡 市 来 郷

大明寺

瓊々杵尊 倉稲魂神

当 有 有 用 右 川 右 近 七 近

同殿神狐

伊弉冉尊

祭祀九月九日

承元三年丹後御局御勧請 祭米五斗二升余

当社者比企判官能員妹丹後局を まし、既妊身ニ成らせ給ふ、然に頼朝卿之御台二位殿 頼朝卿御寵愛お

L

妬ミ深く、八文字民部太輔ニ給り、 ニ至り玉ふ時、御産気に強ク逼り、 石上に座して 治承三年摂州住吉

久公御臨産し玉ふ、折しも大雨降、 深夜前後を苦しむ、

于時狐火明照して昼のゴトク辺リヲ奉守護、是即住吉 ®ほ

社稲荷大明神之冥助也、故に 忠久公当国へ御入部之

之内八町八反、大里村之内五反、 神霊を請下し玉ヒ、祠を此所に創建して、湯田村 伊作田村之内五反、

時

十二坊舎を被建、 其後 隅州串良之内浮免一町被召付、

35

大明寺を以て別当職ト

神社調

府内及各郷

中

大ニ得勝、

御帰朝之後当社之内に神狐ヲ祭て相殿に座

白狐東門ヨリ出敵軍中に入、

両公

十月朔日之日出、

弘公二先達て御座船ニ乗奉守護彼国に渡ル、

慶長三年

御鎧

領

ス、

右賴朝卿御着初之御鎧卜申伝、

御奉納有之候処、

天明

(表紙)

神社 調 府内及各郷

中

祭米無之

義弘公

忠恒公朝鮮国二御渡海、

白狐赤狐之二狐

義

中

月御母堂丹後御局御勧請卜云、

厳島大明神 厳 職 島 田

右二行

忠久公御下国之御祈願、

建久七年辰二月御母

大明神

之内引替御奉納有之、

七年未十月御用ニ付差出候処、

当分ハ御兵具方御在合

当社宝殿

拝殿

一宝・拝

両殿取合廊

善神王両社 御供屋

箱厨子二通

獅子釣台二通

一之宮大明神

祭神

天狭霧命 地狭霧命

祭祀九月七日

当社者 御先祖忠久公御下国之御祈願、

建久七年辰二

堂丹後御局御勧請

鶴岡八幡宮 鎌倉鶴岡八幡宮

御霊大明神 一今熊権現

宇都湯稲荷大明神 一日吉山王

安楽権現 一包宮大明神

右七社者 丹後御局御下国之時、 市来之内大里村鍋ヶ

城へ建仁三亥年中御勧請、

祭神

天智天皇之皇女

神領高七石三斗余 領主

祭祀二月三日 九月九日

十一月三日

当社勧請年暦伝記不詳

当社宝殿 舞殿 廊下 善神王両社

鳥居

日置郡日置郷

八幡宮

祭神前ニ同

原口摂津

祭祀九月十五日

祭米六斗八升 領主

当社者永禄年中勧請

当社宝殿上座 宝 拝両殿取合廊下

拝殿 鳥居 御供所 一善神王両社

御霊八社大明神惣鎮守

鶴田和泉

日置郡吉利郷

祭神

祭祀九月九日

祭米三斗 領主

伝称、当社者景政之霊社ヲ崇ト云、雖然古来八社ヲ祭(鎌倉) 电

当社宝殿 山城国御霊ヲ崇歟、勧請年暦不詳 舞殿 石鳥居 一宝・舞両殿取合廊下

宝殿上屋

吉利郷

(@多) 久留島大明神 惣鎮守

山崎肥後

日置郡永吉郷

鬼丸大明神勝手城 石官 石同 人 元禄十一

年寅九月勧

請

ス、

祭祀三月十六日 + 月十六日

祭米三斗 領主

称占家隅州根占領地之砌、 彼地ニ 勧請ス、 後吉利ヲ給

之時霊社ヲ崇、 故今佐多・ 根占ニモ此神勧請之年暦不

建部大明神

祭神

大己貴命

祭祀二月初午

+

月初午

祭米一斗一升

当社者祢占之元祖小松之孫子清重下向大隅国小根占ヲ 領スルノ時、 州建部大明神ヲ勧請 ス、 小松子孫小根

占ヲ去吉利ヲ領 故二此所二遷鎮、

平野大明神於城屋敷鎮守

祠 鶴官

田和泉

殿第二仲哀天皇 平源 氏氏 神神

殿第四天照大神 県社天穂日命 秋篠氏神 ・ 菅原・ 大口 (江) 氏神 神神

祭祀四月初午 十一月初午

祭料一斗一 升

平 元禄十一年寅九月吉日祢寝丹波清雄勧請、 ·野大明神御同体也、 抑当社者称占家之氏神代 所祭山 1々崇敬 城国

異于他、

故吉田兼連卿へ申

願、

平野二殿之勧幣ヲ守下、

祭米二斗 祭祀九月九日

饒速日命

天香

Ш

命

当社勧請之年曆不詳 産子中

入枝采女

猪之日 (圖田)

大明

神

置郡串木

野郷

当社宝殿 拝殿・同上屋 一宝・拝両殿取合廊下 祭米三斗五升

東・中・西嶽熊野権現冠嶽

順格護 順峰院

当社宝殿三 拝殿二 宝殿三屋

中嶽

高三十九石九斗三升四合三勺七才

西嶽宝殿取合廊下

松尾大明神下名島平

祭神

大己貴命

市桙島姫命 諸神

此神者松尾勧請之以前ヨリ鎮座歟、

月読尊

大山吸命 本社勧請

祭祀九月二十九日

祭米二斗 産子中

諏方大明神

祭神前ニ同

祭祀七月二十八日

同一斗七升

当社勧請之年曆不詳

羽島崎大明神

梅北加賀

祭神

大己貴命 天活玉命

祭祀九月九日

祭米一斗七升 産子中

当社勧請年曆不詳

諏方大明神

薩摩郡高江郷

祭神二座 本社ニ同

祭米一斗七升五合

当社勧請年暦不詳

祭祀七月二十八日

梅北数馬祠官

神領高一石三斗

祭祀十一月三日

九月九日

大物主命

当社勧請年曆不詳

祭米五斗二升五合

入来之内日置 (重)

溝口孫太夫 社職

久木原権現 ^{惣鎮守} 薩摩郡川

内 Щ 田 郷

社

野職

拝殿 宝 ·
拝両殿取合廊下

当社宝殿

大宮大明神 祭神

是枝源太夫

薩摩郡入来郷

当社勧請年曆不詳 祭米一斗七升

祭祀九月二十九日

祭神不詳

崎太兵衛

祭神

入来院又六郎重時霊

祭祀九月二十四日

神領高四石五斗

当社者入来院石見守平重頼之曽祖父又六郎重時之霊ヲ

建立新社崇置、其霊称雖号於日吉、 アリ、 因茲重賴祖父伯耆守前司重国相於入来院副田村 然非神祇管領之神

月二十三日於美濃国関ヶ原遂戦死、

其霊示現奇妙之事 慶長五年庚子九

重時者当家之正統十五世之孫也、

号未慊重国心、 承応弟四郎年ナリ乙未春二月、鹿児島(3第)(3即)明暦元乙未春二月、鹿児島

諏方神主正大位宇宿若狭守藤原久広有春 (③**) 太守命趣京

師之〔使宣〕、憑久広請神号於神道管領長上卜部朝臣兼《後便章》 許諸号重来明神、為鎮札以賜焉、且復請依卜部朝臣(③・・・・

兼起写共額兼〔従ス諸〕書之、以重来神社件神器久広愛(②共) (②起赤語) (②是永語)

起、

带之来格而附与乎、重国於茲乎撰吉日良辰所以鎮座也

摩郡 樋脇 郷

之宮大明神

溝口新太夫

大物主命 初大宮大明神与称、

祭祀二月二日

十一月三日

神領高一石三斗

祭米五斗二升五合

当社勧請年暦不詳

諏方大明神惣鎮守斧淵 薩摩郡東郷

社 田司

中小右衛門

十日計痛候、

祭神

大物主命

祭祀七月二十八日

祭米一斗五升

当社勧請年曆不詳

当社宝殿・同上座

舞殿

拝殿

鳥居二

薩摩郡 東郷

藤川村北野本所中ヨリ修甫、 文政年中 重豪公思召ヲ

> 天_(神ヵ) 以テ寺社方検者附御修甫所ニ被仰付候、

祭米三斗三升

祭祀八月二十五日

勧請年曆不詳、当分木像之神体者所郷士高橋清五郎先

祖京都北野ヨリ守下タル由申伝候、

陵ト申伝候場所無之候得共、塚木ト申伝鳥居脇へ有之

候松木三十年以前御物御取下方へ伐除有之候処、当代

宮司八蔵先祖即日ヨリ頭之小鬢双方錐ニテモミ候様三

故法者中集致祈念候得者、返木植付候様

候処致生育、当日ヨリ病気致快気候由、古老之者申伝 御鬮卸候、故乍病中松苗ヲコヤシ来、六月炎天ニ植付

候、当分鳥居脇へ盛長イタシ候松ニテ有之候、

社脇二反余梅樹ニテ、右枝、等に召仕候得者、腹痛其外 諸病差起リ、段々不思儀之事トモ有之由ニテ、女童迄

モ右枯枝迄モ取散不申候、

之者持帰儀者不相叶由、 梅之実熟し候節、氏子中者申請候得[候]共、近在他郷(竈)と) 中途ニテ病気差起リ、 先年近郷之者梅実代宮司 直に其身走帰返上イ

持帰候節、

当社勧請年暦不詳 祭米一斗七升五合

祭祀九月二十八日

大物主命

御

供所并統

籠

当社宝殿

拝殿 所

宝

· 拝両殿取合廊下

タシ候得者、 即快気為仕由候、

他行又者致渡海候者、自身二奉誓願梅之実致懷中候得

無難二有之卜申伝、又者申請帰参之上返上仕来候、

梅之実申請荷物へ召入置候処ニ、坊泊沖ニテ及破船 先年所郷士三原源六琉球道之島へ罷下候砌、 金灯炉并

右梅之実致返上置タル由候、

乗組人数中之荷物散々ニ相成候得共、

迄モ無恙陸ニ卸候ニ付、

祭神前

当社宝殿・同 神領高五石 上屋 領主

宝

· 舞両殿取合廊下

舞殿并鳥居

源六者勿論荷物

兼善大明神

-山甚覚

北郷常陸介相久霊社

祭祀八月晦 Ħ

諏方大明神 惣鎮守

薩摩郡中郷

郷

祭神

神領高五石 領主

詳也、

勧請年曆伝記、

日州都之城正一位兼善大明神之社記:

白羽大明神

白

和

町 中

ヨリ修甫

火雷神

祭祀十一月三日

薩摩郡平佐 郷

稲荷大明神

野崎織部

祭米一斗 領主

勧請年暦不詳

三代実録、薩摩国貞観二年三月二十日庚午、従五位下

白羽火雷神、

神代巻一書曰、所謂八雷は在首曰大雷、在胸曰火雷、

薩摩郡山崎郷

飯富大明神

祭神

倉稲魂命

祭祀十一月十日

諏方大明神

木山左門 木山左門

薩摩郡隈之城郷

火雷神 祭神

祭祀七月二十八日

一祭三斗五升

祭料九升 号花飯

当社勧請年暦不詳

祭米五斗二升五合 勧請年暦不詳

志那尾大明神宮里村

祭神不詳

祭祀二月三日

祭料無之

祭神

日吉山王 日吉山王

伊佐郡藺牟田郷

江州日吉同

祭祀正月元日

八月朔日

十一月初申

三代実録曰、 下志那毛神、 勧請年暦不詳、 薩摩国貞観二年三月二十日庚午、

鮫島助之進

従五位

祭米二斗

領主

当社勧請之年曆由意不詳、寬文寅炎上焼失、寛文三卯

年島津豊前久武建立、

神領高十三石六斗二升 領主

大后神 大后神

伊佐郡大村郷

祭神内宮三体

当社宝殿 当社勧請年曆不詳 拝殿 鳥居

諏方大明神

祭神前に同

当社勧請年暦不詳

神領高十二石一斗七升

領主

祭祀七月二十八日

税所甚太夫

祭米三斗五升

祭祀正月八日 天照大神万幡豊秋津姫

九月三日

当社宝殿 当社勧請年暦不詳 拝殿 宝・拝両殿取合廊下

鳥居

伊佐郡宮之城郷

松尾大明神

種子田掃部嗣官正祖代

市之大王

元山右近 利官

伊佐郡黒木郷

祭神 祭祀十一

月八日

祭祀十一月十五日

天照大神

外ニ二体

東郷ヨリ宮之城へ引移、

以後家臣稲留掃部長元此社

ヲ

当社勧請年曆不詳、領主二代島津図書忠長、

慶長年中

勧請ト云々、

伊佐郡佐志郷

阿字賀大明神

祭料六斗

勧請年暦不詳

当社宝殿 舞殿

丸 目 伊子

当社宝殿

拝殿

宝

拝

両殿取合廊下

紫尾権現与称ス、

所中出米ヲ以祭祀有之、

諏方大明神 惣鎮守

岩崎肥前

鳥居并善神王 一両社

宝 · 拝両殿取合廊下

古紫尾三社药 伊佐郡鶴田 郷

祭神

権

現

事解男神

伊弉冉尊

速玉男神

祭祀二月朔日

九月九日

十一月朔日

紫美神従五位下、

勧請年暦不詳

三代実録曰、薩摩国貞観十年三月八日壬寅、

正六位上

当社者古来始テ此所へ勧請シテ後紫尾山へ奉崇、 故古

祭米一斗七升五合

祭祀七月二十八日

祭神前同

別 高 高 音 田 肥 前

善神王両社・

同 Ŀ 屋

当社宝殿両社・同上屋

拝殿

当社者応永三十三年丙午七月勧請

紫尾山三所権 現

祭神前同

祭祀九月二十四日 十一月二十四日

勧請年暦不詳

当社伝記等不詳、紫尾山絶頂ニモ紫尾山権現ト称シテ

所へ一所ニ合崇有之、故ニ紫尾山三所権現ト申伝候由 原村之権現下宮之由、 石之祠有之、上宮・中宮・下宮ト三所ニ安置、当分柏 尤絕頂之権現并柏原村之権現此

当社勧請年暦不詳 祭米三斗五升

当社宝殿并拝殿

祭祀九月九日

舞殿

一宝・舞両殿取合廊下

一善神王両社 鳥居

舞

拝両殿取合樋之間

一宝殿上屋

所中出米ヲ以テ祭祀有之、

若宮八幡宮

祭神

明久之霊

稲荷大明神

祭神前同 相殿

妙見

祭神前同

当社渋谷氏吉岡三郎重直、 薩州祁答院柏原院依御朱印

宝治二年下向、 両社勧請ト云々、

- 祠 前官 同

祭祀九月二日 (靈三)

当社者大島出羽守有久之正嫡忠明西原八幡卜号、嫡島 祭米無之

故有テ天正十三年乙酉三月二日 テ討死、生年十六才、初大口西原八幡同社之内雖崇敬、</br> 龍伯公此所二移鎮云

津次郎四郎明久之霊神也、享禄二年丑九月三日大島に

新納武蔵守忠元棟札有之、

長谷川駿河

熊野権現

伊佐郡羽月郷

祭神前

同

伊佐郡大口

郷

宇佐八幡宮

二之宮右近 郡山寺

忠明之霊

祭祀十月十三日

祭米五斗二升余

当社者 太守陸奥守久豊公第四之御子大島有久之正嫡

はで、シースリニョニー・ PB、スコセ、もヨコ、ミーキ上候得共不及御手、忠明粉骨ヲ尽シ軍衆ヲ亡ス、其大口ニ陣ヲ張手強ク相働及難儀、故鹿児島へ御加勢被忠明之霊ヲ崇、忠明者大口領主ニテ候処、求磨相良家

処求磨菱刈家ニ逆意有之、享禄三年庚寅七月二十七日忠賞トシテ大口三百五十丁御賜、大口殿ト為申由、然

幡ト同社ニ御崇候、然に天正十三乙酉年、依有奇瑞大共忠勤、故天正七年霊社ヲ建立シ、西原八幡・若宮八六才ニテュ原三日 羽月大島村ニテ対菱刈勢戦死、父子院、菱刈大和守押寄於城内忠明戦死、子息明久生年十

ヲ従 龍伯公増旧制御殿御造立有之候、忠明兵術名,之場大島村へ同三月二日令移、同十六戊子年、西原八幡(®タン) ロ地頭新納武蔵守忠元へ有命、若宮八幡ヲ明久戦死之

右通御取持、右静謐相成候由申伝、于今毎年十月十三

前々ヨリ御名代参有之候処、近年地頭代

勇将ニテ憤強戦死之後、

火災奇異之事ノミ有之候得者

日御祭有之、

願之由ニテ今ニ懈怠無之候、先年者鏑流馬為有之由候場市ヲ成、町人数千人可令群集之由 太守貴久公御誓ヨリ御代参所中郷士御供相勤候、翌十四日、於神前馬

得共、

当分市町計ニテ候

之時、明久之首打取候者ヲ見掛追行、其敵ヲ討取、故忠明臣下□宮原十郎兵衞ト言者、明久大島村□テ戦死

同士之者二人ヲ以テ西原八幡善神王ニ取立ノ由申伝候

甲一頭・太刀一腰・鎗一本

右社内へ奉納有之、御寄進等之訳不相知但永正八年未十一月日波平家吉作ト有、

当社宝殿·同上屋 舞殿 拝殿 御供所

善神王両社 一鳥居

宝

·舞両殿取合廊下

舞

拝

両殿取合樋之間

宇佐八幡宮

祭神前同

多才真匠

祭祀九月十九日

祭米五斗二升五合

当社建久三年九月九日、豊前国宇佐八幡ヲ菱刈家勧請

ト云々、

ハ、西之原八幡宮合力銀之筋ニ相見得候、但寺社方合力銀御修甫等之筋ニ相見得候、由緒帳

熊野権現 惣鎮守 伊佐郡 Щ 野郷

薬師堂并二王門

寺モ寛政八年辰四月寺家焼失ニテ、御文書等都テ致焼 寄作に依て焼失セサリシト所中申伝候、且又格護永福 之内ニ有之、其尊体ヲ其儘致安置候、大師一国一仏之 者焼残リ、尊体コゲ候迄ニテ、形以前之如クニテ灰塵

成尾伊予

社 永 祀 書 寺

小苗代秘仏薬師

右薬師者伝教大師作、

国

仏ト称シ市山村之内に有

道 忍 公

龍伯公御寄進田地一町八反御花押之御

二之宮右近

当社宝殿 当社勧請年暦不詳 舞殿

舞殿・拝殿取合樋之間 一宝殿・舞殿取合樋之間

御供所

諏方大明神

祭神建御名方命 八坂刀売命

付之御目録有之候処、天正九年、右地面御取揚に相成

明和六丑年、薬師堂都而及焼失候得共、仏体之儀

貞和六年正月七日御花押之御文書有之、天正八年庚辰 文書、且又将軍尊氏公ヨリ田地八町二反無公役御寄進(々 マ)

龍伯公御代新御寄進田地五反八丁御大老五人名

二月

祭祀七月二十六日

当社勧請年暦不詳 祭米一斗七升余

妙見大菩薩 高城郡高城郷

祭神前同

祭米五斗二升五合

祭祀九月二十九日

当社勧請年曆不詳

祭神前

祭祀九月九日

有馬河内

当社宝殿·同上屋 拝殿 一宝殿·拝殿取合廊下

高城三社権現

祭祀七月十日

高三石 高城六右衛門家ヨリ寄附

当社者渋谷家城主之時慶長年中、渋谷備前守父子三人内一石五斗祭米 一石五斗寺料

ヲ崇祭テ、三社権現ト称、

諏方上下大明神惣鎮守

薩摩郡百次郷

祭神

当社宝殿・同上屋 拝殿 一宝・拝両殿取合廊下

祭神

天照皇太神

瓊々杵尊

栲幡千々姫

祭祀九月十五日

其外祭祀有之

神領高八百六十七石三斗余

一勧請年暦不詳

神代巻曰、久之天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向

皇孫瓊々杵尊之帝都也、亀山西北之山腰ニ可愛陵者今可愛之山陵ト云々、薩摩国高城郡水引郷八幡新田宮者

神亀山社頭之山内に中之陵有、其次ニ端之陵有リ、是孫之御尊骸ヲ葬シ所也、此一山ヲ陵山ト号霊山也、又五代村之内也、新田之社頭ヨリ相隔事一里計、是則皇

皆同陵之御璽也、凡往古ニハ天子之陵所々に設置、何

実々故有之御事也、又此山ヲ亀山ト称事、神亀山ヨリ

レヲ正ト不知様に御璽を崇、御尊骸葬所ヲ深く奉隠事

以下武内宿祢等ヲ祭五所之別宮トス、五所八幡之内也ヲ亀之尾トス、古来ヨリノ祝号也、又当社に応仁天皇五代之陵山マテ一山之号也、神亀山を亀之頭トシ陵山

八幡新田宮高城郡水引郷

観樹院

設テ是ヲ祭、 天皇者中興之聖主日本文武之大祖、 ニ神功皇后ヲ会祭、 故ニ此時ヨリ八幡之号アル敷、 武内臣モ亦功業莫大成ヲ以神祠 四所宮者住吉三神 新田宮ト ヲ

向国降不(靈営) 称スルハ古来之宮号成ベシ、諸神記曰、 神宮薩摩国亀山鎮座ト云々、 新田宮者雖日

当社者皇家之御尊敬最異于他、 祭ニハ遠ク勅使ヲ発遣し神慮ヲ恭敬シ、 昔者毎年六月(〕之大 万民ヲ役して

八幡宮印銅印也、

祭祀ヲ執行し玉フト也

此印今ニ有、 神前勤方有之家々被任職分之時、公文所

権、印・座主兼政所・殿上検校其外四人、銘々致書判補の教を設定して執行賞職補任書調、正月十一日卯之刻、執印職・にて執行賞職補任書調、正月十一日卯之刻、執印職・

薩摩倉印

任紙頂戴仕来候

此印当分無之、昔二十二ヶ所郡院ヨリ諸祭用途之物相

候節、 証文に御印戴候由申伝候

高等御拝進之書附、 建治元年九月十四日蒙古降伏御祈祷関東御教書、 御造立等之綸旨、 建暦三年十二月鎌倉殿ヨリ 御剣 并御 且又

其外院宣等数通有之、

為異国降伏御祈祷被寄附料 吹起賊船悉破損、 時二凶徒沈海底也卜弘安六年八月 所三郡御祈之節、 神風荒く

日文書ニ有之、

太閤秀吉公御動座之節モ、 内之儀者放火狼藉等禁制為有之由候 大切成御宮之由被聞召、

宮

承安三年、正殿以下門廊等炎上、

御陵三ヶ所

社伝

可愛陵瓊々杵尊御廟所 右社頭ヨリ ^西に当二十一丁五代

中之陵天照太神右

右社頭ヨリ戌亥之方三丁二十間社山之内

端之陵天忍穂耳尊右同

右社頭ヨリ戌亥之方三丁十間

社山之内

御太刀一腰鳩丸無銘 右御拵鳩之彫物、 御太刀正宗之由申伝候

右同長光銘有御戸丸

御

小サ刀一

腰助宗

禁中様御寄進、

忠国公・惟新公・秀吉公御制札、

光久公・綱貴公・吉貴公・重豪公・竹姫君様(継豊継室) 於須磨(吉貴側室)

樣御銘々樣御寄進物有之、 八足四足堂会廊

備所 当社宝殿 公文所 舞拝殿 四所宮 拝殿 彼岸所

拝殿 ·彼岸所取合廊下 番所

番所 ・会廊下取合廊下 武内宮并武内宮寺社廻廊取

合廊下 可愛陵 一鐘楼

二十四社 善神王両社 荒神社 端之陵宮 高良宮 中之陵宮 中王宮 陵之木之井垣 早風宮

宿神宮 上御供所 大己貴宮・同上屋 上下御供所取合廊下 下御供所 久留宮 弥勒

堂 仁王門 毘沙門堂 稲津阿弥陀堂 明王堂

一・二・三之鳥居

降来橋材木蔵 土蔵

右寺社方検者附御修甫所

天満天神

国分寺

神領高九石一斗

薬平 寺中

薬師堂

客殿・本堂取合廊下

山王宮 五代村惣鎮守

社 寺職 田

平右衛門

祭神前同

祭祀十一月初申

祭米一斗七升五合

当社天文十五年丙午十一月勧請 当社宝殿・同上屋 拝殿 鳥居 宝・拝両殿取合廊下

出水郡阿久根郷

開聞神社

鮫島駿河

祭祀三月三日 祭神頴娃開聞 神同

十一月三日

祭米三斗五升

当社勧請年暦不詳

当社宝殿 拝殿 一宝・拝両殿取合廊

加志久利大明 出 水郡 茁 水 郷

別当工大佐渡

幸善寺

応神天皇

祭神

三女神也 本社神功皇后 第三御殿住吉三神 第一 御 殿天照太神 祭祀二月三日 第二 一御殿姫明 八月 神

朔日 + 月三日

神領高六十石

之由申伝候、 紫小戸之檍原之潮路ヨリ化生シ玉ふて住吉明神ト現給 請年 曆不詳、 然ルヲ日本最初三十三ヶ国に定リ、 出水郡大宮加志久利大明神ト -申者、 玉 筑

Щ 薩摩之為大社出水・肥後之堺加志久利山へ奉崇、 の名かたとり加志久利大明神ト奉申候由申伝候、 則 尤 彼 に大社一社ツ、御立之由候、

後六十六ヶ国に相分之刻

六年

吉貴公御再興

則宇佐 也 第四神功皇后也、 明神田霧姫命也、 此三社ヲ二之御殿一社に奉崇之 第三底筒男・ 中筒男・表筒男

第一之御殿ハ日神大神宮、

第二御殿ハ姫明神ト奉申

候

由申 本 ·地迄悉致焼失候、 伝候、 然処ニ古来彼山に野火入て本社 縁起等其砌捨リ為申由 ・末社

> 左候而 者をと被仰出候て、 衛門ト申者ニテ候得共、 幡宮へ御参詣被遊侯、 惟新公御初地入之刻者、 帖佐衆野村兵部正祝子·真幸衆黒 前代ヨリ之大宮司者池上次郎左 大宮司之儀ハ[志がくへなる] 加志久利并箱崎八

高麗御加増トシて出水郡御賜之刻、

高三十石被召付候、

元和年中、 召移候事、 寺社之知行被召上候時分モ、 加志久利ハ

木伝太夫・

座主帖佐山田正田院快誉、

此衆御意ニテ被

国之宗廟之由ニテ、

本領六十石其儘にて被召置候、

右

当社御再興之棟札数通有之、 之高ヲ以テ年中十二度之御祭祀有之、 尤当分之御宮作者、 享保

之見ルヲ以テ加 此社之古鰐口に加志久利ト書ケリ、 久利ト云ハ、 此 山ヨリ海原ヲ見ニ 世久利山ト云、 加世布利トモイフ、 加世ヲ繰よふに海 或 É 山之名加 世

金幣 御太刀二腰 振

御 幡 流

御

右三行 吉貴公御寄進、 其外 継豊公・ 浄岸院様・

重年公・於須磨様方御寄進物有之、

当社籠所迄寺社方検者附御修甫所

箱崎八幡宮

黒木安房

神功皇后

応神天皇

武内宿祢

祭祀九月二十四日 九月二十五日

祭米五斗二升余

本社筑前国博多郡箱崎郷誉田天皇

之帝之祠也、 出水郡宗廟筥崎八幡宮ハ本社筑前国博多郡箱崎郷誉田 地近博多、 是順眼異国之意也、 昔箱崎

ニ号八幡、堂(爨当) 有白幡四流・赤幡四流、 自空降下此地建社崇大神、 故

末社平位殿・桜位殿・住吉現王也、

当国へ御勧請之旨趣ハ、 忠久公為三州之太守、 出於

懇祈也、 商船悉帆破楫摧而不知其所之、 関東浮西海之日、 故其感応不虚唯宮舟無恙着岸御当国、 於博多海上有逆風簸船之愁、 于時 公自被念八幡宮 諸国之 此御願

> 立 御願 御勧請為令護封疆安置此地、右之趣ニ付テ 出水郡山門院野田之内新御堂へ右社頭被遊御造 忠久公依

其後出水之内名古浦へ御勧請ニテ、(護) 流馬等不相替有之候処、名護浦之儀ハ磯辺故大潮之時 神領等被召付、 放生会之砌ハ三騎之鏑流馬有之、 神領八町相附、 鏑

事御座候処、御池へ鏑流馬駆入軽我有ニヨリ、 鏑流馬難儀ニ付同断、 今和泉へ御社被召直如旧規御神

御宮被召直有来候、 御神領亦ハ御祭等如以前有之候 当宮内

処、 然高麗御出陣之節被遊御立願被得御勝利、 忠辰代ニ殿領ニ相成候時分、右神領被召上候、 出水郡為御 雖

等前代ニ不相替候、然に寺社之高被召上候砌、 加増御賜、 早速神領三十石被召付、 御神事之節鏑流馬 右神領

浜殿東脇御池之中に松有之候処、 不相残被召上、于今御物ヨリ無断絶御神事有之 忠恒公高麗御

茁

被成候処、 之砌、依御祈願八幡宮鳥居御建立二付、 中ヨリ鉾出て今社内に奉納有之、 右松御伐ラセ

合廊下 当社御再興之棟札数通有之、当社宝殿 拝両殿取合廊下 善神王両社 横下横丁両所・ 舞殿 四足堂 ·四足堂取 舞殿

宝

名護浦八 幡 宮

祭神前 に同 祭祀二月十二日 十一月十二日

箭筈嶽ヨリ洗切リ磯辺へ幾万トモ不相知火相見得、

偏に稲荷大神之御方便ト申伝候

故加藤勢引退タル由

之勢出水沖へ兵船余多乗来、

蕨島迄焼払候刻、

夜中

夫

祭米二斗六升

当社御神体之後二、天文八年己亥十一月十日、 識安昆、 願主吉定ト有之、箱崎八幡宮ヲ古此所 作者知 被召

直候処、 唱申候、 今和泉へ御宮被召直、其跡宮之由、 往古ハ祭米二斗ツ、毎年被相下、 大潮之節鏑流馬難成故ヲ以テ、出水六月田村 今名護浦八幡ト相 御祭有之候

然処天明七未年、 処被召揚、 其後ヨリ名護浦中勧米にて御祭有之来候、 重豪公依 思召御宮御建立、 且又

祭米二斗余被召付、 于今毎年御祭祀有之候

稻荷大明神

祭神 大山 |祇女 倉稲 魂 土祖神

祭祀十一月二十八日

祭米無之 勧請年暦不詳

崇敬候 当社者出水五社之内ニテ、 由 慶長十七年之高帳に茂神領十石 前代ハ神領等被召付被遊御 ト相見得、

其後都テ為被召上申候、

然処肥後城主加藤主計

頭清正

薩摩国 甑島郡甑島

新田八幡宮

用笠山式部 同笠山式部

瓊々杵尊

祭祀九月十九日

祭米一斗五升

当社ハ嘉祥二年宮里氏先祖勧請、 高城郡水引新田

宮ニ

同

六王大明神中甑島

祭神不詳

当社造立天正五年丁丑十一月棟札有、

元大明神

右同人

日笠山助之進社司

敷塩大明神	天満天神社	諏方上下大明神	三年未十一月小川伊勢守建立棟札有、	往古勧請之年曆不詳、于	一当社ハ同国高城郡水引郷	一祭米五斗七升五合	祭祀九月十九日	神功皇后	玉依姫 応神天皇	祭神	八幡新田宮	下燕。 弁才天
日笠山和泉	原崎九左衛門	原崎武左衛門	建立棟札有、	勧請之年曆不詳、于時永正十年辰仲春炎上、大永	新田宮へ会祭所之別宮ヲ崇、						日笠山和泉	有言 右同人
一祭米一斗七升五合 祭祀十一月初申 九月九日	大己貴命	岩剣大明神 ^{惣鎮守} 大隅国始羅郡重富郷				一当社宝殿 拝殿 一宝·拝	一当社勧請年曆不詳	一祭料三斗五升	祭祀七月二十八日	誉田天皇	祭神	諏方大明神 ^{惣鎮守} 出水郡長島
H H		後藤 右近				拝両殿取合廊下						増田肥前 増田肥前

御析願、天文二十 年甲寅十月二日御勧請ト云々、 圖山 一当社ハ渋谷家岩剣在城之砌、 貴久公合戦御勝利之依

当社宝 舞拝 殿 向 拝 宝 舞両殿取合廊

拝両殿取合廊下 善神王両社・ 同上屋 石鳥居

重富寺院

円明 所 院 南泉院末御免地

高四十六石

客殿玄喚

持仏堂

護摩堂

客殿・

持

紹隆寺 净*

净光明寺末右同

高七十石 客殿玄喚 本堂 同向拝 本堂・客殿取

合廊下

始羅郡帖佐

新正八幡宮

格護 原河内

祭神

応神天皇

玉依姫 神功皇后

大歳神 少彦名命 大己貴命

> 祭祀従十月二十四 日 同二十 Ħ. 一日終

祭五斗二升五合

岩水了清、昔大隅国為男山八神領之時、®精 当社ハ弘安年中奉勧請、 男山八幡応神天皇也、 了清当国ニ有 本願主

輿御入津、 八幡勧請之旨趣、 故即其入江ヲ名八幡ヶ江湖、 隅州始羅郡帖佐郷松原浦下着八幡御 自夫数十丁ヲ

隔て川上御着船之所ヲ号船津村、 又東三十丁村有大池

之地ヲ定時、 池中ニ霊山一夜ニ涌出ス、其辺ニ御輿ヲ居、 東之方に当て有峨々タル高 山 嶺上之青 八幡勧請

松に八流之幡忽然トシテ顕、 八本之松二掛候、 了清即

希有之思ヲ成シ、偏ニ八幡之奇瑞ト存、 嶺上に奉勧請

新正八幡、 自爾累代万民奉仰者也、

義弘公高麗御渡海御祈願有首尾好御帰朝、

故御願成就

ニ付、八流之御幡御寄進有之、

義弘公関ヶ原御出陣之砌御祈願

=

付、

慶長九年甲辰十

一月、三十六歌仙御奉納有之、 忠恒公御筆之由 画

者市来治右衛門尉家鎮筆也、于今神庫ニ納有之、

宰相様六十六本之神舞被仰付、 御幡有之、 其外 光久公御寄進之

一当社宝殿 拝殿 一宝・拝両殿取合廊下

御供所并鳥居 一善神王両社

帖佐郷

稲荷大明神 社頭上屋寺社方合力銀修甫所

祭米二石五斗

祭神 神狐

祭祀十一月二十八日

惟新公依高命高尾城ニ奉葬死骸、社檀造立シ、其霊ヲ当社者於朝鮮国戦死之神狐也、死骨壺ニ納此地ニ持渡、

附并祭料二石五斗被仰付置、毎年十一月二十八日祭祀崇テ稲荷大明神ト号ス、神領高一石五斗四升三合御寄

令執行之処、元和年中右神領共被召上候、

然ルニ赤狐ハ戦死敵軍中、依而御帰朝之後御祠ト云々、門入敵中、於是(両公大指揮士卒遂御勝利、悉鏖明兵、義弘公・忠恒公所拠之泗川新塞之城堭、于時白狐出東

鹿児島御城内護摩所之稲荷社者、

1 棟札

奉造立稲荷宮護持信心大檀那

藤原義弘朝臣御武運長久故也、

慶長三年戊戌十二月二十八日

大願主大行事樺山美作入道長寿、小行事竹内備前守、

右棟札裏書

藤原義弘朝臣敬白、

奉勧請稲荷大明神於朝鮮国御戦死

住吉大明神

園田彦右衛門

祭神

天照太神宮 宇佐明神

中納言樣御代御勧

請、別当社之分神也、二三丸外御庭稲荷社者、宝曆十(@判)

四年護摩所稲荷御勧請也、

右二之丸外御庭ト有之候得共被相糺候処、御本丸外

重豪公へモ御届ニ相成候段、寺社方御帳内ニ有之、

御庭へ御勧請之稲荷社之由ニ而、

其段高輪大老隱居

住吉明神

神功皇后

当社和銅元年辛戌二月朔日、 鈴木三郎政氏・同四郎政

祭米三斗五升

仲哀天皇

良勧請

帖佐寺院

総禅寺 福昌寺末御免地菩提所

高三十二石 一心岳様御石塔・上屋・ 同外廻石井垣

高二十七石

有 相 順 形 際 院

大乗院末右同

客殿

心岳寺 福昌寺末右同 一高二十石

客殿 茶堂 同取合廊下 待衣療(寮力)

高三十石 願成寺 净土宗京都知恩院末不断光院末御免地 客殿 阿弥陀堂 十王堂

始羅郡蒲生郷

正八幡宮

社 瀬 戸

山加賀

祭神

仲哀天皇 応神天皇

神功皇后

四所宮 武内社 早風社

天社天神

国社五代

祭祀

六月晦日

祭米五斗二升余

当社ハ人皇七十四代鳥羽院之御宇行賢執印之時、 御進納銀二匁相渡

姓舞清下大隅鹿屋ニ下向、若宮八幡宮安置、(愛舜) 癸卯閏二月二十一日、 蒲生院 八勧請、 蒲生・吉田 保安四年 藤原 一両院

神領司ヨリ代々居住ト云々、

楠田大明神北村惣鎮守

谷川十太夫

当社宝殿并上屋 拝殿 宝 • 拝両殿取合樋之間

右

惟新公御寄進、

其外

龍伯公永禄元年御寄進物

正八幡宮へ御額

面

蒲生寺院

祈願所 千手院 大乗院末御免地

一客殿

菩提所 永興寺 能州総持寺末右同

高七石 一客殿 一大門

始羅郡山田郷

黒島大明神

川俣右京

祭神五座 勧請神不詳

祭祀正月元日

祭米五斗

当社勧請年曆不詳

山田寺院

祈願所 正田院 大乗院末御免地

高一石 客殿

菩提所 陽春院 福昌寺末右同

高一石余 一客殿

宝現大明神

始羅郡加治木郷

竹下伊賀 社司

祭祀十一月十八日

当社者求磨相良之御息女求磨御前卜申、 御前様ニテ候処、御離別ニテ隅州山田之内辺川村へ被 惟新公始之

川村にて被成御死去、被対 上様色々快異多有之候に 成御坐候、御離別之後御憤深、種々御難行候て、終辺

付、 惟新公飯野へ御在城之節、阿弥陀如来に御崇、

置、 保寿院ト申寺御造立ニテ、寺領等御寄附、右寺へ御安 御崇敬可被成由御誓約にて、帖佐へ御在城之節者

印為御使京都へ被召登、吉田家へ被仰達、 山田之内寺師村へ社頭御建立有之、宝現寺開山光規法 本地十 面

観音、宝現大明神ト神号御申請被成侯、

米一俵ツ、 当社宝殿上屋 宝·拝両殿取合廊下并拝殿 山田下名村

帖佐寺師村

右二ヶ村、古来ヨリ十一月十八日御祭礼ニ付、 為御祭

米差上来候、

祭神和州春日同 (愛大明神) (製大明神)

西宮大明神・山王社

社 村 市 日 日 寺 賀

同十九日 ・荒神大明神・春日 十一月中酉

峝 一殿鎮座

祭米五斗 祭祀九月十八日

領主 同一斗五升 所中

当社勧請之遺意ハ、寛弘三年一乗院之御宇、小野之宮(愛条)

関白之公達禁中ニテ女御之論ニ依テ国々へ配流、

子孫、城氏于今柁城へ居住ス、 奈良ヨリ筒井左衛門尉御神体ヲ守下奉ト云々、 - 経平卿加治木之郡司タリ、故ニ経平卿勧請、(嬚原) 筒井之

当社宝殿 舞殿 拝殿 善神王両社

鳥居

宝殿・拝殿取合廊下

若宮大明神

竹下伊賀 社司

祭祀九月二十八日 祭米無之 産子祭

当社ハ尤本社ニ若宮之社有、 即春日之荒魂也、 今に勧

請之若宮大明神ハ不有荒魂、 加治木氏之嫡子其霊ヲ崇、

柁城寺院

祈願所 高三十三石 大乗院末御免地 春日

客殿

菩提所 長年寺

高百石余 福昌寺末右同

客殿

始羅郡溝辺郷

大和国 其中

鷹大明神 惣鎮守

祭神不詳

祭祀二月初酉 + 月中

酋

祭料四斗 産子中

当社勧請年曆不詳

溝辺寺院

祈願所 大定院

大乗院末御免地

高一石 一客殿

菩提所 心慶寺 福昌寺末御免地

高一石 一客殿

始羅那 (菱刈) 本城 郷

諏方大明神 惣鎮守

祭神前

小倉土佐 祠官

祭料三斗五升

祭祀七月二十八日

当社勧請年暦不詳、 天正十六年戊子棟札有

当社上之社・下之社・同上屋 宝 舞両殿取合廊 下

社 同 上屋

舞殿

拝殿

舞

•

拝両殿取合廊

下

御供所

善神王両

須川原水天 下手村

右官 石同·

人

罔象女命 祭祀十月二十八日

神田三反

院御手ニ入候時分、 惟新公御代御勧請ト云々、 大口之城へ求磨相良加勢有之、三 当社者 惟新公御代菱刈 両

付宝殿御建立、 被遊御誓願候得者、 年相支候砌 舞殿者加治木弾正、 惟新公下手村へ被遊御出 三日中二五月五日 大口落城仕候二 拝殿者鎌田寛栖建 陣 右水天へ

知馬参候ニ付、

度々追出候得共出去不申、

故須川

原水

得共、 立 其上田一丁三反被召附、 其後右上田地被召上候、 年々十二度モ祭祀有之候 本田加心大宮司ニ御定

被成、 上様御祈祷仕候、 天免ト申、 田地三反程為御祭料田京竿ニテ被召附置候、 今に社人格護仕来、 慶長四年己閏三月、大島出羽守藤原(亥脱カ) 年ニー度ツ、祭有之 水

惟新公御出陣之砌、 忠泰棟札有之、

川ニ行掛リ、 〔一ツ〕渡様無之、〔電引〕 大口 川満水、 右水天へ寄誓仕候得者、 夜中忍に被遣候人右

不思儀ニテ相渡リ、 闇夜行先火灯ス者有之、大口之城

下 へ罷越様子見届罷帰候由申伝候

御書附并棟札等有之候得共、 同公御願御成就被遊、 其上肥州御出陣之刻モ御誓願之 先年洪水之節諸由 緒 芣

致流失候

相流、 流之水天ト申ハ、 リ道法二十丁計モ有之候、 所ニー社ヲ建立、 右水天へ十月二十七日 本八房山へ暫掛リ、 流之水天卜申伝候、 先年洪水之刻、 伝記以前神主内村加賀卜申 夫ヨリ茅原村ニ流留 夜に何方ヨリ 下手村之須 須 来 川原水天堂 ル 1 Я -モ不相 ij 原水天 日 此

菩提所

[福昌]寺末右同(鑑飯野長善)

高 二石

一客殿 源寺 祈願所

甘露寺 一客殿

大乗院末御免地

本城寺院

一高一石

元文年間以前之事ト相見得候、右馬ハ鹿児島芳野牧神(書) 天ト書附、 馬之髪ニ結付候得者即駆出シ為申由、 此儀 御霊大明神

ヨリ病馬立願代参之馬にて為有之哉に申伝、今に吉野

詣仕、 其夜々立ニ罷帰候、其外祭祀之節ハ遠方他方ヨ

リ参詣人夥敷有之候、

天富^(留) 神 祭神前同 祭祀八月二十五日

祭米

講中

当社文禄五年丙申八月二十五日大島出羽守忠泰勧請之

棟札有之、

村ヨリ年々十月二十七日之夜、多人数須川原水天へ参

当社宝殿并上屋 舞殿 之、

宝殿・拝殿取合樋之間 横丁并御供所

横丁取合廊下 善神王両社

舞殿・

湯之尾寺院

祈願所 蓮台院 大乗院末御免地

高一石 一客殿 菩提所

高源寺 一客殿

福昌寺末右同

高一石

菱刈郡湯之尾郷

洞 田官

上駿河

祭神

鎌倉権五郎景政之霊

祭祀九月九日

祭米三斗五升

当社勧請年暦伝記不詳、

長享三年己酉菊月ト額裏書有

諏方大明神 惣鎮守 菱刈郡馬越郷

長谷川庄左衛門

祭祀七月二十六日 祭神信州本社同

祭米一斗七升

当社勧請年曆不詳、天正五年丁巳十二月九日 義久公

御再興之棟札有之、

当社宝殿・同上屋

舞殿

宝

.

舞両殿取合廊下

拝殿 舞殿・拝殿取合廊下

鳥居

御供所

御供所取合廊下

善神王両社

同上屋

馬越寺院

祈願所 黒坂寺 大乗院末御免地

一高七石 一客殿

菩提所 長寿寺 国分正興寺末右同

客殿

悪瀬大明神

菱刈郡曽木郷

祭神不詳

祭祀十一月十五日

当社勧請年曆不詳 祭米一斗七升五合

当社宝殿・同上屋

一宝殿・

舞殿取合廊下 一拝殿 御供所

> 舞殿・拝殿取合廊 舞殿

下 善神王両社・上屋

曽木寺院

祈願所 観音寺 大乗院末御免地

高一石 一客殿

菩提所 広徳寺 大慈寺末右同

客殿

正若宮八幡

桑原郡栗野郷

選乗 東 大瀬土佐

64

長谷川若狭

神功皇后 応神天皇

仁徳天皇

祭米五斗二升五合

一神領高二石 修甫免

徳天皇ト奉申候、彼皇子ヲ為奉崇宮ニテ、蒲生八幡宮当社ハ国分宮内正八幡宮第一之御子難波之王子御即仁

姶良八幡宮・荒田八幡宮、此三神者栗野八幡宮之御兄

第二テ有之旨申伝候、

②公
○公
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

氏居宅へ御止宿、御手鎗一本字、 御紋付之御椀、:義弘公飯野御在城之節者、御通 毎ニ御参詣、祠官木:義弘、元和九年 家久公御再興之棟札有之、

一銀子三貫目

和官 利官 が被相渡候、

延命首尾能御帰朝之御祈祷可致精成、且亦無官ニテハ右者 義弘公 久保公高麗へ御出陣ニ付、御武運長久

相勤、為其右之通拝領被仰付候由申伝候、

祈祷モ不叶筈候に付、

早速致上京、

吉田家之伝ヲ受可

一研ほし踊

人数為気勇、正若宮八幡於神庭右踊被仰付候由右 義弘公 久保公高麗へ御渡海之節、 御首

御首途御供

依古

積けれは、

例每歳七月四

[日栗野郷士右踊相勤候、

御首途之、大雪降

野も山もみなしらはたと成にけり

今宵の宿ハかち栗野郷

御発句

当社宝殿 拝殿 同両所取合廊下 四足堂から立の其身ハやかて帰国かな

拝殿・四足堂取合樋之間 東西長庁 御供

崩

一善神王両社

御祭付御花并柴間御肴御納戸へ差出来候

其 瀬

栗野寺院

祈願所 蓮乗院 大乗院末御免

高一石 一客殿

客殿

正一位安良大明神惣鎮守上之村 桑原郡横川 郷

社司 月 野木備前

祭神

安良姫霊

祭祀九月二十九日

祭米三斗五升

当社ハ往古安良御前ト申女之霊ヲ崇、此女ハ内裏之女

川向へ白鷺数多参タルヲ見、彼片袖ヲ流シタル依科、

房ニテ、或時帝王御著用之紺染之直垂ヲ洗に出タル砌、

成候ニ、兼て十一面観音心信之故、観世音身替ニ立給 死苦村之者へ被仰付門屋へ張付、 起炭ヲ以テ火煎ニ被

安良御前ハ横川へ落下、 安良嶽ニテ自害之由、 其時所

当社嫌物左之通

白鷺所中へ参不申、

万一参候節ハ古来ヨリ神楽差上候

中へ障リヲ成シケルニ依て、 和銅元年奉崇候由申伝候

当社始ハ嶽之絶頂ニ為有之由、然処神事之便悪敷、

此

所へ崇祭ト申伝、今ニ絶頂に宮床有之、今ハ右嶽之裾

伝記

不詳、 へ社壇有之、何比ヨリ当分之社壇へ相直リ候哉、

延宝五年已九月吉田家自筆之額有之、神位者享保十九

寅年、 吉田家宗源宣命奉納有之、

長庁 当社宝殿・同上屋 向拝 御 供所 拝殿 善神王 宝・拝両殿取合樋之間 一両社

横川寺院

祈願所 真乗院 大乗院末御免地

菩提所 高一石 仙寿寺 客殿

栗野徳元寺末右同

客殿

所中へ起炭不仕候、

門屋所中へ不相立候、

所中紺屋并藍作不仕候

右之通申伝候、

寄進ト云々、

日吉山王 桑原郡日当山郷 南条平七 祈願所 日当山寺院 三光院 大乗院末御免地

祭神

江州日吉同

菩提所

東林寺

福昌寺末右同

客殿

客殿

祭祀十一月初申

祭米一斗五升

忠朝、 当社者康治元年勧請、 大工三位太夫藤原道国、 御殿造立願主 小工藤原国家、 島津豊後守藤 奉行日置

原

美作守藤原俊久、于時永正六年已卯四月二日ト棟札に(+嶋ウ)

有

今霧島六所権現西光寺鎮座

祭神前記

祭料神領無之 祭祀十一月初酉

当社勧請年曆不詳

鎧四領內二領紛失、二領在于今、 龍伯様豊後入之節御

妙見神社 黎鎮守中津 村 黎鎮守中津 村

上原伊予

祭神

北斗星

祭祀二月中酉 六月二十九日

九月二十九日

祭料一斗七升五合

同一斗 六月二十九日祭米 島津内記

当社勧請之年曆不詳、元亀二年以来之棟札有、

飯富大明神同所三体堂村鎮座

祭神

倉稲魂命

谷川土佐 祠官

祭祀二月中酉 十一月中酉

祭料一斗五升

踊寺院

祈願所 真 (福) 院 大乗院末御免地

一高一石 客殿

高 一石 菩提所

東光寺

福昌寺末右同

客殿

箱崎八幡宮 惣鎮守 桑原郡吉松郷

洞 春官

日河内

祭神筑前国箱崎八幡同

祭祀十月二十五日

祭料一斗七升 当社勧請年曆不詳

当社宝殿 拝殿 宝 拝両殿取合廊下

四足堂取合廊下 四足堂 御供所 善神王両

社

拝殿

熊野権現

内小野寺 格護 石川権太夫

伊弉諾尊

伊弉冉尊

本地弥陀薬師観音

祭祀二月彼岸 三月三日 役行者一体・後鬼前鬼二体 五月五日

六月十五日

八

月十五日 十二月二十九日

祭米一石五斗

当社者 惟新様飯野御在城之節、 別て御崇敬有之、 度

御元祖忠久公御下向之節致御供罷下、其後二十八代之 々為被遊御参詣由申伝候、 内小野寺元祖愛甲小次郎儀

取合之節、御前へ被召出、 祖相模坊代天正年中 惟新様飯野へ被遊御在城伊東御 為伊東調伏敵陣へ針 フラ埋、

賞小林之内瀬戸尾寺権現座主職被仰付、 御合戦御勝利之御祈祷被仰付候処御勝利有之、為其忠 瀬戸権現へ御

高二百石為被召付置由御座候得共、 上候由申伝候、 右相模坊嫡子秀真坊儀、 前代毀破之節被召 十一才之時

1)

惟新様御側

へ被召仕、

方々御奉公相勤、

其後出水

三年程罷居候由、 被召移足軽主 取被仰付、 其節瀬戸尾権現并内小野寺香花之儀 御高百二十石余被下置、 +

惟新様御対面之節、 相勤為申由 且亦三輪山法印前宮坊御当国へ罷下、 右真坊早々帰山被仰付、 ^{®秀} 毎年致入

峰候様被仰進候二付、 罷帰候由、 秀真坊書記置候由也、 秀真坊ハ出水ヨリ 直 = 内 小

天狗相伝三略書一

次郎ヨリ当内小野迄三十七代、代々直子相続ト云 上御文書之内ニ被納置候、 天狗右三略書相授、 甲申十二月十五日彼地へ差越、 右ハ志布志飛滝権現へ天狗相住候由 当分寺内へ宝物トシテ笥蔵ス、 御名代相模坊へ実否見届候様被仰付、 持帰備 其後相模坊隆算代奉願被返 上覧置候処、 一七日参籠致祈念候処、 相模坊先祖愛甲小 惟新様被聞召上、 御前 天正十二年 ミへ被召 Þ

観音秘仏 般若寺格護

右保安年中涌出之由申伝候

吉松寺院

祈 顧所 光照院 大乗院末御免

高一石 客殿

菩提所 玉 京泉寺 飯 野長善寺末右同

客殿

般若寺 大乗院末右

客殿

正八幡宮 桑原郡 国 分郷

秋丸源右衛 正宮服部太夫 弥勒院 別当 衛門

彦火々出見尊

祭祀正月三日 地神第四帝 十一月三日 三月十日日二月始卯 十二月十八日

五四月十七日 日十七日

七月七日 六月二十九日

神領高七百六十二石八斗九升二勺三才

内六十石油田、三十六石六斗五升二合九勺修甫

田

高二百石、宮内原新田正八幡宮へ御寄附之御判物 六百三十三石一斗四升五合二勺社家社僧給

享保六年丑二月弥勒院頂戴被仰付、外ニ御祭米二石

延喜式神名帳大隅国桑原郡一座大鹿児島神社ト有之、

名義火々出見尊無目籠ニ入海宮ニ至リ玉フ事、神代巻 伝称、当社者神代火々出見尊之帝都也、鹿児島神社之

目ヲ密ニ堅ク編テ作タル也、籠之訓鹿児也、籠ヲ作火 見得タリ、無目籠一書ニ作無目堅間、今之竹籠也、

々出見尊ヲ入奉タル所之辺ヲ鹿児島ト言ナラン、其籠

現ニかこ山と云所宮内之近辺ニ有リ、旧記曰、鹿児島 二入玉フ出見尊之社成ヲ以テ鹿児島之神社ト云也、今

幡宮御誕生之所と云 之麓ニ竹原と云所アリ、爰ニ岩神とて大キ岩アリ、八

卜部諸神記

仁徳天皇 社伝 仲哀天皇

応神天皇 神功皇后

人皇三十代欽明天皇五年甲子、鹿児島之神社へ八流之 幡ヲ降シ給て、此三神を奉崇、 籠八幡之唱号従是始.

依之垂跡示現之最初なれハ、正八幡と号せり、

石清水伝記曰、鹿児島神社者彦火々出見尊也、欽明天 皇五年甲子、始て鹿児島之神社を正八幡と顕座也、宇

佐八幡者同三十一年に御顕座、依之大隅を正八幡と奉

申、宇佐とハ不同也

三年簡不相知

人王四十三代元明天皇和銅元年社頭造営有、上古建始

石体宮

神功皇后御正体石ヲ勧請

祭祀四月二十日

祭米三斗五升

五十九間を隔て樹林之内ニ有、八幡之正石体とす、往 古豊前国宇佐宮之神人来て芋茎ヲ以テ焼ク、石体忽破

建始之年暦不相知、当社者八幡宮ヨリ丑寅ニ当て四丁

昔於霊鷲山 説妙法花経 裂して中ニ四句之金文ヲ顕、

出顕之金文日

右金文(として猶存在し給、然トモ深是を秘して拝ス 今在正宮中 示現大菩薩

毎年四月二十日御祭礼、三日前御衣相調、真薦ニテ四 ル事を得す、其焼し神人者忽神罸ヲ蒙レリといふ

勤行相 松樹有之候由、 鵜戸山へ参候由、 通ニテ朽捨し御衣迚モ一切無之、 候得共、 差上候、 所アミの薦二枚ニテ調、 古御衣二三枚ヨリ多ハ御着無之、 俗説ニ毎年御祭礼之度毎ニ御衣二枚ツ、差上 神主折紙ヲ以テ面目を覆ヒ、 御恵ニ預候者ハ稀ニハ奉拝者モ有之由 古ヨリ申伝候、 当日神前 古御衣ハ都て日向 鵜戸山へ衣掛松と申 へ御衣相備、 手探リに御 往古ヨリ右 衆徒· 衣 中

相添返納仕事之由也 神田橋家ヨリ差上候、 殿之内ニ備置、 尾好御帰朝ニテ被遊御返納候、 義弘公高麗御渡海之節、 上安全、 疱瘡之御守として申請、 其以後御代々御上下之節、 尤諸人之儀モ平産之守、 御守石神田橋家ヨリ差上、 御守石御吉例ニ 返納之節者外ニ石 御申請被遊 旅行 付、 宝 首 海

シテ大隅之名所也、

社頭当分溝上に安置有之、

枝葉繁茂し欝タリ、

所謂奈気木森とハ此所に

御守石

所中申伝候、

四足堂并東西長庁 八幡宮宝殿 検非使所 備所・ 釜屋并酒部屋両社殿 拝殿 西之庁取合廊下 四所宮 拝 殿 四足取合廊下 武内堂 勤 早風宮 行 両社 所 御供 前

下御供所

善神王

弥勒大仏堂 石体堂宝殿 石体堂拝 正宮鐘楼 殿 正宮内十体堂 若宮守公神三ツ社

正宮九体堂

辻之堂

一・二・三鳥居

畑戦井

一之宮大明神内村

洒太夫

蛭児

掃樹有、 当社者蛭児之神垂跡最初之地也、又社之左道下『老櫲 御再興、 勧請年曆不相 右高之儀者其後上地ニ相成、 祭祀二月四 慶長九年、 知、 初元酉日 当社者 内村之内高十石御寄附有之、 十一月初酉三月十日 龍伯様基御信仰有之、 目録迄今二社司令格護候 二十二月 社 頭

掃樹之辺都て竹山也、 とハ父母脚立玉ハすを歎て放棄玉フに依て名付と、又 之舟此地ニ漂着シテ自然に根ヲ生し大木と成、 以 蛭児三歳マデ足不足、 棄玉ヒシガ、 静閑之地へ遊玉へと天磐櫲掃船に乗せ、 終に此所ニ漂着シ玉フと云、 青黄竹と名付、蛭児掃船之操也(®障) 伊弉諾 ·伊弉冉二尊之御慈生を (@愛) 且蛭児所乗 順風に 奈気木 放

しが、終に根ヲ生し竹林と成しと云、

杜こそと詠るも、此社之事歟、文禄年間初秋之比、細^{®社)}

川幽斎 台命に依て此国に来り玉て、当社に詣て杜に

題せし発句

右発句之短尺、且遊行三十五世之上人巡国之時、此社山風を奈気木の杜の落葉かな

を見て

春は花秋ハもみちのあかなくに

ちるや奈気木の杜といふらん

右詠歌之短尺、或時(常念)

よそへて

古をしのはさらめやいまとても

道を奈気木の杜の言の葉

右御詠之短尺等社内ニ雖籠置、雨掛にて悉朽損したる

由也、

大己貴神社

谷口和泉

祭神 当社宝殿 拝殿 上同両殿取合廊下

大歳神 大己貴命 少彦名命

祭祀九月二十九日 十一月初丑日 九月二十九日御

祭ニハ神酒并花柄御本丸へ差上候、

祭米三斗三升三合

一勧請之年曆不相知、延喜式神名帳大隅五座之内:大穴

持神社小と有之、惣て大隅五座之内、往古者宮瀬に御

デュドヨ……、 ニュニテトル、鎮座也、今之社頭ヨリ八丁計汀之方に洲アリ、今に其

所ヲ宮洲と云、上古之宮跡也、

大己貴之来由神代之巻ニ詳ニ見ヘタリ、

一之宮大明神

祭神

底筒男命 中筒男命

表筒男命 神功皇后

祭祀十一月初午忠久公并御婦人

祭米三斗五升

名付、勧請之年曆不相知、然ルニ中古社頭及破壞禿倉一之宮者上古住吉大明神ト号ス、故ニ此所ヲ住吉崎と

米之津風波之及御難儀玉ヒシ時、 ニ奉崇しを、 御元祖忠久公薩摩へ御入部之時、 住吉明神・稲荷明神 於出 水

ヒ、其後 忠久公当社へ御参詣、 奇瑞之事有無程御着船、 氏久公御代大隅国乱起ニ依リ、 稲荷大明神ヲ住吉之社、崇敬し玉 神慮妙ニ 御尊敬有、 為守護永和 建久年中

児島ヨリ御移有テ、 明神と神号ヲ改称し玉ヒ、 此 |時件之稲荷明神を別社ニ被崇、 忠久公ヲ当社へ崇玉ヒ、 住吉崎ヲ富隈と改称有之社 文禄四年未九月 大隅之守護神一之宮大 御崇敬相増と棟 龍伯 頭御再 様 鹿

詳也

稲荷大明神浜之市富隈御城

中馬河内

倉稲 右慶長二年 魂神 白 狐 龍伯様宝殿御建立 赤 狐

神狐社 号稲荷神社

白狐・ 赤狐之二座

右於高麗御戦場示現之神狐也、 一〔三〕同殿ニ御崇敬、(爨之宮) 寛永三年 社頭御造立有之、 中納言様

> 之宮相殿之内西之間 御力 鎮 座 也

於高麗陣中白狐 赤狐依有奇瑞 従 惟新様

龍伯

様

捧給御書

進、 今度於新塞陣場、 依之富之隈之稲荷神へ御. 龍伯様名護屋自御陣国分山田利安へ御書ヲ以 白狐・赤狐之奇瑞不思儀之事感入 礼御申御尤之旨有御

テ被仰下、 利安畏て即時富之隈稲荷大明神へ 、行者 ヲ

以御礼祭被修之由也、 此御書今二山田新助家ニ有、

猫神社二座

ヲ常ニ御寵愛、 右社者寛永十三年 高麗御渡海之時 中納言様御建立也、 モ被召列、 於彼地 久保公此猫 久

御帰朝之後御不例之事有、 保公御逝去之砌、 件之猫奉慕御跡飢死ス、 依示現猫神ト崇敬成玉ヒ、 中納言様

於高麗戦死之神狐ト相殿ニ御安置有之、

国分金剛寺開山覚遍ヨリ稲荷大明神於高麗御示現之

事申出、 左之通

兵庫頭義弘公・又市郎久保公高麗国 途之御参詣『テ御利運被遊御祈願候処、 元年二月朔日、 住吉崎一之谷大明神 御出 稲荷大明 神前ニ赤狐 陣之砌、 神 文禄 へ首

依て 高麗国へ被遊御渡海候、慶長三年十月朔日高麗泗川 御跡ヲ慕奉リ飢死仕候、 召列候処、文禄二年、於彼地 久保公被遊御逝去候処、 山浦へ被遊御着船候、 御打立被成、 白狐現給、 ニテ御合戦之刻、 義弘公 忠恒公御手ヲ合心中ニ御祈願被遊、 四月十一日名護屋御出船ニテ、五月三日高麗釜 依て 出水ヨリ御船ニ召、 白狐一現て敵陣之内に走入奇瑞ヲ成 義弘公御拝礼被遊、 且又 久保公常二御寵愛之猫有之被 又八郎忠恒公従京都直 肥前名古屋へ被遊御 同七日栗野ヨリ 雖

有之、 之宮大明神・ 方便、故御利運被遊候、 進テ悦也、 敵陣之中ニ飛入、 然諸士雑人ニ至テハ不知、少焉又水之手ヨリ赤狐二出 同殿二被御勧請候、 赤狐一ハ於御戦場死、 稲荷大明神御同社二被遊御座度由御示現 両公・諸士ニ至迄其形勢ヲ見テ勇 且又猫神モ相殿ニ御勧請有 両公御帰朝以後、 偏二稲荷大明神之御 富之隈

島津稲荷大明神御神体絵板裏書左之通

太守義久公文禄四年御再興と云々、仍住吉崎羽山

大隅守護神一之宮大明神ト建立ニテ御勧請也、

其後

二之

宮大明神由来記如件

津稲荷・表筒男・中筒男・底筒男・神功皇后ヲ崇籠て、

大隅乱世ニテ為守護、永和元年、

御元祖忠久公・島

氏久公御代

中瀬宮造破壊ス、于時御当家六代之国主

3

殊大願主源朝臣忠久公御国家安全、 建立御勧請也、 右稲荷大明神尊敬之事者、 奉勧請島津稲荷大明神御神体二座 嫡男島津太夫判官忠久公、当社住吉并島津稲荷蒙示現 然則薩隅日之三社一統治悪事無出来、 鎌倉 右大将賴朝公他腹之 御武運長久、

住吉由 来記

稲荷御示現記如件

2

住吉崎と唱事ハ、 古神功皇后新羅国ヲ攻玉フテ御帰朝

孫繁昌之御願申、

仍如件

御子

74

有之、

崇籠四社大明神とし玉ふ也、依之此所を住吉崎と号、

大明神ト崇玉フト云々、其後応神天皇之御字ニ皇后ヲ

則此住吉崎表筒男・中筒男・底筒男三社ヲ住吉(®神)

又八幡崎とも云、神代西海青木原ヨリ顕出セシ在所也、

建久七年霜月二十八日

于

诗

住吉大明神島津稲 Ė 向三ヶ国之守護ヲ賜て、 荷御 宗現記、 島津判官忠久公薩 建久七年、 京都 摩 近

4

چ 明神也、 老人答曰、 御覧して、 君御跡を合拝礼被遊ケル、 船中之守護トシテ是迄来ト云て掻消様ニ 我ハ大隅桑原郡姫城ヶ浦ニ鎮座しタル住吉 如何成老人此浦人ニて候哉と被仰 則御着船被成ケル処ニ、 ケレ

船参タル所ニ、

老人小舟ニ乗て君之御船近漕寄ル、

君

衛様御殿ヨリ直ニ被召御

船、

薩摩出水米之津之沖二

御

子ブリカワラケタル稲荷之明神也、 我ハ摂州住吉ニテ誕生シ玉ヒシ時、 成童子此里人ニテ有ケルカト問玉ヒケレハ、 浜に童子一人現来ル、 君不思議之者也と被思召、 薩隅日之悪党多ケ 産屋ニ入火ヲ灯し 童子答曰 如 何

玉ヒケル、 ハ、先加世田之院ニ住居被成候[h]次第々®ハン しト悟し玉ヒて、 君ヲ始御供之諸士皆虚空を拝し玉ヒケル、 俄ニ 白狐ト現レ虚空を差て飛去 Þ 御手

> 也 祈 依之住吉大明 被成ケル、 折節畠山四 願被成ケリ、 君国中諸人一 其時住吉社殿破壊して禿倉之神社ト成玉 .郎重忠・本田次郎親常御供ニテ住吉御参詣 ?神稲荷御示現之記 君重忠に仰ケル 統に相治リ、 。 ハ 、 悪事出来無之様ニト御 加 件 此里之者ヲ召寄

フ

御尋有、 来ヲ可尋とのたまへハ、承候と里之者ヲ召寄由来記悉 后此所に居ス時、 謹テ言上ス、 此、成銚子島ヨリ表筒男・中筒男・ 住吉大明神と奉申事者、神功皇

底

渡ラセ玉ヒテ、 筒男之三神示現し玉ヒて、 三韓ヲ攻勝利有之御帰朝成、 三韓ヲ攻玉ヘト進新羅 則此住吉 玉

神我為守神也、 崎ニ右之三神ヲ御勧請也、 ト言上シケレハ、君御喜悦有テ住吉大明 皇后ヲ崇籠て四所大明神ト玉フ也、 稲荷を住吉同 皇后崩御之後応神帝之御宇 |殿ニ可崇籠と被仰ケレハ、 神・ 戦功第一之神 稲荷· 大明

于 時慶長四年亥三月十八日 島津稲荷之由来記如件 即赤狐・白狐之二神同殿ニ御

勧請也、

両君御下向

ト云

示現記、 任 上意書之也

右

覚遍

之宮大明神御神体彫刻改造之旨趣并棟札左之通

寸之座像、女神一座部之座像 二座共如旧像奉造刻二座 原郡国分浜之市富之隈一之宮大明神者、 奉再彫富之隈一之宮大明神御神体二座▽圖男、 大明神与住吉羽山に御勧請被遊候処、御神体朽損及大 元年大隅国為守護神、 依之奈気木森楠之神木を以テ男神束体一座御長六 御元祖忠久公御夫婦を一之宮 氏久公永和 夫隅州桑

守源宗信公御息災延命、 前太守上総入道源吉貴公 内守平盛澄存念ヲ相次、 御武運長久、 以テ令彫刻者也、 太守大隅守源継豊公 御貴体御安全、 仰願奉為 薩摩

箱 · 奉納置 二座之御神改造之本願者、予親祠官中馬河之御神体者、二座之御神改造之本願者、予親祠官中馬河

村里浜浦除災安全、氏子之男女息災延命、 々心中所願皆令満足故也、 仍彫刻改造之 子孫繁栄、 御子孫御繁昌、国土安穏、五穀豊饒、

風時順万民快楽、

古江周左衛門浜村弁指役

淵脇権兵衛 住吉名庄屋役 藤原実行

旨趣如件 神明加護、

> (以下「神社調 府内及各郷 下」へ続ク)

重 重 蓮 寺

平盛安

76

中馬河内守

藤原国次

神社調

府内及各郷

下

乗林寺 本本寺

也、

毎二此所ニテ九州之売人来集て市ヲ立、万之物ヲ売買

依之此小渡之津ヲ浜之市ト号也、又姫木ヶ浦トモ

所別当令領地、八月十五日御神事令執行、毎年御神事

深亮房覚遍

年五十八

于時延享三年丙寅十一月十八日

神社 .調 府内及各郷

下

春瑞房

堯阿

下

書ト旧記に見ヘタリ、

此所ハ上世ヨリ正宮之祭主正政

1

輿浜下玉ヒ御神事有、 后新羅ヨリ御帰朝有、 玉と進て、皇后ヲ奉供新羅へ渡、 此所ヲ神輿ト唱、 フト也、此在所ハ八月十五日放生会之御祭礼之時、 神天皇大隅之宮に居ス時、皇后崇籠テ住吉四社トシ玉 中筒男・底筒男之三神ヲ住吉神社と崇玉フ也、其後応 吉里ト云也、 住吉大明神ハ皇后御崇敬之神也、本ハ小渡津之陸ヲ住 ス住吉之三神小渡津之前成小島ヨリ現来、三韓ヲ可攻 昔皇后新羅ヲ攻玉フ時、 此字依有恐神構ト書、今ハ亦神川 此時御殿ヲ構御旅ト号ス、依之 即住吉に宮造し玉ふて、表筒男 戦功第一之神也、 大隅之宮に居

児島 此小渡ハ日本三渡之一也ト云フ、住吉大明神之祭主ハ 爰ヲ上之瀬ト云、 云シ所也、 ノ前ニ有、 此浦ハ前に青木大明神之ミソギシ玉フ所有、 号神瀬ト、 即宮ノ浦大明神ノ前也、中ノ瀬ハ鹿 下之瀬ハ沙汰之御崎ニ有、

底ヨリ出玉フにヨリ、 正宮之別当、 上世ヨリ令執行御神事也、 ト部兼右卿之歌に 此神小浜之海

西の海青木か原の波間より

あらハれ出し住吉の神

四座トスル也、右詳に正宮伝記に見ヘタリ、 男・表筒男・中筒男、合て一座トす、神功皇后を崇て 摂州住吉ハ第一天照太神宮、第二宇佐明神、 第三底筒

当社宝殿寺社方合力銀修甫所

于時延享三年丙寅十一月十八日写之、

韓国神社

斜木出雲

天児屋根命 日本武尊 祭神

延喜式韓国宇津峰神社

小

祭祀二月初午 十一月初午

九月九日御祭ニハ神酒・花柄

御本丸へ差上候

祭一石二斗 一当社宝殿 舞殿 鳥居

宝・舞両殿取合廊下 善神王両社

当社ハ式内之神社ニテ韓国宇津峰之神社と号し、天児(愛望)

術ヲ失フ、

為朝敬て仰神慮

国嶽ニ御鎮座有シか、祭ニ便悪今ノ地ニ奉遷、祭礼無(⑩祀) 屋根命・日本武尊ヲ奉崇敬也、上代ニハ国分上井村韓

退転令執行、遠其由来ヲ尋ニ、景行天皇之御宇国分新 城主熊襲背王命、景行天皇第二之皇子小碓尊御年十六 ニテ熊襲為退治当国へ下玉フテ因以テ伺其消息、時ニ

(襲之有魁師)、各ハ[梟師]又日川上『®梟師』、小碓尊解髪®熊 (®師)

作童子姿、梟師之宴室ニ入居女人中、梟師感其童女容(靈女)

姿戯て酒酔て寝伏ル、小碓尊裯中ノ剣を抜て梟師か胸 ヲ指玉フ、梟師モフサク、暫待玉へ、我言申サン、時

ヤ、答曰、我ハ是大足彦天皇子也、名ハ日本の〔〕也、 - 尊剣ヲ押留待玉フ、梟師頭ヲ揚て申サク、尊ハ誰ゾ

梟師又申サク、我ハ是国中之強力者也、我ニ〔タ〕マサ

言終て乃通胸て殺玉フ、〔依〕日本武尊、〔《《新日》 レリ、御名ヲ奉ラン、従今以後号皇子可称日本武皇子、 然後熊襲ノ裔

孫に大人弥五郎と云強勢之▽爨首人△有、悩国民業トス

城内之穴深ク閉籠出門せス、為朝城門近ク伺玉フェ、 皇朝ニ聞触て為追討鎮西八郎為朝ヲ下給て謀ニ、大人

鉄石山ヲ閉城郭厳シク中々人馬通交セス、 為朝無力忙然トシテ向立、 軍士進退秘

遠見ス、軍士力ヲ合て責入、 五社之神敵〔ノ〕城内ニ勧通之子細有て大人洞ヨリ差出(๑チトシ) 奏神楽、 神鑑ヲ垂て祈願成就シ玉へト祈誓ス、 良戦て須叟之間に城郭(與) 妙

ニモ響ラント覚タリ、 忽大人ヲ打亡ス、 軍士一 無程弥五郎之髻ヲ四肢ニ 同に鯨波ヲ作ル、 切て国 其声天

大人之住ケル洞ヲ悪災袋ト名付、 分之郷中[諸士]ニ埋、 霊神ト守護ス、其印今モ在、 神楽ヲ奏セシ所モ拍 又

御祖神 同 領地ト定之時、城中之為鎮守当城鬼門ニ五社ヲ勧請 一殿ニ加茂・春日を添て七社トス、宇津峰之神者春日 忠久公御下国、 本田某国分新城ニ在テ近郷皆

成トモ、 本社之霊ヲ崇て賓人之神トス、

天照太神宮麓惣鎮守

斜木美濃

伊勢内宮祭祀九月十五日 十一月中之西

祭米五斗二升五

当社者古来 時、 之候処、 京都吉田家へ被仰入太神宮之額御調進、 慶長年中富之隈ヨリ 龍伯様御 屋 地 ヨリ西之方森之下ニ宮地 国 一分麓 へ御屋形御引移之 国分之物 有

> 後被召上祭米被成下候由申 社ト御尊崇有之、 神領高 十二石御寄附之由 -伝候: 由

候得共、

其

当社宝殿 拝殿 同 |両 所 取合廊

熊野権現同所浜之市鎮守

神官

·馬河内

祭神紀州 熊野 同

事解男神 伊 弉 舟尊

速玉男神

島津之

子川ト云フ、中ニモ宇豆峰之神者霊験甚大也、

祭祀十月朔 日 十 月朔 日

祭米六斗六升

当社者文禄四年 勧請社頭御建立、 浜之市惣社ニ御崇御尊敬異于他、 龍伯様富之隈御在城之時、 此 所 浜 御

之市御在城之節者、 御花柄富之隈御屋形へ差上来候、 十月朔日御祭相済次第、 只今者御納戸方 御神 酒 相 并

付差上候

守君神

祭神九座 祓

祭祀九月九日 戸 厂之九 十一月初卯

谷口治部 谷口治部

祭料無之

当社勧請年暦不詳、 安永年簡検者附御修甫所二被仰付

候、

当社宝殿 拝殿并向拝 宝 • 拝両殿取合廊下

善神王両社并鳥居

国分寺院

祈願所金剛寺 大乗院末御免地 本堂

高五十三石 一客殿玄喚

御霊屋調所上同客殿取合廊下

菩提所龍昌寺 福昌寺末御免地 客殿并茶堂大門

高三十三石

客殿・茶堂取合廊下

遠寿寺 法花宗京都本能寺末御免地

次之間并庫裡 御切米八石 御位牌所并客殿 客殿・庫裡取合廊下

客殿末之間

円龍院 禅宗安舟軒末御免地

蓮昌院様御霊屋・(島津義虎室) 同上屋 客殿

1

馬頭観音堂 獅子尾 一高十四石

正国寺

済家南都西大寺末御免地

准膃観音堂

宮御本地三ヶ所之内

正福院格護

一正観音堂

一阿弥陀堂 正宮御本地三ヶ所之内

国分寺

清水楞厳寺末御免地

正興寺

済家宗京都建仁寺末御免地

客殿茶之間

御位牌殿

一高五十石余

一本地釈迦堂并山門正宮御本地三ヶ所之内

義弘公御願書

諸人心得無相違当家一篇ニ相守、⑯拇) 今度上洛仕合、始中終可然様御神慮奉願候事、 悪事無到来家運連続 ®出)

▽Ⅲ儀、 偏ニ 御慮奉憑候事△、

又八郎其外妻子等召置候在所、

別て無何事様、

御神慮

奉願候事、

上洛路次、上下、 ^{®続} 無恙様御神慮奉願候事、

義久様 右以条々、 義弘 御守護奉願事、 久保早速下向候様、 下向之節者、 御神慮奉願候事、 御神殿奉造

徳持庵 津友寺末御免地

3

高二十石

稲荷大明神

神主

元和四年八月二十七日

2

御寄附状

高十三石 籾三十九表

喜入大炊入道

島津図書

稲荷一之宮両大明神御神前 寛文二年壬寅十一月二十七日

当社勧請年曆不詳

祭料三斗五升

(本文書ハ「旧記雑録後編二」四五三号文書ト同一文書ナルベシ)

在吉崎 住吉崎 一之宮

替、神領寄附イタシ候、即并

[依]願書如件、 (®仍而)

乙宮権現

祭神玉依姫

祭祀十

月初酉

義弘判

諏方大明神 上井村 祭神信州本社同

祭祀七月二十八日

祭米三斗二升

早鈴大明神

祭祀十一月初酉

有馬讃岐

龍伯様一年此宮に詣玉ヒ雨乞之御歌 五月雨は雲重りて常にふれ

当社勧請年曆不詳、永正七年庚午霜月棟札有、

祭米一斗七升五合

と詠し玉ひ、社殿に御奉納アリケル、時に雲気甚敷雨 なへて田面のうるふハかりに

かや、

降と云リ、故御尊敬猶以相増、

右御寄附状有件、略之、

神領余多御寄附有シと

曽於郡曽於郡

霧島六所権現

社司(ママ) 花林寺格護別当

天津彦々火瓊々杵尊

火々出見尊 葺不合尊

木花開耶姫 玉依姫 神武天皇

説祭神

正殿第一 四座 天津彦々火瓊々杵尊

天津彦火々出見尊

神日本磐余彦尊

彦波瀲武鸕鷀茅葺不合尊

第四

東第五 日少宮 座

国常立尊 四神相殿 高皇彦霊尊

伊弉諾尊 天照太神

山王二十一座 大己貴尊 七社相殿 国狭槌尊

惶根尊 神皇彦霊

伊弉冉尊 素盞嗚尊

正哉吾勝尊

二十五日

九月十九日

小祭正月七日

五月五日

祭祀大祭二月酉日

十一月酉日

中祭正月元日

八月 九

月二十九日 十月亥日

神領高五十四石九斗余

神階抄、天安二年十月己酉日向高智保神等従四位上、

神代巻曰、経津主命・武甕槌命天上皇居へ登て、大己 貴命の速に国々を献シサセ玉フ事を奏聞シ玉フ、時に

天照太神勅曰、若然ハ〔〕皇孫瓊々杵尊ヲ葦原之中国〔®畋!〕 へ降シマツラントテ、御代々御相続之御璽シ金之鏡及

器ト申奉ハ重意極ノ御事ナレハ、誰深秘ヲ知人無、又 八坂瓊曲玉・草薙剣、三種之宝物を授参セラル、此宝

中臣上祖天児屋根命・忌部上祖 太玉命風五部之神を (®天) (®天) (®兄)

初て先後之供奉百職百官ヲ配侍セシメテ、皇孫へ勅シ

玉フト云、

ヨリ薩摩国閼駝郡竹屋村ニ移玉フて、竹屋守之女ヲ見 て、其腹に二人之男子ヲ設ケ玉フト云々、

風土記曰、皇孫曽於郡高茅穂槵生峰に天降マシテ、是

霧島十号

一蝦馭(®虛) 二霧島

一高千穂峰

四槵触 七最初峰 Ŧī. 並襲峰 六高原峰

八大波峰

峰 人名嶽池 ^(靈又) 九生辺峰

十毘遮

右峰数古来為有之由、

然共度々震火にて今場所不分明

速日峰 名所ニ出、 日本記に天孫降之所也ト云、

傾かぬ速日のミねに天降る

天の御 孫の 国はわかくに

高千穂ハ日本五岳之其一也、五岳ハ大和金剛宝山・ 城如意宝也、 同所愛宕山・近江比叡山・日向高千 -穂峰 Щ

因茲万民モ復尊信大也

当社者西霧島之麓ニ有ヲ以テ西御在所と称ス、

御当家

御代々御崇敬有之、宮殿殊ニ壮麗ニシテ其盛成事他ニ

霊鉾 惣長四尺二寸八部

之天瓊矛ト云、ア逆鉾 一説ニ瓊々杵尊日向国降監(鹽) 神書曰、 欲得国以天瓊矛指垂、 伊弉諾尊・伊弉冉尊二柱之神立于天ノ霧之中 而探之得碬馭盧島云々(鹽磤) ブ始、

> 之旧物也ト日、 ふ広矛ニして、 之天瓊矛也トモ云、大己貴命ヨリ瓊々杵尊へ献進し玉 霧島東嶽 ニ霊鉾ヲ立玉フ、 最初降ノ印ェ東嶽之絶頂に立玉ふ神代 旧伝続日本後紀ニ霧島之峰之神と有ハ 則是瓊々杵尊御自従玉フ所

田彦神面に似タリ、鉾之鉄色神代之製造ニシテ不分明 キ者有之、下ニ横手有、 転して是ヲ見時ハ面形之如猿 此矛之事也トモ云、

其霊鉾也、長四尺余、

頭に鍔之如

ト雖、 俣之矛卜相見得、鍔様之者之上『三所『折跡有之、人 今見所金之如見タリ、 以前矛先有之候由ニテ三

折損と之伝て、于今権現之神体矛之折ヲ勧請ス、鉄色 皇八十六代四条院之御宇文暦元年甲午、 東嶽震火之刻

等絶頂之鉾に似タリ、今二俣之折ハ何方へ有之モ不相 知卜也、 又絶頂ヨリ数丁隔千里ガ谷ト云所有、参詣之

スル時ハ運命ヲ保、且又心意之祈願成就スト申伝、 人毎に此所ヨリ力量に応し石ヲ拾取、 霊鉾之脇ニ寄献 人

右之方へハ燃穴数十丈常ニ燃て、沸騰之「を無見者震 文暦震火之燃跡を御鉢ト云、参詣ノ人彼御鉢之淵ヲ通 毎ニ持運故鉾ノ四方ヲ大小ト無石ヲ碓ク積上タリ、 行せサレハ、 他ヲ求ても参詣之道無、 纔 二道幅不満尺 又

之背ト云、少し風有ハ匍匐して漸通也、若風雲秋霧有 て是ヲ覆ヘハ登事ヲ得ス、故ニ甚恐ヲ成ス所也、 ヒ驚ソト云事ナシ、左ハ幾尋ト無深谷也、 故ニ俗ニ 馬

硯之水 東嶽之頂ト千里ヶ谷トノ半腹ニ有リ、

霧島山

錫杖院

花林寺

忠恒公御進等余多有之、

其後退転二百五十年、至于文明十六辰年、 坊舎焼亡、此時縁起・宣命等之文書悉致焼失諸事不詳 宗性空上人再興、文曆元年午神火再発、 神社仏閣ヲ建、其後神火燃発満山焼失、康保年中天台 右西霧島別当伝称、欽明帝之御宇慶胤上人此山ヲ開キ 忠昌公之命、神社仏閣ヲ建立 山上山下社堂 真言宗之徒

宝刀一振 長二尺二寸五部 光世作

兼慶奉

右義久公

右同一振 右義弘公、右両公御志願有之御寄進之旨、正徳二辰年

長三尺

長光作

伊集院用之助久富・川上久馬久東添書有之

天文十二年十一月十六日 亥二月二十三日 義久公小林之城御働之御鬮御願文、 貴久公御願文、永禄六年癸

同十一年辰二月

同公霧島領御寄進状、

同十二年巳十

林寺へ御文書、天正六年寅十一月四日 一月十五日 同公曽於郡之内小窪名御寄進 義久公日州高 龍伯公花

神領高原七十丁名之内毎、俵物数一百ツ、御進納、 城境御一戦之御願書、同十五年八月二十四日 義弘公 其外

座主坊宛高千八百六石余知行方目録有之、 慶長二十年三月二日比志島紀伊守国貞外に三人霧島山

廊下并四足 当社宝殿 拝殿 上同取合廊下 拝殿掛橋 一仮殿

一善神王両社 鳥居

廊下本地堂

多宝塔

鐘楼堂

一一之鳥居

止上権現重人名鎮守

上原肥前

正殿彦火々出見尊 東殿瓊々杵尊 祭神六座

豊玉姫

八幡宮

西殿葺不合尊 玉依姫

祭祀十一月二十八日

祭米三斗五升

当社者 御先祖忠久公七社御社参之内ニテ、御代々様

4

之棟札有、 御崇敬被遊候由申伝候、 勧請年暦不詳、

五合浮免、 [止上領]隅州曽於郡重久村之内、高三十一石二斗五升@チンシ

右之知行、止上為神領被成御寄附畢、宜有領、(命全) (⑩地)

御神事軍役無可被相勤者也

慶長十九年八月八日(⑩五)

三原諸右衛門重種印 伊勢兵部少輔貞昌印

町田勝兵衛、久幸印 比志島紀伊守国貞印

目録迄相残 畦付外二有

(本文書ハ「旧記雑録後編四」 一一四四号文書ト同一文書ナルベシ

舞殿・長庁取合廊下

当社宝殿

舞殿

上同取合廊下

本地薬師如来堂 善神王両社

花林寺 上原弥右衛門

野神権現宮

曽於郡寺院

文明年中再興

祈願所吉祥院 大乗院末御免地

客殿

高拾石

菩提所念仏寺 本堂 一本堂・客殿取合廊下 藤沢山末御免地

客殿

高三十石

向後

日吉山王 自於郡清水郷

祭神二十一

大己貴命江州日吉同 座

格護 選辺讃岐

祭祀十一月七日

神領高十三石

当社者同所台明寺地主権現にて一山ヲ守護ス、上古之 鎮座者地主苗ト云所之森山ニ有、

竹林山衆集院台明寺ハ白鳳元年御草創、人皇三十九代 天智天皇四百余歳従以前根本之大伽藍也、自往古以来

興隆仏法之地広作▽⑧仏事△之砌、天智天皇之勅願所に 85

て笛竹貢御之地也、綸旨其外将軍家之御判物文書数通

有之、

又弘治元年十月三日当国之衛ニ牒スル文ニ曰、抑当山⑧生)立宝殿者青葉名竹林之内ニ鎮座、今ニ猶名竹盛也、山王之宝殿者青葉名竹林之内ニ鎮座、今ニ猶名竹盛也、 者、本無縁〔狐狩〕之砌、青葉之笛竹貢御之所也ト云、即®盲 (鬱癲舞)

下知シて、 昔者毎年 日吉山王之社前に竹林有、所謂青葉之笛竹出し所也、 禁裏ヨリ笛竹使来て、右庁之官人・住僧等 相共二竹林ヲ掃除シテ笛竹ヲ生セシムルノ

社殿之西脇ニ清見ヶ滝ト云有、

沙汰有、

建仁三年十月十九日 忠久公御願文有、 又寛正年 立

久公御再興之棟札有之、

当社宝殿 舞殿 同両所取合廊下 鐘楼堂并二王門

御袖判

Щ

王本地堂

5

山王領隅州曽於郡山之路村之内

高四十石

任天下御下知、 雖致勘落為国家安全、 右之知行、 御

祭礼并修造田令支配者也

慶長六年三月吉日

山田越前入道理安判 伊集院下野入道抱節

判

右目録迄相残、

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一四八四号文書ト同一文書ナルベシ)

北辰神社北辰神社

谷口八十郎 社職

祭神北斗星

祭祀十一月朔日

当社勧請年曆不詳、大永三年癸未三月二十四日本田因 祭米五斗二升五合

幡守親兼再興且北辰領目録有之、

当社宝殿 舞同取合廊下 長丁

善神王両社

守公神

当社宝殿

谷口 美濃 代宮司

東住吉四座 忠久公

86

剣大明神

曽於郡敷根郷

祭神七社

大己貴神社 一之宮止上権現

二之宮大明神 宇津峰神社

中賴朝公 丹後御 局

西止上神社

祭米一石 祭祀九月九日

当社勧請年暦不詳、 己未二月御再興之棟札有之、 永禄七年甲子三月造立、

宮之浦神社

加茂神社

春日大明神

祭祀正月中丑日

十 一

月初丑日

祭米一斗七升五合

当社伝記国分韓国神社伝記に、 公御崇敬ニテ、 社殿御再興被仰付候、往昔者神領等有

同右由緒ヲ以テ

義久

元和五年

之候被召上候、

舞殿 同両殿取合廊下

当社宝殿

善神王両社

石鳥

居

菩提所楞厳寺

越前宅良慈眼寺末御免地

高六石

一客殿

一高十三石

客殿

祈願所台明寺

国分弥勒院末御免地

清水寺院

祈願所蓮持院 大乗院末御免地

敷根寺院

高一石 一客殿

高一石 一客殿

菩提所瑞慶寺 福昌寺右同

正一位宮浦大明神惣鎮守 曽於郡福山

郷

延喜式大隅国宮浦神社小、 祭神天神七代 地神 五代 神武天皇 大隅五座之内也、

祭祀 正月二十五日 三二月月 三初 日卯 九五 月月 九日 日 菓子 十一月初卯 十月十五日

神供十三膳 魚味 • 野菜 •

祭米三斗五升

ヲ以勧之、 正月二十五日祭祀ニハ、 始之役当社之祝并山口家両人ニテ初之、 ハ籾四俵ツ、 被相渡候得共中絶ニ及ヒ、 -暦不詳、 神之的トテ奉射之祭有之、 此祭料以前 今 ハ所中 勧 矢 化

福山野取駒 疋

当社勧請年

野崎青毛駒 御繁栄之御祈願可抽丹誠、 Щ 右 田理 毎年青毛駒一疋ツ、 龍伯様福山 安御供、 疋ツ、 野御馬追 社司坂元加賀太夫御前 永々御進献可有之旨被仰出 御進献有来候処、 当年ヨリ以来御馬追之時節 御上覧、 当社へ へ被為召 享保十 御詣 年(ママ 御牧 地頭 夫ヨ

振獅子王剣 長七寸四部振金剛剣 長六寸八部 型 無 無 銘 鹿児島廻玄蕃寄進 銘

宝剣二振

渡候由ニ

テ、

于今右之通被仰付候

十 IJ

·月二十四日被仰渡候者、

向後駒代青銅百疋ツ、

祭祀十一

月二十四

 \mathbf{H}

伝候由、 社 記に見得タリ、

右源三位

頼

政鵺ヲ射留!

候時、

猪早太鵺ヲ為差留剣と申

当社宝殿 • 同上 屋 舞殿 宝殿

•

舞殿取合廊下

拝 殿 舞 . 拝 両殿取合廊 下 善神王

||両社

福山 寺院

祈 願所不動寺 大乗院末御免地

高 一石 客殿

菩提所大安寺 福昌寺末右同

高十六石 客殿

億大明神 南之郷日州諸県郡之内 南之郷日州諸県郡之内

社 佐司 野平

祭神伊弉諾

代巻ニ詳也、 勧請年曆不詳、 タ íν ニ依て神霊ヲ勧請、 此辺檍原 夫日州橘之檍原 橘嶽 地名に依て檍大明神ト号、 . 小戸池・天浮橋 ハ伊弉諾尊祓除之旧跡 ・佐久

八坂之玉ト青和幣・白和幣トを作ラしめ、

又瑞ノ殿ヲ

同所ニ真木ノ尾ト云社有て、六神之垂跡有 津・上津・下津之社三所ニ有三神ツ、九神之垂跡有、 ▽極真津△男神社有、 上津瀬二上津片加男神社有、 天岩戸・上津瀬 下津瀬ニ下津片 加男神 中津瀬 津瀬 社 中津 中

山

短山

中

津

瀬

タリ、 一説に此末吉天岩戸ノ事中臣祓に、天津神ハ天ノ 思兼ト云神之思慮ヨリ、 時高皇産霊尊ト申神、八百万神ヲ集て談話有、 常暗ト成て昼夜之弁無リキ、 犯シ玉フヲ太神怒て天之岩戸ヲ閉シテ籠玉フ、 時ノ盥也トテ伝称有、又天照太神ノ天岩戸ニ籠玉フ次 盥石トテ有、 之文段中地理ニ符合し、神跡能備レリ、 Щ 当所之天ノ岩戸専此祓ニ称スル所之天ノ岩戸ヲ指ニ 素盞嗚尊天照太神之皇都ニ居マシ、 岩戸ノ前ハ桜谷・速川之瀬、 岩▽⑩ねこ△高天原ナド称スル所モ有て、 天之八重雲を伊豆之道別に道別て聞食ムト有、 天照太神御誕生之時産湯ヲカ、リ玉ヒシ 諸神をして御形之鏡を鋳しめ 諸々之神達愁歎玉フ、 向ノ山 且岩戸之前 様々ノ科ヲ ハ高 中臣祓 其御子 国之中 Ш /磐戸 其 似 短

> 辟ノ葛をかつラシめ、 ヲして棒持しめ、天児屋根命ニ鋳ラしム、 (®棒) 八咫鏡ヲ掛、 木ヲ根ゴシニして上枝ニハ八坂瓊之玉ヲ掛 作ラしめ、 ノ木之葉を手草ニシテ、茅纒ノ矛を持て石窟ノ前ニシ 其物備 下枝ニハ青和幣・白和幣ヲ掛、 ハりしかは、 蘿葛ヲ手溺にし、 天之香山之五百筒真賢 竹之葉・ 天鈿女命真 天大玉命 中枝ニハ 飯憩

テウケノ舟踏轟しケルト云フ、

タリ、今末吉之桜谷天岩戸之前に盥石トて有、討ハ然 (®打) Ļ []て彼地成へしと曰、 トシて鞁之音ヲナス、踏轟之語ニ合ヘリ、然ニ天照太 舞台様之物無レハ、 又曰、上古誓約之事をウケイト云、受合之義ニて誓約 神ノ皇居ハ此時大和国高市郡ニ有ハ、 ノ心也、舟ハ馬船・酒舟・樋之類ヲ云、 岩戸ヨリ太神之出御し玉フヲ祈リ願て舞しト見得 舟樋之類ヲ伏て其上ニ登リ踏て轟 ()ノ事ナレトモ目() 鈿女命之舞しも 神代ニハ今ノ 向 伊弉

事 天降玉事無ニシモ非サルベシ、 此御国ナレハ、後世天子之行幸之如、太神此 諾尊之旧都、 御国之事成モ不可知 其上御孫瓊々杵尊を御降ナサシカ玉ふも 去ハ岩戸ニ籠玉フト云 御国にも

日州檍原記

神祇道管下部兼連著

男神社有テ下瀬ニ并、

丑寅之方ニ上津方男神社有て上

て神直日神ト申、次に大直日神、又ハタノソコニ沈灌 日神ト申、 即是を中瀬ニ灌キ玉ヨリモテウメル神を号て八十枉津 シテ日、 し玉ふ、終ニ身之キタナキ物ヲ灌ト玉ハントコトアケ 々タリ、 日州橘之檍原ハ上古之神跡也、 ヨリモテウメル神ヲ底津少童命ト申、 ト曰マシテ、筑紫日向小戸之橘之檍原ニ至てミソキ祓 上瀬ハ是甚早し、下瀬ハ是甚ヌルシト曰ヒ、 神代巻曰、 次に其曲レルヲ直サントシテウメル神ヲ号 伊弉諾尊正ニ我身ノ濁穢を洗捨ン 国史ニ載人口ニ有テ炳 次底筒男命、 又

津少童命ト申、次表筒男命トスベシ、都でコ、ノハシ中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神号△表潮之中ニかツキス、クヨリモテウメル神を号て▽霽日

を か如、中央に崛起山トシテ天をサソフル者ハ橘嶽(®展) 地図ヲ閲ニ、河水映帯山轡[透逸]ニシて、恰モ川之図地図ヲ閲ニ、河水映帯山轡[透逸]ニシて、恰モ川之図・一、是阿曇連等カイツキマツリ神也ト云々、又曰、

即住吉大明神也、底津少童命・中津少童命・表津少童ラノかミマス、其底筒男命・中筒男命▽疁表筒男命△ハ

也、

麓

「真津男神社有て中瀬

「向、辰巳之方

「下津方

ニ林壑欝紆タルモノハ住吉社也、前 太守常ニ此社ニ瀬ニ対ス、瀑流激し、三瀬ト成モノハ桜谷也、是ヲ望

し祓除ヲ修す、国司亦寮寀をして是を修せしむ、凡六吉乃神、蓋是ヲ詠るかと云、又曰、我国天子有司ニ詔

曩祖兼直歌に、

西の海檍原の潮路よりあらハれ出

し住住

爰ニ祓除し、茲に諷詠セハ、国ハ涼素に向ヒ民ハ清浄を政事といふも亦宜也、豈小々ノ事成也哉、今 太守月・十二日ヲモて式とす、是を神事と云も又宜也、是(@月)

近く予に属し、其記ヲ作しむ、故に固辞する事不能、近く予に属し、其記ヲ作しむ、故に固辞する事不能、に遊、他日君ヲ尭舜ニ致し、職ヲ禹稷に続ン、夫も又

当社宝殿 舞殿 拝殿 一宝・舞両殿取合樋之間聊旧史之旨を序もて記スト云、

所 善神王両社 鳥居 登廊下 宝殿上屋 一舞·拝両殿取合廊下 拝殿向

御供

上津片加男 中津真津男

右社宝殿 拝殿 宝・拝両殿取合樋之間 宝殿上屋

祭神

住吉大明神二之方村日隅之境

社殿ハ隅州曽於郡之内也

善神王両社 下津加男

右社宝殿 拝殿 上同取合廊下 善神王両社

右社宝殿 真木之男 同上屋

•

宝殿上屋

末吉寺院

祈願所光明寺 大乗院末御免地

高二十六石

客殿

菩提所興福寺 福昌寺末御免地

高十石 客殿

光福寺 藤沢山末右同 客殿

社

高橋河内

底筒男命 中筒男命

祭祀九月二十五日 表筒男命

勧請年暦不詳

当社之来由神代巻ニ見ヘタリ、伊弉諾尊祓除し玉フ清

御心之凝ラセ玉フを住吉之大神ト奉崇、 ト申て胎生ノ神ニテハマシマサスト云、住吉トハ妄念 是ヲ心化ノ神

雑慮を掃て我心住吉ト云事也、住吉大明神ノ一山を老

又一説ニ日隅之境石也トモ申伝不詳、往古日隅ノ境、有 婆か嶽ト唱、 山上に老婆石トテ伊弉諾尊ノ陵ト申伝、

然トモ昔時之老婆石ハ紛失し、 シ時、一夜に石中ヨリニに破、 別に一石を以代之石ト 日隅ニ分リシト云説有、

スト云、

当社宝殿・同上屋 舞殿 拝殿 一宝殿・舞殿取合樋

之間

拝殿向拝 舞 • 拝両殿取合樋之間 御供所 善神王

両社 鳥居

諏方大明神鎮守諏方方村

祭神 事代主命

祭祀八月二十八日

祭米五斗二升五合

安田河内

91

当社者鹿児島福ヶ追諏方大明神之下宮也

勝久公依御信仰、 天文五年七月二十一日末吉西俣村へ

奉遷也

当社宝殿 舞殿 拝殿 宝殿上屋 善神王両社

宝・舞両殿取合廊

五位大明神

大窪七郎

高二石一斗五升 末吉家中附高

世貫大明神岩崎村

黒岩石見 利官

八王子 祭祀十一月初卯

祭神

祭料二斗 所中

当社者万寿元年甲子四月妹尾氏・赤崎氏勧請ト云々、

八幡宮

祭神前 同 祭祀十月 Ŧī.

祭料六斗 伊勢兵部ヨリ寄附

当社勧請年簡不詳

熊野権現

土持出雲

祭神前同

祭祀九月二十九日

当社者貞治五年二月三日稲元氏勧請ト云々、

投谷八幡惣鎮守大谷村

吉岡右衛門 社司

祭神

田心姫命 仲哀天皇

湍津姫命 応神天皇

市杵島姫命 神功皇后

祭祀八月十五日

祭米一斗七升

当社へ 龍伯様

忠恒公御奉納之御式紙・御短尺有之、

且又 斉宣公御詠歌御奉納有之、

塚両所有、 月野村ノ内ニ有、 一所ハ大崎野方村ノ内ニ有、一所ハ志布志 是を投谷八幡之陵と申伝、

ニ当リ二十丁計リ有之、八月十五日祭礼之節、鉾二本·

宮ヨリ東

92

大王大明神惣鎮守宮園 舞・ 当社者天文二十三甲寅年肝付家建立之棟札、 当社宝殿 菩提所徳泉寺 祈願所吉祥院 神王両社并上座 ッ社山中ニ有之、 王子七体右両所へ相分リ行幸有之、又八幡之御石体三 祭神 高一石 一客殿 高一石 祭祀二月朔日 太玉命本像袍冠十六体 正殿御神鏡三体 拝両殿取合廊下并樋之間 曾於郡市成郷 恒吉寺院 舞殿 客殿 福昌寺末右同 大乗院末御免地 九月九日 同両殿取合廊 一(下脱カ) 鶴田摂津 脇座 御供所 拝殿 鳥居 宝殿上屋 慶安元年・ 善 日光神社宮原村惣鎮守 祭米五斗二升五合 宝 当社宝殿・同上屋 居 領主寄附、 明暦三年・天和二年棟札有、 菩提所両足寺 祭神 天照太神 H 祭祀正月元日 二月十三日 • 加茂下上大明神 拝両殿取合廊下 曽於郡財部 市成寺院 舞殿 樋之間 宝殿・舞殿取合廊下 蛭牟田左京 神領高六石一合七勺九才、 九月九日 善神王両社并上屋 十一月十三

鳥

至徳三年之譲状ニモ、鴨守長将軍之祈願ヲ成ト旧記ニ 余社ニ異也、抑日光神ハ加茂神主之庶子鴨頼長勧請 当社者古来皇家之官幣を納玉フ、武将之崇敬モ

見得タリ、又往古者供御外ニモ 禁裏之饗膳トて〔〕

設し事有ト云、

当社ハ始当分之社頭ヨリ未申ニ去ルト五丁計ニ有、又 申之方ニ当て一里計ニ白鹿嶽ト云高山有、庄内謀叛之

義久公此嶽ニ御陣を被為張、凶徒責寄ニ無便退散

社へ高二十石余御寄附、 富之隈へ御帰陣有、代宮司長友氏伺公相良日向を以当(⑱ト) す、慶長五年三月十三日 義久公此社ニ御参詣、 同年五月山田理安・伊集院抱 国分

当社宝殿 舞殿 拝殿并廊下 善神王両社上屋

節判物有

宝・舞両殿取合廊下

沢田大明神下財部鎮座

祭神不詳

祭祀正月元日 二月十日 八月十五日 九月十九日

十一月十日

桐原伊予

五社大明神 大隅郡桜島

祭神

正殿月夜見尊

祭祀二月十七日

六月二十九日

九月二十九日

脇社不詳

勧請年月不詳、当社者霧島四門随一之南門ニて社辺へ 其内之由、旧記に相伝候、且又 義久公 忠恒公都城 池有之、沢田ト号ス、霧島敷地にて御手洗四十八池之

94

理安・伊集院抱節之目録神領二十石、同十九年八月二 之由、其後被召上、名寄帳今ニ祠官致所持候 日伊集院宮内少輔目録、神領十石八斗八升御寄附為有

平治シ玉ヒ、当社へ御祈願之旨有、慶長六年六月山田

財部寺院

祈願所仏性院 大乗院末御免地

高十四石 客殿

菩提所興禅寺 客殿

客殿

祈願所潮音寺

大乗院末御免地

桜島寺院

菩提所西寿寺

福昌寺末右同

祭米三斗五升 当社寛永二年乙丑五月 太守家久公御勧請 居世大明神

桜島御嶽権現

右官 同

勧請年暦不詳

祭神

彦火々出見尊

弁財天

原五社大明神東方

勧請年暦不詳

摩利支天

多野司 上) 田河内

同人

世 国 生分式 部

飯牟礼大明神二川村鎮守

長山出雲

有、夫ヨリ西ノ方三十間計ノ所ニ陵と申伝候所有之、 之所に皇子之宅地之跡有、又城之搦手ノ尾先に茶毘所 ヲ居世大明神ト崇て宗廟トす、牛根之城東ノ方五丁計

祭神不詳

祭祀二月初申

祭米無之

当社勧請年曆不詳

居世大明神御修甫

所

宝殿

同上屋

舞殿

石鳥居

社

宝 舞両殿取合廊下 善神王両

牛根寺院

祈願所花蔵院 大乗院末御免地

大隅郡牛根郷

祭祀九月九日

祭米一斗七升余

当社者上代池袋民部少輔当所領地之節、欽明帝之皇子

祭神 欽明帝御子

山口石見 利官

(1) 大明神 類等本城村之内 物鎮守本城村之内 大隅郡垂水 並水郷

谷口河内

祭祀九月[九]日 仁徳天皇 玉依姫

神領高十石 当社勧請年暦不詳

候、御供主取永正図師〔等〕、同御守軍師ト申者負下シ (®ナシ) 伝称、当社者城州雄徳山八幡宮を守下シ奉タル由申伝

タルト云フ、文明・永正・天明之棟札有、 ®x)

当社宝殿 舞殿 宝・舞両殿取合廊下 善神王両社

新田大明神

祭神海童神

祭祀十一月初午

神領高三石九斗 領主寄附

立年簡不詳、 龍伯様当地へ御光越之刻、

五月雨降続

建

当社神体往古中ノ俣漁人ノ網ニ掛上タル由申伝候、

御帰帆難被遊、 御滞留之節御詠歌、

なかめつきせぬにしの海原

五月雨の雲のなこりもおさまりて

元亀三年再興之棟札有之、

右社内へ御奉納有之候処、

即天気晴御出帆ノ由申伝候、

永山甚八

96

菩提所心翁寺 高百三十石余

清水楞厳寺末右同

一客殿

客殿・持仏堂取合廊下

河上大明神惣鎮守城元村

祭神 石清水八幡同

応神天皇

神功皇后

垂水寺院

祈願所成就院

高四十九石余

大乗院末御免地 一客殿并護摩堂

祭神磨阿陀国帝 王末 姬

祭祀正月元日 二月初卯 九月九日 + 月初卯

祭料二石二斗二升

其休ミ玉フ所ヲ摩阿陀ト申伝候、 社伝ニ、往古天竺摩阿陀国ノ帝王末ノ姫此所ニ渡玉ヒ、(駉カ) 又水上ニ宮有之、

河上大明神ト称スト云々、 宮造御祭米 亀寿様ヨリ、 故

光久公御武運御長久之為御祈願、 御再興被遊候由申伝

勧請年 - 暦不詳、 天文十四年丙戌十二月棟札有(@))

候、

旗 Ш 大明 神

祭神猿田彦太神

祭祀十一月初申

伝説に、此大明神ハ天神五代之尊神大戸ノ、尊・大苫間(ゼカ) 祭米一斗二升 同 斗二升産子中

辺尊を勧請ストモ、又天竺摩阿陀国之大、比叡山(副カ) (郷王) 「ヘ越玉

フ時、 間門ト申所へ休玉フ、 境へ着シ遊里ノ浜へ出、 夫ヨリ池田へ飛来之松迚大松樹 彼浜ヨリ大隅国大根占

有之、

其所へ宮造有シ所ニ大風之時、

風当強ク鬮ヲ下

御旗竿御用有之、 レ朽しト也、 忠国公御代琉球御征伐之時、 其後高麗御出 今ニ御旗竿御用有之ト云、 陣并琉球入之時堀 此

シ、今之村中へ勧請ス、

其松ハ古樹にて大風之為ニ折

Щ

で七玉 ヨリ

旗山十反五畦有之、

ヒシ御佳例ヲ以テ、

当社本社宝殿 狩長宝殿 同上屋 宝 舞両殿取合

之間

舞殿 善神王両社 鳥居

川上大明神社御 修甫 所 宝 殿 拝殿横屋

宝 拝 両殿取合廊下 善神王両社 鳥居

大根占寺院

祈願所報恩寺 大乗院末御免地

菩提所天松院 高 石 一客殿 小根占圓林寺末御免地

高 二石 客殿

大隅郡小根占郷

諏方大明神 ^{惣鎮守}

鶴田伊予

祭神前同

祭米五斗

祭祀八月二十八日

祭米三斗五升所中

当社勧請年曆不詳 当社宝殿 拝殿 上同両殿取合廊

拝両殿取合廊下 御供所

•

鳥居

一舞殿

祈願所東、寺 大乗院末御免地 小根占寺院

高一石 客殿

菩提所圓林寺 越前興禅寺末右同

高六石 客殿

大隅郡佐多郷

御崎三所権現

別当那佐渡 極楽寺

底津少童命

中津少童命

表津少童命

祭米三斗五升 一同一斗所中

祭祀正月二十日

二月十八日

九月十九日

当社宝殿・同上屋 舞殿并拝殿 御供所

当社ハ和銅元年戊申三月三日夜依託宣、

同年六月社殿

造立、奉崇三所権現ト云、

古中山国退治之時御祈願有、

中山王帰順之後、琉球国

縁起曰、日向国那珂、佐田御崎三所権現、 之蘇鉄を御寄進有、今尚幾千万ト云数ヲ不知繁茂ス、 伊佐奈岐尊祓

除之時出現之上津少童命・中津少童命・底津少童命、

崎又火之御崎・土肥之御崎是也、火之御崎・土肥之御

此三神現御崎三所、此所ヲ号て三津崎ト曰、

佐田之御

崎ハ他領福島ニ在、佐多御崎権現炎ノ御崎ノ社浜宮佐

境瀬ト云所有、 多御崎同所に在、 ケ水之前海中ニ有ト云、 是ハ昔日州・薩州之境ト云、今山川児 佐多御崎之辺ニ西之海ト云所有、 御崎ヨリ東ニ御手洗石有、 又

中二大石高二丈余リ、上二二間方之手洗ニ似タル石有、

佐多寺院

云、水色白色也、

勧請年暦不詳

又六月旱ニモ穴ヨリ水涌出ル、穴之外ニ満出ル事有ト 干有ト云所也、社守伝説ハ数日穴之中之水不出モ有之、 水有て常に増減有ト云、又近郷之貴賤穴之内に塩之満 製造スト見得タリ、請台有て穴之中央ニ建タリ、穴ニ

祈願所来迎寺

大乗院末御免地

菩提所曹源寺

小根占圓林寺末右同

高

石石

客殿

不断水有清水也卜云説也、 大隅国佐多ハ上古日向 那 珂

郡之内也ト云

当社宝殿・同上屋 舞殿 拝殿 御供所者附被仰付候

玉兎宮

月読尊

祭祀八月十五日

十一日初卯

大隅郡田代郷

原沢右膳

祭祀十一月中卯

当社ハ田代川原村之内に有、 社壇岩屋之入十三間程

二里三町三十一 間程也、 横十五間程、

高三間余也、

地頭仮屋ヨリ辰巳ニ当リ、

玉兎宮を俗説ニ月形ト云、土穴之内に月之形鉄を以テ

近戸宮鵜戸権現棟札二、当社御尊霊彦波瀲武鸕鷀葺不 合尊・豊玉姫・塩土老翁古ヨリ此神ヲ祭ト云、又社伝

¹日、小松院重武公一軍之次第¹ヨリ拝殿勧請有タル

(劉北) 小尾六所権現物鎮守麓

· 祠 迫官 田

佐渡

祭神不詳 祭祀十一月初卯

祭米一斗七升五合

当社勧請年曆伝記不詳、

当社宝殿 舞殿

寛永四年丁卯再興棟札有、

拝 殿 流

99

高

二石

客殿

鵜戸権現

由申伝候、右岩屋本社へ前代ヨリ三面之神鏡座スト云、

(劉波) 地上三所権現同所高鎮座

詳

善神王両社 仁王門

長丁 御供所

祭三斗五升

祭祀正月二十二日

当社ハ伊勢国田丸玄蕃ト云者負下勧請ト云々、

年暦不

神貫大明神物鎮守口之坪村脈領守口之坪村

祭神不詳

祭祀二月初卯 + 月中卯

祭米一斗

領主

祭神

伊弉諾尊

伊弉冉尊

事代主命

菩提所宝光寺

小根占圓林寺末右同

一客殿

高四石

一客殿

祈願所宝寿院 一高一石

大乗院末御免地

田代寺院

当社勧請年暦不詳 祭祀九月十九日

鹿屋寺院

大久保参河社司

狩長大明神 明神ト! 惣鎮守田崎 七狩長! 肥付郡鹿屋郷

明神卜有之、七狩長田貫大

祭神 加茂神社

> 祈願所医王院 大乗院末御免地

客殿

客殿

菩提所安養寺 清水楞厳寺末右同

郡山怒兵衛

同一斗七升五合 領主

当社享禄三年十一月十六日勧請、 神木大明神と号、今

神貫ニ作、 慶長三年以来棟札有

新 城寺院

菩提所浄珊寺 福昌寺末御免地

高三十石 客殿

正若宮八幡宮 肝付郡姶良郷

坂元河内

祭神前同 祭祀二月初卯

十月十五日

祭米三斗五升

当社宝殿 当社長久四未年勧請之棟札 四足堂 拝殿 宝

拝殿 ·四足取合樋之間 善神王両社 · 拝両殿取合廊下 鐘楼堂

右同人

鵜戸権現上名之内大脇村

祭祀九月十九日 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊

神武天皇 玉依姫

右左禿倉之内一 座

右右禿倉之内三座

彦五瀬命

三毛入野命

稲飯命

祭米三斗五升

当社者地神五代之帝葺不合尊之陵也、此所二窟有、 ニ霊石二柱、一柱者神武天皇之廟ト云、疑ハシ、神武 内

陵に葬奉ト有、一 之陵ハ大和国橿原之宮ニ崩座ス、 説ニ、吾平陵ハ地神五代鸕鷀草葺不 故二畝傍山之東北之

申伝候所有、其前「高九尺五寸之祠一字立有之、内殿

合尊并御后玉依姫ヲ奉葬神跡ニて、窟之内ニ御廟所と

へ宝鏡数多奉納と云、

鸕戸窟之内ヨリ清泉流出、

中央ニ禿倉有、

鵜戸権現ト

称ス、右六社之神会祭て号六所権現〔カヤ〕、葺不合尊(靈)

有リ、 御降誕之旧跡ハ日向国那珂郡也、 東之海辺ニ大成盤窟有、 朝日直に刺向佳景也 彼地ニ鵜戸とて旧跡

洞口南方ニ向て鉄石立并フ、

東南ハ蒼海ニ向フ、大洋

101

とゾ申ケル、御社ハ五社共ニ東ニ向せ玉フ也、護摩堂 リテ見得サセ玉フ、末社之諸神モ五社座ス、一之御社 社を奉崇敬、鵜戸権現ト奉称、御社モ六敷三間ニハ余 洞之内ニ御殿有、葺不合尊・瓊々杵尊・火々出見尊三 天皇、四之御社を春日大明神、五之御社を三宝大荒神 を霧島神社、二之御社を天照太神宮、三之御社を神武 入て祓と云フ、洞之口大ハ姶良之窟ヨリ勝て広大也 西北 れい碧厳ニ 依 凝タリ、窟之内一年ニー度潮満(靈麗)

此岩之間ヨリ大に煙出タルトモ云、反橋之長三間余リ、 右ニ立并リ、反橋之涯ニ大岩有、先年霧島之燃し時、 丈五六尺モ有べし、山門ヨリ反リ橋迄御影之石灯炉左 国寺、山門之外ニ十二坊舎有、 御影石之鳥居有、 高二

二間四面、御供所三間四面、南向也、本坊ヲ鵜戸山護

乳房石とて一涯勝て〔〕所有、白粉之如し、葺不合尊 也、又洞之内ニ清泉湧出御手洗ニ掛入、又御殿之脇ニ 無〔ン〕ハ通路ナシ、窟之前に升形有、是亦自然之地形(⑱クデ) 橋下ハ深堀[也]、潮満入常ニスサマシク見得侍る、橋(鑾三テ)

御

勧請也

参ハ会合ヲ不と云ヘリ、高岡ヨリ道程十三里大佐と云 削て吞ハ乳垂出ル事妙也ト云リ、日向之貴賤此社ニ不 婦人之不足ナルハ此宮ニ詣て祈誓ヲナシ、乳房之石ヲ ヨリ御乳垂出、太子ニ奉タル妙石と伝タリ、故ニ今モ

難所多し、

所ニ伊東之番所有、海辺ヲ通行スルコト七浜七峠有、

鵜戸窟之広百二十坪、中央社壇有、社壇之下井戸之如

壇を即葺不合尊之陵也といへり、鵜戸権現と号ス、葺 不合尊之事蹟、詳神代巻・旧事記等に見得タリ、 こて深幾尋と云事を不知穴有と云ヘリ、此穴中央之社

当社宝殿 舞殿 同両殿取合廊下 宝殿上屋

鳥

拝殿 明和五子年 居 藤原親盈蒙 舞殿・拝殿取合廊下 重豪公御勧請、 命鎮魂仕候、右之社者穴之社ヨリ外ニ又 神主従五位下本田 善神王両社 御供所 出羽守

姶良寺院

祈願所幸田寺 大乗院末御免地

玉依姫を残置養育シ玉フトモ御乳母ナク、

自然と此石

御降誕之時、

豊玉姫ハ太子ヲ生ミ置海宮へ帰玉ヒ、妹

氏久公大姶良御在城、

祭神 金鏡一

面

裏に氏久ト有 此所

ニ繁昌門ト云、

氏久公御在城大始良之時御勧請ト云々、

元久公御誕生ノ地也、故

年暦不詳

高三十石

菩提所含粒寺 福昌寺末右同

客殿

岩戸大明神物鎮守 肝付郡大姶良郷

祭神不詳

祭祀九月十九日

黒木善之進

祭米一斗七升五合

当社勧請之年曆伝記不詳、 永禄二年己未三月造営、

曆四年再興棟札有、 当社宝殿 拝殿 宝殿上屋

取合廊下

新八幡宮

明

宝殿 肝付郡花岡郷

正一位当座大明神

瓊々杵尊 彦火々出見尊 木花開耶姫 玉依姫

祭祀九月九日

葺不合尊

神武天皇

神領高六石 領主寄附

当社ハ地神三代瓊々杵尊日向国高千穂に天降玉ヒ、

大姶良寺院

祈願所照山寺 大乗院末御免地

高一石 一客殿

菩提所竜翔寺 志布志大慈寺末右同

高一石

外ニ御切米

御仏餉料三石

客殿

御石塔并井垣 茶堂

大門

客殿・茶堂樋之間

鶴田彦太郎

此

地二御影 向之霊場也、 故ニ神号を当座大明神ト称スト

云 々、

霜月中ノ卯祭ニ紫立岡ニ御幸有、柴ヲ立、夫ヨリ正月⑧柴

今ハ形之如ニテ鳥居迄御幸有、六月朔日ヨリ祀場ニテ 五日迄段々忌事有之、正月五日御幸有て祭礼成就有之、

同晦日夏越祭有之、古江下之浜ニ御幸ニテ六月祓有之、

抑此花岡ハ始大隅州肝付郡大姶良之木谷也、享保九年 地矣、翌年乙巳七月二十五日改花岡、上下文略 甲辰六月十五日、島津周防源久儔親承君命為代々一所

祈願所山島寺 大乗院末御免地(圖二)

高十石 一客殿

菩提所禅定寺 福昌寺末右同

客殿

右社宝殿・同上屋 一廊下并舞殿

善神王両社・ 同上屋 一拝殿・舞取合廊下

肝付郡高隈郷

中津宮大明神

祭神不詳 祭祀九月九日

吉岡左京 吉岡左京

十一月初卯

祭米三斗五升

当社勧請年曆不詳 下 舞・拝両殿取合廊下

一当社宝殿

舞殿

同両殿取合廊

御供所

善神王両社

石照社 上高隈村

祈願所浄聖寺 高隈寺院 一乗院末御免地

一高一石 一客殿

高一石

菩提所法音寺

福昌寺派ヨリ清水楞厳寺末右同

肝付郡百引 郷

利大明神

祭神不詳 祭祀十一月初丑

石塚長門

当社勧請年暦 **不詳** 当社宝殿 同 上屋 宝 舞 両 [殿取 一之宮大明神惣鎮守有里村

合樋之間 舞 ·拝同上両殿取合樋之間 善神王両社

御供所 同上屋

百引寺院

祈願所丸山寺 一乗院末御免地

高一石 客殿

菩提所般若寺 清水楞厳寺末右同

客殿

石牟礼大明神同所平房村鎮座

石塚十左衛門

祭祀 祭神 (鬱霜) 猿田彦大明神

祭米一斗 所中

当社勧請年暦不詳、

元亀四年癸酉十一月棟札有之、

肝付郡串良郷

祭神 月読尊

祭米五斗二升五合 祭祀九月中寅 鏑流馬有 神領 一石 伊勢玄愈守附

当社勧請年暦不詳

宝殿 舞殿 同両所取合廊下

拝殿

舞

·
拝両殿取

合廊下

井手神

高二石八斗一升二合五勺

諏方大明神同所麓鎮守

祭神前記 祭祀七月二十七日

同二十八日

八木若狭

祭米五斗二升五合 当社勧請年暦不詳

万八千大明神北原村鎮守

石塚相模

祭神

別雷神

武甕槌命

九万八千軍童

祭祀九月九日 鏑流馬有

神領高二十石余 社司作職

宮地河内(社司脱力)

当社勧請年曆不詳

宝殿 拝殿 舞殿

弁天社

宝殿・同向拝 鳥居

秋葉宮

宝殿・同向 拝

祈願所成願寺 一乗院末御免地

高三石余 一客殿

菩提所安住寺 福山大安寺末右同

高一石

志福寺 藤沢山末右同 本堂・客殿取合廊下 阿弥陀堂 一客殿

大塚大明神

祭神 武蔵国秩父神社妙見御鏡

当社ハ武蔵国ノ本社秩父権現妙見大菩薩勧請之社也、 祭祀二月初卯 九月九日 十一月八日

大山直次郎 大山直次郎

四十九所大明宗廟 肝付郡高山

郷

伊勢外宮 祭祀九月十九日

畠山重忠被申ケルハ、 開基ハ本田次郎親常、 ハ三十人国主有之、 此度薩摩へ下リナハ、三ヶ国ニ 三ヶ国之先見トシて下向之時 忠久公為勝利島津家之守護神秩

父大明神天一妙見を初て利運之地ニ崇敬可有之候ト被

申、其後 忠久公当国へ御下向アリキ、庄内島戸之郷 九ノ塚ヲ築て太刀・剣ヲ納、九万九千之軍神大明神と へ御討入之時、九城之古方ノ郷高山塚崎村所々ニ九十

勧請して 頼朝卿ヨリ御紋二ツ引龍之御指物・秩父重

忠御鎧甲・御刀、末世之印として今に神前ニ有之、天

文十二年肝付家ヨリ再興有、 へ来て造立す鎮頭と云 、両人居住ス、以来唐人町ト云、 肝付家落城之後唐人此所

書無之、宝殿之幕二ツ引龍、 慶長年中島津図書頭造営有、 又山形也、 由緒ハ御取揚ニ相成、本 末之幕丸之内

井マタ洲浜也

守屋和泉

当社勧請之年曆不詳、寛永二年己丑七月十三日吉田兼

祭米五斗二升五合

苗御神号、 伊勢之御位也ト云々、

大隅国肝付四十九所大明神之事、当上神社内令勧

殊に於神前如斯念候、 此旨 被仰送 > ⑧事所仰

吉田 左兵衛督

恐々謹言、

在判

十二月二十七日

永正以来棟札余多有、 当社宝殿 舞殿 拝 殿

四十九所御神号虫付朽捨、

箱銘神主大中臣重時卜有、

宝殿・舞殿取合廊下 舞・ 拝両殿取合廊下 御供所

鐘楼堂 善神王両社

大塚大明神

串良大塚大明神之陵ト云伝

祈願所高崇寺

一乗院末御免地

高十石 一客殿

菩提所昌林寺 大慈寺末右同

高十石 一客殿

正一位高屋大明神北方村惣鎮守 肝付郡内之浦郷

「地」 宮路相模 種

祭神

瓊々杵尊 彦火々出

葺不合尊

西之御殿別殿 豊玉姫

祭祀二月初卯 九月九日 +

月初卯

祭料三斗五升

リ二里山上ニ有、即高屋之陵也、是を所にて国見権 当社ハ人皇十二代景行天皇壬午年崇建、本宮ハ社頭ヨ 現

日、久之彦火々出見尊崩葬日向之高屋之山上陵ト云々、 薩隅元日向国也、 ト云、即火々出見尊之御尊骸ヲ奉葬タル所也、 今薩摩国川辺郡加世田郷宮原鷹屋大 神代巻

明神ハ火々出見尊御降誕之旧跡也、

▽霽火火△出見尊

に崇建す、久之とハ宝祚ニ万々歳ヲ祝しての語也、崩此所ニテ崩御シ玉フ、御尊骸を深山上ニ奉隠禿倉を鏨鵜戸之地に渡らせ玉フて後、今之内之浦ニ御幸し玉ヒ、

海童宮ヨリ郷に帰玉フ之時ハ、兄火闌命逆心、

故日州

トハ神霊登天之議也、御幸之次第不詳、此所に笹御嶽・「歩」の「おり」という。

治之時、此所に仮宮を立六年之間座せし旧跡にして、京都之馬場貝之浜ナト云ル所有リ、景行天皇熊襲御退

卿

へ申願、

宗源宣命奉納有之、

兼敬卿自筆之額有

高屋宮之左ニ有、是を天子山と云、仮宮之跡に壺二埋

皇御着船、小川ニテ御足を洗玉ヒ、休玉ヒシ御腰掛之有リ、仮宮之礎モ残りて有、又川原瀬ト云所に景行天

一年代皇記曰、壬午十二年日向国に高屋之宮を建ル、又石有リ、

に天皇在す、又曰、天皇八月筑紫ニ幸ス、十一月日向曰、甲申十四年従是前二年、後四年、前後六年筑紫国

祭神也、此所ニ在て高屋宮を建玉フト云、野草国、此所ニ在て高屋宮を建玉フト云、小碓尊也、今国平ケ高屋ニ居事已ニ六年、又景行天皇並小碓尊也、今国に襲を討事を議スル、又曰、十三年夏五月悉ク襲国を国に至て行宮を起て居玉フ、是を高屋宮と云、十二月国に至て行宮を起て居玉フ、是を高屋宮と云、十二月

古老伝曰、

当社ハ往古在山上、

日国見陵、

其峰麓ヲ去

号高屋大明神、当社之辰巳ノ方ニ林有リ、中ニ大甕有、コト三里、断岩絶嶮不能輙登、故中古以来勧請此地、

(®三) 是をてんシト曰、人常に林中に入るコトヲ恐る、 水一盃湛て雨降にも不増日照にも減セス、霊水也と、

高屋大明神神位ハ享保[二十]年産子中依願、吉田兼敬(⑱))

7 高屋大明神縁起

火々出見尊之降跡也、古老之伝に曰、当社ハ往古山上隅州肝付郡内之浦に鎮座ス高屋大明神ハ、地神第四彦神祇管領長上正三位左兵衛督卜部兼連著

其峰ハ麓ヲ去事三里、断岩絶嶮易登臨する事あたハす、に有、国見陵と云、蓋薩隅日三州之海山悉目下ニ有、

紛失して隻字之遺文なく可惜とす、雖然神之神タル哉、故中古以来此地に勧請ス、社之古記旧書若干之万言悉

所謂天高地下山嶮川流行、即天地之文也、草木之花葉、心文をセス若能其に通ハ天地之間物として文に非ハ無、

五常之道、三千三百之礼、皆是不測之妙用、自然之文鳥獸之羽毛、金石珠璣之精砕、是又万物之文也、三綱

尊崩マス、

日向高屋之山陵に葬祭ル、

是即吾神孫紹運

武鸕鷀草葺不合尊を産マス、後久シく座し彦火々出

リ教マツル、

女豊玉姫を以てアハせマツル、

児彦波瀲

見

祈願所感応寺

乗院末御免地

懇に仕マツル、或三床を設入レマサシム、

或両瓊を奉

に逢フ、

海宮に留り玉ヘル事已ニ三載ニ成リヌ、

海神

善神王

社

之跡也、 邑吏平

誰仰崇せサラン哉、

属ハ三州之牧伯

源羽林之

予に縁起ヲ書シム、

ヨク其大概ヲ演、

是二授与スト云

重賢・

従五位上藤原信秋

正四位下藤原親信等

章也、 時に兄之鉤ヲ失フ、愁て海ヘタニサマヨフ、 之サチマス、第互ニサチヲカヘテ各其サチヲ得ス、 見尊と申、 降命と号す、 其中ニ入籠リてウケイテ曰、 成ると思ス、 山祇女木花開耶姫を召ス、 ハ必焼亡ル、実に天孫之胤ニアラハ火モソコナフ事能 兄火闌降命自海之サチマス、弟彦火々出見尊自 即火ヲ付室を焚く、煙之中ヨリナリ出ル児、 况又書之本紀に於る照々成モノをや、 次に出る児を火明命と号く、スベテ三子座 次に熱ヲ避て至る時に出之児を彦火々出 故木花開耶姫怒憤恨マツリテ無戸室を作 即一夜にして孕に、 妾孕、若天孫之胤ニ非ス 昔天孫大 塩土老翁 天孫偽 火闌 弟 Ш

> 笹母嶽 当分高屋宮之社地、 景行天皇火々出見尊御造営之地 立有、 緒ヲ切タル竹今に深山 ト云、今に大石立居ル也、 彦火々出見尊ヲ勧請、 此所彦火々出 地神相応之霊地御見立尊慮に叶フ、 見尊御降誕之地也ト云、 ニ生立居候、 黒園権現ト奉崇云々、 黒園嶽出見尊御遊行之所 面峰之岡ヨリ御遠見、 当分御嶽ニ小 其臍之 倉

4

当社宝殿 拝 殿 同 . 両殿取合廊下 長庁 鳥居

ス、

其峰を召叶嶽ト名付玉フ、当分小倉建立叶

一嶽権現ト

向拝 内之浦寺院 両

客殿

菩提所長泉寺 大慈寺末右同

高 石 客殿

109

天満大聖威徳天神惣鎮守 向国諸県郡 馬 関 田

黒木左門 黒木左門

北野 宰府 威徳

右三所同殿崇

祭祀正月元日 九月九日 十月五日 二月初卯 十月六日 六月二十九日 十月九日 七月七日 十月十

日 十 月初 莂

抑威徳天神ハ古皇都ヨリ守下、 祭米三斗五升 同七斗五升 島津図書寄附 此地に勧請して宮柱大 (®太)

に中古炎上して記録悉焼失ス、故ニ勧請之年暦由緒 敷立、宮舎モ広大に造営し、 万民崇敬余社に異也、然 不

別当寺を威徳院、寺号ハ宮楽寺ト云、三天神三楽三道 ハ北野・宰府・威徳天神にて所謂三天神之内也ト云伝、 万治年中再興ト云伝、 聖廟諸国ニ勧請雖多、 当社

祖也、 兵衛と申者之家続也、 正卜云、 其節之笈之由ニテ代々持伝、 威徳天神之道正ハ当時飯野之町家ニ道正市郎 昔天神を守下タルハ右道正が元 十月十日祭之時

毎年参向して神輿に奉掛也

元亀年中 累年御参詣、 惟新公飯野へ御在城之砌ハ、 別而之御尊敬也、

甚広大成御祭祀也、 今射之馬場トテ社頭ヨリ五六丁下 鏑流馬之射儀ヲ行玉ヒ、

無之候

当社ハ古来神領四丁一反召付有之、 村島舎田村北 今ハ御蔵

馬之儀ハ浦村入佐門ヨリ撰出ノ由申伝候得共、当分

神霊モ此所マテ出輿成て万民群集セリ、

神

ニ小路有、

入又ハ給地ト成、 リ附来候門々ヨリ作職之初穂ヲ以、年中十度ノ祭令執 然処二先年大支配之時奉訴、 古来ヨ

寄附之祭米七斗五升取加調進ス、 下候三斗五升之祭米を以神前等ヲ相調、 行、 其中十月五日 且島田村ト云所ハ島津図書領分ニ相成、(⑧内) ・六日・十日之祭祀ハ、 前代神領四丁 其外島津図 御物ヨリ被 反有 書

右員数毎年差出 サ レ候

之候、

不明箱 鎧 掛

当社宝殿 右二行宝殿へ納居候得共、 拝殿 同両殿取合廊下 由緒伝記不詳 横丁 鳥居

王両社

十月十日御祭

高

石

客殿

馬 関田寺院

祈願所威徳院 大乗院末御免地

高

石

客殿并鐘楼

四

足

菩提所大円寺 飯野長善寺末右同

高 石 客殿

天満大自在天神水流村惣鎮守 諸県郡吉田郷 郷真幸

社 押司 領司早太左衛門

祭米一斗七升五合

祭神北野同

祭祀十月二十日

義久公御筆十首之和歌有、 忠平公

当社勧請年曆不詳

神領高二十石目録有、

慶長十九年七月副状有、

光久公御連歌有、

吉田寺院

菩提所昌明寺 高 石 客殿 飯野長善寺末右同

祈 願所観音寺 大乗院末御免地

三社大明神
石同郡加久藤郷

洞 沼官 田

伊予

祭神

水天 荒 神 妙 見

祭祀十一月二十八

祭米五斗二升余

守護神三社御勧請有之、

当社ハ元亀三壬申年御建立、

忠平公御在城之節、

為

天正四年丙子十一月十一月二十二日御逝去、(行力) 鶴寿丸様永禄十二年己巳於当城御誕生、 義弘公御子、

山 幼 生、 生、 飯野幼生寺、 当所不動寺ニモ御霊骨奉納候、 御法名凉

久保公郎市天正元癸酉年於当城御誕生、

鮮国御逝去、右同公御子、

文於 禄朝

中納言様於当城御誕生、一唯恕参、谷山皇徳寺、一唯恕参、谷山皇徳寺、二年癸巳九月八日御法名

十一月七日、故為産荒神右三社天正四年丙子故為産荒神右三社

以来為祭料五斗二升五合被仰付、 祭祀無退転

相勤候、 御尊敬、

111

御誕生杉

三日御産穢相晴、 繁茂ス、右同公天正四年丙子十一月七日御誕生、 右 中 納言様於当城御誕生、 二之宮大明神へ御参詣、 **璽之杉トシテ被植置枝葉** 其比当社 三十

小社ニテ御三献等難差上、当社司黒木源兵衛宅へ被為

尺無 一銘 寸二 儀登 成御三献差上、 城仕候処、本田源右衛門御取次を以御腰物平行 腰拝領被仰付、 御機嫌克御帰館有之、 源兵衛事毎度御前へ被召出 源兵衛事為御祝

加久藤寺院

御目見被仰付候

祈願所不動寺 高二十五石余 大乗院末御免地 一幼生様御霊位

御霊屋 ·不動堂取合廊下

御霊屋 御中門并客殿

客殿

菩提所徳泉寺

飯

野長善寺末右同

熊野権現 小田村

祭神 伊弉諾尊 伊 弉 一冉尊

祭米有、当社ハ勧請年暦不詳、元来小社ニテ村中修 祭祀二月初酉 ニテ候処、天明三年初冬 六月 十一月初酉 重豪公為御鷹野御光越被遊

甫

寺社方合力御修甫所二被仰付候

於社前鶴御合被遊御猟有之候ニ付、

右社頭御修甫被仰

付

一之宮大明神

黒木相模 利官

祭神仲哀天皇 祭祀正月元日 十一日 十五日

七日 月初辰 八月朔日 三月三日 九月九日 五月五日 同十日 六月二十九日 十月亥日 七月 同

辰日 + 月初 辰 十二月申 Ħ

高五十石 別当二宮寺令支配、 年中十五度之祭供致調

進候

内高三十石慶長八年癸卯御寄附、 同二十石寛永十四

年二宮へ御 加増

当社勧請年曆不詳、 被宛置祭祀令執行、 一年に当て、 九月十日之祭祀初て御物ヨリ 神酒 二宮大明神御神事毀破勘落以来十 ・花柄ヲ御城へ進上仕来候 御 米十 九俵

是天正 を為御産神御宮参也、 四 年 家久公於当城御誕生、 其比迄ハ二宮社モ甚小社にて、 御産 穢 相 晴 当社

社司黒木某宅ニテ御三献差上御帰館有之、委細 ハ三社

大明神之譜二詳也

慶長七年庚寅秋 宮大明神にて候哉ト御尋故、 節 , 御産神故如古来祭礼等可被仰付由 社 司黒木源兵衛曽祖父被為召、 家久公御上洛之刻、 左様之段申上候処、 加久藤之宗廟ハニ 綾郷 地 頭五代勝左衛 へ御滞在之

慶長年中七月二十八日ヨリ当社御造立御取付被仰付、 同 十四四 年に至御成就正 遷宮有之、

門御

取

次ヲ以被仰出候由書付有之、

当社宝殿 殿 ·横丁取合廊 拝殿 下 同 両殿取合廊下 善神王両社 横丁并鳥居

諸 **買那** 飯野 郷

白鳥六所権召鎮守末吉村 現

祭神

日本武尊

社司足寺格書別当

黒木権右衛門

祭祀正月元日 五月五日 七月七日三月三日 六月二十八日 九八 月月 朔日 ++ -一月乙酉 -月亥日

十二月二十九日

当社宝殿 舞殿 同 .. 両殿取合廊 下 拝 殿

善神

茁

両

社

山王宮内外鳥居

宝

. 舞

両殿之山

王宮取合

神領高百四十三石五斗二升三合

右慶長〔十五〕年戌正月二十一日 庄内御弓箭之刻御寄附有之、 右高出米御免にて永々諸 忠平公 忠恒公御代

百姓諸公役御免被成来候

公役御免候ニ付、于今右之訳ニテ別当満足寺門前者

島山ト并立リ、又村上天皇御宇天暦三年己酉歳、 康治年中半腹に宮舎を建て祭之、白鳥権現ト称ス、 性[®] 上

当社者日本武尊之垂跡、白鳥ト化て此山に留り

座

故

云、一日上人法花を誦之時、 人建立之白鳥権現社トモ云、又堀上人所建之社也トモ 忽然トシテ老翁現、 ハ

経ニ応し声現しトナリ、此奇異に依て上人霊廟を立て 是日本武尊也、 白鳥ト化て多年此峰に住ト、 上人之誦

縁起日 六所権現ト号ス、 日本武尊託宣曰、 今現玉フ所に宝殿有是也ト、 本体慈悲観世音変化神通 白鳥山

意日、 波恵、元与利茂清哀顕志天唯白鷺登成天古楚径気、(⑩往) 実相顕露、 本従毛心者慈悲能観世音変化志津留身登能間 元来清浄心唯成白鷺而已往、 又此和語示偈 具

木崎原御合戦最中、求磨ヨリ之加勢彦山ヶ嶽迄寄来飯 に相違し、我先にと求磨之様ニ引取ケリ、是誠之白旗 靡し、島津方之勢諸所へ如雲霞見得ケレハ、求磨勢案 野之方を見渡すに、木崎原ヨリ白鷺山迄一面ニ白旗を (@鳥)

伊東勢之目に掛リシトモ云々、是偏に白鳥権現之方便

利ト云々、又曰、此手之味方不知一色白支度之武者と ニ非す、白鷺多群居を求磨方白旗と目掛し、遂に御勝

忠平公御意被遊候由申伝候

六観音堂

現社ヨリー里二十九丁程御嶽絶頂池之側へ此堂有、 権現之御正体此里へ御登御幸之 九

此観音ハ性空上人所作之像也と云、

白鳥権

之神事有之候、

月二十八日内祭之節、

御甲一 一 右義弘公元亀三年甲五月四日伊東方ト御合戦之刻、 御太刀一腰 御長刀一 振

可被遊御寄進旨御誓願有之、 誓願之趣、 此節御合戦於御勝利ハ、 其節之御合戦殊之外被為 御戦用之兵具不残 御

> 御奉納にて、于今格護有之、文化六年巳十二月御宮焼 方御手に入候、是偏に白鳥権現之御方便故と被遊御意 及御難儀候得共、 終にハ御武運強御勝利ニテ、 即 伊東

失之節、右御甲者焼甲ニ相成候

且当社者 義弘公別て御崇敬有之、 長六年ヨリ同十年巳十一月十一日迄御成就有之候と申 御造替被仰付、 慶

草薙剣 伝候、

右御輿内に御神体と同様崇敬有之、 鎖有て鑰無と申伝

有之、

剣一振

之様にとの依御誓願、 右忠恒公御上洛御留守中、 御奉納有之候 諸人心持無相違悪事出

無

阿弥陀一 幅 中将姫織

御願書 義弘公一 诵

金銀幣 振ツ、

右二行

義弘公御寄進と申伝候、

忠平公御文書 忠恒公御願 書 通 通

家久公御筆御短尺 枚

斉宣公右同二枚

右御奉納于今格護有之、

白鳥権現ハ為軍神以往古君臣崇敬大ニ深ト云、

当社御造替慶長十五年ヨリ 九月二十二日正遷宮、 起切、 御名代新納次郎四郎勤之、 同 十六年九月末迄畢

ハ 狗留孫三所権現ノ記事ナラン)

大戸諏方大明神大明村鎮守

別当鹿児島

祭神信州本社同 延寿院格

建御名方命 八坂入媛命 八坂刀売命 トモ

H 祭祀正月十七日 七月二十日 二月初未 同二十四日 五月五日 同二十六日 六月二十九 同二十

七日 + 月丑 日

祭米三石 神領高五十一石之内ヨリ三石相分、 祭祀

供御調 進

当社宝 舞殿 供所 宝 • 舞両殿取合樋之間

善神

義弘公永禄七甲子年ヨリ天正十八年迄二十七年、

飯 野 王 一両社

同

上

屋

礼御執行有之候、

之御寄附ハ被召上、 六月二十六日

御高三十石御寄附有之、

時

'々御祭

御三殿様御直参ニテ御祈願有之候、

然処天正十八年寅

義弘公栗野へ御引移有之、其砌十三丁

退転御祭礼相勤来候、 村之内十三丁御寄附、

且七月二十七日正当之御祭礼 黑木阿波事代々社司被仰付、 大戸諏方大明

一神ハ御産神故、

別て御崇敬有之、

大明

司

城

被遊

御

在城、

家久公於新城御

誕生候

= 付、

関ヶ原一乱之後、 目 御通路野尻へ御止宿ニテ、 慶長七年寅八月 社司黒木若狭被召出 家久公御上洛、 御 東

上 一洛御心遣被思召上候ニ付、 為御祈願諏方大明神 \wedge 御

高二十石御寄附有之、

都合五十石神領御寄進候

家久公御病気に付御誓願有之、御結願之御礼奉納有之 候、 且又当社ハ 義弘公・家久公別て御崇敬有之、

細御由緒・御文書等為、之由候得共、 、ニテ致焼失候ニ付、 伊豆見覚記置候書付有之、 社司黒木伊豆代出

火

洞官 出石河内 出石河内

狗留孫

所 権

現

115

麓山 祇 命

狗留孫仏 阿弥陀

薬師

祭祀正月元日 九日 二月酉日 正祭 千手観音

月朔日 九月乙九日 十一月一日 同八日 同十三

三月三日

五月五日

八

日

山寺ヨリ修供調進、

祭米一石 神領高二十七石二斗六升七合余ヲ以別当瑞(編)

伝称、 京都建仁寺開山葉上僧正栄西為五穀成就、中古

ニテ本社[一ツ成]、且当社ハ栄西入宋之時蒙観音大士(@チァハヘシ) 熊野三所を為勧請由、 然時 ハ麓山祇命ハ最初勧請之神

開基スト云、

ノ示教、帰朝之日攀登当山逢天狗化現、

神社仏閣都

7

当社宝殿 舞殿 拝殿 御供所 廊下 本地堂 伽藍

宝・拝両殿取合樋之間 竪一丈八尺横七尺鷹之宮

仁王門

善神王両社

金毘羅

天狗之宮

鳥居

狗留孫仏石体ハ龍宮界ヨリ涌出シ石体ニテ、 上高サ八丁ト云、往古神武天皇於日向人世を執行し玉 谷川 ヨリ

右之五穀成就ヲ祭玉フ、其時之御詠歌

ふ時、

五穀ヲ蒔初て当所石体ニ行幸有之、

風吹て三十三天ハ騒とも

植る種間ハ四方に騒かん

誓こそ端山繁山しけるとも「暫」

神路の奥の道しあるも

右御詠歌之由緒ヲ以門名ヲ飯野ト号し、

寺号ヲ端山

寺ト称スト云、

一説狗留孫仏ハ過去七仏之随一ニテ、健盤竜王奉請狗

留孫仏立玉フ、石之卒塔婆今ニ存スト云

二月酉日種子蒔之節、小林之内種子田村ヨリ毎年稲種

子三升ツ、貢事、往古ヨリ之式ト云

当社御再興

家久公御代慶長十五年十月ヨリ相、同十六

当社ハ常ニ求磨ヨリ尊敬して、祭日ニハ前日ヨリ参詣 年九月、末比ニ至御成就有之、

惟新公御願文二通并狗留孫仏縁起一軸、 求磨路男女群集ス、

端山寺へ笥蔵

ス

116

御詠歌ヲ以

金丸諏方大明

出石右京

米五斗余被仰付、

今二至て無転退祭祀有之、

祭神入媛命 建御名方命

祭祀二月初未

七月二十六日 同二十七日 十 一

祭米五斗二升五合

同新四郎両将家臣多勢出(圖次) 惟新公当所へ御在城永禄年中、 張、 当地原田村之内桶ヶ平田 伊東之将士伊東加賀守

原ト云所に陣ヲ張、

此時

惟新公当社へ御誓約之旨有、

惟新公木崎原へ御出馬有、 備後是を敬承ス、元亀三年壬申五月四日伊東勢発向 ニテ、社殿御再興、 御祈願之事、 今度之合戦於勝利ハ深可仰神慮トノ尊言 祭田五反御寄附有之、 然処右備後事先駆及戦死、 祠官伊図. 師

と改名スト云、 翌日備後嫡子四郎次郎ヲ被召出跡職被仰付、半左衛門 且又高麗御渡海之時、 御武運、通如意為

御安全当社へ御祈願被仰付、

首尾好御帰朝、

故御結

願

惟新様帖佐二 其後毀破節神領皆被召上神祭相止候、 為御成就、 神領等御寄附并鳥居御建立、 被成御座候時、 右半左衛門罷越、 故諸人是ヲ歎 別で御尊敬 件之趣

申上候処達

貴聞、

每年七月二十七日、

為祭祀之用祭

一之宮香取大明 補

黒木出雲

月

祭神斎主命

当社白鳳元年建立卜云、永禄七年子十一月十七日 祭米五斗 祭祀正月初卯 九月九日

に輙可随入御祈願トシテ、 当社を飯野城本丸ニ被遊御勧請、 去渡、 翌十八日飯野城主北原久兼居城依難成領地 平公当社へ御参詣、正子黒木出雲守家盛宅ニ 孫ニ至リ御崇敬之御誓願也、 野城二御打入、案内者黒木出雲也、 故 二 公直ニ御住城、 御太刀二腰御寄進有之、 且又永禄九寅年 因茲一之宮大明 日向表島津家御手裡 久兼無異儀居城 御一 神ハ御子 忠平公飯 忠平公

宝殿 当社拝殿天正九年巳二月 職、二男式部大輔へ三之山雛社権理神主職被仰付候、主黒木六郎三郎家貞、嫡子同出雲守家盛へ一之宮神主 舞殿 同 両殿取合樋之間 忠平公御再興之棟札有之、 善神王両社 拝殿

舞殿取合廊

当社天正十六年寅六月二十六日 惟新公飯野ヨリ栗之

城へ御移之節、本之宮所今西へ遷玉フ、

大年一之宮大明神惣鎮守

祭神 素盞嗚命

祭祀九月二十九日

河野若狭

祭米一斗七升

当社勧請年暦不詳

須木寺院

祈願所世尊寺 大乗院末御免地

高一石 一客殿

菩提所一鱗寺 福昌寺末御免地(ママ)

高一石余 客殿

諸県郡小林郷

雛守権現細野村鎮守

祭神

瓊々杵尊

木花開耶姫

豊玉姫

祭祀九月十五日

十月十五日

葺不合尊 火々出見尊

玉依姫

黒木丹後

妙見

▽鬱荒神社△

右同所御城内

保寿院

大乗院末右同

一高二十七石

新阿弥陀一

宇

同堂向拝

宗江院 長善寺末右同

高二十石

一客殿

廊下

小方丈

一高十八石 宗江様御霊屋

菩提所長善寺 能州総持寺末右同

祈願所愛染院

大乗院末御免地

飯野寺院

一高四石

一客殿

荒神 水天

右社頭一流并鳥居

諸県郡須木郷

神領高一石七斗三升余

当社勧請年曆不詳、天正[十六]年戊寅卯月以来再興之(愛六)

棟札有之、

当社宝殿 下 舞殿

同両殿取合廊下

舞殿・横丁取合廊

横丁

善神王両社

鳥居

内小野寺格護別当

瀬戸尾権現

斎藤美濃

八王子権理 [現カ]

祭神 三女五男

当社宝殿 祭米三斗五升

拝殿

同両殿取合廊下

本地堂

鳥居

祭祀九月九日 + 月中丑

祭米五斗二升五合

当社勧請年暦不詳、

敬御参社有之者也

義弘公飯野御在城之節者専御尊

小林寺院

祈願所観音寺 大乗院末御免地

高二石

菩提所昌寿寺 飯野長善寺末右同

高二石 一客殿

山之神

祭神大山

祇 命

猿田彦命

祭祀十一月中申

神領祭料無之 当社勧請年 -暦不詳

四[月]被立神舞之事 義弘公御尊崇有之、 御祈願状被籠置候御立願文、

七湊塩井之事

御宮作之事

知行五石御寄進之事

右立願、 巣鷹於有之者、 早速可有成就者也、 仍願文如

件、

慶長十二年閏四月二十四日 惟新

前へ差上候処、 天正之始、代宮司八重尾先祖某大鷹を取得 別て御吉事ト御満足被思召上、 義弘公御 追付伊

手ニ入、猶以山神御尊敬相増、 東勢退散、 飯野之内大川平今城へ居住、 八重尾ニハ木浦木山百 元亀 木浦木山辺土 年此 所御 惣鎮守 祭神

番被仰付、代々相勤来者也、 狩倉并御上下刀・大小鎧甲抔種々拝領、

稲荷大明神 当社勧請年暦不詳、 伊東領国之時天正年

稲荷を御崇社殿御造立、 及御難儀明神へ御祈願、 東方村大窪門神領御寄附、 無程御手ニ入候故、 東之岡 御

越、

小林城ヲ

忠平公被成御責シ時、

須木ヨリ多勢差

惟新様被

水之手口東之岡へ堪居後責しケルニ、

尊敬為有之由候

御祈願 天神 当社ハ 有、 天満宮を崇祝、 惟新樣御代小林城北二当天神御建立之 北之天神と称し御尊敬有之

候、

三年十一月棟札、 今宮八幡 当社勧請年暦不詳、元亀二年八月・天正十〇億爻 忠平公御再興

> 諸県郡 野尻郷

大王権現

河野和泉

猿田彦命 祭祀十一月中 一ノ申

祭米一斗七升五合

当社勧請年曆不詳

当社宝殿

舞殿

拝

殿

廊下

善神王両社

高妻八社大明神野尻之内紙屋村

祠 図官

[師相模

祭神 猿田彦命 大己貴命

七名 祭祀十 月初申

当社勧請年暦不詳 祭米五斗所中

野尻寺院

祈願所本光寺 大乗院末御免地

高一石 客殿

菩提所真光寺

飯野長善寺末右同

高一石 一客殿

祭神

瓊々杵尊 火々出見尊

木花開耶姫

豊玉姫依(ママ)

玉依姫

諸 **買那** 高 原 郷

霞権現

祭神 弁才天神体蛇

祭祀毎月初巳日 春秋彼岸

祭米無之

リー寸位ノ程、大サハ九部ヨ (@八) 神体ハ大巌間透之所へ赤白黒之蛇従往古到于今住居ス 大牟礼霞権現伝記等無之、 故勧請年曆来由等詳不相知

日

牛馬之祈願ヲ念候得ハ、 寒之時節と雖、 ニ不預者ハ数十度致参詣候てモ出現之形不鮮 参詣之人恵ニ預リ候者ハ出現有之、 別て神慮有之由往古ヨリ申伝、 曲 恵

体出現有之、三体出現之事ハ稀成儀ト申伝候、

何様厳

村中ノ者共兼テ三体ト申伝候得トモ、

狭野権現

今三近郷モ崇敬ノ事候

神徳院格護

狭野尊 会祭

祭祀正月元日 同七日 二月初酉日 七月七日

九

月二十九日 + 月中 卥

祭米三斗五升

跡、 当社勧請年暦不詳、 向国宮崎郡下北方村ニ都し玉ヒ、 故狭野権現ト称スト云、 伝称、 此 神武天皇四十五歳之時、 所ハ神武天皇御降誕之旧 夫ヨリ天照太神之

フ、 古都大和国を思召し東征し、 今宮崎郡下北方村ニ神武之御社有ト云、 長髄彦を討て天下ヲ治玉 狭野之地

モ云、此王子御降誕座し、十四才之御時天ニ登、 ハ昔葺不合尊第四之御子神日磐余彦尊、又狭野王子ト 五穀

等之種子ヲ持来、 植て皆実レリ、 十五歳ニシテ太子に立玉フ、長して日 始て襲峰迦羅国嶽に蒔玉フ、 千種を

之宮にて五十二歳辛酉年御即位、 向国吾田邑吾平津媛を妃トス、 人王之始也、 治国七十六年、 宝祚百二十七歳、ハ大和 日向国宮崎郡也、 神武天皇卜奉号、 柏

是

原

国

ニ有ト云、

霧島山 東御在所権現

錫杖院格護

押領司 河内

伊弉諾尊 伊弉冉尊

天照太神 彦火々出見尊 天忍穂耳尊 葺不合尊 瓊々杵尊 神武天皇

祭米三斗五升 右六神相殿会祭 祭祀九月九日 十一月初西

廊下

当社宝殿

舞殿

両殿取合廊下

舞殿・御供所取合

御供所 善神王両社 乙護法宮

霧島山東御在所本地千手観音堂 白山宮 本地堂

鳥居

仁

王門

当社勧請年暦不詳、 二代村上天皇之御宇康保三年丙寅、性空上人開基にて 一説に東御在所権現社ハ人皇六十

候処、天永・文暦両度之神火に焼失、文明十七年迄凡 二百五十年程断絶、文明[六]年(圖+八) 忠昌公御再興ト云、

高原寺院

祈願所神徳院 高百八十九石余 武州東叡山末御免地 客殿

諸県郡高崎郷

宇賀大明神麓惣鎮守

押領司河内

祭米三斗二升 祭神 倉稲魂命 祭祀九月二十八日

当社宝殿 舞殿 当社勧請年曆不詳 拝殿 善神王両社

高崎寺院

祈願所幸樹院 高一石 一客殿 大乗院末御免地

菩提所海蔵院(圖寺) 飯野長善寺末右同

客殿

稲荷大明神郡元村 諸県郡庄内都城郷

鬼束播磨

菩提所法蓮寺 福昌寺末御免地

高一石

一客殿

大山祇女 倉稲

土祖 神 伊) 弉諾尊 魂

四大神

瓊々杵尊

保食神

祭祀正月初午 十一月中午

神領高五十三石二斗八升一合領主持高之内 祭米三斗三升 島津筑後蔵

当社ハ御元祖

忠久公御勧請有之、

建久七年八月

薩側

出

水郡山門院へ御着、

翌年日州諸県郡島津之御庄二御移

稲荷大明神御建立、 御館新造、 安久村堀之内之御所へ被成御座、 是を祝言之御所ト奉申也、 同十九日遷宮、 宝殿棟木ニ十文字 其後島津之御 同年九月御産神 庄

城退去、依為北郷長千代丸本領即長千、丸拝領、 郡元ト改、 御紋御奉納有之、且島津之称号を奉避て改島戸、 慶長五年三月十五日伊集院源次郎降参、 翌十六 後又

進有之、 H 義久公 Щ 田聖栄家記に 忠恒公当社ニ御参詣、 忠久公三ヶ国へ 御太刀・神馬御寄 御入部、 先

薩州

山門へ御下リ、

夫ヨリ島津に御座候トハ、三ヶ国

を庄之内ニ懐タル在

族ニ: 依

也ト有之、

都城西生寺本尊阿弥陀如 来

8

当寺ハ小松内大臣重盛病中夢想、 其地ニ寺造立候 ハト 病悩平癒可 西国之霊山ニ霧海之 有 再 依之大

附ス、 其時之棟二朝日指夕日輝木之下ニ金千両

橋中将下向にて、

霧島山佐野辺に建立、

莫太之領地寄

内神火可有之、三里之外。可立退旨、 声 漆千盃・朱千盃ト為有之由、 仁安二年、 住持尋誉上人へ 三日之

二之脇坊、 神童之告に依て、 六箇之末寺梅北二引移建立有之、 鎮守山王権現本尊阿弥陀如来、 当社 四十 山 王

権現ヨリ西北之方へ本坊相立、 其後権現ノ宮ヨリ北

宗に改宗有之、 内山寺、六ヶ寺共に梅北中諸所へ引移し候、 失ス、末寺成福寺・神宮寺・貴船寺・ 方へ寺相直リ候、其跡ニ神火有之、 段々破壊し、 神宮寺ハ神座主等ニ取立 西生寺之寺跡悉焼 新山寺・千手院 其後真言

千手院 如来ハ天竺ニテ月蓋長者閻浮檀金ヲ以奉鋳霊像ニして、 内山寺、 四十二之脇坊破壊ス、 此本尊阿弥陀

勝軍院ト申候、

貴船寺モ貴船明神座主寺にて、

成福寺

四位、左衛門佐藤原定成ト有之、伏見院勅額ト申伝有之、 生寺号大曼荼羅院之額裏二、永仁三年乙未七月十日正 子迄モ御寄進有之、住持尋誉上人入唐之時、 勢至菩薩之座破損に付、 堂有之、其後客殿之前に堂引移有之、阿弥陀之後先脇 脇立勢至・観音立像、右阿弥陀堂古来山王権現之脇に 信州善光寺之本仏古来当国へ守下し、 ヨリ持来、堂之脇ニ植置タル由、 光久公御寄進にて其節御厨 無根梅と称ス、且西 秘仏之阿弥陀并 梅を唐土

当社宝殿 舞殿 善神王 両社 命婦殿 鳥居 御供所

祭神 天照皇太神 豊受皇太神 神柱両社

感応寺能登

祭祀九月九日浜殿下并鏑流馬 騎

祭米二石三斗三升四合

旧記、 ス、 黒尾権現 [澆改]都之城城主北郷讃岐守義久ノ日向越、 (®籲敦) 永和二年、 祭神 愛宕 三ヶ国御家人伊東・ 祭祀十一月十一日 相良 北 原 義久 揆

> 朔日、 甚危 得勝利可被建立愛宕於此地云々、 井上坊愛宕ニ奉納願書、其旨趣ハ今度撃都之城之大敵 布志、 到都之城亡大敵、其後造立一字崇愛宕、号黒尾 構陣南郷西生寺上天箇峰、 太守氏久公不忍聞、 於是同三年二月[卒ヒ]発志(愛率師族) 此二集兵西生寺末寺 於是氏久公同年三月

正一位兼喜大明神弓場田口鎮守

権

現、

此趣旧記に見得タリト云、

(妹力) 社司

北郷常陸介相久霊

祭祀正月二日 八月二十九日 鏑流馬有

神領高二百十八石余

当社ハ北郷家十代左衛門殿藤原時久之嫡男常陸介相久(@暑)

之霊社也、 之霊社を建立ス、 大明神ト号ス、天正九年辛巳八月、 始若宮八幡ト称シ、 且又正 一位神階ハ享保十九年甲寅 吉田兼連卿改之て兼喜 相久実父時久故有

湯田八幡

領主吉田兼雄へ申調

宗源宣命奉納有之者也

祭神祁答院湯田 八 同

鏑流馬有

院へ所替之砌本復之祈願有、 当社文禄四年、 且伊集院源次郎忠真庄内 北郷時 久 忠能 祁答

籠城、 本復之後慶長六年二宮柱大敷立美津之御舎二奉安鎮 忠能出陣之刻勝利を願悉大業早、 故に都之城

祭料四斗一升余、 祭祀九月二十五 日

祭祀無退転令執行者也

祭神 北郷蔵人久盛霊

当社ハ天正六年十一月十二日、 人久根三高城地頭之節、 (保院脱力) 義久公大友氏ト御合戦之刻、 彼地へ久盛之霊を崇、二之宮 北郷蔵人久盛戦死、 於新納院諸県郡 息蔵

毎年十二月十二日祭礼無怠

二之宮大明神同所下長飯村

大明神ト称、 其後高城上地に相成候節、 都城ニ遷座、

鶴岡八幡同所安久村

夏 日州島津庄 薩摩守国久赴飫肥之戦場日依難起、 21 忠久公三州権輿之地也、 窃鎌倉鶴岡八 然則文明己巳

> 修理亮忠廉・薩摩守国久也、 光久公依御誓願 祭料鳥目一貫文·鯛十三·米 貞享二年乙丑四月二十二

幡宮を勧請之願主前左衛門殿藤原数久・(⑧射)

讃岐守義久・

諏方大明神同所安永川内村

斗余御寄附有之者也

日

祭神本社

神領高二十石 領主 祭米三斗二升余 領主

当社ハ文和四年乙未十二月十二日、

大樹

尊氏公賜

Ħ

礼奉幣之時、 州北郷三百町ヲ島津尾張守資忠、入部之日詣諏方社 社頭ヨリ鎌飛来て入資忠袖、 ▽鬱資忠△拝 拝

川某以彼鎌崇為諏方大明神、 焉、 到日州北郷石川某安永到畦原安水而迎資忠、 復以石川某為神職也 乃命石 毎

花舞六所権品 現

年七月二十八日、

当社祭礼鏑流馬

騎有、

祭神 霧島権現 同

祭祀十 月 初

祭米三斗四升 領主

当社勧請年曆伝記不詳、文禄之砌 近衛左内臣信輔公

新熊野三所権

現

蓮光院 別当

当社宝殿

中檀并本地堂

当国 へ御配流之刻、此社へ御止宿、 御染筆にて花之一

字を御奉納有之、今嘉慶三年以来再興之棟札有

都城郷寺社方御修甫之寺院無之頭寺十ヶ寺

妻万五社大明神惣鎮守 諸県郡大崎郷

祭神

大足皇女

立憲

主命

篠原石見 へ

祭祀九月中酉 浜殿下并鏑流馬有

祭料三斗五升 当社勧詳年暦不詳

日向国児湯郡 同国高崎一 座 • 座 同国 • 諸 同国臼杵郡 II 県郡 座、 座 五郡五座会祭五社大 同国那珂郡二座·

善神王両社

石鳥居

当社勧請年曆不詳

故に茲ニ略ス、

宝 当社宝殿 拝両殿取合廊下 拝殿 舞殿 善神王両社

明神ト称ストモ云、 又妻万之号伝記附会にして難信

> 祈願所多門院 飯隈山照倍院 大崎寺院

[福山大安寺]末右同(圖大乘院)

客殿

諸県郡松山 郷

正若宮八幡宮 祭神前同

祭祀十月二十五日

祭米三斗五升 同一斗七升五合地 頭

当社宝殿 . 同 Ŀ 屋 拝殿

舞殿

右郷寺院

高一石 一客殿

祈願所蓮花院

大乗院末御免地

菩提所蒼龍庵 志布志永泰寺末右

一高一石 一客

諸県郡志布志郷

正一位山口六社大明神

富岡平蔵

天智天皇

祭祀正月中午 九月中午 浜殿下リ鏑流馬有

一宝・舞両殿取合廊下

当社宝殿

舞殿

拝殿

四足鐘楼

祭料二石四斗五升五合

一善神王両社 鳥居

一当社ハ天智天皇を奉崇、和銅二年己酉六月、志布志之

天皇之后倭姫・玉依姫・大友皇子・持統帝・乙姫宮、内田之浦村御在所嶽に祠ヲ建て、山口大明神と奉称、

村ニ遷座、六社を一座ニ奉崇六社大明神ト称ス、当社以上分却シて六社大明神と号、雖然大同二年同所安楽

神位ハ享保十九年寅二月、

吉田兼雄へ申調、

宗源宣命

奉納有之、

名其地ヲ舟磯ト云、茲ニ老翁有、天皇問て曰、薩摩国一社記曰、天皇降臨于日向国、龍船輒着志布志安楽村浜

御滞在、然トモ天下之御政法不全、従彼地又遷行舟磯ト云々、天皇自舟磯行幸有、牧聞に到玉ヒ五六月之間牧聞ハ何所哉、翁答曰、従是未申ニ当て海路三十里余

ヲ幽視し、老翁ニ語曰、朕崩御之後[心粵]ニ可建霊社天皇白馬ニ召毛無之原ニ通田之浦山阿ニ登尚蔣牧聞嶽

崩御之後田之浦山阿ニ霊社を経営し埋霊璽、山口大明而後天皇和州岡本宮に還御ト云々、天皇遺勅ニヨリ、

神と号し、其地ヲ御在所ト云、大同二年復志布志安楽

一之宮天智天皇 二之宮倭姫 三之宮玉依姫村:奉遷、山之口山宮六所大明神ト奉崇也、

大友親王 五之宮持統天皇

六之宮乙姫

四之宮

大田大明神志布志槻野村

人 入 元 社職

祭料九升六合 地頭 祭神大田命 祭祀十一月初卯

当社勧請年暦不詳

熊野三所権現同所蓬原村

祭神本社同紀州

祭祀九月九日

伝称ス、当社ハ足利家救仁郷四郎左衛門尉頼綱加賀国 ヨリ中国ニ出て後当国へ来玉ヒ、蓬原村小城ト云所に

頭世弟也、 守忠綱・近江守頼宗・宮内太輔詮・伊予守直頼(頼殿力) 救仁郷家六代当城ニ住居し、 四郎左衛門尉頼綱 伊勢 蔵 人

勧請年暦不詳

居住ス、其所を為城郭城内ニ権現を崇て社殿造立有之、

志布志寺院

祈願所大性院 大乗院末御免地 客殿

高六十四石

菩提所永泰寺 福昌寺末右同 客殿

高十七石

宝満寺 南都両大寺末右同

高三十二石

大慈寺 京都妙心寺末御免地

高五百六十一石余 一千手観音堂

> 即心院 大慈寺末右同

御切米八石 御仏餉米八斗

客殿 玄喚 座禅門

宝満寺

如意輪観音堂 鎮守八幡宝殿

同向拝

客殿 宝殿 拝殿取合廊下

諸県郡山之口郷

的野八幡宮

祭神

不詳

弥勤等 別当(勒) 事 別当(人) 一 大 山 城

当社勧請年暦不詳、 和銅三年・

天文四年棟札有、

祭料一斗七升五合

祭祀十月二十五日

右郷寺院

祈願所修善寺 大乗院末御免地

菩提所十輪寺 高 石石 客殿 福昌寺末右同

石御霊屋二基

高 石 客殿

諸 県郡勝岡

郷

諏方大明2

祭神本社に同

祭祀七月二十八日

児玉出雲 児玉出雲

祭米一斗七升五合、 月・宝永十三年棟札、 当社勧請年暦不詳、

勝 岡寺院

祈 願所長久寺 大乗院末御免地

高 石石 客殿

菩提所梁新寺 福昌寺末御免地

高

石

客殿

東霧島六所権現東霧島村鎮守諸県郡高城郷

祭神六座

西

御在所に

同

古松稲右衛門 刺部院格護

祭五斗二升五合

祭祀二月中酉

九月二十九日

+

月中酉

玉依姫

神武天皇 葺不合尊

瓊々杵尊 火々出見尊

木花開耶

姬

延喜式神名帳、 天安二年十月己酉日、 日向国諸県小一座霧島神社、 日向国 [諸県郡霧島神社并従四位 又神階抄、

下

天文十二年正

勧請年暦不詳、 東に去コト四五 ル所之十握之剣を抜、 当社ハ上古ヨリ奇瑞雲験多、 里、 此所に神石有、 斬遇突智三段ト成ス、(軻脱カ) 神代所謂伊弉諾 其一 高千穂を 段ハ 佩

日向国宮崎ニ有、三段ハ此所に留ルト云、是各神ト成(圖二)

伊豆国賀茂郡三島明神・摂津▽@国島△下郡三島 明 ®鴨 ト云、一段ハ山城国神楽岡吉田 明神、 一段ハ大山祇 神

也卜云、

伊予国越智郡大山積神、

一段ハ高龗神山城国貴舟明神

現

当社宝殿 十握剣有、

舞殿

拝

殿

万十万

乙護法宮

白

山

権

当社宝物トス、

御供所 仁王堂 善神王両社 本地観音党

当家御崇敬相增、

四時祭祀不怠、

累代之御家運尤長久

春日大明神

祭神

別当末原甚太夫

東龍寺格護

天児屋根命

祭祀九月九日 十一月八日

一神領高九石三斗六升六合

当社ハ藤原・中臣・卜部等之姓祖也、皇孫瓊々杵尊高

城へ宮柱大敷立神籬をタモチテ、瑞之御舎を守護し玉(愛太)

フ、此所を垂跡根元之地成へしト云、

侵事企其聞無隠、 太守貴久公発兵為伊東御討罰撰将、伝称、天文壬辰年、伊東氏、国凶徒引卒て、三俣院庄内

て城主タリ、三将之軍士不動寺馬場に押寄雖攻、戦未可責之議定有、高城ニハ伊東兵八代長門守三俣旗頭し

島津豊後守・北郷・北原此三将ニ命し、三俣・庄内を

死、残兵皆散乱ス、是偏に春日大明神之擁護也、故御飛降ル、三将之士卒勇戦、伊東方長州を初として悉討決勝負、時に春日山ヨリ白鳥両羽白雲ニ聳戦場之上に

諏方大明神 ^{穂満坊村}

仁王門当社宝殿

本地薬師堂

拝殿

樋之間

四足

善神王両社

諏方大明神

井上志摩

祭神信州本社同 祭祀七月二十七日

高城寺院

祭米五斗二升五合

当社勧請年曆不詳

祈願所東龍寺 大乗院末御免地

一客殿并茶堂

菩提所吉祥寺 大慈寺末御免地

高三石 一客殿

粟野八社大明神諸県郡高岡郷

外山河内 栗野寺格護

中

130

当社勧請年曆不詳、万治三年子七月以来棟札有、

祭祀之次第

于今規式無退転候

大己貴[·] 命 都 味 歯 八重事代主命

下光照姫命 味 鉏 高彦根

御井神 少彦名命 建御名方命 高光照姫命

東小社二座 白髭大明神

方大明神 西小社 座

上大明 神 大将 軍

祭祀十月初午鏑流馬有、

穆佐

・高浜・

飯田

浦之名

倉岡并秋月領嵐田 花見五丁村ヨリ十騎ツ、 吉 野 土 [提田]・金崎四丁村ニ(®堤内) 民共相勤 候、 古来ヨリ穆佐 相掛

当社勧請年曆不詳、 莫太ニ執行、 御在城之節御信仰深、 久豊公 穆佐院神領七丁御寄附 忠国公応永年中、

二夜一昼之斎有之、

六月廿七日祭祀、 舟にて川下、 小戸ノ渡松原小戸大明神之正祝日高若狭 神楽にて浜殿下、 宮崎郡-上 町 ベ川

守御幸屋を飾、

祠官外山淡路ヨリ

神供

神

酒

調進ス、

六月二十七日浜出之祭有、

前日神職各出仕、

神

有之、 舟々数艘ニ及、 御舟揃 次別当、 他領へ 日出に御出船川下、 次社家并役々各先供、 、相通、 倉岡にて舟揃、 延岡領宮崎郡上之町へ御着船、 楽ハ検使乗船、 次神輿也、 川口番所にて検使案内

幣役奉幣ヲ持

次に祠官、

次大幡役、

次仮面二矛、

楽を奏し

御宮廻三篇

其外供奉之

祠官昇殿し神輿ヲ御殿へ守寄御神体を奉移、

前之作法御神楽等有、

同二十

七日卯之刻神職其外集会、

明神之神主日高若狭守依旧式御輿屋を設揖拝ス、 御輿を奉安置、 所を中津瀬ト云、 神楽を奏し神供を捧く、 小戸之渡松原に御張屋を設、 延岡領小戸 其内 神舞 大

神楽・ 屋 村庄屋出仕神酒を捧、 同所之社家神酒を捧、 祝詞・奉幣終て神輿御動座御帰、 右同御領小松村庄屋 其外高岡花見、 同 所御領大塚 穆佐上倉永 留吉村庄

穆佐

村 下倉永村庄屋神酒を捧、 終て粟野宮へ御着船居

楽并奉幣終て御鎮璽、

天正五年丁丑冬伊東家と御合戦、

日州再御手二被入、

禄之比、 義久主御寄願之旨有之、 附御宮御再興、 毀破勘落ニ依て神領悉被召上候、 祭祀猶以莫太二御執行有之候、 御尊敬候て本領以前之通被為 其後神領 然に文

八石二斗余御寄附候得共、元和六庚申年寺社高被相 减

候節被召上候卜云、慶長十一年 忠恒公、 同十六年・

慶安二年・万治三年・寛文五年・同十一年・貞享三年

元禄四年 御代々様御再興棟札有之、

久豊公 忠国公御社願書数通、神領目録并 代神領如本御寄附有之候御書附、天正十五年丁亥太閤 義久公御

当社宝殿并樋之間 秀吉公御寄進之宝器・証文等皆紛失ト云々、 廻廊 拝殿 善神王両社 鳥居

薬師如来 法花嶽寺格護

右薬師堂 樋之間 外殿 同附綴廊下 仁王堂廊

高岡寺院 大乗院末御免地

祈願所高福寺 高十六石 客殿

一高十石 一客殿

菩提所龍福寺

福昌寺末右同

香積寺 右同末 寺中月知梅有

客殿

茶堂

一中門

稲荷大明神高岡郷

祖司 富山司

諸県郡綾郷

三宮大明神

宮永肥前

祭神足仲彦天皇 気長足姫

誉田天皇

祭祀十月十八日

祭米三斗五升

当社勧請年暦不詳

当社宝殿

樋之間

拝殿

樋之間 長丁

綾郷寺院

祈願所法音寺 大乗院末御免地

一高二石 一客殿

菩提所綾光寺 福昌寺末右同

高四石

一客殿

高七石

客殿

祈願所天正寺

大乗院末御免地

穆佐寺院

菩提所悟性寺 福昌寺末右同

御仏餉米三石

一客殿

宇佐八幡 諸県郡穆佐

郷

洞 野官

神功皇后

応神天皇 祭神本社同

天照太神

祭祀十一月初卯日

祭料三斗五升 一当社勧請年暦不詳

召附候処、 附候処、毀破勘落之節被召上、 余被召附候由、 久豊公 忠国公穆佐御在城之節被遊御崇敬、 元和六年寺社領三ヶ二被召上候由也 其後日州御手ニ入候砌、 慶長之初御高十五石被 加旧

当社宝殿

拝殿并廊

7田伊豆

図師大明神宗鎮守

天穂日命

事代主命

祭祀十一月中丑日

当社宝殿

当社勧請年

-暦不詳

拝殿

神領三町 本領被召

菩提所龍泉寺

祈

大乗院末御免地

倉岡寺院

高一石 :願所郡山寺

一客殿

高岡龍福寺末右同

高一石 一客殿

諸県郡倉岡

郷

池田石見 利田石見

神社調

鹿児島部

(表紙)

神社 .調

鹿児島部

着座門首 指宗黄檗派下木庵派 山州宇治黄檗山末寺

仏殿

千眼寺

万徳山

文化二年丑九月、 依願大幻再興被仰付候

重豪公御寿像文化三寅四月七日御安置被遊候

金子三百両 右御隠居料之内より

重豪公御寄附

右為修甫料、 右同断御寄附 同

五拾

右観音堂二而候処、 御物御修甫 文政十三寅年、 開修甫ニ 而 弘服

大信院様御牌

御造立被仰付候、

眼御供養寺役二被仰付候、 持依願、 右御在世中 天保四巳年御法名并年月御書入相成、 思召を以被召建置候処、 尤御年回之節者於福昌寺 御逝去後住 御点

御物御法事御執行有之候付、千眼寺ニ而者寺役一

寿国寺末寺ニ而候処、 黄檗山直末文化二乙丑 + 月被

仰付候、

文化六旦十一月、 千条山を万徳山と山号依願、 寺家 思召ヲ以御物御修甫所被仰付 文化二丑二月被仰付. 候

高三百石

右文化七午正月高百五拾石被召付置候処及不足、 々文政八酉十月百五拾石、 合三百石被召付候

又

文化三寅三月、 十一月、於虎之間寺社奉行申渡之寺格被仰付、 寺格 御目見被仰付置候処、文化四卯 又々文

日

御法事執行被仰付候、 然処御十七回忌之節より二日

執行ニ依願被仰付候

大信院様御在世中、 御影御安置茂有之候付、 厚 御趣意被為在再興被仰付、 殊

旁別段之以

思召、

寺格着座

被仰渡候 門首被仰付、 席順一乗院頭ニ被仰付候旨、天保八酉年

上物、 八酉年被仰渡候、 且下乗所其外都而 乗院同様被仰付候旨、 天保

寺格着座門首被仰付候付、

年頭并入院之御礼等之節進

右要用集しらへ、

大御隱居様兼而檗門江就御帰依 之後者江戸白金瑞聖寺江 思召被為在、 万々歳

1

遺髪塔之儀者、 千眼寺江 可被召建との御内定候間 ^{⑩相)} 兼

可被為

入、及其期候者

御

格・禄等之儀者追而可被及 御沙汰候 而其旨申聞置候様被

仰付候条可奉承知候、

尤到其節

文化十年子 伊集院隼衛 一個三、文化十年者癸酉ノ歳也、」 (兼当) 一名之通 御沙汰に候間、此旨申達置候、以上、

十月

千眼寺

(本文書ハ「旧記雑録追録七」一三〇九号文書ト同一文書ナルベシ)

斉興公御寿像

但弘化二年已九月六日御安置

右者千眼寺

大信院様御影 御相殿江被遊御安置候付、

殿与相唱候様被仰付候旨、 弘化二年已九月安房殿よ

以来護

玉

り被仰渡候

御高弐百石

三位様御寿像等茂御安置ニ付而者、 千眼寺

右者 渋付、追々寺領高三百石被召付、 右を以取続居候処 寺務旁難

寺家廻等手広御再建、 殊

等難渋之筈候付、 太守様御寿像等御安置ニ付而者、(斉興) 右之通被相重、 都合五百石被召付 猶更年中之御 祭料

候条、 所務之儀者、 是迄被召付置 候御 高仕 向 同 様 取

計候様被仰付候旨 弘化二年笑左衛門殿より被仰渡

候、

2

大信院様御寿

金剛定院様御肖 像

右者是迄千眼寺江被遊御安置候得共、 花尾護国権現社御神殿江被遊御安置候、 思召之訳被為 左候而

云々

御遷座之儀者、

明後廿六日被仰付候旨被

仰出

一候条

神宮修甫難成候付、

西田町江罷移候故、二三ヶ年明地

香花等相勤候得共、

天

院と

之由申伝候、左候而、

申候山伏御宮之側ニ罷居候而、

慶応二年丙寅十二月

(本文書ハ「旧記雑録追録八」五七一号文書ト同一文書ナルベシ)

一眼寺門中

寺

豊国

Ш

右弥勒院末寺ニ

而候処、

文化四年卯十一月思召を以

改宗被仰付、 千眼寺末寺二被仰付候

延命院

天寿山

断末寺被仰付候、 右大乗院末寺ニ而候処、文化四年卯十一月西田 左候而、 同九年申四月 御目 見地 寺同

被仰付候

4 了性寺 手門中

右破懐寺ニ 而候処、 文化十三年子延命院同様 御

見地被仰付候

-眼寺門

了性寺来由

3

当寺鎮守天神宮ハ、往昔 鹿児島名伊敷之内江 御勧請候処二、 此御宮地竿迦之故、始 近衛様当国江御下向之時、 其後当地へ被奉移

ニ而候付、 文秀房良盛御宮地江罷居度之由、 西田村之

文

秀房よりも御普請奉行藤崎六郎右衛門・村田与左衛門 庄屋へ申入候処ニ、庄屋より御普請方江被申出候、

処二、文秀被罷移候儀仕合之由承候付、 申入候処ニ被申候者、 天神宮江香花を捧申人無之候 被致居住候処

神宮并拝殿自分ニ再興仕候、 御宮地別而差廻り候故、 左候而、 漸々に其辺相開候而、 寺院造立之儀者

天

島津図書久通老江申上候而、 客殿等造営仕候、 成就之

始ニ 同廿六日寺地御免許之由被仰渡、 候 図書殿御出被成候時、 其後万治二年已亥六月始御支配所江申 漢南王之筆大掛字御持せ被 則寺屋敷帳被下候間 出候所ニ、

下

其写左ニ記之、

目

鹿児島西田村屋敷帳 屋敷八間三畦弐拾四歩

大豆壱斗三升三合

高ニシテ壱斗三升八合五勺四才

前代より天神為宮地竿不入切明之由依被申出候、具 右寺屋敷此度御分国中引并之検地ニ付雖被相改候

相勤者也、

ニ相達令免許畢、

向後寺役・番掃除等無緩疎堅固可 ^(命等)

御支配所印

万治二年己亥六月廿六日

平田藤右衛門印

相良主税印

喜入休右衛門印

仏堂并五尊之木像建立仕候而、大乗院哲世真浄法印并 右之通寺地蒙御免許候付、 文秀房寺院致開基候而、 Ŧi.

御参詣被遊候時被遊 召成、寺跡同前之御免地ニ被仰付候而後(『jā) 門中衆申請候而、 開眼供養被申候付、大乗院直末二被 御意候ハ、御城下之通道口ェハ 中将光久公

成合候寺院と被

思召上候由、

其後

綱久公

綱貴公

附置候処、先年御借入高御法度之砌、

久公当寺天神へ御参詣之時御歌被遊候而、

吉貴公御参詣被遊候通、

先師之書置に見得申候

被下候由申伝候、 其御歌、

千代やふる神のしめなわくりかへし

ふかきめくみの絶ぬ御代かな

(本文書ハ「旧記雑録追録一」八四八号文書ト同一文書ナルベシ)

右之御本書ハ当分不相見得候、何様相成候哉

本尊五仏如来

但座像台座共二五尺余之箔仏五体、 京都大仏師左近

彫刻也

右 開基文秀房良盛建立

開基良盛

中興盛辰

高九拾弐石五斗九升八合九才 右者威光院隠居江雲庵盛辰自分之買地右員数有之候処

年亥二月廿六日、 元禄十一年寅十月九日御借入高ニ被召成候を、宝永四 盛辰より右高直ニ為当寺相続被致寄 右高代銀拾三貫

綱

住持文秀房

八百八拾九匁七分壱り三~五、 新銀ニシテ三貫四百七

拾弐匁四分弐り八毛、口銭ニシテ弐百七拾壱貫弐百八

拾壱文被返下候付、 直ニ祠堂銀ニ相成候

右盛辰為祠堂物被付置

銀子壱貫目

当寺末寺地蔵院地蔵堂并小庵有之、 善房と申人、上方より罷下召置候、 本来当国之律僧澄 其後文秀房隱居仕、

追付廃寺二可罷成処、本近江僧之玄黙御当地江差越罷 末寺地蔵院黄檗寺ニ相改、 右玄黙被差置、 寺(憲改)

死去已後其弟子宰相と申僧住職仕候得共、無縁所ニ而

後紛敷無之様可記置旨、享保十三年申十月九日、 号之儀者玄黙存寄可有之候間、 了性寺末寺帳消除、 寺社

奉行所より大乗院江被仰渡候由ニ見得候 右寛政五丑四月書出シ、

日吉山 西田寺

浄妙院

月 当寺者飯野長善寺末妙泉庵廃寺号を以、延享二年丑八 吉貴公思召を以、 中興開山弥勒院第一世憲英

> 5 憲英寄附

高弐拾六石八斗壱升壱合五勺六才 高

末吉諏方方村之内 志布志月野村之内

外二

高四石九斗三升四合三勺七才

寺地成返高之故相除

右者雖為前住浄妙院憲英法印自分新仕明之地、^(⑥高)

而如件

被寄附于其寺候条、

到後年無違失可令取納者也、

依 仍 願

寛延元年十二月廿五日

主治 久富判

左衛門 久初判

久甫判

(本文書ハ「旧記雑録追録五」三六五号文書ト同一文書ナルベシ)

西田寺

寺地

目

録

児島

寺地廿七間半弐反弐畦拾五歩 西 | |田 ||村

大豆三表壱斗五升九合

西田

寺

右寺地諸給地高百姓居屋敷ニ而候処ニ、 高ニシテ壱石弐斗五升九合三勺七才

分廃寺之妙泉庵寺地致所望、 返地差上度旨依願二御 浄妙院より西田寺造立之願申上、飯野長善寺末寺当

免ニ而、 究差出候帳面之通、 延享四年卯五月郡奉行浅江源五左衛門竿相 為寺地被下候旨、 同九月廿 一日

疎可相勤者也 御家老衆任御引付令支配候間、 向後寺法式勤行無緩

延享四年丁卯十月廿三日 小林中太兵衛印 畄 四与右衛門印(国富)

(本文書ハ「旧記雑録追録五」一一一号文書ト同一文書ナルベシ)

隅州弥勒院隠居浄妙院儀、 薩州鹿児島城下西田と申所

7

其上 二而 新に一 大隅守殿御実母位牌所二被御申付、 寺致造立、 八月九日入仏供養相済候由 寺領茂相応

ニ寄附有之、依之寺院相応ニ相続仕、

言上候処ニ、 難有奉存候由、 浄妙院儀、 絵図差添、 宗旨致荷担、 其元辺江申来候趣、 毎度寺院新建立

可被成候、 以上、 仕候段奇特ニ

思召、

御感不斜候、

此段其元より御申

達

十月廿五 H

弥勒院隱居

龍王院権僧正

覚王院 信解院

8

覚

西田寺

用、 右者西田村山王社両度祭之節ハ、参銭社司中馬和泉受 右之外年中参銭之儀者別当西田寺可致受用

山王社鑰

右者此節別当寺相立候付而 者、 西田 1寺格護 に申付候、

尤社司入用之節者可致問合候 丑: 右之通、

九月 至後年相心得候様 可申渡候、 寺社奉行印

以上、

右寛政五丑四月書出シ、

委細遂

偏ニ御威光故

付

候

左 候

而

寺社

方修

甫

所

而

候

千 朖 蘭 桂 中

院

右蘭桂 庵二而候処、 文政十二戌年、 依 願蘭桂院与

改号

右同

仰

苻

東岳院

右天保三辰. 年、 依 願 等 地 御 免被仰付

右要用集しらへ、

智福院

右妙谷寺末寺随翁院を改号改宗、 寺格是迄之通 _ 而

·眼寺末寺被仰付候旨、 弘化四年未十 月笑左衛門殿

より被仰渡候

千 朖 寺

格 護

阿弥陀堂

但 南 泉院格護 而 候処、 天保十亥年千眼寺格護被仰

元持

Ш

御志を被為続、 享保十四 |西五 月、 吉貴公雖為御隠居、 綱貴公御 領国 江 黄檗派 為 御名代大 御取建之

乗院末寺了性寺末院廃寺地蔵院を御 再 顚 _ 而 宇治

黄檗山万福寺大光普照国 代南源、 三代鉄梅、 四 代千指迄為勧請 師隠元和尚を為勧請 住、 Ŧī. 代住 Ш

寺格門首被仰付候処、 持玄黙山号寺号元持山 文化十二 寿国寺与 一亥八月 願 申出 重豪公思 同 八 月御免

を以着座 門首被仰付候

享保十 四 酉 五月黄檗山 .十二世唐僧、、 (靈^{杲堂)} 和尚 代 直 末

相成、

本尊釈 大玄院様御牌、 迦如 来 享保十 享保十六亥三 · 西 西 + 月 月住持より御安置仕候様 従 継豊公御

寄

附

被仰渡候、

信証院殿寿 玉 綱宗元持大禅 尼御肖 像 . 御 牌、 光厳堂

後御夫人、

宝暦六丙子

正

戸晦

Ĭ

御卒去、

御石塔有之、

綱

貴

公

御安置

御 祠堂銀拾 五 貫目

信解院殿方広浄玄大禅尼御肖像 御 牌 双耀堂 _

141

御安

右要用集しらへ、

明 和八年卯六月八日御卒去、 御石塔有之、 綱貴公

御女、 予州松山城主松平飛騨守定英夫人、 後離別、

御仏餉料銀五枚、 米三石宛、 年々御物方より 被相渡、

顕徳院殿順誉和光慈観大居士

宝曆十三癸未三月十九日御卒去、 州松山城主松平隠岐守定喬、 御牌双耀堂二 信解院様御子、 信解院様 予

祠堂料銭百貫文

御存生之内御安置

顕徳院様御法事料銀壱貫五百目

右弐行、 信解院様より 御寄附

蓮亭院殿香顔玉容大姉

斉宣公後御夫人、

丹羽加賀守長貴女、

文化十二乙亥六

月廿三日御逝去、 御 廟 所 江 戸瑞聖寺、 御牌所寿国寺、

真米三石

銀三百弐拾弐匁五分 但古銀五枚分、

付、 年々物奉行所より相渡候

右弐行、

蓮亭院様御仏餉料として文化十三子年被召

高四百八拾石

元持山

南源派門首九人御賄料末寺禅宗黄檗派之内山州宇治黄檗山万福寺

寿国寺

高四百石余

住職於敷舞台御家老申渡、

開山隠元国師勧請

右大玄院様思召有之、 (綱貴) 従

信

証院様総州様江被仰進、

享保年間御取立

総州様御隠居以後 御名代ニ而、

遊候段被仰渡候

信証院様御寿像

信解院様御寿像

右弐行共、 和 田 源太兵衛彫刻、

古銀拾貫目

物方より年々被成下候 右新田高八拾九石被召付迄之間、

七部利銀を以、

御

銀壱貫九百弐匁余 右之通、 年 々為御日牌料寺社方より被成下候、

銀五枚

米三石

右信解院様為御仏餉料、 物奉行所より年々被相渡候、

銀壱貫目

右顕徳院様為御仏餉料、 寺社方より利足年々被相渡

先照山

Ш

南源勧請、

寛延年中建立、

鉄梅勧請、 同 断 建立、

開山

方広山 銀

玉蔵院

五貫目

祠堂銀

報恩院

七寅年建立、

開山

玄黙勧請、

明和·

長寿院

右同年建立、

開山太潙勧請、

寿国寺 祖寺末 施下

大磯

Ш

高弐拾石余

月船寺

開山愚門

住職寺社方取次詰所於縁頬

《申渡、

大玄院様御代御取建、 年間 不詳、

同十五年 享保七年黄檗山直末寺二相成候、 御目見寺格被仰付候

高五拾石

大玄院様御牌、 右買地御免許有之、 享保十八年御安置御免御座候、

文銀壱貫七百三十八匁四分九り

右寺社方へ差上置、

寺家修甫且続料として、

年々利

足被成下候、

一元禄十二卯十二月造立、要用集

寺領高弐拾石

江 付高被仰付置候云

Þ

右開山買地御免被仰付、

右之通買入、表方御代官所

末寺門首九人賄料摂州尼ヶ崎本興寺法花宗京都本能寺

正建寺

本長山

高三拾 石 所務年々御代官所より相渡候、 住職者於

敷舞台御家老申渡、

一開山者蓮信院日尚大徳、要用集同意 但 元和二年辰正月七日死去、

両足院殿妙覚大姉

源院様御祖母、

種子島左近室、

即華鮮御母堂也、

慶長年中開基

曹源院様御母堂、 伊勢大隅守室、 種子島左近室とも、

即綱久公御母堂之御母堂也、

華鮮院殿妙尊大姉牌

右二基、 源院様思召を以、 明暦三年酉十一月当寺へ安置、 御買入高三拾石御寄附候処 為仏餉料

浮免高ニ 而其後売替相成、 帖佐船津村新屋敷高 頭

弐拾九石弐斗余、

当分御代官所御預

り

而 候

宝永五年戊子 九月廿 $\overline{\mathcal{H}}$ 日御逝去、

銀拾五枚

心空院殿寥雲貞清尼大姉

御

牌

右従 吉貴公為御祠堂、 享保二年酉十二月御寄附、

銀五枚

右従 御寄附、 信証院様為御月拝料、 左候而、 御掛物二而候処、 享保七年寅二月十五 延享三年 寅 应 月 Н

廿五 為御祠堂銀、 日 信証院様・於栄様より当分之御牌御安置 古銀三枚御寄附也、

右従於須磨様為御祠堂銀、『本行月桂院様御祠堂銀、二重立歟、銀五貫目 享保八年卯七月御寄附、猶糺へし』

東覚院殿心月光安大法尼と寛政元年酉二

月御改号有之候

月桂院様御牌

継豊公御寄附、 右誰様より御安置之訳不知、 島津玄蕃殿方へ借入相成 但 銀 五貫目為御 利銀年 1 祠堂従 Ż

相渡候

曹源院様御牌

右何方様御安置之訳不知

東覚院殿ハ上杉弾正大弼綱憲御女、

実ハ吉良上野介義

央女ニ而 綱貴公二度目之御婦人ニ 而 候処、 延宝

申年被成御離別、 宝永五年子九月廿五日御卒去、 御離

酉十二月、 而 候得共、 為御菩提料従 御嫡母之筋 吉貴公祠堂銀被召付置候云 与 被思召訳有之、 享保二年

別

々、

開山蓮信院日尚 元和二丙辰正月七日

正

建寺世代

二世善住院日栄

死

三世恵生院日就 (E) (E) 寛永十癸酉正月廿日

死

四世清浄院日証

正保三丙戌八月二日

死

五世宝昌院日種

承応元壬辰 五月十五 日死

六世恵信院日達

寛文十二壬子十二月廿四日死

明暦三丁酉五月廿二日七世恵光院日長 死

寛文四甲辰十一月廿四 日死

八世草淵院日泉

九世高蓮院日 昇

延宝二甲 寅四月廿六日死

貞享四丁卯八月十五

日

苑

十世本是院日

正

十一世啓運院日 導

延宝八庚申五月十日

死

宝永元甲申八月廿三十二世要伝院日這

日

死

十三世高運院日意

享保十三戊申十二月九日 苑

右元禄三午五月十四日入院ニ而、

宝永五子十月十

八日隠居、

十四世実相院日

珠

正徳六丙申閏二

月十五日

死

右宝永七寅六月十日種子島浄光寺より入院

十五世本勝院日詠

享保十六辛亥正月六日死 右正徳二辰七月三日種子島浄光寺より入院

但隠居之節、 妙顕寺御取立付、 妙顕寺住職被仰付

候、

十六世此土院日 時

享保八卯六月十三日入院

元文元丙辰十二月五 日隠居

十七世恵心院日

元文元辰十二 月 Ŧī. 日 玉 一分遠寿寺より入院

末寺正建寺触下摂州尼ヶ崎本興寺 妙顕寺

乗山

厥

初頴娃郡 在 山川郷号妙玄寺、 久属寥落、 寺名纔相伝、

基跡、 太守継豊公之御母堂依有御宿願、 於鹿児[陽三]地欲営於我宗乗之蘭君、(靈鳥之) 今幸緝寺名之有 是故命官

之功、 享保八癸卯九月十四日、 経営至三月之緩悉備云々、 始用公翰之削墨、 改玄以顕云々 励土木

正建寺本勝院事、 付候儀、 享保八 年 卯六月十三日被仰渡候事 住持被差免妙顕寺再興、 直 住 職被仰

付候旨、

延享四卯

九月朔

百

被仰渡候事

銀 五貫目

右御取建ニ 付従 太守様為続料御寄附、 享保 芁 年 卯

雲海

山

宝泉坊

九月、

祠堂銀五貫目

右御取建付従於須磨様御寄附有之、 同年七月、

大山野壱反

平北之方、 右妙顕寺新地ニ 而未墓地無之候間、 坂元名之内松ヶ

願之通墓地二被成御免候、

最前ハ壱反四

年辰十二月被仰渡候事、

畦

与 申出

候得共、

竿相究候処壱反有之候段、

享保-九

御高百 石

右者 年 々所務相渡筈候間、 月桂院様為御仏餉料被召付、 後年住替之節、 代官方江致取納、 右之段可次渡

渡候事、

旨

延享元年子七月八日寺社奉行山岡斎殿より被仰

住職者寺社奉行所証文寺ニ而候得共、 所寺社奉行申渡、 入院御礼中紙進上 而 向後於寺社奉行 御 目見被仰

門首 (變隅日) 山伏薩[陽]袈裟頭真言宗当山派

般若院

文化二年丑七月、三宝院御門跡より 御 山内学侶席

堂院永兼带寺格昇進被仰付候

右要用集しらへ、

御推許 弘化三午四 月 醍醐御殿より院家跡中性院永兼帯蒙

着座門首

候、

右者三宝院御門跡院家中性院兼帯蒙 御推挙、 大乗

院御門跡より三輪山大門坊住職正先達被仰付、

殊ニ

心掛宜段被 被仰付、 重キ御祈祷をも被仰付候処、 席 順飯隈山 聞召、 旁別段厚以 蓮光院次被 抽丹誠或末派興隆寺務 思召、 仰付候旨、 寺格右之通 弘化四

但南泉院・大乗院・ 未正月笑左衛門殿より被仰渡候、 蓮光院・一乗院其外迚も、

僧

正

官 成之者ハ 順 席可為先官旨茂被仰渡候、

家格代々寄合并

般若院

右之通被仰付、 家筋連名之次第、井上 駿河守次被仰

付候旨、 弘化四未正月笑左衛門殿より被仰渡侯

般若院

右者寺格着座門首被仰付候付、

入院之御礼等之節、

進

9

. 未正月笑左衛門殿より被仰渡候、

上

物且下乗所、

其外何篇蓮光院同様被仰

付候旨、

弘化

嘉永元申十一月、 置候得共、 他山之掛合多分之事故、 醍 | 醐御殿より三輪山先達兼帯 三輪山先達被召放

被

仰付

候、

同年同月醍 醐御殿より中性院ニ而、 正大先達 職蒙

御

推挙候、

同年同日 同二年酉二月般若院権僧正蒙 月万里小路中納言様御 猶子被仰付 勅許!

御高三百石

右者深 茂可被仰付事候間、 此節寺家御取建、 思召之訳被為 御軍神勧請被仰付、 小禄ニ 在、 而者旁難行届筈候 寺格等昇進被 追々重御 仰 付 付 计祈祷 置 别

段之以 衛門殿より被仰渡候、 之取計可致旨被仰付候旨、 御祈祷者勿論、 思召、 右之通御高被召付、 平日勤行抽丹誠相勤 嘉永元申八月十 直取納被仰付候 Ħ. 派 日笑左 興隆

般若院

仰付、

殊重キ御祈祷をも被仰付候処、

抽丹誠或末派

右同

思召、

且

大乗院御門跡より三輪山大門坊住職正先達被

上物且下乗所、 右者寺格着座門首被仰付候付、 其外何篇蓮光院同様被仰付候、 入院之御礼等之節、 京都海於 進

以被仰渡候事、』 老原宗之丞取次を

未正月廿八日 右御格之通可申渡候

右者 三宝院御門跡院家席中性院兼帯蒙『本文京都三而笑左衛門殿より被仰渡候』 般若院

般若院

御推挙、

(調所広郷)

12 一一束一本

仕、御礼被仰付候由也. 少将様 \(\text{\red}\) 茂同断進上物左候而、 本文於伏見被仰付候事、

> 蓮光院次被仰付候 着座門首并寺格

御礼

般若院

中性院兼帯之御礼

右同人

三輪山大門坊住職之御礼

右同人

正先達職成之御礼

右同人

右之通御礼願被申出、 依之明後四日、 右之通進上物 笑左衛門

右同

未正月廿八日

官成之者者順席可為先官候

但南泉院・大乗院・

蓮光院

<u>.</u>

乗院其外迚も、

僧正

右同

候、

寺格右之通被

仰付、

席順飯隈山蓮光院次被 聞召上、旁別段厚以

仰付

興隆寺務心掛宜段被

般若院

11

家格代々寄合并

「本文同断

笑左衛門

仰付候、 右之通被

仰付、

家筋連名之次第、

井上駿河守次被

未正月廿八日

14

13

代御小姓与

出水郷士

愛甲一 楽院

右者般若院へ混与付添修拾道出精、(⑤微) 且正先達職成等

奇特之至付、 之儀深切ニ骨折、 別段之御取訳を以、右之通被働於) 其上同派興隆之儀心掛、 旁御用立 仰付候

右御格之通可申渡候

笑左衛門

未正月廿八日

般若院

右於京都海老原宗之丞取次二而被仰付候事、

15

御前江

相備、

銘

々

御目見直に着座

被

仰付候、

寄合并被仰付候御礼

被仰付、

同廿三日正先達職成被

仰付候段、

御許容候付、

別紙名代江可被相渡旨、

寺社奉行 別紙之通 右者従

大乗院様御方、

旧臘十七日三輪山大門坊

住

面高連長院

御

太刀

右同断

御目見被

右申渡可承向 二月二日

江

b

可申渡候、 仰付候、

笑左衛門

三月四_日 三月四_日 可申渡候、

三輪山

大門坊江

守候、尤十八年限ニ 得共、格別之 思召を以、 吉祥院・中院等江 年等ニ有之候事故、 以及辞職、 先達職大智院江被 而先前より被仰渡置候儀共従先職承り、 無拠御聞届被成候、 其院ハ此頃交衆被致末席之事ニ候 候間、 可被仰付候処、 仰出置候処、 先達職其院へ被仰付候、 左様可被相心得候事 跡職之儀者、多楽院 病身ニ而難相勤旨を 或者病身、 規則通可被相 或者若 仍

右被

仰渡、

16

 \Box 上覚

般若院事、 此節着座門首被仰付、 席順飯隈山蓮光院次、

且下乗所、 其外進上物等何篇蓮光院同様被仰付、 家格

代々寄合并被仰付、 難有次第奉存候、 依之左之通奉伺

候、

出世平 ·僧無差別着座門首可被仰付哉

謁席 何そ付登 扣所何様可被仰付哉 城等之節、 下乗所御門番足軽下座、

 \square 何様可被仰付哉

且上

ŋ

17

御対面所又者於御書院御礼申上

一候節、

光院同様被仰付、

家格代々寄合并被仰付、

何申出

趣

御礼所着座席何様可被仰付哉

年頭其外何そ付、

右同 哉 断ニ 付 登 城之節、 御城内長柄傘何様可被仰付

年頭進上物之儀、 是迄中紙三束進上仕来候得共、 以来

何様可被仰付哉

御祝儀等之節、 登 城二 而御祝儀可申上哉 是迄寺社奉行於宅申上来候得共、 以来

歳暮之御祝儀、 暑寒伺 御機嫌不申上候得共、

着座門首同様伺 右之通奉伺候間 御機嫌等可申上哉 何分被仰渡被下度奉願候、

此旨被

仰上可被下儀奉頼候、

已上、

未四月

般若院

人々代

寺社 御奉行所

飯隈山蓮光院次、 右之通申出趣承届候、 且下乗所、 般若院儀、 其外進上物等、 今般着座門首席 何篇蓮

順

左ニ申出候、

出世平僧無差別着座門首可被仰付哉之旨申 院儀も出世僧無差別着座門首被仰付候付、 出 般若院儀も 候、 蓮光

同様被仰付方ニも可有御座哉

謁席

・扣所之儀、

蓮光院同様被仰付度候

何そニ付登 御門番足軽半下座、 城等之節、 上り口虎之間高欄ニ而候間 蓮光院儀、 下乗所御楼門橋 右 同 涯

様被仰付度候

以

来外

節者、 年頭其外何そニ付、 御礼所着座席蓮光院同様被仰付度候 御対面所又者於御書院御礼申上候

右同断付登 城之節 御城内長柄相用候儀、 蓮光院

候

進上被仰付方ニも可有御座哉、年頭進上物之儀、中紙三束致進上来候得共、一束一本

同様被

仰付度候

一御祝儀事等之節ハ、是迄寺社奉行於宅申上来候得共、

歳暮之御祝儀、暑寒伺 御機嫌、是迄不申上候得共、外着座門首同様致登 城、御祝儀申上候様被仰付度候、

院儀者進上物無之、大乗院儀者目籠五ッ・御茶七袋・是又同様致登(城申上候様被仰付度候、尤歳暮付南泉

此段申出候、以上、右之通取しらへ申出候間、何分御吟味次第被仰渡度代銀五匁進上有之候付、何分御吟味次第被仰付度候、

日 寺

未四.

月十

寺社奉行

般若院

付、謁席其外之儀院代より得差図候付、左之通被仰付右者着座門首被仰付、何篇飯隈山蓮光院同様被仰付候

出世平僧之無差別着座門首被仰付候、

一松之間謁之儀、僧正席同様ニ而、杉之間江被相扣候様

被仰付候、

御門番足軽半下座、虎之間高欄より被罷上候様被仰付何そニ付登(城之節、下乗所御楼門橋涯御門不及開扉

候、

御礼、 進上物御上段塗敷居上一畳目相備、 年頭其外何そ付、 御上段御客居之方塗敷居上 御 対 面 所又ハ於御書院御 畳目 同 下 中 畳 袓 心礼之節、 江. 目 着座、 頭ニ 而

御書院御礼等之節者、都而 御対面所ニ準候様被

仰付候、

於

年頭進上物之儀、御札守・巻数一束一本進上被仰付記雨天之節者、 御城内長柄傘被相用候様被仰付候、

被仰付候、

何そニ付御祝儀事等之節者、

以来致登

城被申上

候様

同様被仰付候、左候而、歳暮ニ付而者御茶五袋・代銀暑寒何 御機嫌、歳暮御祝儀被申上候儀も外着座門首

候様被仰付候、

三匁進上二而、

於杉之間御用

人江

相付、

御祝儀被申上

Jエー・エニニン 右之通被仰付候条可被申渡旨寺社奉行へ申

向江も可申渡候、

渡、

可

承

御 高三百石

石見

未八月廿八日

般若院

此節寺家御取建、 思召之訳被為 御軍神勧請被仰付、 在、 寺格等昇進被仰付置 追々重御祈祷

右者深

段之以 も可被仰付事候間、 思召、 右之通御高被召付置、 小禄二而者旁難行届筈候付、 直取納被仰付

别

隆之取計可致旨被仰付候 八月十五日 此旨向々江云々、 候条、御祈祷者勿論、

平日勤行抽丹誠相勤、

派興

之、左候而、

奥并大奥江茂御用之節被差通、

何そニ付

仰付候条、抽丹精、

御物方様二茂御長久之祈念可有

勅許候付、護持被

20

尊威御軍神

笑左衛門

21

私事、

旨云々、

候条、

御祈祷ハ勿論、

日々勤行無怠慢相勤候様可申渡

嘉永元申八月

笑左衛門

内被 去月十四日権僧正蒙 勅許、

同廿八日御礼参

仰出、 万事無滞相済申候

去月廿二日、於大坂今般権僧正蒙

御祝儀伺 御機嫌等、 時宜次第二ハ御内証よりも申上

護持僧被仰付候付、 候様被仰付候、 且又右同日吉利仲殿御取次を以、 別段之 を以、 奥御看経方 今般

方ハ勿論、	江茂被
御	候間、
江茂致見締	月々両三度ツ、
候	罷出[]看経

紙を以、御内々御祈祷等被仰[|注意致見締候 節ハ寺役被仰付、 御

去月二日、万里小路家猶子成被仰付、 守札等奧江直二差上候様被仰付、 重畳難有奉存候 初参仕候処、

都

合能相済申候

右者異賊為降伏以

思召、

右之通般若院江勧請被仰付

愛宕勝軍地蔵

右本堂江

相殿

金毘羅大権現 白鳩大権

現

右御社江御相殿

是迄三輪山正大先達兼帯被仰付置候処、 三宝院御門主

22

達御 様深 此 取立被仰付候旨、 節御滞 思召を以、 坂 单 去月 右兼带被召放、 蒙 计 目 御 御推許候付、 右御礼 更中性 無滞 右御 院 礼奉願 葙 而 済 正 大先

難 候

候通、

役行者堂棟札二御再興与有之候得者、

般若院

俊良判

三月六日

御 取次衆

寺 宝 宝泉坊 般若院 御門跡御末下門首 真言宗当山派三宝院

Ш 龍 岳

雲海

切 米三 拾 石

当寺之儀、

前々ハ

宝泉坊と唱為申由、

何比より般若院

申

と申候哉不相知、 乙未三月七日役行者堂御再興棟札二、 中原家より当寺住職二代、 入仏導師先達法 承応四 年

原七之丞先祖ニ 候、 印良舜院安慶、 是より般若院と唱為申 本願権大僧都法印般若院慶盛と相見得 丽 = 而 可有之哉、 右 両 人共中

> 職之由御座 候得共、 中原家般若院慶隆 当寺住 職之儀者不相 与申者、 日置郷之中原 知

坊より鹿府之宝泉坊江被召移之由御座候、 龍伯公御代、 右ニ b

緒相知不申候、 候を御再興有之候哉、 子細者中原家住職之内、 何分ニも相知不申候、 門中之入組 当寺古

有 由 り年久当寺相立有之候を御再興有之候哉、

又者慥有之

其以前よ

栯

之、 二三ヶ年不相片付内ハ、 中原家当寺へ乍罷在、 御

相勤候様被仰付候、 祈祷方寺役之御用等者、 左候而、 拙僧曽祖父連長院俊心江 中 原家退院、 直ニ俊心 懸 而

後住被仰付候、 候得共、 帳留無之由承候旨申伝候、 依之中原家へ住職之内帳留等之儀 其上俊心代より 相

相知不申候

以来諸書付も、

先年当寺類焼二付致焼失候故、

久敷儀

当寺之儀者三宝院宮様御

直末寺ニ

而

候、

毎年入峰之節

H 末寺より御会釈宜方ニ御座 御目見被仰付、 本惣山伏跡押被仰付先例 於別御座御吸物 候、 = 御 座 候、 酒等被成下、 宮様御入峰之節者 先年御入峰之節 余国

当寺御建立之訳年間等不相知、 是枝仲存院先祖二 一代物

尾

州清寿院惣押之願頻ニ有之候得共、

153

願之通ニ者不被

仰付、 之通惣押被仰付候、 清寿院者 宮様御跡押被仰付、 於峰中座配も正先達差次般若院ニ 般若院二者先例

而御座

役行者一体後鬼作不相知

右者承応二年已、 和州三輪山大先達盛雅官宦定盛よ

安置ニ而候、 光久公江被致進上、 当寺住職中原家慶盛代ニ

ŋ

同 体態鬼作不相知

右中原家より俊心江次渡之本尊ニ而候、

理源大師 体 作不相知

右中原家より俊心江次渡之本尊ニ而侯、

不動明王 体 制金 多伽 劉賀羅

右作極而不相知候得共、 伝教大師作二而候由申伝候、

国分金剛寺へ安置有之候を、

寛文九年連長院俊心

拝領被仰付候、 当時御寄附ニ而者無之候得共、 本尊

同前安置仕置候

役行者一体後鬼 鳥居如見作

右自分所持本尊ニ而 同様安置仕候

毎年致入峰、 御国家安全、 御武運長久御祈祷護摩執行

> 仕、 御礼差上候、 勿論右護摩之儀者格別成訳ニ 颅

退転御執行有之、 御当家護摩執行有之先格ニ而、 於峰中之次第も 禁中様 御三家方御祈祷二 公方様次

護摩相済、 而も 御当家相済候跡ニ有之旧式ニ御座候、 正先達中般若院床へ為見舞有之事、 是又先 御当家

例御座候

御

同行、 於峰中宿を床と唱る事候、正先達銘々床有之、 無之候得共、三輪山より般若院床と申候而、 右之床江罷在事ニ御座候故、 正先達外床と申者 軒格 諸国之

别

之儀者、三輪山本床へ皆々罷在事ニ御座候、 ニ作立有之候間、 般若院手廻人数迄右床へ罷在、 右三輪山 同 行

本床頭者、 佐土原之安宮寺并般若院同行之内より官僧

般若院外余国ニ今壱ヶ寺有之候、 壱人床頭申付相勤先例御座候、 峰二御座候、 右主取より相勤来申候、 都之城主取山伏毎年入 右三輪山床之儀者、 自分床有之候者

段々被差遣候

惟新公

忠恒公御合力二而造立有之候、

其以後修甫料

雲海山大文字之額 面

光久公御筆、 元禄三年庚午五月十一日、 塩官清左衛門

無

23

般若院格護堂社

蛭子社

御使二 唢 連長院俊心代御寄附

行者堂一字、 風形作り、 承応三年 光久公御再興

御米三拾石

但 ·拙僧祖父真連院俊賢代所寺難続、 御 断申上候処、 翌寅年続料として右之通被成下、 元禄十丑年住職

至拙僧引続被成下置候

仰出置候得共、其年之儀、 綱貴公宝永元年二月廿八日、 御発駕前二而不被遊 当寺へ可被遊御光儀旨被 御逝

去故、 翌年可被遊 無其儀候 御光儀与被 仰出候得共、 於江戸

七日、 弟子ニ仕候様ニと被仰出候、 吉貴公御二男忠五郎様御病気ニ 佐多豊前久達を以、 当寺住職真連院俊賢へ山伏 依之同月廿二日、 唢 宝永五年子八月十 俊賢よ

り御袈裟并礼守等進上仕候

宝暦十三未四月

般若院

真連院

但 摂州西之宮より御下シ御建立之由申伝候、 年辰九月 綱貴公御再興被遊候、 貞享五

不

留相見得候得者、 文十一亥年二月廿七日、 相知候得共、 中原家より般若院住職退院之節、 其以前より為有之と見得申候、 蛭子社鑰可次渡旨承候帳 其以前者委細

真米壱斗七升五合

九月十九日祭米として物奉行所より相渡候、

一飯綱社

龍伯公御建立二 右衛門・同長左衛門迄格護仕候処御断申上、 顽 伊集院蔵人江被預置、 W 貞享三 十院長

子年二月寺社所より格護可致由(質) 伊集院長左衛門江引合相請取候 上意ニ 而 **三候間、** 可

真米七斗四升五合

受取旨被仰渡候付、

但五月五日 ・九月九日祭米として物奉行所より 相

一愛岩(社)

慶安五年辰. 節諸士百 棟札二名書等相見得申候 五拾余人造立之材木御犬之馬場より持運候 九月 光久公 綱久公御再興被 遊候、 其

由

高拾石

但太閤秀吉公より御使幽斎老を以、愛宕領之儀、 諸

神并雖被致勘落候、 寄進有之候旨、 山田越前入道

泉坊へ取納可有之由、奥書之書付写壱通有之候得 理安・伊集院下野入道抱節より之書付写壱通并宝

当分何方へ取納有之候哉、不相知候

共、

本書者無之候、尤右高、

当寺へハ取納不致候

勝軍院境内之儀、当寺へ支配之内ニ而彼地 = 出置

申候、 候由、 書付こ 相見得申候、其外由緒之儀、 相知不

鳥居江額赤かね愛宕と真文字置上ケ也、

御筆こ 颅 于時寛文五年正月吉日と有之、

一摩利支天 石社

明暦三年丁酉 + 月廿四日諸士より造立之由 書付

相見得申候

宝暦十三年未四月

般若院 薩隅日袈裟頭門首 真言宗当山派山伏

雲海山

宝泉坊

右住職交替之節者達

貴聞、

於敷舞台御家老衆より

被仰渡候、

文化二年丑七月、 堂院永兼带寺格昇進被仰付候 三宝院御門跡より、

御山内学侶中

右要用集しらへ、

一毘沙門堂 般若院支配下『母山伏 △格護之堂社

24

再興、

右

忠久公御本尊二而、

宝永七年寅四月

吉貴公御

光久公

高三石 毘沙門仏餉料として被下置候、

御米壱石八斗

一千手観音

堂守家内続料として被成下候

般若院

真連院

甫之節、 右先年御再興之節、 青銅三百疋宛及三度被成下候、 御合力銀七枚被成下候、 元禄· 九年寅 其後修

四月類焼ニ付、 書付等焼失仕候

一正観音 作服士町 中より仕

一塩竈大明神塩屋 自分修甫

自分修甫

一薬師堂 西田足軽馬場 三世二

一薬師堂 『^{良村} 西田足軽中より修甫仕来候、

一弁天社 大門口 修甫村中より仕来候

大門口へ御引移方被仰付候

安永四年未十二月十一日、

阿弥陀堂 安永五年申二月三日、

大門口江御引移方被仰付候

山下御方原良村御屋敷より

一秋葉 社

被仰付候 安永五年申五月十八日、 Щ 下御屋敷より御引移方

一大町 黒堂

町中より修甫仕来候

住吉社

天明六年午六月

中将様御厄年二付、

南林寺境内

川上十郎左衛門寄附之筋ニ而、

田尻宇平次江造立

仰付候、

宝暦十三年未四月廿三日

般若院

寛政五年丑五月 朔日

右弐冊之書出シ、

25 25の1

山下御屋敷より大門口

寬保二年戌十一月申上候書付写

般若院格護之愛宕社頭之儀ニ 付、 被仰渡趣承知仕

左ニ相糺申候、

愛宕社之儀、御建立之年月於当寺相糺候得共、先年之

居候付、 方江相尋申候処ニ、 原仲左衛門先祖般若院住職之内より格護ニ而候付、 類火ニ古帳其外諸書付等焼失仕、 右仲左衛門弟中原良慶院より承候者、 当分仲左衛門并嫡子江戸詰仕不罷 相知不申候に付、 彼 中

157

愛宕社

愛宕格護之儀者不相知、 御座事と相見得申候、其前誰様御代より御建立之訳并 り承申候、 候得共、 輔・日置吉兵衛書付壱通写申候、其外証書も為有之筈 伊集院下野入道抱節書付壱通、 相渡候様ニと有之候得者、 先年洪水二数通之書付損失仕候由 右書付之内、愛宕領其所之応田畠納宝泉坊 右書付弐通為御見合差出申候、 専格護仕来候儀、 新納加賀 山田 ·田代刑部少 良慶院よ 別条無

領高之儀ニ付、

慶長九年・同廿年、

越前入道理安・

候得共、 代弘治年間以前より天正年間迄之間、 と相見得申候に付、 原家以前、 付、是又写別紙差出申候、 愛宕社御建之儀者相知不申由 是枝仲存院先祖住職之内より社頭ハ為有之 仲存院方へ相糺申候処ニ、 右を以相考申候得者、 承申候 惣職相勤為申由 先祖二 中

前江 候哉、 職以前 付、 拙僧祖父連長院江、 相備御祈願仕、 至当時愛宕社へ毎月廿四日 祖父連長院住職仕候節ハ社頭無御座候得共、 ハ 社 頭為有之と相見得申候、 寛文十一年亥二月般若院住職被仰 其外社頭時々掃除仕候、 早朝より神供相調神 右を以神供相備 尤祖父住 前 申

> 申候、 右年間書留之内に、愛宕之儀寺方と先年入組 候処、 代より引次候故、 御座候、 愛宕之儀者如前々般若院へ御付被成候由相見得 尤証書為被下と有之候得共、 且又御修甫之儀も此方より申上事ニ 以前に不相替自分調に神供相備 其節中原家より次 御 御座候、 座 声事 候 由

渡者無御座候由相見得候

右年間之内に、愛宕宮守屋敷般若院へ借地に而真言宗

院状為被遣と相見得申候得共紛失仕候哉、 罷居候由、 無御座候、 使者川村伴左衛門証状并伴左衛門文・宝城 尤宮守屋敷与御座候得共、 当時者愛宕宮守 当時者書状

慶安五年中原家住職之内、愛宕山御再興之棟札御座候

軍院より締申儀無御座候付、 候哉之旨被仰渡候得共、 愛宕社之儀ニ付而 勝軍院建立之次第、 曽而 当院

勝軍院之儀、

愛宕社無之内より御座候哉、

其以後相立

屋敷与申ハ無御座候

愛宕社頭後ニ堀切有之候、 院格護ニ而、 へ一切相知不申候

堀切より鳥居迄之内者般若

何年間

境之堀切今以御座候 より竹木等支配不仕候哉、 竹木迄般若院支配仕候通申伝候、 相知不申候、 尤右後山中ニ

地 坊 昨

被成

候而被為移筈之間、

其段般若院へ申談候

而 節 俊

可 候 預 借 能

25の4

え よ り

被為賴候 城院ニて被仰

ハ

愛宕山之内

之由被 儀

仰候

付

島四郎右衛門拙者使□事済被為移

無別儀

候、

任 中 御

尋如此御座候、

恐惶謹

言

25の2

Ħ

宝

:候通委細承候、 屋敷無之候間

前

々真言坊主

出 候、

且

右寬保二戌十一 戌 十 申 之類焼ニ焼失仕候故 申 渡、 出 ·候得共、 御 記 候、 相糺申候処二、 月七 録 奉行 以上、 従前 日 月申上候書留之趣ニ而 々当時迄格護仕候、 誰 委細之儀相知不申候付 様御代ニ御建立之儀相知不 般若院 連長院 尤諸 ハ Ш 書付等先年

節

門証状并宝城院状も紛失之由申出候得共、 不申上ニ而も可有之哉と相考申候間、 又善隆院より連長院へ宛書之書付弐通も其節 此節差出 其後見出 村伴左衛 审 ·候 見 申 門殿より御方へ 兀 亥十月七日 拠之状如斯候、 |郎右衛門殿へ 申入候得者、 借地被成罷居度由被申候、 ▽●証文△無相替 恐惶謹 証文状被遣 被成候儀御尋二 候、 Ш 宝城院 借地に 而候、 就夫使申候通 頭 而 其段伴左衛門殿 候通、 判

我等 伴左

証 衛

面 高善隆院

御 同 宿中

寺社御奉行所より 被 依夫矢野次左衛門殿差出二 出由、 次左衛門殿被承候、 御 崩 候間、 而候得者、 然処某罷越候間、 誰そ罷出候得と御 此 如覚 書書写可 仕 座 合ニ 候

Ш 村伴左 衛門

右者般若院格護之愛宕社御建立之次第御

用之由

被

仰

+ 丽 高善 户 五 日

25の3

用

書

申 入候、

川村伴左衛門

殿

江.

御

頼

_

付 而

細

々

我

御

使申候様子者、

愛宕山之内

村伴左衛門殿 へ先年真言宗俊能

中島 坊一

太郎右衛門殿某を般若院より頼被成候間、 左候得 ニ而御家御書物指出申上候得ハ、愛宕之儀 愛宕儀ハ寺方と先年入組御座 候 鎌田左京殿 ハ 其刻鎌 如前々般 田

事之儀候間

此節相済申候通り、

証文可被下由申入候

若院へ御付被成候、

依夫左京殿へ申入候者、

数年之口

存候

顽

良光坊へ

相 談申

候

而

如覚書書写候

葥

出

申

候

得ハ、 衛門殿へ永山覚左衛門殿頼申候而 御書物等も無御座由返事ニ 候ニよりて、 家御 .書物同前ニ般若院へ相渡申候、 返事ニ 御老中へ御内意申被成、 般若院より 良光坊ニ而般若院へ様子申候得ハ、何そ 頼 而候、 而 候間、 証文之状被下候間 右に付、 今度右之覚書被 前之儀 吾等同 鎌田 ハ首尾申候 前 太郎右 使者 下 御

被成候得共久敷儀候間、 失念被成候由、 覚左衛門殿

座候、 之内二人此書物見申候、 見申たる由被申候、 小箱之内ニ入候而御 良光坊より外ニも、 座 候通被 Щ 伏衆

而

返事御座候、

又良光坊被申候ハ、

般若院

御書物御

申候、

山伏御座

一候由、

良光坊被申候得共、

太郎右衛

門

ハ大方に

被仰候間

細

々

ハ

次第二聞合可

被

成候

亥八月廿二日

25の5

覚

宕山天子多賀御家より御崇敬被成候儀、 亥八月十四 被成候書物無御 候、 候、 御奉行所より被仰渡候間、 差上由被承候、 由 連長院事ハ入峰被申留守ニ 申候者、 鹿児島へ参上申仕合ニ存候而、 候、 就夫寺社所取次衆川上七左衛門殿 返事ニ承候ハ、 矢野次左衛門殿罷出被承候様子ハ覚書ニ 愛宕山 日ニ寺社御奉行所より連長院所へ承候 某事ハ別ニ用段之儀候而、 座由 へ御家より御書物等可差上 一被仰 何そ証文等無御座候 候間 前 連長院方へ御渡可給 候間、 直二良俊坊 良光坊使ニ 誰そ親 べ申 由 又ハ棟札等 -候 八 類中 \sim 、 可 被⊕ 返事 荝 月十五 良俊坊 御 候 而 覚悟 寺社 川之 = 由 前 申 \mathbf{H} 可 愛 由

申入候、

右、使良光坊被申候 得 為見申由候、 丽 般若院所へ文箱程之小□ 上方之山 然処二御書物無之由被仰候問 伏御書物見為申 ハ 前 々般若院宿 人御座 こ入御書物有之由. 芫 候間 而 御 無心 家御 尋申入候 元存 物

今度寺社奉行所より愛宕山

由来之儀御尋っ

而

候、

良光

坊使ニ

而

良俊坊へ様子申入候共、

御書物等無之由 太郎右衛門殿

就

沙

汰候、

返事ニ、

永山

[今右]衛門

殿二

而鎌田·

様

為申 書物 為存 Ė Ш 有之候、 一候時 伏御 座候与 分 我等へ三拾ヶ年前ニ使被為頼 御家之証文之書物二而 申 候、 我等申候者、 右被仰 愛宕山宮般若 候様 公義被 御

院江

相

一付候儀、

無其隠之由

可被下 入候 鎌田 状 若院へ相付申 御 分談義所之住持与中 愛宕山宮守として下之坂より上ニ山伏被罷居候、 愛宕山へ 以被下 罷成候故、 丽 証文有之上ハ、 左京殿へ 其以後坂より下江 候、 候 候由申入候得ハ、 真言宗俊能坊借地、 間 右入組に付、 其使中島四郎右衛門殿・ 候、 相付、 般若院より我等鎌田太郎右衛門殿被為頼 御家書物右証文状相添相渡申 寺方へ相付間敷由候而、 左京殿江鎌田太郎右衛門殿某より申 -悪敷候 御家之御 宮般若院へ覚悟被申候通、 寺 太郎右衛門殿某五当書之証文 相立 颟 候刻、 証文余多差出 拾 山伏被罷 Ш ケ年 村伴左衛門殿ニ 般若院と寺と入組 前 居 = [様子申 候屋敷 被成! 愛宕山宮般 候 上候、 其時 証文 借 儀 而 地 者

> 子申入候 太郎右衛門 被成候、 間敷由申入候得者、 鎌田左京殿へ相付様子申 殿と良俊坊 如何様共不覚候由、 前入組之刻、 返事ニ ハ縁者 般若院某太郎 承 上 而候間、 覚左衛門殿二而 候 候而事済申 タハ、 まきれさる前 大方に 右衛門殿 被 御 承 失念 放被為 仰 候、

有 頼

有之、 細々内意為被仰由候、 覚悟被成候而有之由、 良俊坊被仰候 大仙坊被仰 候、 御家御 然時

之外相違成儀ニて候

愛宕御証文我々使申候段々大□

]坊へ申!

候得

良

後坊

と存候、

事ニ 此節、 組 村伴左衛門殿へ申入候、 被為知間 可 其方般若院坊 被申儀も可有之候、 敷 候間、 地 宝城院使ニ 移 無替儀証文状 **久敷儀候得** = 付、 而前屋敷 寺方より如先年之口 被被 為借 其方右之入 候中島殿 候、 使

Ш

預り

状此節取置 成首尾ニ *)*\ 被相果候故、 以上 而 申候、 候 間 壱人之証文状ニ 証文状 以 来口 事共 可 預 候 由 而 21 申 候 候、 而 就夫宝 其心得を以 両 通 共 城院使被 可有 証 文

寛文十一年辛亥九月五日 善隆院印

善隆院ハ面高家より般若院住職被仰付候、 右連長院へ般若院住職被仰付候訳ハ、中原良舜院現住 右善隆院より連長院宛書ニ而遺候書付之内ニ般若院と 右住職被仰付候節、先住良舜院方へ、寺ニ付諸書付等 渡無御座候由申伝候、 有之候ハ、被次渡度旨申達候へ共、 長院事仮ニ般若院住職被仰付置、寛文十一年亥二月廿 之内、門中と入組有之、是非不相決中、寛文七未年連 唢 故、右之通書付為申ニ而も可有之候哉 哉、良俊坊と有之候も同人之事ニ而、般若院退院以後 有之候ハ、中原家より住職仕居候良舜院事ニ而可有之 二日般若院へ本住職被仰付候、 弋 右者愛宕山之儀ニ付此節御糺之故、 其比伊集院へ居住仕居候、 般若院 書付無之由ニ而次 此段申上候、 連長院訳ニ 以 27 26 (本文書ハ「旧記雑録後編三」一九三八号文書ト同一文書ナルベシ) 先年 高拾石 高拾石 并雖被致勘(⑩落候) 切計 島 口切ル 慶長廿年 右知行、愛宕領へ被相付候者納成被給、其所之応田 慶長九年六月十一日 太閤様為御使幽斎□国之刻、愛宕領之事、 ^{⑩在)} 宝泉坊へ可被相渡者也 三月廿二日 此節乍少分令新寄進者也、 新納加賀印 山田越前入道 日置吉兵衛印 田代刑部少輔印 鹿児島上伊敷之内 伊集院下野入道 抱灸治 理(有信) 諸神

子十一月十日

真連院印

那

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一二三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

奉再興愛宕宮大権現精舎一字、 右造営意趣者、

慶安五年壬辰九月大吉日遷宮畢

藤原朝臣光久公并綱久公御息災延命、、、、

末略ス、

大檀

かさり 彫物師 右同 絵師 大工

中川

唯右衛門

図師源右衛門 枝次清右衛門 寺田惣右衛門

殿 .殿 長 (® M)

右衛門

殿

塗師歟虫付不知 屋

善長坊

石切

与八左衛門

島津図書(久通)

島津筑前守殿 頭殿

町田勘解由次官殿

五代喜左衛門尉 殿

田尻次右衛門尉殿

普請奉行

御犬之従馬場材木運衆次第不同

小工

染川喜兵衛殿

桂久次郎殿

猿渡新助殿

矢野重介殿

鎌田源六殿

川野甚左衛門

殿

内田次右衛門 大山平七殿 殿

是枝小平太殿

貴島藤内殿

野間勘兵衛殿

163

本願権大僧都法印般若院 遷宮導師法印重清

奉行衆

伊勢兵部少輔殿 北郷佐渡守殿

新納右衛門佐 殿

四源左衛門尉四(政有) 殿

鎌田

但東郷長四郎殿

川俣長右衛門殿 新原佐之介殿 稲津甚允殿 黒葛原勝八殿 平田新十郎殿 東郷大蔵兵衛殿 堀弥八郎殿

川崎隼人殿

肥後弥右衛門殿	黒葛原三左衛門殿	渋谷四之助殿	川崎亀千代殿	宮之原助右衛門殿	松田勘十郎殿	松田蔵右衛門殿	横山千介殿	西之原伝右衛門殿	児玉新兵衛殿	西之原長介殿	否笠市右衛門殿	新納二兵衛殿	喜入十郎[太]殿	本田甚十郎殿	野間藤左衛門殿	木藤宇左衛門殿	東郷吉左衛門殿	山元利右衛門殿
川越市左衛門殿	肥後長次郎殿	右田清吉殿	別府久左衛門殿	田之上宰相殿	山田加右衛門殿	松田加左衛門殿	丸尾喜右衛門殿	愛甲次左衛門殿	児玉万菊殿	伊藤熊介殿	吉村蔵介殿	岩切太兵衛殿	伊藤為左衛門殿	喜入勝兵衛殿	町田加右衛門殿	武茂右衛門殿	敷根茂兵衛殿	黒田志摩之允殿
山口弥平兵衛殿	本田治介殿	毛利為右衛門殿	辺見九介殿	高野治左衛門殿	伊東勝右衛門殿	津留猪右衛門殿	貴島内記殿	宮原助右衛門殿	頴娃新右衛門殿	高崎千介殿	竹追弥兵衛殿	山田久左衛門殿	宮里佐五右衛門殿	佐竹源左衛門殿	宮之原権左衛門殿	川村帯刀長殿	川野久兵衛殿	別木源太郎殿
関雅楽介殿	伊東長松殿	竹之内三右衛門殿	貴島甚右衛門殿	相良千兵衛殿	永江勘左衛門殿	鎌田孝右衛門殿	佐竹源八郎殿	大田又右衛門殿	杉山甚介殿	平田次郎右衛門殿	伊集院孫十郎殿	折田六左衛門殿	鎌田弥右衛門殿	酒匂長介殿	田之上藤兵衛殿	塚田長左衛門殿	川上六郎次郎殿	伊東佐平次殿

(本文書ハ「旧記雑録追録一」四四四号文書ト同一文書ナルベシ) 高 勝 拾九石九斗八升九合五勺八才 軍院愛宕領 右壱行、 有田勝右衛門殿 税所助 津 伊 西之原利右衛門 川上新左衛門殿 長田藤右衛門殿 Ш 肝付早右衛門殿 宮里弥太右衛門殿 弁官壱岐介殿 以下虫付二而不知 村与一左衛門殿 曲太右衛門殿 地知伝右衛門殿 尻長次郎殿 ·江長十郎殿 承応二年勝軍院四代真尊代ニ諸士中より勧 九郎 殿 村田 谷川 浦川 伊 田 鎌田弥八殿 木脇六郎殿 税所兵吉殿 Ⅲ良右馬介殿 本田益千代殿 川上長次郎殿 藺牟田宮内左衛門殿 津曲清兵衛 中孝右 東弥右衛門殿 出[調右]衛門殿 (®網左) 長三 大学介殿 衛門殿 郎 殿 29 先年亡伊予坊 愚僧当屋敷并堂仁王被建候節切開 之内弐反九畦十八歩居屋敷附与二(⑤被) 正徳年間故主吉貴因帰依、 候、 是迄一百余年相続仕来申 大権現・得大駒至尊・如意輪観世 分相勤罷在申候 を以、木上築右衛門と申者、 処、 威光院明和五年子七月 善光院延享元年子六月 葛原源左衛門取次を以被仰渡候由 納被仰付、 訳合有之、 軍院へ致取納来候処、 神領高不相成、 其前ハ仲之木場と唱申 諸士中より寄附高之儀候間、 返米年々可被受取旨、 名跡不被召立、 · 抽同 高主ハ右築右衛門名前ニ !時飯隈山改革掛被申付置! 築右衛門子孫木上新右衛門代 候

開祖満寿院事、

磯屋敷別荘

音、

=

相成、

鳥越と被号

致、

其中ニ本尊飯縄 此三尊建立有之、

其節勝軍院願出趣有之候

表方御代官所付取

宝永

亥十二月黒

持高買取致寄附候処、

而

年々勝

些候、

尤当

30

以切紙得御意候、

然者御国方満寿院由緒柄御尋候上、

未八月

其御役向江宜御通達可被下候、 年寄中出会、 飯綱権現別当職御令旨御書出被下候条 為其如斯御座候、

九月三日

木田豊後介

玉木要人 ·室内記

原田才輔様

X

被補鹿児島飯綱権現別当職訖、 弥守国主由緒専祈念、

31

世々不可、違失之旨、

依

三山検校宮御気色、

執達如件、

拙僧家之儀、

伊作大隅守久長主嫡男下野守親忠三男西

其子孫ニ而御座候、

代々馬廻格

法印祐文判

弘化四年九月三日 法眼源良同 法印源乙同

峰数当丁未秋迄三峰修行仕申候

右者由緒申出候様被仰渡趣承知仕候付、

成行申上候

以上、

式之家ニ而御座候、 近江守親久元祖二而、

鹿児島

満寿院尭盤

西満寿院

尭盤

32

格別之御沙汰別当職御推 飯綱権現・如意輪観音・駒至菩薩之三尊、正徳年間従(**) 国主吉貴朝臣満寿院盛盤互依附属之由緒有之、今般以 被成下筋、 賜令旨訖、 向後

弥可守御宗法仰 弘化四年

派興隆者也、

以上、

九月三日

維務同 岩坊判

民部卿同

満寿院尭盤

鹿児島

本山表より本尊由緒并私家之御願等有之、荒増申上候(⑤尋) 此節例入峰為御祈祷飯隈山代僧被仰付、 上京仕候処、

此節御社及破損候二付近所中申談、

再興仕候折為堀申

本之所より少シ前之方三尺余堀候処、

壺之かけ

有之候得共、本之通埋め置申候 又ハ香炉・花立・腰高灯明皿 34

 \square 上党

千地蔵堂之儀、

何比より安置為有之事候哉、

委相知不

緒及糺方候処、

祭神不相知候得共、

今形祭置麁抹無之

此 節

由

电

町立不申以前ハ田之中之地蔵と申伝候

申上候、 権現別当職 去ル四日従御本寺御殿御用有之罷出候処、 書付を以申出 以上、 被仰付、 [候様承候付、 難有奉存候、 別紙相添、 別紙之通申出 此段御届 飯綱大 候、

然

又ハ人之骨と相見得候を少し堀出申候ニ付取上

都

而壺ニ入付諷経等仕、本之所へ

埋め置申

弘化四未九月七日

京都

御手形所

西満寿院

右之通申伝ニ御座候、

往古より屋敷中之儀、

社之御嫌と之由申伝、

于今其通仕来申候、

乞食等ニハー切分呉候儀

御

池之王神、

何比より御社と相唱申候哉

相知 候

候

加藤宝満院

以上、

上町千地蔵堂後江池之王権 現与唱候塚石有之、

可申渡事、

様地蔵堂守取始末可致旨、

寺社奉行より被申渡置候様

右之通、 文化十一 戌正月十五日御達覚書を以被仰渡

御社之下より壺之口かけ ·茶湯茶碗等白砂之内江

先年再興之節堀方仕候処ニ、

申候

候、

写相添差上申候、

私方由緒同様御座候付、

差上不

寛永より以前者、

先年町内へ御糺ニ付、

別紙之通申出

35

私支配仕候地蔵堂之儀者、 御 内意覚

亡祖父代宝暦七丑年新造立

二日亡父代御記録所へ差出候書付之留ニ、寛永之比、 仕候由ニ 煎 地 蔵堂由緒御糺二付、 文化十年酉十月廿

丑三月 屋敷 地蔵 灯炉壱対御座候、 申事共ニてハ有之間敷哉 其比迄ハ未屋敷立不申地面 之死骨を屋敷内 住に而、 之屋敷口六間、 之王権現御社之儀申伝ニハ、寛永之比彦右衛門と申者 堂地面畦歩相究候筋二相見得候 何間と申事ハ無御座候、 候書付之留ニハ、畦歩ハ町内より申上候、 哉、 候筋被申上候様ニ承居候、 末壱間拾四歩六合弐勺五才ニ而、 上置候、 十二間御座候処、 ても御座候得共ニハ有之間敷哉、 堂 智元坊と申者、 五日と御座 地 当分西村喜兵衛名前二御座 尤町内より申上候処、 谷山より御遺骨持来り埋置候筋ニ候得共、人 面 ハ彦右衛門ト申者之屋敷ニ 入拾弐間之内江有之、(圖豊臣家臣) 埋 右之屋敷より正保年中相分り候様申 候、 右者庚申へ寄進之品ニ而、 置可 宝永八卯年二月五日般若院 左候得 申様も無御座 万治二年亥八月十八日、 然処私方之先々住こ _ 庘 而も候而、 口三間半、 御社辺へ 且又当分地蔵堂へ金 正保年中ニ畦歩相究 候 -中略、 拾年計以前に家作 唢 其所ニ 如何様右之辺 、往古 入六間半、 右彦右 同様ニて末 阆 口六間、 万治四年 埋置為 且又池 庚申堂 何某居 へ申出 而も候 衛門 地蔵 入

> 仕候節、 庚申之石像堀出 申候故、 社内へ安置仕置申候、

地蔵堂守

文政十三寅九月

加藤真浄院

飯隈山

用

聞 衆中

三役共并右喜兵衛より申 通 千地蔵堂屋敷并池之王権現社地江差出 出候趣有之、 当座役 度、 地 蔵 町 奉 町

36

此節地蔵町西村喜兵衛屋敷、

彼地之内別紙絵

図

面 間数

之候間、 行所役々・上町年寄・年行司出会致見分候処 永年無混乱可令格護者也

相違

天保二年卯二月三日

寺社奉行所印

一秀頼公薩州ニ御忍、旧伝集 山木之下門と申伝于今有之候、 谷山 三被成御座候由 墓者行屋観音堂とも千 上而,

地蔵共申事

木下大膳太夫ハ、

石田三成讒言ニ

顽

薩摩坊津流罪

補陀洛山

仏母寺

普門院

派

其頭肥前名護屋 二而切腹二而候、 て候へとも、 従秀吉公討可差上由 へ被差上候処、 其時介錯人へ 三付、 加世 田辻之堂

▽轡頭ニム塩を不致候、夏之事ニて腐候付、 羽織を抜被呉候となり、 才領之使者不案内ニて 御使之人此

方より切腹被仰付候由

光久公有馬御湯治被遊御越候時、 而候、 然処ニ老人参候而、 六左衛門殿へ尋被申候ハ、 色紙六左衛門殿御供

及承候と被申候、 相尋候、 座候よし承居候、 私ニ者故有ものニ而候、 六左衛門殿返答ニ、 右之老人ハ如何成御方、 何比御死去被成候哉と無拠懇望ニ被 秀頼公ハ薩摩へ御下り被成御 秀頼公ハ於大坂御生害と 何 国 被成

37

御座候哉と申候へ者、 只故有者と計申候由

仰付、 被仰付候旨 右者別段厚 以来院号昇進等之節者、 弘化二笑左衛門殿より被仰渡候 思召之御訳被為 右之通代々名乗候様 在、 代々 山 伏家筋被

遷化、残念之至

思召候処、

今般従

国主表格式相当

切米弐拾俵

伏家筋被仰付候付、 右者此度厚 思召を以、 別段之御取訳を以 飯隈 Ш 後見職 右之通永 且. 又代々・

Щ

被下候旨、 笑左衛門殿より被仰渡候

屋敷一ヶ所 右永々被成下候旨、 笑左衛門殿より被仰渡

弘化二年、 普門院徳母江先達職伊予坊旧号被預之先達

列被仰出 御令旨被下候

弘化四年、 普門院篤昌江本山より伊予坊永世御預御免

許 :相成候、

鹿児島

故伊予坊徳母資

笑春院篤昌

御令旨被下置、 右徳母修学出精、 本儀主誠先達職伊予坊旧号被預之先達列被 追々法儀精勤可励奉公、 入峰修行無怠慢、 加行伝法懇 志願不相遂令 願 仰出 為

之寺跡被附与之条注進、 伊予坊永世御預被 全就先達職名実相立、 仰出、 弥可抽 以 公武

之

御沙汰、

校宮厳命候也、	御祈祷、両峰修行
	行、国主武運長久之懇祈之旨
	三山検
伊予坊篤昌	鹿児島

弘化四年 法眼源良判

法印祐文判

七月

法印源乙判

40 私儀、今般 上様御威光を以、供奉首尾能相勤、

且.

付、 旁別而御満足被思召上候、為 飛和色総結袈裟着用蒙御免許、

任御執奏二月廿八日蒙

勅許、其上供奉都合能相勤、

御褒美参仕修学者被仰

重畳難有仕合奉存

勅会御法事付、宮様別段厚思召之訳被為在、大僧都拝

38

色、

執達如件、

弘化四年

七月二十二日

木蘭色衣着用之事、被免許之旨、依

三山検校宮御気

候云々、

普門院

篤 昌 判

四月三日

法印源良判 法印源乙判 法印祐文判

内蔵様

鹿児島

伊予坊篤昌

御取次衆

41 密法灌頂

投華

大日如来

伊予坊

普門院

右者故普門院修学出精等付、本山より先達職伊予坊

民部卿判

170

39

紫平絹、貫着用之事、被免許之旨、

依

聖護院宮御気色、

執達如件、

七月廿二日

弘化四年

岩坊判 雑務判

42

口上覚

奉行へ 紙御免許状并密法灌頂投華名代江可被相渡旨、 紫平絹差貫、 未八月廿七日 可申渡候、 又者木蘭色衣着用御免許相成候付 笑左衛門 寺社

私事 者御見合を以被仰付被下度奉願候云々、 仕合奉存候、 此節従 御序之節御礼申上度奉願候、 聖護院宮様伊予坊永世御預被仰付、 進上物之儀 難有

未七月廿

Н

御門 出 被仰付候、 右申出趣承届候、 文化三年寅三月廿三日、 跡御山内学侶席中堂院永兼帯被仰付候節御礼願 此節普門院於京都 先例見合候処、 一束一本進上ニ而御礼 従 般若院儀、 聖護院宮様伊予 三宝院

43

坊永世御預被仰付候、 東一本進上こ 而御礼被仰 :付方にも可 有之哉云 Þ,

御礼願出候付而ハ右例ニ被準、

右永々被成下候旨、

弘化二年笑左衛門殿

より被仰

渡候

未十二月廿七日

寺社奉行

右弘化二年、

西 海 山

被預置之処遷化付、

当普門院へ伊予坊

永世

御

預

別 且.

慶連院

向岳寺

思召之御訳被為在、 大先達 千秀院

被致改名、 被仰付、 右者此節別段厚 右之通山号等被成下候、 以来院号昇進等之節者、 左候而、 右之通代々名乗 代々山伏家筋 慶連院

大門口

候様被仰付候旨、

弘化二年笑左衛門殿より被仰渡候

稲荷社

秋葉社

弁天社

御切米拾石

右別当被仰付候旨、

弘化二年笑左衛門殿より被仰渡候

慶連院

大門口弁天社守屋敷百五拾坪

畦 こして五畦

慶連院

慶連院

本山より御直末別触格被仰付候

普門山

如意戀輪 寺

存龍院

大先達 円清院 門清院

右者別段厚 右之通山号等被成下候、 思召之御訳被為 左候而、 在、 代 々山伏家筋被 存龍院与致

一屋敷七百八拾弐坪高麗町橋口 被仰付候旨、弘化二年笑左衛門殿より被仰渡候

改名、 仰付、

以来院号昇進等之節者、

右之通代々名乗候様

畦ニして弐反六畦弐歩

右永々被成下候旨、 弘化二年笑左衛門殿より被仰渡

存龍院

候

存龍院

右弘化二年、 本山より御直末別触格被仰付候、

東之坊

大悲山

聖無動寺

大 大 大 大 大 大 走 走 之 坊

右者此節厚 思召之御訳被為 在、 山号等右之通被

弘化二年笑左衛門殿より被仰渡候

成下候旨、

抱真院、 来、

同年十一

月御建立、

開基盛長、

同四

年亥. 十月

御 : 鎺二重金

44 御

万一

腰長二尺六寸七部

御白鞘

右弘化三年四月、 本山より御直末別触格被仰付候、

七人御期 料当 大乗院末寺 抱真院

「神明宮 神応山 金胎寺

神主

井上右京

神領高三拾石

寺高百五拾五石とも」

.明宮、宝永三年戌四月 (圖九) 住職於虎之間申渡、

神明宮、 吉貴公御建立、 本地大日如

地二

御引移、

抱真院与改号、

別当職被仰付候、

安養院境内二有之候三本寺当分之寺

御袋▽圓今織房付緒

(本文書ハ「旧記雑録追録五」三〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

抱真院

別当

45

御袖判

高三拾石

之状如件、

右神明宮令建立、今度為社領所寄附之也、全可領知

宝永六年已丑十一月拾四日

神明別当

抱真院

右今度 副御直書畢、全可令宝納者也、 太守宗信公被為寄進于薩府築地神明宮、

島 (例如件、 (例如件、

久富判

樺山主計

寬延元年九月七日

島津左衛門 久初判

久甫判

者也、仍執達如件、

被相

(本文書ハ「旧記雑録追録二」二八八〇号文書ト同一文書ナルベシ)

46

右神明宮御建立、為社領今度 少将吉貴公被寄附之

隅州帖佐船津村之内 薩州田布施池辺村之内 薩州川辺小野村之内

御寄進状所被成下也、 全令所務無怠慢宜被抽御祈祷

主性

兼柄判

宝永六年己丑

久時判

十一月十四日

(島津) 刀

仲休判

市市正

(島津) 監

久珍判

久当判

(島津) **務**

久輝判

戌五月廿八日

久貫判

神明別当

抱真院

(本文書ハ「旧記雑録追録二」二八八一号文書ト同一文書ナルベシ)

一御刀 一腰寺社方帳留目安 右文化五辰七月廿三日、 於神前作之 長弐尺弐寸三部備前国長船住横山忠之進祐定 従 斉宣公御引替被遊御奉

納之書付、

長絹

中将継豊公御看経所御造立[被]成被進候、享保十五(億月之) 竹姫君様江被進置候、 右長絹者 常憲院綱吉公被為召候御能御道具之内 然処 御守殿御庭内へ、従

庚戌四月廿四日、 而可製袈裟旨御意之趣、大年寄岡田殿より 導師貴院江被仰付入仏供養勤行終 御守殿

方御用人山沢十太夫江被伝之、(盛香) 取次を以拝領之、寔冥加之至、 永可為寺宝者也、 於御看経所十太夫御

如件、 享保十五年

島津中務

抱真院盛嚴法印

(本文書ハ「旧記雑録追録四」一一八号文書ト同一文書ナルベシ)

文化二年丑八月十六日天児一箱・犬張子一対 斉宣公御誕生之節御用相成候処、 此節神明宮江被納置

候付、西覚兵衛より添書壱通有之、

神社調

鹿児島部

(表紙)

神社 .調

鹿児島部

着座門主 精净光寺末寺 明主末寺

浄光明寺

松峰

山

無量寿院

文治年中創建

開 高四百四石六斗六升弐合四勺九才 山宣阿説誠

忠久公 嘉禄三年丁亥六月十八日御逝去、 御法名得仏

道阿弥陀仏、 御牌・御影者享保八年卯六月 吉貴公御

忠時公 文永九年壬申四月十日御逝去、 御法名道仏仁

安置

阿弥陀仏、

久経公 弘安七甲申閏四月廿一日御逝去、 御法名道忍

義阿弥陀仏、

忠宗公 正中二年乙丑十 一月十二日御逝去、

御法名道

義仲阿弥陀仏、

貞久公 貞治二七月三日御逝去、 御法名道鑑道阿弥陀

仏

右御五代之御牌寺ニ而候、 御廟所ハ本立寺、

貞嶽院殿元光明 房

忠久公御夫人、 畠山次郎重忠第六女、

+

月朔

Ħ

得台院殿忍西生 房

忠時公御夫人、

伊達判官入道念性妹、

正月廿三

H

净温院殿妙智神 房

久経公御夫人、 相馬小次郎左衛門胤綱第三女、 八月

理玄院殿恵照見 廿二日、

房

一梅林院殿法麗聞 忠宗公御夫人、 三夣 |地杢介入道道智女、

房

貞久公御夫人、大友因幡守親時入道道徳女、 七月九

175

四月十日、

又々寂翁より御忌日不相知、御忌日之御回忌分而 願御法名致追号、 之候処、享保十一午十一月、 右五代之御夫人御法名并御逝去年月不知、 御同牌御安置、 净光明寺住持寂翁依 同十二未八月、 御牌無

難仕、 腰書之通被申出、 神勅之御鬮宗門之式を以御月日相究、 弥御鬮之通御月日を御位牌ニ記 銘 々

吉貴公 五拾石被召付置候得共為引替、 鑑阿天清道熙大居士、 置、 延享四丁卯十月十日御逝去、 自今御回向仕候様、 御牌御廟所有之、 同月十八日被仰渡候 天保九戌十二月銀百 御法名浄国院殿 御仏餉高 百

玉泉院殿澄玄心光大童女

五拾枚被召付、

右利銀壱貫目年々御渡方有之、

公御女 御牌御廟所、 享保十一丙午五月三日御夭亡、 吉貴

瑞仙院殿松嶽貞高大姉

公《御夫人、松平長門守吉元女、靈前 御牌御廟所、 享保十二丁未三月廿日御逝去、 御仏餉米三石 銀五

継豊

枚、

御銀拾枚三拾七匁三分九り壱も

之通御銀被召付、為利足御銀三拾九匁弐分六り壱 右者御仏餉米三石被召付置候得共此節御引替、

月桂院殿心一献珠大姉

もツ、年々可被相渡旨、

天保十三寅九月被仰渡候

御牌御廟所、 延享元甲子七月三日御逝去、 継豊公

御銀弐拾五枚

御実母、

御仏餉高弐拾五石、

被相渡旨、 右之通御銀被召付、 天保十三寅九月被仰渡 為利足御銀九拾 目三分ツ、

口

右者御仏餉高弐拾五石被召付置候得共此節引替、

慈光院殿仏心恵証大姉

御牌所浄光明寺、 御廟所江戸大円寺、 享保元年辛酉

十月晦日御卒去、 重豪公御妾、

大樹家斉公御簾中茂姫様御母堂、 市田喜内貞行女、

御仏餉米三石、 銀五枚、

忠時公十三年之忌景 净光明寺者 御五代之御牌所三而、 久経公御建立被成候、 弘安七年ニ当り、 御廟所

本立寺ニ而候

右

遊 節 行 浄 Ŧ. 光明寺二十世 + 世 快存上 人 [寿門江寺格永足下 享 保 + Ł 子 十 月 転⊛ 任色 御 領 内巡 \mathbf{H} 本 行 玉 中 之

右要用集しらへ、

於時

衆宗門三

四

ケ

寺之内之由

引被 又磯 以 其 八上近 被仰 仰 御 七腕 渡候 方御 年 子 付 年 出 候 銀三 閏五 書付有之、 家抔も相 件 月 拾 御 # 弐貫目寺社 勝 重 Ŧi. H 手 方より 右 浄 = 方へ 付 光明寺住替以後物 鎌田 御 銀 被出置、 太郎 拾 八 貫 右 衛 寺社奉行 目 菛 被 取次 下 入打続、 を 差 且.

薩拾足清時

松峰

Щ

量

寿

高

四

百

四

石余

住 職 被 仰 付 候 節 者 於敷舞台御家老申 渡、 入院之御

礼 束 本、

玉泉院様御 廟 所 者 寺社方検者付御 修 甫 所

> 此 時、 住 開 以宣阿為開 '時後鳥 于 山 従鎌 宣 柏 州 阿 **汗鎌倉浄** 羽 倉 上 人説 院御宇文治 山令住持、 与 宣 光明寺 阿倶移寺 誠 和 治者祖 此宗祖 像於来建 丙 田忠久公御 日 記 企 判 官藤 日 午 忠久公領薩隅 年 遍上 也 母四堂郎 建保 寺 人以前之時 丹能 後員 芫 即号净 H 以局之舎弟: 以之二男、 二 癸 而 酉 御 年 衆也 光明 下 也云御 疽 国之 寺

々元

神 袓 詠歌曰、、、、 日遷化、 遍上· 人 参籠大隅正 後宇多院御宇建治二 従夫上人修行来薩 八幡宮時、 一丙子. 州 八 幡 年 九 開 御三 月十 金 屝 現尊容 代 Ŧī. 久経 宗 公 示

月

製 守 知 矣、 遍 国 一家時 忠 門派焉、 遊 時公之十三回忌、 也、 行 П 帰上人之道 国 弘安七年四 時 液留、 月十 以追考之志大再建当 徳殊勝、 此六時礼讃勤 Ė 抵 遂 使当 久経公厳考大隅 寺三 行、 賦算 寺、 世 亍 化益 性 増 旧 為

世 住 鑑 司 都三 + 世 也

之古道場也、

従

開

山宣阿至

現住寿門二

十

世

鑑

司

十

洪鐘 右 御 代 \Box 忠時 此陶 此鐘文字、鋳出-陽猗云、廃寺無-公十三 П 『田陶猗点』回忌為御菩提、 山大字也 無之内観 于

経

公御

寄

鐘銘

1

島津莊内薩摩方麑島郡造立梵宇名浄光明 寺、 厳考前

州禅定幽儀道仏第十三[回忌]之間、 為祈成等正覚増進

仏道之妙果造此鐘、 同抽慇懃之誠成陶治之功、(⑩治) 和霜之

声遥期鷲峰之暁、経夜之響遠伝鹿苑之嵐、願以今功徳、

上至仏界下及那落、先祖過去幽霊皆預余薫 切法界

衆生普得利益、仍為後代聊所記置也矣

弘安七年嚴里四月己巳三日

大願主前下野守藤原朝臣久経

法名道忍

鋳師太宰府住人丹治恒頼 『此鋳造ノ鋳タル加治木普門院ニモ有之、』

(本文書ハ「旧記雑録前編一」八五一号文書ト同一文書ナルベシ

忠久公御像一軀

享保八年六月 吉貴公御安置

乙未三月廿日御卒去、『 (T) 瑞仙院殿松嶽貞高大姉 継豊公御夫人、松平長門守吉元女也、

御霊屋有之、

享保十二

御銀五拾枚

外ニ品々略す、

右瑞仙院様御銀并御道具之内、享保十二年未十二月

廿八日御寄附

銀五枚

米三斛

右為御仏餉料御物より相渡、

玉泉院殿澄玄心光大童女

吉貴公御女、於弘御方也、 享保十一丙午五月三

右

古銀拾七枚

日御卒去、

御霊屋あり、

右御祠堂料、 吉貴公御寄附

慈恩院殿堅貞良祐大姉

右 吉貴公御妾、相良大蔵息女ニ而、

於弘御方御実

古銀三貫目 母也、享保十七壬子二月廿八日御卒去、

享保二酉四月浄光明寺依類焼、 右為祠堂料、 吉貴公より御寄附 同八年

卯

吉貴公

継

豊公新規二御再興、 現住寂翁代

右之通寛保二戌六月寿門より申出有之、

但弥相阿 基円宿但阿

|連文阿

山中有之墓所「一中有之墓所」「一章阿上人石塔在寺中西方、建保元癸酉五月三日於当山寂、葬茲」「一章阿上人石塔在寺中西方、建保元癸酉五月三日於当山寂、葬茲」「世三代称愚上人、永正十五戊寅五月十九日於浄光明寺遷化、四十九才、共

但 三原左衛門殿室石塔

新納 鎌田藤田 [達心]老祖母元 四郎四代之祖鎌田治部姉 石塔

伊

集院刑部殿石塔

当寺下門前 寺外 屋敷

数

六ツ

新照院門前屋敷数 後迫門前屋 敷数 三ツ 壱ツ

萩 原門前 屋敷数 六ツ

都合屋敷数拾六ヶ所 当寺塔頭

本堂

慶春 庵

東海 松声 庵

院

龍嶽 江 巣 月 軒 院

同 同 同 同 開

連声

円 珠

阳 阿

師 直

漢

本尊阿弥陀長三尺一寸 地蔵堂地蔵 脇立観音 遍上人影

閻 魔王 座像 作 不知

座像

長一尺二寸八分

同連相 同 同量但覚阿 同善重眼 . 徳重 長阿 量 阿 囧

> 釣月庵 芳林庵

庵

瑞松軒

廃跡

妙 海蔵

催

同

三雲龍

僧

同湛海珎(魯弥) 同了心覚阿 阿

湯春庵

北水軒

宝蓮

庵

同 重但 師 阿

同文峰賢阿 右宝永八年卯二月書出

桂昌 庵

右同作 作不 知

安阿弥之作

· 勢至俱二人 (錄尺)

百済国日 羅上 人作

当寺住職世代

開山宣阿説誠

建久七年より建保元酉五月三日遷化

二代底阿徹心

建保元年より建長元酉十月十六日遷化

建長元年より弘安十亥五月十八日遷化

三代覚阿了性

弘安十年より嘉元三巳七月九日遷化鑑主称阿念西

一四代其阿随雲

嘉元三年より延元二丑九月廿日遷化

一五代弥阿天真

延元二年より延文三戌二月二日遷化

一六代覚阿本源

延文三年より永徳三亥八月六日遷化

鑑主 阿法眼

永徳三年より応永七年辰九月廿日遷化

一同 与阿渓山

応永七年より応永十七寅十二月十六日遷化

一同 但阿唯心

応永十七年より永享六年寅十一月廿八日遷化

一七代其阿随風

永享六年より文安元年子正月廿二日遷化

一八代其阿智水

文安元年より寛正四年未六月四日遷化

一九代其阿心寂

寛正四年より文明十五年卯十一月廿四日遷化

一鑑主也阿霞山

文明十五年より明応三年寅三月廿七日遷化

同師阿雲月

一十代其阿入真

明応八年より大永元巳五月十八日遷化

大永元より同七年亥五月十七日遷化一鑑主唯阿性寂

大永七より享禄三年寅四月廿三日遷化一同 号阿嶽雲

享禄三より天文十丑五月十八日遷化

一同 厳阿重法

天文十より弘治元卯九月九日遷化

弘治元より

同

相阿円足

弘治元より永禄三申二月十日遷化

永禄三より天正十六子七月廿三日遷化十一代其阿西嶽

天正十二年八月廿三日、於日州都於郡光照寺遊行、新

命三十二代普光上人相続之時、使之役相勤被任足下也、

十二代其阿岩松

天正十六より慶長十五年戌三月五日遷化

一十三代其阿雪渓

慶長十五より寛永十酉四月二日遷化

十四代其阿文峰

寛永十より承応二巳二月七日遷化

一十五代其阿智的

承応二より寛文六午十二月廿八日遷化

十六代其阿廓然

寛文六より元禄十一寅八月四日遷化

一十七代、、、了道

元禄十二八月廿七日、従上州岩松青蓮寺入院、

正徳

二年壬辰隠居、享保三年戌十月十八日遷化

一十八代、、、万啓

正徳二壬辰四月四日、従伊作西福寺入院、

享保三

戌

十九代、、、寂翁

十月十三日隠居、

寛保三亥九月廿五日遷化、

下一入院、享保十三申九月九日隱居、元文二巳十月享保三戌閏十月十七日、従遊行四拾九世一法上人会

朔日遷化、

年子十二月十五日隠居、年子十二月十五日隠居、年子十二月十五日隠居、言おひて中興の仏威を振起せしと、宗之丞殿より承る也、」享保十三申九月十五日、会中従海蔵院入院、延享元淳海東宗之丞殿先祖某君の弟にて僧と成り、至極智識候て、此時廿代、、上人寿門

一廿一代法阿廓心

延享元年子十二月十六日、従江戸品川善福寺入院、

一前仏殿上梁文略ス、

同厨子仏檀文右同、元和四戊午閏三月二十六日

寛永二乙丑五月二十八日

仏殿上梁文右同

寛文七 丁未 三月十五日

境内機式百六拾間高い一場大型工程工作四月書出(圖寺) 高領高之内

内畠九反四畦二十壱歩 田十壱歩

御免地 御免地

一新照院右同横七拾三間右同一後迫屋敷横十三間十一後迫屋敷板十三間十二間

⁷畠四反壱畦二十五歩高領高之内 ^(優寺)

明治廿年丁亥十月九日、 而執行有之、参るへき旨住僧児玉維新殿入来ニ而 於浄光明寺一遍上人六百年忌

より神舞致し、 より仏詣、 平田甚五郎殿・岩山三四郎殿同道にて拾二時前 鹿屋より鉦打房拾余名参り、 実ニ古雅なる者、 終りにて刀舞有之、 昔し肝付時代 風吹渡

田原陶猗補

弥珍敷舞にて驚入、山川より鉦打房可参之処、

海致さす、

鳴物ハ大太鼓のみ也

為鏡 倩以夫報恩謝徳を賢王之玄訓也、 五常猶義を為本、追孝追善ハ金人の遺教也、「全カ」 先王ノ琢処、後王ノ 百

是以一同也、抑当宗元祖一遍上人は四国伊予国河野七

行義を先とし、仏教儒道異なりといへとも、報謝の

趣

其後専修一行之門に入、一切衆生のために本願の名号 郎通広之子也、建長年中に発心して、先台家を学し、

神託に任て熊野へ参籠、此願意祈られけれは、正く霊

を勧んと誓願を起して、宇佐八幡江祈誓せられけるか、

託を蒙りてより以来、唯今。卅五代祖師の不背遺神賦此 然間趣九州事、寛永七庚午年拾月日州江令渡海、

之間尤令修行之処、三ヶ国之末寺及退転之処、此度悉 納言家久公御分国修行之旨申入之処、 其刻日向・大隅・薩摩三ヶ国の 太守藤原朝臣松平 無別条之段被仰 中

馬の往還任意之条、 堂客殿再興、 加之嶮難の道路を拵 時節の感応を得たり、それ法弧行 橋をあらため、

法の軌持によつて開導す、人法之爾として古今不改根 如ならす、人の開演を待て興盛し、人ひとりさとらす、 々順すれは水月自感す、 今亦末世なりといへとも

機法相応の時に至る事難有侍る、

六時経云、一国一人

201 *

神仏 に可残置ために書註者也 て不限自身永々子孫繁栄豈有疑、 不軽神明帰敬三宝すれは、 の二道車の両輪のことし、 我心の外にある 仏神加護内心に密約 此趣遊行代々の伝 へから

書

得往

生

其国衆生皆往

生云々、

人の

御慈悲心を普其

連歌衰微之方二罷成、

御連

歌等之節、

御差支ニ

b

右之趣申

Ŀ 可

候 相

[中の人民を仏道に入給ふ事、

此文不違候也、

于 時 · 寛永八年卯月下旬遊行卅五 世 他阿朱 郋

> 間、 成奉存候、 此旨御申可 当寺連歌差引被仰付置候付、 被下候、 以上、

文政三年 莀

浄光明寺

恵淳

寺社御奉行

十一月十六日

*

可為申出之通、 左候而、 御番差支候節ハ可相勤

十二月十六日

安房

辰十月、 右被申 出趣 石川庄右衛門・ 承届候、 先例見合候処、 上井勘兵衛御連歌稽古 去ル文化 五

致 年

右式日江廻合之節々別勤被仰付度申出候処、 出 精 専御用相立候付、 致皆伝候迄一 往御 番 申出 勤、

登殿より被仰渡候、 御 左 連歌式日江御番廻合候節 候 21 猶 又致出精 此節之儀も右同様之趣御 往 一个一 々 御 往別 崩 立 可 勤 申 被 仰付 座 儀 候

上覚

勤被仰付被下度奉存候、 稽古致出精、 右者先年御連歌被仰付候処、 往々御用立申者ニ御座候間、

当分迄無懈怠相

勤

連歌

2002

往御番

剜

谷村平六

勘兵衛弐人御連歌衆之内より、

以前に石川庄右衛門・亡上井

前文之御取分を以御番

十九日、 様共被仰付不被下候得者、 候、 猶又出精致皆伝、 別勤被仰付置候間、 且 御 番別勤之儀、 右之通御番別勤被仰付被下候 御連歌等之節、 月次稽古式日朔日・七日・十二日 御連衆中励ニも 連々連歌稽古志之者相少ク 格別御 相 ハ 用立· 成 可申 申筈御座 御蔭を以 候、

左

度候、

間、

之通被仰付、

左候而、

御番差支候節者可相

勤

旨

致吟味此段申出

」候、

以上、

寺社奉行

十一 月

辰

覚

仕、右力勢を以常念仏建立仕度奉願趣有之、 元文年間当寺前住寿門代、 御当地并諸郷ニ而説法執行 願之通御

免被仰付置候、

古銀拾弐貫目

右延享二年

御長久御延命、

国家為御安全、

島津周防殿より為常

浄国院様奉始、 御両殿様・御女中方

念仏料本行之員数御寄附有之、

寺社方御支配

三而 利

銀年々被成下、念仏僧六人江渡方左之通

真米壱斗五升ツ、

銭百文ツ、但小仕用

右弐行壱ヶ月分

銭壱貫百文ツ、

冬仕着代右同

断

衣代壱人分

4

覚

夏仕着代右同断

同壱貫百文ツ、

同六百六拾四文ツ、 右三行年中渡分

鐘木 月々入用次第相渡候、

銀四貫百八拾目

右寛政二年戌 慈徳院様為菩提、

仏僧弐人重被召付、右利銀年々寺社御方より被成下

候ニ付、 渡方前条同断

銀四貫百八拾目

右同断ニ付寛政十午年、 於登世様より常念仏僧弐人(重豪側室)

右同断

糺申候処、当分人数都合拾人ニ而渡方等右之通御 右者常念仏之次第委曲可申上旨被仰渡趣承知仕相

座候間、 此段丈室承届申上候、 以上、

一辰八月廿五日 「文政三年」

納所

浄光明寺

寺社御奉行所

処、延享二年 元文年中当寺前住寿門代、 净国院様奉始、 依願常念仏御免被仰付置候 御両殿様・御女中方

弐貫目御寄附有之候、 御長久御延命、 国家為御安全、 其後寛政年中 島津周防殿より古銀拾 慈徳院様為御菩

於千万様より常念(重豪側室)

提、 於千万様 於登世 様

右両方様より重常念仏被召付、 都合人数拾人二而

任御糺此段丈

「文政三年』

室承届申上候、

以上、

辰八月

寺社

浄光明寺

納所

奉行所

御

浄光明寺開山宣阿説誠和尚丹後局令弟也、 住鎌倉、 遍

上人以前道時衆也、 御元祖忠久公崇敬之厚故、 受薩

令居之云々、略ス、

隅日封下国之日、

宣阿亦倶共来由、

建一寺号浄光明寺

忠久御母丹後御局三浦介息女也、 比企藤四郎姉ナリ、

三浦 *ا*ر 義朝御最期時自害、 依之藤四郎 ハ頼朝公御近習

右在平山次郎右衛門八ノ帙

也、

天 神 社

右何年間誰様御建立之訳等不知

神領高銀等御寄附無之

祭米五斗弐升五合

渡候、

会所右同所梅林寺と唱候、右同所梅林寺と唱候、 相

中興開山浄光明寺十三代雪渓和

净光明寺格護

尚

地蔵堂 一字

右享保九年辰六月より当寺格護ニ被仰付置

右寬保二戌六月、 净光明寺寿門書出候,

撞鐘 壱口

浄光明寺并末寺御寄進品等しらへ

右御三代 久経公御寄附

御太刀 御拵有之、 長弐尺五寸八部

御腰物 長弐尺弐寸六部

御拵有之、

御脇差 長壱尺弐寸壱部半

净光明寺格

御拵有之、

対御鑓 長六寸五部

御拵有之、

御手鑓 長弐 寸五部

御長刀 御拵有之、

御拵有之、 長壱尺六寸八部

右六行 浄国院様御持せ御道具、 (音貴)

御守刀

御長刀 一振り

右之外御筆之物等ハ数多有之候得共略す、

右加世田浄福寺へ 寛庭様より御寄附、(貴久母)

打鏧

中央卓 但青貝

右 大中様より同断

唐金鑵子

壱ツ

腰

御拵書壱通相添、

右弐行玉泉院様御持道具、(吉貴女)

壱ツ

脚

右当寺并末寺中御寄附品相しらへ申出候、 右之外略ス、

亥七月

浄光明寺 以上、

伊集

日新様より同断、

阿弥陀如来 右

壱体

脇立観音 **勢**⊕至

二体

御守刀 長七尺五部 壱本

右

日新様より伊作西福寺へ同断

御文庫

壱ツ

内御硯石并御化粧皿入、

梅窓様御道具、伊作西福寺へ御寄附、(忠良母)

右

阿弥陀如来 壱体

但長三尺壱寸安阿弥作、

龍伯様より国分常念寺へ御寄附

右

座像釈迦如来 壱体

但鋳仏長四寸弐部

右

清水山

五道院本立寺者、

忠久公至五世

貞久

光久公使野村氏元綱賜本立寺号、

是所謂本立

净光明寺会中

塔矣、

然元和年中七月十

应

貝

黄門侍郎家久公詣

海蔵院

江月院

子九月廿

Ц

召松峰住持文峰於公所、

使児玉氏利 寛永十三年

廟悲荒廃、

命国老伊勢氏貞昌牆廟庭焉、

告興建五代之廟堂兼精舎、

十四年十二月落成矣、

自

爾 正

護信院

右三ヶ寺寿門代依願、

享保十

·七年子正月御

目見寺被仰

Ŧi. 道院

清水山

御切米七石

本立寺 本立寺

住職申渡虎之間、 入院御礼中紙三東

忠久公 開山不 忠時公 知、 中 -興開 久経公 山覚阿智海和尚、 忠宗公 貞久公 是又年月不知

右御石塔あり、

廟堂上梁文

5

初此地営構浄光明寺、 午 公之霊 太祖 廟、 領二 而所以常修般三躰増長、、、、 州 而従相州鎌倉郡与宣阿上人倶来時 後于松峰右跡唯奉安置五代之祖 創建自 抑文治 二年 丙

> 已来漸歴星霜簷牙零落柱根腐敗、 五年五月八 年二月初四 禄三歴庚午訴之官家、 元禄 五年壬申 日 Ħ 歳五月、、、、 令国老肝付氏 廟堂并中門 聞達 • 大門悉皆新成焉、、、、 久兼・ 太守左少将綱貴公焉、 且矮屋 祢寝氏清雄、、、、 而狭隘、 故 明 元

開山 不 知 中興覚阿智海

浄光明寺ハ 雖被創建、 清水分内狭故被移今之松峰

伝称、

然則本立寺開山可宣阿上人歟、

雖然伝称故

Щ

上略、始依府君五代之法名之道字而号五道院、元禄十五年四月書出決之、「陶籥点」

本尊阿弥陀 謂乎、 壬 午 年 十二月十三日遷化、 中興開山者号覚阿智海和尚姓伊瀬知、 観音 勢至 自 爾以来六世

也

寛永十九年 而道生之 後邦君

境内除地横十五間

萩原山

海光明寺末

開基不詳 中興浄光明寺十三代雪渓

当寺者天神擁護之地也、 之内高百石賜之為以社領、 肝付合戦之時蒙 嚴命、 灰聞浄光明寺十一代住持其阿(天) 使彼止戦成和、依此勲功萩原 雖然棄破勘落時成無何 地

其後以 久隔牆壁頹落柱根腐敗、 家久公之命創建一僧房令為連歌之会所、 因茲寬文三癸卯年当府中蒙勧 歳月

月々興行之、 謹奉祈国家昇平武運長久者也 化之免許、再興一宇荒廃者也、至于今笠著連歌十百韻

天神 木像 作不知

中将殿 右同

御家臣 右同

右宝永八年卯二月書出シ、

吉祥天 右同 作不知

境内

竪四拾三間四尺

横拾壱間五尺

本尊阿弥陀

運慶作

雲龍山

開山不知

中興其阿西嶽

一境內 堅弐拾弐間 横十四間元禄十五午四月書出、一分光明寺十一世

但浄光明寺高之内、

法水山

開山不知 中興廓然

一境内 竪十六間 横十五間元禄十五午四月書出、 浄光明寺十六世 間

比志島村 東 覚院

開山其阿二世『釈トモ』 小山田村

宝池山 廃跡

慶安二丙寅年草創也、

名慶阿弥陀仏、『檀那河田某、法

中興覚阿寺二 『其トモ』

188

神前池 右弐行元禄十五午四月書出、 竪拾弐間四尺 横拾壱間五尺

花野村 特光明寺末

比志島村 長 伝寺

6 寛政

五年

丑:

四月申

出

.候

山緒書

境内 石元禄十五午 竪三十 間 四月書出シ、 横拾九間

当寺開祖文之儀、

玉

「分正興寺在住之節より

中家(家納久)

訔

着座門首 京都東福寺末寺 臨済宗五山派

大龍寺

瑞

雲山

山文之 慶長七年創 建

大貴(貴人) 龍伯 様被成御座 候 地 = 而 寺 地 = 相 成

> 両 公

本国 中一 派十刹之寺ニ 而 将軍家公文頂戴 之上之字を取大龍寺与被号、

両公之御牌御安置

日

御 切米三拾石 右要用集しらへ

拾東臨 指七人賄料 解清宗五派京都 新古人 雇 座 門 首

大龍寺

瑞雲山

切米三拾石

住職 被仰 付候節者、 於敷舞台御家老申渡

将 軍家

公文頂戴之寺格

文之遷化元和六申九月晦

Ĭ

之御法名御文字を以て、

大龍寺与

被号候

言様思召 師範申上、

_

而

御城跡当寺御建立、

大中 慶長七年

様

龍

伯

様 納 様

中

其外段々右勤之訳を以、

寺領現米八拾石被仰付置候

慶長八年文之出世被仰付候 東照宮台帖三 通頂戴仕、

福寺龍吟庵より江戸僧禄所金地院江被申越候処(録) 右之通御建立有之、 本寺東福寺 于今国分正興寺格護仕候、 へ末寺御 順被 仰 越、 _ 新 地 東

御建立、 然共法脈之因縁を以龍吟庵末寺、 殊に文之名高僧之故、 金地院直 以来出 世 末懇望申 地寺格 来 = 相 候

キ事ニ而分明ニ 相知居候、 究及返答、

其筋ニ

相済候由、

右之趣本寺へ文庫年間

近

二代学之玄碩

『正保四亥二月六日、

六十九遷化 為出

右文之弟子ニ而

後住

被 仰

付

世被致上京候処

京都ニ而 誤病死、

寺領現米八拾石被下置 候

三代一渓守栄『万治元戌八月十四 Ħ 五十才遷化

一寺領現米五拾石

地方ニ而高百石

右之通被下置候、

年無住、其内廃寺ニ罷成候儀、拾ヶ年余ニ而有之候、右一渓、万治元年戌八月相果、夫より延宝六年迄廿余

置候由、文之ニ付由緒有之家来・下人等ハ国分正興寺

御牌并御寄進物、

其外文之所持之書物類、

御物ニ差上

へ被召付置候由、

(光久)四代日東祖木『延宝七年未二月入院、同十二月四日遷化』

右

寬陽院様御再興之

思召有之、

日東儀者高山

昌

隆

庵老も御国

へ被下候付、

御物より御頼之上見廻有之

出来無之故、上町遊官仮屋立被召置候処ニ、三拾日林寺住持ニ而候を被召出、住職被仰付候得共、寺家

未満二而相果申候故、寺領相究不申候、

五代不門慈宣『貞享二巳九月廿四日入院現米弐拾石被下置、財部正寿寺宗関江監司被仰付候、

遺候而、御招請之出家ニ而御座候、右不門儀者 寛陽院様思召を以、本寺東福寺

島津守右衛門殿・惣奉行島津大学殿ニ而、客殿・書院貞享二年九月廿四日下着入院、寺家無之故、寺社奉行

其外普請方出来候由

一寺領現米百石

内弐拾石者元禄三年十一月十八日上京下着後御加増

被仰付候

一大門一字

右元禄二年六月、馬場并ニ有之候を八間内ニ引入、

御再興有之候、

元禄七年春之比、不門病気有之、病中為見計大島慶左

衛門・篠原新左衛門・頴川伝右衛門被召付、且其比橘

候段書付相見得候、

一白銀三拾枚

右不門病気付、為養生料拝領被仰付候、

尋有之、他借銀有之段も被聞召上、一銀弐貫三百目拝同年七月十九日不門死去仕候処、没後之儀段々難有御

一五代鑑司南源玄印

被仰

領被仰付候、

御厚恩を以借銀斎し方仕候(蜜済)

達 貴聞候処、重而御見合を以可被仰付候間、鑑司右僧弟子ニ而、後住被仰付被下候様遺言之趣有之、

相勤候様被仰付候、

現米真赤三拾石 右為堪忍料御仏餉込ニ被下置候、

り宝永三年戌三月迄、 三拾三ヶ年相勤候

元禄七年戌

九月よ

六代宗玉荊山

御米三拾石

寛保三酉十二月迄、 宝永三年戌三月より

三拾七ヶ年兼住相勤候、

七代関宗玄寮

被仰付候へ共、 右寛保二年戌十月十一日、広済寺より大龍寺を兼帯 同月 浄国院様思召を以為被仰出(<===) 由

唢 本寺向ハ如何有之候而も、 御国ニ 而寺格軽き

広済寺兼住二被仰付候

寺より重キ寺を兼住ニハ不被仰付候間、

大龍寺現住

現米三拾石

右元禄七年より鑑司堪忍料之通ニ而御座侯

右之通申出候

丑: 五月

大龍寺鑑司 善福寺

寺社奉行所

玄斗

着座門首 智恩院末寺 治土宗鎮西派京都

養泉山

不断光院

開山清誉上人 永禄五壬戌開 無量寺

忠良公 貴久公 義久公御相談之上御建立、 基

実窓芳真大姉

慶長十二丁未二月朔日御逝去、 久保公 家久公御

本尊阿弥陀如来ハ芳真大姉之為御影仏、 母堂、伊集院妙円寺塔頭芳真軒「御廟有之候、 家久公御意

書有之由候

を以、仏師康厳ニ

彫刻被仰付御安置、仏体之内ニ御証

延宝六年戊午九月十四日薨去、

将軍家宣公御実父甲府宰相従三位左馬頭綱重公 右御霊屋 吉貴公御建ニ而、 正徳二辰九月十四日御

御再建被仰付候

牌御安置、

且亦文化十四年丑

重豪公

思召を以

高弐百石

右者 清揚院様御位牌御再建被仰付候処、 当分御寄

取揚高之内百七拾九石六斗壱升壱合八勺相重 附高弐拾石三斗弐升八合壱勺弐才被召付置、 此 節 都 御 合

弐百石被召付候旨、 文化十四丑年被仰 渡候

住職交代之節者以前者達 候旨、 其通御許容被遊候旨 様有之度、 向後御国元一 能之僧有之節者、 之、 着座門首 り被仰渡候寺格之処、文化十四丑年寺家御再建、 住持之儀增上寺人撰之上被申付、 文化· 十四四 右之訳者寺社奉行 派之寺院弟子関東修学ハ増上寺江 清揚院様御別当職関東十八檀林格許容有 <u>H</u> 彼御山 九 月 被仰渡候 重豪公より御使者被為在御返答 中評儀之上住 貴聞、 中江茂増上寺被申 於敷舞台御家老衆よ 職 尤御国元出 可被仰付、 T達置 掛 生堪 寺格 錫 候 候 且.

銭千八百弐拾六貫文

右御再興ニ付、 可 中より 寄 附依 願、 御 物 御借 入

Þ

利銀御渡方有之候

不断光院寺中 御計を以、 内源寿院失脚ニ 国 E権現与 度、 文政 江 天保四巴八月願之趣有之候処、 九戌年御造立有之候、 而御安置申上度依願 重豪公御 詩像、 不断光院增上寺 且 御許容之上 御神殿を奉崇 願之诵 御物 御 Ш

> 被仰付 候

国 権 現

右者 唱候処、 大信院様御存命中御寿像御安置 御逝去後、 江戸 ,高輪御屋敷内福寿亭 御 神 殿

八月奉願候処、 断光院儀も右御同様奉崇候様被仰渡度旨、 護国権現与 願 之通被仰付候 天保四巳

殿被相建、

被遊御崇候旨被仰渡候付、

不

御神

与

奉

右要用集しらへ

九人御賄料智恩院末寺着座門首

無量寺 不断

光院

養泉山

高弐百] 石 創建トアリ、『亮洲随筆ニ、 永禄五年壬戌

本堂

本尊] 阿弥陀康厳作

体

右実窓芳真様御影仏

黄門様御

建立、

同公御

書物

御本尊之体内ニ有之、 相成候、 同年 -国老三 原諸右衛門尉奉之命仏師、 慶長十三戊 并 申 几 月 九 日 御 納

七日不断念仏開眼供養有之、

細工奉行森喜右衛門、

月十三日

刻

初、

同

六月廿

八

H

尊

像

御

牌

成

就

192

不断光院

養泉山

無量寺

当寺四代純誉代也、

実窓芳真様御牌同人作一本

黄門様右同年月ニ 御建立、

家久公御筆横物 幅

実窓様御一 周忌之節、 御 追^働 御句并短 冊 慶長十三年 枚有之、

止住此地、

可然者一字御建立寺領等相応二可有御

寄 附

奉和尊韻漢和之衆六人、 短尺六枚有り、

二月朔日純誉代也、

本堂

鎮守春日大明神 右者 右者文禄五年丙申六月廿一 朔日今之本堂御造立有之候由 永禄五壬戌年当寺御建立、 日新公 伯囿公 義久公御代開山清誉上人下 日 其後寬永元甲子八月 近衛様御建立、 三十

浄土宗 本山智恩院末

寛保二年丁戌六月、不断光院成誉より書出

候

六人之歌御筆被懸神前候、

于今あり、

余ニ而候、

右清誉上人ハ歌道ニ相達、

御歌之判をも被

不断光院

寺御建立并開山清誉上人来由、 上人進藤筑後守殿弟三而、 則桜之御所不断光院之住持 且又寺領之事、 右清誉

> 新公 仰出候趣ハ、当国へ浄土宗未流布候間、 也、 天文之末弘治之始当国へ被罷下候儀再三也、 然ニ 伯囿公 近衛殿下龍山(前久) 義久公御相談二而、 公当国 江御下向之節、 喜入摂津守を以被 願者上人可有 其節 為御使 日

草庵、 旨蒙 悦ニ被 其後当院延慶寺捨廃之寺地二永禄五年壬戌御建 仰 思召上候、 其旨 龍山公江被申上候処、 依之永禄之始当所冷水二先仮二結 殿下ニも御喜

院、 諏方免弐町、 寺領之事帖佐餅田波留之内六町六反、 都合八町六反被遊御寄附候、 鹿児島福沢 然処ニ天下

立也、

本住華洛之不断光院之号を移而当院亦号不断光

被召上候、 同寺社領毀破勘落二付、 古名寄帳于今格護仕候、 当院二世聖誉代ニ右之知行 当時ハ纔高弐拾石

仰付、 依御取持拝領物数多有之候と相見得候得共、

其品物無御座 候

喜入摂津守殿へ上人より被差下候書翰

追而申候、 拙者下国者来春者必と存条、 弥御 取成

り茂 種々申調相果申侯、 法鏡寺殿正興寺事、 沈香等慥二進上申候、 就平野丹後殿上洛、 とも憑存候、 重而 御礼可被仰由候 道場へも御次ニ 従 近比御届之儀祝着候、 以増々御算用候ハん由候つれ共 則御返事御座候、 上様 急候而期後音候、 御台様江之御霊服并 者御雑談 将又申候間 可給候、 依御所よ 恐惶謹

九月四日 清誉判

言

喜入摂津守殿

御宿所

明神被遊御勧請候ニ付一七日御参籠候処ニ、其満日御流之内、当所堀之内於仮御所為御帰洛御祈祷、春日大鎮守春日大明神勧請之事 近衛信輔公当国坊津へ御配

9

但右神領古名寄帳于今格護仕候 代、然共、十一月之祭ハ旧式之通、 其後御領国三部一上り地之節、 之御支配迄ハ、吉田本名之内四石五斗被附置候得共、 置、 彼地致成就、 今格護仕候、 日御当地御発駕御帰洛候時、 知候処ニ、 皆以当院之宝物也、 御滴居中彩色不相済候付、(繭カ) 右仕合故 則三十六首を御直筆ニ被相記御寄進、 且亦右神領之儀、 信輔公御自筆之御書迄も被下 志布志迄等薩被召列、 皆共ニ被召上候、 于今無懈怠相勤候 文禄五年七月十 慶長十九年 之四 純世 于 於

護仕候、 近衛信輔公御書、且梅仙軒﹝近衛植家公御書、

是又格

関三月廿五日 杉「信輔公也」線香令祝着候、猶宗岩可申越者也、

8

不断光院

之由候、殊子□ハ宗門被官之事候半、無疎意様ニと不案内之人共中村与三左衛門尉事、不混自余之御被官人於薩摩国渡唐船諸役之事、不相紛様ニとの事承候、無

得共、

右拝領之品物今ハ無御

陸候

光院進藤左衛門太夫可 神下旨堅申 一付候、 謹 言

月二日

梅

仙

在

先年被召上置候寺領高、 帳于今所持仕置候、 代純誉住職 敷高五拾石七斗余被付下候、 帖佐餅田波留之内高四拾三石被召付候、 旧記ニ 中右高鎮守領迄一所二被召上候、 相見得候事 右運誉代ニ 運誉願を以指宿十九町村木 当院山号窺本 其後元和三年こ 尤古名寄 然処ニ 山被名養 為御 四 加 下

几 世 純誉住 職中 泉山

E候旨、

就畢而 而者、 慶長年中 脈御法名奉号大誉大居士と候、 出 ア被 [候者、 净土三国伝来口授心伝之血脈被遊御相伝候、 遊御掛 昼夜六度垢離御取御修行有之筈二候処二、 浄土奥旨可被遊御伝受之旨蒙 珠数 家久公当院 純誉御名代二垢離取二七日之行業御 連純營拝領為仕由 御光儀再三也、 其後 書付 御光 仰 儀之節、 候、 或 ニ相見得候 時被 右 ヌ 付 蒔 血 成 ル 仰

> 仕候、 意承、 慶長十二丁未二月朔 御位牌被遊御建立、 御歌被遊御直筆純誉拝領仕候、 家久公当院江被遊 奉号実窓芳真大姉候、 々難被遊 一原諸· 程遠被 御代参紹益老二而 且又 御供之衆も六人奉和尊韻 右衛門殿御 御仏詣! 思召、 御意候者、 当院 承ニ 候間 当院 百 御 唢 光儀 候、 へ被遊 同十三二月朔日御 伊集院芳真軒ハ遠方ニ而、 へ御安置之由被 家久公御母堂御 其節芳真様御追善之御句 細工奉行森喜右衛門 芳真様御影仏阿弥陀 御意候者、 候、 右被遊御追善候 御仏詣候由、 漢和皆心于今格 逝去、 伊集院芳真軒 周忌之節 仰 茁 尤芳真 御法名 如 由 被仰 其趣 来 并 節 護 御

願 被 御仏詣候付、 七日別時念仏中日ニ相当、 H 候、 成就、 遊御寄進 御入仏、 純誉も阿弥陀経并御本尊興起籠置候、 自夫後二月朔 従 由候得共、 御膳進上仕候、 公義開眼供養、 H 今者無御座 御在国之節者被遊 其時 家久公奥様御一 供物等段々被 候 奥様より 同 月廿 同六月廿二 子日 所ニ 仰付、 御 御 打 仏詣 敷為 被遊

月九日御影仏御身体ニ

家久公御直判之御証書被籠

置 兀

付、

同二月十三日より京都大仏師康厳法印記

刻初、

同

11

実窓芳真大姉当一周忌、

恨又新拭却淚、

作句書之

不断光院之現住浄蓮社純誉上人奉寄附之、 無量寿仏全軀一体、使七条大仏師康厳彫刻焉、

仍為現世

以因

右御本尊御身体二為被相籠置御証書等左之通、

正忌日ニハ、寺内僧侶聚会仕、

御法事相勤申候

候由、

旧記二有之候、右仕合候故、到于今二月朔日御

安穏後世善処也

慶長十三年四月九日

家久公御判

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四五〇号文書ト同一文書ナルベシ

▽圓以呈和尚、而述追悼云△、

葉尽孤村見夜灯

慶長十三年二月朔日

御判

不断光院

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四二二号文書ト同一文書ナルベシ)

12

ありかたき弥陀のおしへのつとめ行

旧恨新然無処移 終霄独醒向残灯 貞昌

また二月のけふの悲しさ いつのまに送りきぬらんふち衣

景親

又もや咲とおもふはかなさ あたにミし花は散ぬるこその春

奉和 実窓芳真大姉一周忌之追悼之尊句臣呈尊霊 和

前云爾、

別然和涙矇々月 生死去来有孰応 唯看傀儡弄于棚 了々心空挑一灯

義弘公 芳真様へ御追善之御歌、 安意 御筆ニ而者

義久公

外ニ家久公

法のまとひは道しありけり

家久

あたなりと色にたつ花の盛さへ(⑩名)

見はてぬ夢の世こそつらけれ

しほりつる袖のなミたは小車の

めくりあひぬるけふのかなしさ

夢とのミすきし日数のけふに来て 春に二たひ袖ぬらすかな

追憶淚痕拭尚增

日移月往歳日層

忠重

紹益

無之候得共左ニ記ス、且四人之歌も相記候、

龍伯公

にもよほされ、一首をつらね霊前に手向るものならし れかたく、世をはやうせしを悲ミ、人々歌たてまつる かちしさまく〜なりしかと、つねならさるならひのか をふるほとにいれうを求め、有験の僧を尋ね、いのり かの実窓芳真大姉こ、地れいならす病床にふし、 御仏の跡したひてやさかりなる 日数

はなも散行二月の空 惟新公

名残かすめる袖の雨かな なかそらにすみのほりゆく月影の

むかしとてとをくハあらぬ跡なから ありしにかハる春のかなしさ

もえいつるときにあひぬるものを あたし野の名におふ草の枯生さへ

すゝしくさそふ船のをひ風 みちしるへするやミなミの岸ならし

陀

たきのをと松のあらしも声そへて

うきよの夢とさめはてにけり

なかき日にしつこ、ろなくちる花は

.むかしにもかわらぬ影や二月の

きミまつさたになき世かなしも

陀たちのほるけふり身にしむ鳥へ山 ふる寺のゆふへいかにと、ひよれは おもなの家をいつる小車 いつくのたれかよそに見てまし

わかれつる仏をしたふきさらきの 追應善 さえたるかねの声ハかりして

なけきのほとのおとりやハすれ

弥 三つの道す、しき法にひかれてや あさ茅ハらかすめる露の玉ゆらの なかはの月の雲かくれしは おのつからなる時やしるらん ふかき夜に鏡のひゝきのさえく~て 身にしミまさる法の場かな 大炊助久正

宗可

薩摩国養泉山不断光院寺号之儀、

依懇望則名無量寺、

あちきなやもろこしならは夢よりも

焼香に見えぬなき玉のかけ

なき跡をあわれかたみの夕けふり

元巣

しはしは残せ春のやま風

遊浦

(本文書ハ「旧記雑録後編四」四二三号文書トホボ同文ナルベシ)

之通

寛永二十一年、六代宅誉代本山へ当院寺号相願候処左

近比珍重之至、不可有尽期者也、 仍如件、

本山智恩院

円誉在判

寛永廿一年十二月十六日

不断光院

当院宝物

近衛様御筆卸讃有、左ニ記、

天下梅華主扶桑文字祖

梅あらはいやしきしつかふせ屋まて

我たちよらん悪魔しりそけ

慶長十四年乙酉

杉

宝永八年卯正月、元祖円光東漸大師五百年法事ニ付上

京之処、進藤刑部太夫執持ニ而、 之寺之事二而可被遊御寄附旨御意候而 菩提御忌日ニ被遊書写候心経、 両御所互御目見仕候、其節摂政様御懐無上法院様為御 薩州不断光院ハ由緒有 摂政様 刑部太夫御取 左大将様

14

般若心経一巻

次三而御筆之御経頂戴仕候、

証書左之通、

摂政太政大臣家熙御筆

右奉為無上法院毎忌日可被書写也、今度薩州不断光

院在洛候序、 被寄附屹、 仍為後証及此矣、

長(之力)

宝永八年正月廿八日

御僧名左馬頭綱重公、延宝六年戊午九月十四日、

清揚院殿贈正一 右御牌正徳二年辰 位大相 吉貴公御建立也、 国

願

王院僧正

侍者御中

薩州春日社被加修覆之由達

御聞、

被成候、

以上、

正月廿七日

今小路治部大輔 中川石見守

17

進藤刑部大輔

政殿·右大臣殿御奉納被成候間、

不断光院へ御伝達可 白銀壱枚宛従前摂

享保六年丑、当院春日社江従 ツ、都合三枚被為遊御奉納候由 三而 近衛三御所様白銀壱枚 願王院僧正方江

御伝達ニ而被差下候由内々被仰聞候、 申上候処ニ、御感心之御事御座候、 今度貴院御下向 春日社之事太閤

ニ付、銀子壱枚御奉納被成候、 可然様二御執計可被下

以上、

正月廿七日

願王院僧正様

清揚院様

御牌前年中渡方

続料銀三貫目

寺高弐拾石三斗弐升八合壱勺弐才

但誰様より何之比御寄附共不相知候

配

二而年々利銀被成下候、

年申十二月為続料銀子三貫目被下置、

寺社奉行所御支

文銀三百四拾七匁三分壱り六も 真米五石七斗五升弐合弐勺四才

進藤大蔵大輔

種子油四拾五盃

右之通年々相渡申候

寛保二丁戌六月

不断光院

正徳二年歳次壬辰九月日 奉造建 清揚院殿贈正一位大相国公牌堂薩州養泉山

四位上源吉貴朝臣

大大願主薩隅日三州太守兼琉球国主左近衛権中将行従

遷座供養道師不断光院十一

当院所帯方続兼候付、 段々御訴申上候処二、享保十三

和尚位観炯

199

世信蓮社楽誉上人詮阿大

奉行 島津帯刀藤原仲休

「文化十四丑」 九月 九月 大田祖」

可承向へも可申渡候、

安房

寺社奉行江

種子島弾正平久基

向井市之丞惟宗友貞

監営

判営 大山平右衛門源行好

棟梁 野崎喜左衛門藤原兼重

(本文書ハ「旧記雑録追録三」八五の一号文書トホボ同文ナルベシ)

不断光院之儀

上住職被申付度、尤御国元出生堪能之僧有之節者、 御差支候ハ、、当宗門之法例を以、 清揚院様御霊屋御造営被成置候処、 増上寺より人撰之 此節御再建二付無

被申渡置候様可被致、寺社御奉行中江被申達候旨之趣 上寺へ掛錫候様有之度、左候而、 右訳ハ一派之寺院江

議之上可被申付、且向後一派之寺院弟子関東修学ハ増

評

銀九拾六匁壱分余

右同、

御霊膳方年中入目料

奉勧請春日大明神

文禄五年丙申六月二十一日

勧請導師一乗院快忠法印

右之通鹿児島仏閣帳ニあり、

米五石七斗五升余

右清揚院様御仏餉料

従 とも、 此旨不断光院へ申渡、 大御隠居様御使者を以被為在御返答候段申来候 別紙之通方丈より被申出、 別紙書付可被渡置候 其通御許容被遊候旨、

右可申渡候

九月

安房

不断光院 不断光院

不断光院

右寺格着座門首被仰付、 席順福昌寺次

右之通 大御隠居様思召を以被仰付候条、

此旨寺社

右院

18

当山 者御 付候、 来御国 も御 再建、 被申 過候、 御宗門之法例を以御当山人選之上、 致度方丈被存候、 候上者、 霊屋御守護職と申、 付 林 被相含儀茂有之候得共、 仰渡候趣、 御崇敬ニ ハ勿論、 派之寺院へ者此方より申渡候様可被致候、 同 [茂御宗門、 付 御 慶二 宿坊 然処 山 向後御国 御修覆出来之上致帰山具二申達、 元出生堪能之僧有之節ハ、 掛 御 も相拘 同 人御 御当山· 源寿院看坊円成江 錫候様有之度被存候、 国家御繁栄御祈 被存候、 方丈ニも御尤ニ 栄翁様御再建之御目論見、 国 殊清瑞院様御霊屋被為在候御儀(場) 元当御宗門一 於御国 元 之衆徒何れ茂厚御随喜申上 就 且此度結構御再建、 栄翁様 二茂御不本意之旨先達而被 (重豪) 、差越、 而 [許御差支相成不申 時節不宜候哉、 ハ右院住職之儀 被存候、 祷、 派之寺院弟子、 御霊屋并御 御再建取扱掛御相談之上 旁已来相応之僧住 弥無御差支候 評議之上住職可被申 住職可被申 不断光院儀者於御 方丈始 御崇敬向相 方丈ニおひて 供所向其外共 自然延々 -候ハ 清瑞院様御 此旨寺社 関東修学 候、 候、 、被罷 職 右 兼 当 以 為 整 Ż

弋

相立 奉行 一候様御賢意被成下、 中 も被申達置候間、 宜 今一 御 沙汰御 段不断 陸候樣、 光院寺 禄格式: 成

共

清揚院様御

!霊屋御!

造営被成置候処、

御荘

厳

向 も御手

薄

六月

頼

被申上度候、

以上、

等与 扱被下 存候得共、 追 趣被承及候、 加 次第二御座候へ者、 ·候様、 於 禅宗之儀者於御国表ハ格別之御訳 公辺諸宗御 是又添而御 就而者天台・禅宗・ 取 頼 右之御 扱之儀者、 可申入旨方丈被申付候 振合ニ可 浄土与申 天台 被仰付哉 一次第、 浄 柄 土 御 真言 座

以 取 候 奉

高百七拾九石六斗七升壱合八勺八才

不断光院

候処、 右者 石被召付候条、 召付置候旨、 当分御 清揚院様御位牌被建 此節高之内より右之通相重、 寄附高弐拾 此旨寺社奉行へ申渡、 石三斗弐升八合壱勺弐才被 置、 先達而 御勝手方 御 再建被仰付 都合弐百 江

相達候

九月

可

安房

称名院

右文政四年巳 留目見地寺格被仰付候、 御目見地寺格被仰付候、

知月院

御目見地二被仰付候

右要用集しらへ、

右両寺天保三辰年

延宝六年戊午九月十四日薨去

将軍家宣公御実父甲府宰相従三位左馬頭綱重公 右御霊屋 吉貴公御建立ニ而、正徳二年辰九月十四

日御牌御安置、且又文化十四丑 大信院様思召を以

御再建被仰付候云々、

不断光院塔頭

永春庵

宝樹庵

四代净蓮社純誉上人住職中慶長年間

智月院

授被遊候而、 家久公度々不断光院江 右四ヶ寺者、 大誉大居士と御法号をも奉り候、右等之 御光儀之節、 净土宗奥旨御伝

> 節不断光院計ニ而塔頭をも造立可仕旨 上意有之、

立仕候由申伝候、

老源院 老源院

内室一宇建立之依願望造立、故に不改法名号孝源院候、 右六世宅誉代慶安二年己午七月、比志島前紀伊守国貞

之願申出、寺高二坂元名之内寺冷水二御繰易被仰付、 右六代宅誉上人不断光院住職中明暦元未七月、隠居地

寛文三卯八月隠居所ニ建立、

右鹿府仏閣帳ニあり、

不断光院世代

開山净蓮社清誉上人芳公

山州京都産、本山智恩院弟子、 同所不断光院住職、

建住職、天正十壬午隠居、 然天文末弘治始下向当国、 同十九辛卯十二月十三日 永禄五年壬戌就当院御創

死、

二世三蓮社聖誉 善心

京都産、 清誉致随身下向当国、 天正十年依 公命当

建

文禄五庚申閏七月十八日:

三代徳蓮社運誉上人是頓

肥前島原産、 甲申年同国島原法然寺住職、 同国高来郡正行寺聖主弟子、 同十三年肥後合志郡光 天正十二

九年栗野建立一宇号願成寺、文禄四乙未年隅州帖佐 明寺住職、 同十五丁亥首夏之比日州飯野参向、 同

貴命当寺入院縣成寺 再転就願成寺御建立住職、慶長元丙申十一月十八蒙 同十二丁未継筑後善導寺廿二世

之席住居四年、同十五庚戌臘月晦日帰向隅州加治木、 寛永三

同十六年同邑再就本誓寺御建立住職十六年、

丙寅正月十五日死、

四世净蓮社純誉 本心

肥前産、

運誉弟子、慶長十二年当院入寺、

寛永六年

隠居、 同十九壬午二月十四日死、

五世深蓮舎真誉 能哲

豊後産、運誉弟子、寛永六己旦当寺入院、

隠居、 同 计一甲申十一月十六日死,

六世生蓮舎宅誉 舜泰

鹿府産、 純誉弟子、寛永十八年当寺入院、寛文三癸

七世照蓮社寂誉

卯八月冷水専称庵江隠居、同六戊午八月廿五日(丙)

死

鹿府産、真營弟子、寛文三十月当院入寺、

午十月専称庵へ隠居、貞享三丙寅五月廿二日死、

延宝六戊

八世弁蓮社成誉

鹿府産、宅誉弟子、延宝六年十一月朔日当寺入院、

元禄辛未七月専称庵へ隠居、 同七年甲戌七月十

九世隠蓮社顕誉 冏鑑

永五己丑四月廿四日死、 (ママ) 日十五壬午二月廿三日専称庵へ隠居、宝 鹿府産、寂誉弟子、元禄四年五月蒙命、七月十六日

十世相蓮社承誉 了春

鹿府産、寂誉弟子、元禄十五壬午四月蒙命、

同七月

廿九日当寺入院、宝永六己丑四月廿七日死

十一世信蓮舎楽誉 観烱

同十八年

右加治木之産、本誓寺棟誉弟子、宝永六七月当寺入 享保二年丁酉十一月廿一日死去、

十二世澄蓮舎誠誉 泰冏

隅州柏原之産、内之浦玄忠寺嗛誉弟子、享保三年十(⑤)) 二月廿八日当寺入院、同八年十二月廿八日専念寺内

ニ隠居、 同九年八月十九日死、

十三世本蓮舎誓誉 鹿府産、 顕誉弟子、享保八癸卯十二月廿八日当寺入 良察

十四世等蓮社成誉 同十九八月廿九日死、 泰堂

院、

加治木産、 本誓寺棟營弟子、 享保十九年十一月廿五

日入院

能学寺由来之覚書

約諾、 今之武彦兵衛先祖武五郎右衛門入道寿閑居士宅地之内 寺地ニ被出、 寛永十六年卯南的僧より山を開草庵を作調 武氏之牌所二志南林寺僧南的蔵司住持二 多

南的僧于今荒田村誓光寺住持職被勤、 委曲存知に 付置也

年住持職被勤、

武氏之位牌安置有之、寺号松隠軒と被

承応二ピ年、 誤候事 当所諸士不限貴賤以奉加松隠軒造立之、

> 相伝、 (青ガ) 京都天寧寺住持差立和尚より東郷肥前入道重位兵術就(愛善) 寺号能学寺と被改

之、重位之法名能学俊芸庵主と有之候故、能学寺与被 和尚并重位之両牌安置有之、

能学寺為仏餉料、 付候、住持南的僧被勤候事、 前之肥前重方私領之内、高廿石之納

能学寺就破懷、延宝六年午、 米毎年寄進有之、武氏・東郷氏両檀那無別儀候事 御当地諸士不論貴賤并諸

外城人数、示現流。志之人、以奉加出銀四貫弐百三拾 目余有之、此内弐貫七百四拾目余寺家再興并万入目ニ

買地可有之相談也、 払、 残銀壱貫四百八拾目余有之、 附東郷家より被付置知行弐拾石ハ、 此以残銀往々為寺続

今の肥前就身上逼迫、 右奉加残銀有之、 向後能学寺可為相続事、 仏餉料被続儀難成決定候

右寺家再興之時節、 持正純長老へ被申入、此旨福昌寺へ被申上、 寺地御免許之御断武彦兵衛より住 方丈より

公儀江御披露御座候処、

願之筋二永々寺地落着候旨被

仰出 当時之住持慈念蔵司福昌寺より延宝九酉年二月入院有当時之住持慈念蔵司福昌寺より延宝九酉年二月入院有 御竿入壱石八畦四歩二相極安堵候事

于今住職被相勤候事、

本堂

: 諸

摩堂

•

鐘楼

仁王門等都而御建立有之候

右 家作事之儀者、 之儀、 南 其折 的蔵 節記録 司 于今堅 有之、 崮 存 知 此節見合書認也 = 而 候、 両 度之寺

貞享三年丙 寅 閏二 月 九 Н 堀 巡 郎 左 衛門入道宗

動

右院

永

々

僧

正

地

被仰付、

寺格不断光院

次被仰

付置

一候得

付

仰

付

着座門首

末寺

大 八乗院

経

囲

成 石

就

貴久公天文年中御創 建、 御 祈 願 所御定!

開 高

Щ 八 Ш

[俊盛 百七

洪印

拾

 \mathcal{H} 宝

斗

应

升

五.

合

四勺九

伊 隅日二 御 集院宝荘厳寺之儀、 創 建、 一州之法務支配被仰付候、 尊像 書籍等御安置、 応永廿四 Ŧī. 年 小 野嫡流始祖と御 忠治公御 **久豊公御** 代宗門 代宝 莊 年 定 厳

立有之、 召難叶、 誦 々繁栄、 被号、 仕来候処、 玉 天文年中本尊并書籍 毎 年十 家之御祈願 世 月十 | 久誉代只今之地ニ 貴久公御 加 所と御定、 日門徒集会、 代 遠方御 法流迄被召 被引移 当分之門前 祈願之御 般若理趣之真文読 置 移 宝 地 志 永年 大乗 = 趣 御 建 院 思 中

之内林光院

へ又々

御安置

申

上置候段

斉興公被

聞

候旨、 共 思召を以寺格 但 南 嵯 泉院 一概御 文政八年酉九月被仰渡置 所より . 大乗院 南 泉院次 無御拠趣有之、 = 被 乗院三ヶ 仰 付 候 候 寺 勅 共 願 南 所 泉 院 被仰 僧 正 同 之節 格 出 被 候

席 可 `為先官旨被仰渡置 候

者

順

御影 思召を以文政十亥年御 殿 斉興公御法体御 安置 像

銭弐百六貫六百弐 治治文

右御供物料とし

7

牟

々

御

納

戸 蔵より

御渡方有之候

勅 願 所 = 而 候

松齢様御肖

御

体

領被仰 右従 齢院と御安置申上 付置候処、 義弘公、 泉州境居 置候処、 摂州住吉辺ニ 住 其后道与子孫京都相 田 野 而草庵 辺道与江 致 建 立 御 直 号松 玉 _ 寺 拝

召上、 思召之訳被為在 松齢 此度右御肖 様御 诗伊 集院妙 像 御手許御取計 • 御 円 画 · 寺之御事候得共、 像 江. 御 引替 而 此 被遊 節 御取 御 帰 别 段厚 返 玉 候

尤

上、大乗院御内仏殿へ被遊御安置旨、於敷舞台大乗

院僧正江被仰渡候、

天保十二年十一月九日

大乗院住持世代系図

開山俊盛

三月十一日卒去、 右元文年中ニ伊集院庄厳寺より入院、永禄九年丙寅(億天)

二代頼岳

十二月廿日入寂、

三代久誉

天正十一年十月十二日卒去、

川上因幡守子息、

奥之

十二代覚山

院墓所石壁記之、

四代盛久

安養院より入院、天文十丑年六月六日死去、(ママ)

五代盛秀僧正

慶長拾九年五月廿八日死、

六代頼真僧正

安養院より入院、寛永五年戊辰六月十八日死、

七代盛宥

安養院より入院、

八代頼長

廿八日死、

九代快性

安養院より入院、寛永十四年丁丑七月廿四日死、

曽於郡花林寺より入院、寛永十一年戌閏七月二日死、

十代祐尊

寛永十七年庚辰五月八日死、

明暦元年九月七日死、

十一代盛住

安養院より入院、

一乗院より入院、 谷山自性院へ隠居、延宝二年甲寅

正月十七日死、

十三代政真僧正

安養院より入院、

寛文二年壬寅三月廿四日死、

十四代真浄

安養院より入院、

寛文四年甲辰正月八日死、

十五代快意

206

坊中威光院へ隠居、寛永七年九月

乗院より入院、 寛文十一年辛亥二月十一 日死、

十六代照盈

田布施金蔵院より寛文十年戌入院、 中西寿院へ隠居、 元禄十五年壬午正月廿九日死 住職十六年、 坊

十七代覚恵

二卯三月十六日潮音院へ隠居、 乗院より貞享二年丑冬入院、 正徳三年癸巳三月廿 住職十五年、 元禄十

十八代覚雲

四日死、

安養院より元禄十二年卯三月入院、住職七年、 宝永

二年二月文殊院へ隠居、正徳元年辛卯八月十二日死

十九代騰雲

年丑十月松本寺へ隠居、 一乗院より宝永二年酉二月入院、 同七年寅四月廿七日死、 住職五年、宝永六

二十代快存僧正

断上京、享保十九年甲辰八月廿九日死、 乗院より宝永六年丑十月入院、正徳元年卯住職御

廿一代盛寿

抱真院より正徳元年卯二月入院、 同二年辰十月廿八

廿二代亮雄

日隠居、

享保十三年申十二月十七日死、

安養院より正徳二年辰十月廿七日入院、 同五年未十

二月十一日死、

廿三代大住

月廿六日隠居、 安養院より正徳五年未十二月入院、享保二年酉十二 同三年戌二月九日死、

廿四代[王超]

安養院より享保二年酉十二月廿六日入院、 同十年巳

十一月四日死、

同巳十一月より午七月迄、

廿五代尭周 元(文) 禄二年

院代盛厳相勤候

乗院より享保十一年午七月廿六日入院、

五日死、

巳五月八日智恵光院江隠居、

寛延三年庚午十二月十

廿六代盛厳

月廿三日善行院へ隠居、 抱真院より元文二年巳五月八日入院、 宝曆二年癸酉六月九日 延保二年丑四 死

廿七代覚門

安養院より延享二年丑四月廿三日入院、寛延二年巳

十月廿五日千手院へ隠居、同三年午十月廿九日死、

廿八代覚応

安養院より寛延二年巳十月廿五日入院、宝暦二年巳(申)

十月七日死、

廿九代実吽

月十七日死、 安養院より宝暦三年酉二月十一日入院、同四年戌十

一三十代等(金)

年寅十一月十五日死、

曽於郡花林寺より宝暦四年戌十二月三日入院、

同八

三十六代

三十一代尭然

宝持院より宝暦十年辰正月十五日入院、明和七年未(寅)

三月十八日死

三十二代恵峰

京都より罷下、明和七年寅十月朔日入院、 子正月十一日智恵光院へ隠居、天明七年未十月十日 安永九年

死

三十三代覚弁

安養院より安永九年子正月十一日入院、天明七年未 八月廿五日福蔵院へ隠居、同年九月十九日死、

三十四代盈仙

十月廿五日西寿院へ隠居、同八年七月七日死、

安養院より天明七年未八月廿五日入院、寛政七年卯

三十五代義岳

十二月朔日智恵光院へ隠居、文化二年丑十二月二日

安養院より寛政七年卯十月廿一日入院、同十二年申

死、

曽於郡花林寺より寛政十二年申十二月朔日入院、享

和三年亥六月三日松本寺へ隠居、文化四年卯正月十

日死、

三十七代覚宥 安養院より享和三年亥六月三日入院、文化二年丑末

吉千眼寺へ隠居

三十八代寿芳

安養院より文化二年丑閏八月十五日入院、同八年未

八月二日死、

三十九代権僧正覚昌

乗院より文化九年申四月六日入院、 文政八年乙酉

正月廿七日死

四十代正僧正実応

右智山留学二十ヶ年余、 集儀職ニ而、 京北野清和院

へ住職被仰付権僧正任官、 然処蒙 国命、 文政八年

乙酉八月廿二日於京都当院住職被仰付、

同十月十日

夜正官転任、 同十二日当院儀永々勅願所并僧正地蒙

前代稀有之規模、 同年酉十一月四日京都出立、

同 .十二月朔日入院

四十一代魯堯清

天保十四年卯十一月十三日曽於郡花林寺より入院、

弘化三年丙午於京都僧正任官、

高百九拾九石九斗九升七合四勺九才 大楽寺 真言宗門首

護国

山

初東福寺号 開山并開基年月不詳

氏久公御代信州諏訪大明神を鹿児島ニ御勧請、 中興開山鑁 阿 貞和年間改号大楽寺安養院

宗社 与

> 被成御崇候時、 此寺御修造二 丽 別当職 ニ被補

大乗院末寺ニ而候処、古来より之御寺諏方社別当職を も相勤候訳を以、文政八酉十一月門首寺順山 内寺次ニ

貴聞、 於敷舞台御家老申渡

被仰付候、

左候而、

住職交替之節ハ以来外門首同

.樣

右要用集しらへ、

護国山

諏方社別当七人御賄料大乗院末寺

高百九拾九石余

住職虎之間申渡

寺高上代者七百石有之候由、 上古ハ東福寺惣持院と為申 然共先師長寿院盛淳代相

開山鑁阿上人

減、

当分寺高右之通御座候

弼季位康永三年甲 右上人事越前国 一乗之人ニ而、 正五位下畠山弾 正 少

開基者御六代 氏久公東福寺城江 為守護神薩州出水郡山門院之諏方大明神を当所 申被請候由 記録見得候 御居住之時、

御家

宗廟与御崇之砌、 別当寺為御祈願所御建立、 御引 鑁

事、

諏

御太刀 腰

方大明神当国江御請下之事、 上人を以開祖与被成候旨見得候、

貞久公御当家為守護神 年間者不分明候、

粟田口近江守忠綱作

吉貴公御寄進之訳左之通

鹿児島を 左候而

右山門院

20 献上

正 一位諏方大明神

御文書拾九通

但貞久公より

義弘公迄之御書

御勧請与申事二

御座!

候、

氏久公江御譲有之、当地江御引移被成候節、 貞久公鹿児島之郡司矢上氏を御退治被成、 信州之本社より出水郡山門院へ御勧請之由、

御太刀 腰近紅守

右於江府西之丸御安産依宿願成就、

奉奇進者也、

仍

状如件、

宝永四丁亥

阿弥陀如来

但摸鋳像

右綱貴公御寄進

来 右

忠久公御夢中ニ影現有之御告ニ、

忠久公従信州当国へ

御下向前、

善光寺阿弥陀如 君遠国江

御越

之筈也、

我を同道可有之由、

両空依御夢想如来を摸

国江御守被遊候由

諏方鳥井額

近衛家熙公御筆

七月廿六日

少将吉貴御判

(本文書ハ「旧記雑録追録二」二四五九号文書ト同一文書ナルベシ)

刀 奉寄進島津新八郎久馮 腰相模守藤原兼安

一山王社 当分領分西原村 当分領分西原村

右

忠久公江州坂元之山王権現御請下と見得申候、

寛文十弐年六月吉日

年間不分明候

右之通寛政五年丑四月廿三日安養院義岳申出候

21

(花押) | スレテシレス]

印可流遣流黄島、

於郡内甲乙人等者可為三貫文過怠也

守此旨、

堅可令禁制之状如件

宛給 尺迦太郎所

むれ所園 所事

時者可有桑実検、 百姓之中ニ可出之、桑代ハ何方可予令耕作、『値巻》 右園者為荒園之間、 所当同可**宁宛、** 明年者社役之公事料二用途三百文 用途者可任先例、 桑出来候

仍

下条々事、去応長元年・文保三年故殿御下知訖

麑島東福寺々中山野草木採用及殺生禁断、

大犯人等以

任彼

23

下知之状如件

嘉

元三年閏十二月廿九日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一一〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

禁制

22

断処、 鹿児島東福寺事、 近年有違犯事云々 山臥三川房時差四至境、 条々令禁

草木採用事

殺生禁断事 放入牛馬事

足之仁者百日止出仕可令停止麑島経廻、 右御内被官之輩内、 於息足者可被分召所領三分一、無(@®) 至下部者捺火

文保三年二月五日

(花押) 御判也

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一二五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

杖不可有違犯之儀、若不拘制法之輩者可被処置科之状(@烎) 如件、

元亨三年十二月十一日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一三八四号文書ト同一文書ナルベシ)

24

(花押)

并仏聖灯油田等事、 大隅国向島西方奉河原道勝安置普福寺薬師如来之敷地(@番) 任伊賀法橋快秀置文之旨、 所奉寄

進当寺也、 且雖為何預所弁済使此寄進分、 早天長地久、 殊可申本宗領家之御祈祷也、 向後永不可有違乱妨之

建武元年五月七日 依領家仰、 下知如件、

法眼隆祊奉

(本文書ハ「旧記雑録前編一」一六九四号文書ト同一文書ナルベシ)

(花押)

向島西方可存知事

之条、以外次第也、所詮於向後者随于其分限置之、於 或号講免園、或称道領、依籠置惣領百姓等御公事闕如

者、云講免園、云道領、可被収公也、次人夫太用之時(億大) (ママ) 相残之族者、於惣領百姓可令全御公事、若背制符籠置

者、彼両所悉可進之、若募権威無沙汰之時者、可及殊

沙汰也、 其旨可有知之状如件、

観応二年六月十九日

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三五八号文書ト同一文書ナルベシ)

(花押

向島西方河原越前為間事、雖為御内御衆人、(命等)

同心成阿

26

安堵之由、所被仰下也、於向後者全御年貢、 弥陀仏当島ニ引入悪党等之間、 雖可被誅罸、 為(@方) 私人 以別儀 미

之上者、可致奉公之忠之状如件

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二三六〇号文書ト同一文書ナルベシ) 観応二年六月廿五日 貞家奉

> 27 奉寄進

諏方上下

門繁昌、殊為遂弓箭素懐、 右以寄郡内田地四丁・園四ヶ所所奉寄也、 所願如件、

正平十一年十二月十八日

左衛門尉氏久

(花押

(本文書ハ「旧記雑録前編一」二六二六号文書ト同一文書ナルベシ)

立願 麑島諏方大明神

28

右遂本意者、 郡内田地壱丁、 小笠懸百番、

神馬一疋、

可令進宮之状如件

正平十三年卯月四日

氏久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二九号文書ト同一文書ナルベシ)

間、 麑島郡伊敷村内国引田壱町彦七跡事、 任願書之旨、 所奉寄進也、 守先例、 今度合戦遂先途之 令領知之、可

29

正平十三年四月廿八日

被致朝暮祈祷之状如件

天下泰平我

氏久 (花押

(本文書ハ「旧記雑録前編二」三三号文書ト同一文書ナルベシ)

諏方座主兵部律師御房

并法橋園一ヶ所・江六園一ヶ所事、先日任祈願之旨、 日向国求二郷永吉東方比志田内地頭屋敷二ヶ所海入道園(⑪仁)

30

違之状如件,

諏方大明神所奉寄進也、

任先例、

知行不可有相

麑島

正平十四年八月卅日

修理亮氏久(花押)

諏方座主兵部律師御房

(本文書ハ「旧記雑録前編二」六三号文書ト同一文書ナルベシ)

寄進

31

諏方大明神 麑島

右求二郷益丸名内田地四町別紙、所奉寄進也、

可被致祈

祷精誠之状如件

延文六年八月廿四日

修理亮氏久(花押)

座主兵部律師御房

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八五号文書ト同一文書ナルベシ)

32 条々

しうてんならひにしへきをこほす事

すわの御はやしの木竹をきる事

すわの御まへの道をとをる事

御うちのしへきのうちに馬牛をはなす事

この条々人によらす、不日こさいくわこをこなうへし、

はつけすへく候、正八幡すわの大ミやうしんもせうら

此条男にをいてハすなハちちうすへし、女にをきてハ

んあるへく候、いつハりあるましく候、 応安三年正月十一日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

33 為当所諏訪座主分、 譲与、日向国救仁郷益丸名内水田四町并園四ヶ所者、 各無懈怠可被致勤行、 初弟子毘沙門堂坊主譲与事実也、尤専公方之御祈祷、 同居所具明印自然之後者、 御祭礼之事、任先例、致其沙汰 依而最

可被知行也、 就中於彼所、 立愚僧之先祖届承時陀羅、

其 一通可有結縁者歟、 仍為後日、 譲状如件、

嘉慶三己日年正月十七日

権少僧都明印 (花押)「不明

(本文書ハ「旧記雑録前編二」四七二号文書ト同一文書ナルベシ)

状如件、

応永廿年正月

日

拾町并於当年中者打円次第、

所領依大小、 日向・大隅・

右意趣者、

如本意成心時者、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九○四号文書ト同一文書ナルベシ)

島津修理亮久豊

(花押)

37 立願

右旨趣者、三箇国大方為大綱之上、 山王御宝前

間、 人者依 神之徳副〔運理〕、異于他信心者哉、仍今(喧ग運) 此刻殊折角也、

然

度於令守弥武運給者、 雖為無差之訴、 以立錐之地、 可

応永廿年十一 月八日

奉寄附状如件、

修理亮久豊

(花押

(本文書ハ「旧記雑録前編二」九一五号文書ト同一文書ナルベシ)

奉寄進 麑島郡上伊敷流田之内門田三段 諏訪大明神

同二段諏方田二気之彼岸此内一段嶺大楽寺稲荷

38

36

御立願事

立願

34

諏方上下

在国之跡、田代弐丁可寄奉也、 応永弐年八月廿八日 仍寄進状如件、 藤原元久

(花押

右立願之旨趣者、渋谷発向砌也、

遂弓箭素懐加対治者、

(本文書ハ「旧記雑録前編二」五五一号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩国給黎院内水田 町、 奉寄進状如件、

35

応永十九年六月廿六日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」八七九号文書ト同一文書ナルベシ

久豊

(花押)

薩摩三ヶ国 可奉寄進之

40

日州

、求仁郷大崎之内横瀬名窪之門、

田数合而壱町六

39

御祈祷大般若経於于御拝殿、 永享十一年六月吉日 可有転読状如件、

持久 (花押

方座主律師慶任

諏

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二一七号文書ト同一文書ナルベシ)

奉寄進

諏方上下大明神御灯油料田事

薩摩国別府村河俣名内

上皇鳳永扇下黎民豊楽、殊当敵退散、 右田園雖狭少、敬志広博也、 高倉門八段余坪付別紙在之、 寄附之旨趣所以者、 武運長久、

年不可有変易之状如件、

亀鶴、

家門繁栄、国土康泰、

如意吉祥故也者、迄于驢

寿齢 何為

⑩長禄四年卯月十六日

藤原立久(花押)

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一三八五文書ト同一文書ナルベシ)

段(B) 丁部、 此内仏神領堀町五段丁并壱箇所、(+)

清水屋敷

畠地壱石蒔、 以上、

右諏訪御神領雖数十年中絶候、 丁丑歳被寄附畢、 然間、 為義弘茂無別儀令寄進之者也 為義久造営田、 天正五

仍証文如件、

天正十七年己丑

九月十八日

(以下「神社調

義弘

(花押)

鹿児島部 三」へ続ク)

神社調

鹿児島部

 \equiv

1

▽⑪寛正六年自乙酉始之、

麑島諏方御佐山之 御祭之次第

当座主長寿院

(本文書ハ「旧記雑録後編二」六一三号文書ト同一文書ナルベシ)

右一巻御文書と題有之、

調 鹿児島部

神社

三

(表紙)

乙酉年

田中 毛村

郡本

丙戌年

谷山之中村 下伊敷

戊子年

四番

永田 吉上

谷山之和田

己丑年

谷山之福本 本

丁亥年

三番

毛西 野別府

小原 野良

乙酉年

自同年始之、

番

庚寅年

五番

東之別府 谷山之山田 花棚 西田 谷山之五ヶ別府

辛卯年

六番

塚沢 原牟 田

七番 犬上 迫伊 敷

同五月之御祭之次第 以上七廻、右具在前、

山田図書助原良之平之門

一の成物百三十文	代百文	一田の成物一貫 三百二十六文 一田の成物一貫 三百二十六文 原	2 西原門分 上刊1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、		(本文書ハ「旧記雑録前編二」 一四二四号文書ト同一文書ナルベシ)	宗親(花押)	本田治部少輔	慢者也、	礼【■』之作法別紙注之、云神慮、云天役、不可有怠	以上五回、具在前、	五番 有馬皆房之村	己丑年	四番 大寺千徳丸沢牟田	戊子年	三番 梶原源次郎東別府	丁亥年	二番 大徳寺田上 小牧 永吉	丙戌年
一神馬三十三疋	一そめ布三十三たん	一しろ布三十三たん	三東三てう	一御へいの紙三十	三斗三升	一御すい三十三斛	三斗三升三合	一はな米三十三斛	一料足三十貫文	中之分	3 諏訪御精之日記		(本文書ハ「旧記雑録前編二」八三六号文書ト同一文書ナルベシ)	宗純(花押)	応永十八年ノ卯拾月七日	一むきのゐんく五斗のヘハ七斗	一けんちうまい一斗四升しちせんのます	一秋さつしやう三百文

太刀三十三ふり

くわ三十三具

五斛 諏方大明神御神事之入目 元日之御祭礼之分

4

八斗 七月七日 九月九日此四月神楽分五月五日

四斗

二季之彼岸神楽分

五斛 御明油之分

壱石弐斗年中拾弐月神楽分

都合拾弐斛四斗

座主 **壱石二斗飯米** 役之人数

香花之五人衆壱人之飯米一石二斗宛 一石二斗飯米

鐘突

掃除之者五人一人仁壱石弐斗宛飯米

右之人数調之者三人一人仁一石二斗死ノ飯米 **壱石弐斗飯米** 五斛之扶持

都合四拾八斛弐斗 寺役之分

> 五斛 御明油之分

参斗六升

年中御本尊仏供之分

壱石弐斗 年中先師供之分

都合六斛五斗六升

惣都合六拾七斛壱斗三升

文禄弐年段八月二日、、

諏方別当

盛淳

多長寿院之花押也、『陶猗云、此花押阿(花押)

以上

本文書ハ「旧記雑録後編二」一一五六号文書ト同一文書ナルベシ)

先程以一人如申入候、 拙子為立 願、 御諏方、知行五石 我

5

等一代間寄進仕候、 右知行鹿籠之内ニ 御座候間 以目

替候共、 録進上申候、 別所、返地分別可申候、 御請取可被成候、 若後日此知行以公儀相 為其以一書申入候、

喜入摂津守

忠政〇

慶長廿年

卯月十九日 年 惶謹言

鹿児島諏方座主

まいる御同宿中物持院

忠政

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一二三八号文書ト同一文書ナルベシ)

7

未之年男十六歳

願文

尚々巨細者先日御理候間、 不能一二候、 以上、

大明神へ神楽可有御上由御立願候、就其二月より十二(⑩イト) 少将様御上洛二付、御留守中者為御祈念、 毎月御諏訪

月迄三ヶ月分、米五斗二升五合持せ申、就中明日七日

平左衛門殿[より]書状を以可被仰候へとも、富隈へ参 吉日之由候間、於神前御祈念可被遊候、 此等之旨伊勢

上候之間如此候、 恐惶謹言、

有川与左衛門

十月六日 貞政 (花押)

伊地知主馬首

重行 (花押)

御諏方大明神

馬一疋 生替

同

右御祈念被成候て奉頼候、 指刀一ツ祈進

以上、

元和八年八月九日

有川助兵衛尉

御座主 様

(本文書ハ「旧記雑録後編四」一七四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

綱久様御受厄ニ付,西原山王江 御年数銭当年より三ヶ(⑩珠)

分、 年可被差上御誓願候条、今月より当年極月迄十壱ヶ月 御年数銭御方迄為持候条、吉日を以拝進被成、⑩珠) 御

(本文書ハ「旧記雑録後編三」一七一五号文書・「同附録一」二二六号文書ト同一文

書ナルベシ)

220

6

かこしま

御諏訪座主御坊

御同宿中

8

口上覚

10

水田 諏訪寄進坪付 町

和田後家

嘉慶三年十月

日

右一巻祭次第書并寄進状類と題あり、

御報

(本文書ハ「旧記雑録附録一」二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

13

もち田名之内 坪付

五反きしま主税

以上 北 プー崎

文明十九年二月

御諏訪御領

14

鹿児島

(本文書ハ「旧記雑録附録一」二二四号文書ト同一文書ナルベシ)

安養院 三月十八日

到与力方御札致拝見候、然者 寄進仕候刀差下申候処、 早速被納置御神前二旨被仰 綱久様就御厄年、 諏訪

島津新八郎

久馮

(花押)

十月十六日

12

忝存候、恐惶謹言、

水田一町

文安六年二月廿

二日

谷山院和田之内

諏訪先御寄進

櫨丸

9

蓑是門名

一反

宮前

一反

小山下一反 岩下六反

坂本田二反

11

堀四郎左衛門

祈祷可被成候、

以上、

給黎院

正長二年九月廿

九日

橋口一反

二反 かり川 此内一反河成一反おり井

三反 上かハら田 年々符河成

卅 奥之田

一反

屋敷田

六反 南田

一反廿 平木

此内卅あかり

三反 八反田

三反 竹田

此内一反あかり

卌 神五郎作

屋敷分

二反 以上一町八反 今田

中宮下之門

坪付

三反 千代ます

此内一反あかり

此内一反河成

一反 ほりハり

河なり

一反 わさ田

おりゐ

二反 二反田 三反 は、木之丸

卌 地蔵免 同所

四反 八段田

一反 かちや田 此内廿あかり

反卅中ハた板

屋敷田

以上一町四反卅

15

四反 二反 三反 八反田 千代ます

中宮門之内 は、ノ木の丸

薩摩国河辺郡

坪付

三月二日

明応五年

以上五反

一反 同名

はま田先 天神むた

八反 曽於郡宮永名

かハら田 谷口先

一反 同所山の地名 みな口 石坂兵部方先

ちかま方先 にしかと三反之内

谷山 一反

九反田之内

永正九年十一月七日

以上一町

16

坪付

四反

ちやうけ田 牧神四郎先

たんと名

一浮免

大隅国加治木郷之内

諏訪大明神御寄進分

堀わり

以上一町

御諏訪領

文亀元年

十二月十六日

反

鹿児島

坪付

大隅国吉田院 坪付 (本田) 親 18 御諏訪江 三反長谷ノロニアリ 桑原田 山のち名 諏訪御領

已上

永正十八年三月吉日

重 兼(末広) 重 兼(力) 声 力

内農野々門 宮之浦名

うき免 日上八反

19

御諏訪

薩摩国伊集院

坪付

日置名之内

一ひりやうその、門

くハ木

二反

惣已上一町

永正十四年

三月十一日

(伊地知) (東東田) (東東田) (東東田) (東地知)

五 三 反 町

ほとけ木 きしまち

20

美領園門 薩摩国伊集院日置名之内

坪付

十二月廿三日

大永二年

重周 景元 兼演 兼親

22

坪付

21

諏訪大明神 御寄進

大永七年正月廿四日 以上二町二反廿 美領園門

重周 景元 兼演 兼親 一反 二反 反 反

ついかさね

ならの脇

三反

ふんこの古川 あなの町

学免 河北大膳進先 「不明」 已上二町六反

四反

かち来

都合田数

浮免

四反

河北大膳先 かち木

都合田数

三町

大永二年十二月廿三日

以上二町六反

諏訪 修理田坪付 新寄進

安養院

大永七年 二月吉日

二反

宮の原

帖佐之内 長瀬名之内

村田越前守

土岐伊豆守 宗政

池袋越後守

梶原備前守

24

麑島

政綱

景豊

肝付三郎五郎

兼演

平田美濃守

草原名

薩摩国隈城之郡

諏訪大明神御領

壱町

かこと町

永禄十三年弐月吉日

以上

平田安房介宗茂 三原遠江守重秋 鮫島遁世双月

麑島郡之内

浮免

中村名

伊地知又八先

くてん

一段

弘治四年正月吉日

(三原) (川上) 重原) 忠 (東東院) 克

御寄進

26

横瀬名

日州求仁郷大崎内 坪付

諏訪大明神

麑島

四段

前田

廿 弐段 卅 井料

脇田

前田 同所

壱段地蔵免

堂地

たくミ園

(本文書ハ「旧記雑録後編一」七七七号文書ト同一文書ナルベシ)

安養院

麑島 八段 大田名 天正三年乙亥 薩州牛山院之内 二月吉日 已上 浮免

河しま

新納武蔵守

壱段卅 十部

蔵の園

溝 田 かつらまハり

壱段十年神領

ミや田 掘わり

册

こたの木

册 卌

同所

同所

廿稲荷免

壱段卅

高柳

窪之門

五反十

此内仏神領堀町

已上壱町六段十部

作

坪付

而為御造営田御寄進之所也、 右之御神領雖数十年中絶候、当御代于時義久御屋形別 一一ヶ所 清水屋敷 畠地壱石蒔 仍証文如件、

天正五年丁丑二月吉日

伊集院右衛門太夫

村田越前守

経定

光宗

平田左馬助

河上上野入道 意釣

28

坪付

喜入摂津守 季久

浮免

隅州吉田之内

壱段

佐多之裏

本慶田之門之内 れうけ

安養院

天正八年三月吉日 已上本松之返地

覚兼

天正七年己卯参月吉日 都合参町六段

恒次名広田之門

隅州栗野之内

飯縄領

此内六反仏神領堀町

経定

御

諏

訪

大明

神二付条書

江戸

へ被成御座

候間、

江戸へ被仰上候、

其後被遊

御下

麑島

諏 方御 領

写 河上彦左衛門殿手前二本有之也、

御 付 諏訪於神前、 ·内侍弟子定可申割者、 ^(刻) 毎度祭礼并神楽、 座主・神事奉行へ申理 別而入念可有宮仕事、 候而

御祭礼儀、 常之神楽之時、 神前拝進之物、 如前々大夫

如前々内侍屋敷へ罷居候而、

御諏方へ奉公堅可相勤事、

可 7相究事、

右条々相背仁於有之者、 内侍以談合半分充可有受用事、 座主坊・ 神事奉行申理

御老中 へ申上可有其沙汰者也、

河上彦左衛門

判

諏方座主

判

元 則

和

元年六月朔日

30 正

(本田) **親**貞

経定

一保二年諏方大夫寄進物取籠依為申、

安養院より

被申

可

出 [候者、 先例二相替候儀者如何候間 如先法被仰付

給候由被申候間、 合点依不申、 双方口事ニ罷成、 与中之侍衆頼存、 御公儀二致披露候、 先嗳申候 、共大夫

仰聞せ候ハ、 家老衆より御使新納刑部太輔殿・猿渡大炊助 社法之出合之儀候間、 愚僧沙汰可申 殿 こて被

由

被

御

仰聞候間、 夫申分非分ニ被聞届候、 他宗衆へ頼存、 其通御公儀へ申 双方申分被為聞候、 上候、 何も大 殿様

向達 々書物次第可相納との 御上聞、 右之御使衆を以被仰出候趣、 御上意候、 勿論前 々御書物安 寄進物前

養院 へ而已依有之、 安養院理運ニ罷成候事、

仰出候事、 御幣之儀も如前々、 御戸之内 二可相納! 候由、

同前

=

被

已上

右為後証、

双方之書物相添渡置者也

候

而

慶安元年六月廿三日

大乗院判

安養院

覚

書物

無其(
ママ)

(ママ) 先例相替候、 御諏訪へ御寄進之物、不依何色従往古座主へ相納候事 然処二此比大夫手前二寄進物被取籠候事、 御家御代々御寄進物之御書物多々有之儀

前之諸様為被定儀候処、当大夫代より被相替候間、 其外諸伝御寄進之書物等も其分ニ而候、従古来神 前

座候、 番ハ無念ニ罷成儀候間、 之様ニ被仰渡可給候、愚僧当寺へ申儀ハ一節之事ニ 社法之儀者永々之事処二、先例相替候得ハ当 自今以後之儀、 如先例被仰定 御

安養院盛真判

候而可被下候、

以上、

西七月五日

大乗院

川上彦左衛門殿 東郷若狭守殿

之衆也、

肥後長左衛門殿

階堂阿波守殿

高崎惣右衛門殿

33

諏方に付先法定之事

九月三日

右之人数諏方之座主太夫方と口事に付、 護摩所ニて曖

新蓮坊 五代仲兵衛殿

村田藤左衛門殿

町田弥兵衛殿

中神石見守殿

村尾源左衛門殿

長谷場兵右衛門殿

東郷肥前守殿

大山伊与守殿 堀弥右衛門殿

相郎良善助殿「本ノま、」

新納二右衛門殿

西九月朔日

田之浦

山見廻衆中

被引渡候、

以上、

于今御茶屋無之ニ付、

安養院へ此節被給候間、

右山 可 安養院私領田之浦山前「御茶屋立「付而被召上候得共、

覚

みたれ参銭ハ太夫手前ニ取候、 法銭三分一ハ座主へ参候、三分二ハ太夫手前に取候、 御神楽之時、 納候事、 瓶子一方ツ、座主へ参候事、 縄貫ハ不依多少座主

> 潮音院事 永福寺事

右之両寺、

此節門中相談を以大乗院直末ニ罷成候、

寺

35

書物

御祭之時、 又内侍首尾仕座主へ相納候事、 幡座主より出候付、 内侍立候而御祭過候而

年貢可被相納候、

以来両寺共ニ寺地御用之割者、 為後証如斯候、

へ成とも寺相引可被申候、

地ハ両寺共ニ安養院領内現高内借地ニ而候条、

相応之 何方

九月五日

卷、 正保年中座主太夫口事判談書付と題あり、

右一

寛文十年

九月廿四日

勝軍院印

善聚院印

以上、

門中

安養院

右之表門中衆相談之通慥ニ承届候、

於向後別儀有之間

敷候、以上、

寛文十歳 九月廿四日

山奉行印

黒葛原周右衛門 奈良原清左衛門

安養院

大乗院印

36

覚

右一巻年中『⑤行事』等、文と題有り、	五月廿八日 伊地知六郎兵衛	右任御尋書付進之候、以上、	一安養院開山モ越前国一乗ト云所之人ト云々、	一御当家五代上総守貞久主之御時也、	出、同年八月廿三日薩摩国山門院ニ下着、	37 一畠山弾正少弼季随正五位下、康永三稔六月一日越前ヲ		安養院	寺社奉行所	延宝二年十月廿八日	以上、	取之、勿論不可(、)之由被仰渡候条、可被得其意候、	右山之竹木入用之割者山奉行所へ申断、以手形可被截	御証文差出、此節其断依被申出之遂披露候処二、向後	被寄附于東福寺今安養院也之由、往元亨三年 貞久公之	取儀御禁止之旨、先年一統二被仰渡候、雖然彼山之事	田浦山之事、従前々被致格護候処、寺山之竹木猥ニ截
一ナマ鹿・ナマ蒜卅三日一猪一七日	一アラハタ卅三日	一忌中一七日	一不浄火合一七日	一一、一一七日		一持形卅三日	一メイヲイ孫廿日	一祖父祖母父方卅日 母方廿日	一又イトコ父方二七日 母方七日	一イトコ父方卅日 母方廿日	一ヲチヲハ父方卅日 母方廿日	一師匠付継弟子七十五日	一養父母ハ恩アレハ如二親之	一夫妻子ハ五十日 無子中ハ卅三日	一兄弟七十五日	一二親百日 服ハ迎月 但山伏ハ七ヶ月	38 熊野山本宮物忌量次第

ホシ鹿 ホ ・シヒ ル 百

(争諸四足) 鳥類三日

七日

灸治三日

月水十一 日 但 日 那 七日ニ法幣スヘシ

産 ウミ流ハ ハ百日ヲヒシテ後女ハ不参 月ニ + 白 二月二 廿日コレ 生月に入テハ男ハ不参 ヲカソウヘシ

産シテ後チノヲトテ七日 男ハ不参

ウヲ六時

ニラ七日

ヒトモシ三

増祖父母一 七日

応永卅三年七月

日

一当山者御当家五代貞久公勧請、「由来記ノ内」 宮出 水郡 山門院、 当七代氏久公治世奉移当処中略是以 信州諏方為鎮護、 初 遷

創建当院補座主職、 乗 人也、 康永三年甲 即使、阿和尚為開基、 电 畠山弾正少弼季随来到当 祖和尚是越前

国之日為祈願師請之也、

中

略於是乎為供仏施僧充行廿

町余庄 院為坊中相共勤行矣、 園、 以延命院」 文殊院 天文年中随大乗院五坊共被 ·如来堂 土・万寿院「薬師院」 移院 威光

-- 云々、

一大般若六百卷奥書、安養院蔵』 応永十七庚寅正 月 + 日 化縁比

月廿 丘長祐願主沙弥龍徳奉寄進諏方宝前、 H 成正院頼真為仏法興隆 굸 之 々、 慶長五年庚子八 薩州祁答院

村可天神宮奉施入云々、

39

鹿児島郡諏方大明神祭礼

法様之事

国之祭心也、 陸奥守貴久御代頭殿 頭殿者勅 使、 居頭と云事始也、 居頭者上使也、 此根元者日 七月一 月之 本

也、 間 国之祈念居頭御幣、 殿之寄頭也、 人頭殿勅使之心也、 末代迄此旨存知、 頭屋之儀式者勅使会尺之儀也、 然者祭之日天下之為祈祷頭殿御幣 次三箇国為祈念貴久之御幣如是心 号居頭者上使諸衆之上居心也、 島津家扱者能 号頭殿事者公卿蔵 々可致奔走者也 次為 頭

為子孫矣書付置所也

⑩本田

永享拾年戊午伍月七日 氏親在判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一二一二号文書ト同一文書ナルベシ)

一琢磨禎石而造小塔、『安養院古帳之内』 無一不成仏也、 尊像六軀奉安置于路頭者、 土者也、 永正十 特願主久能□成菩提覚果而速到西方浄 ·四年丁丑九月日平氏周防守沙弥久能誌 以其上彫刻□三尊地蔵、 唯願往還衆生一礼 願主菩薩 拝之輩

石 八清水馬場六地蔵之銘歟、』

上聞候乎、

則佐土原御安堵ニ而候、

然処実翁為悪僧被

之、

|州都於郡黒貫寺者、 人皇六十一代朱雀院御宇天慶九

義教公代々公方賜御黒印、 是也之御黒印、百石之御黒印、 将軍義満公号鹿園院殿 僧正跡也、 賜震筆之額、 隆元僧都之開基也、 且又人皇百一代後小松院御宇至徳年中征 号日陽山、 為鎮護国家之道場、 九州成敗之日、 其後人皇九十四代花園院御字 為天下安全之勅願寺、 従是已前従紀州根来寺蒙勅 同将軍義量公・ 賜寺領三町六段三 号代 同 夷 Þ

許於天下建立新義四箇大寺、

以黒貫寺為九州之講肆

入 代々相続也、 盛也、 依之天正年中迄、 賜 且又従往古已来、 大閤秀吉公之御印故寺領全不闕、 其後天正年中伊東没落之日京勢寺院雖 九国之学徒数百輩四時不断論談 為醍醐寺報恩院之末寺、 雖然無住之 法流 Ħ 乱 Þ

御朱印地故御帰被成候、 権現之台命令入寺知積院、 故中書公押領被成、 家老伊集院新右衛門於以実翁ヲ頼被成、達 土原安堵被成度旨雖有之、其旨言上之奏者無之、 雖有御検地、 其後住持実翁法印依 此時分前右馬頭元久内々佐 則住持相定日為代 大権現之 東照大 依之 Þ

戴、 服鴆毒逝去、 統右馬頭殿預置被成、 依之黒貫寺無住故 御当地伊地知氏僧実須 大権現之御朱印不 汇人 頂

候処、 配様子相見得候、 入院有之候ヨリ已来愚僧迄ハ六七世、 自今以後当国之僧於不令住持、 頃日佐土原家老近臣等大形他家者計 箇様ニ而者 寺之儀ヲ自 万吉殿御為不罷成候 皆従当国入寺仕 三而 由ニ可致支 候故、

或代々公方家被成下 然処於愚僧隠居身トシテ無用成申様候半、 八従天慶九年今日迄及八百年古跡也 御朱印、 或醍醐山之末寺与 殊更為勅願寺 され共当院

儀

存候、 天和三年亥 慮 所之儀候得者、 事ニ付御大切ニ被思召上候、 滅事必然候、 箇様ニ抽精誠候処ニ、已来住持無撰候得者又々可及破 正之命六十年来令断絶、 和寺宮御令旨於兼帯院跡色衣ヲ申受、其上依智積院僧 尊并五十余巻之経書求之、新造立経蔵令奉納、 隆仕、其上ニ而登醍醐寺続法流密法、 厳重成ニ付愚僧尽勢力、中古令破却院家以自力如形興 或本朝為新義之四箇大寺、 如先例御当地僧入院仕候様二被仰上可給儀偏二 安養院世代 已上、 八月廿五日 几右 且又佐土原之儀者御家御分サレト申、 向後住持之替移之節者被蒙中将公御賢 処々新儀之法談ヲ於令中興候、 為九国之学問処、 然者彼御家長久之御祈 佐土原黒貫寺隠居 供養之道具・本 此等由常 雲海 賜 万 頼 願 緒 十二代頼真僧正 十一代盛久 十代快察 九代快誉 八代隆誉 七代快延 六代快範 五代慶範 四代慶仁 三代慶尊 二代長慶 開山鑁阿上人 六日寂、 当国之日常院為開基之祖也、 康永三甲申越前国より畠山弾正少弼五位下請来に 入院不知、 村江有之候 入院年月不知、 当院より大乗院へ移転、 大乗院へ移転、 三日入叔 忌三日 忌九日 忌五日 忌九日 忌三日 忌十六日 忌十二日 忌十二日 忌十六日 石塔当院寺領之内坂元 寛永五戊辰六月十八 慶長六辛丑六月

日寂、

十三代盛有

国分金剛寺より入院、年月不知、 大乗院へ移転、 寛

永七庚午九月廿八日寂

十四代秀応

入院年月不知、 寛永十七庚辰十月十八日寂

十五代快性

入院年月不知、大乗院へ移転、正保二乙酉七月廿四

日寂、

十六代覚因

寛永十一戌年坊津一乗院被仰付、 同十二年当院兼帯

被仰付、潮音院開基隱居、 慶安元年十月廿三日死、

十七代盛住

大乗院へ移転、 明暦元乙未九月七日寂、

十八代政因

十九代盛真 宝持院より入院、 年月ハ不知、八日寂、年月不知、 忌廿五日

廿代秀瑜

忌十七日

廿一代政真僧正

入院年月不知、 大乗院へ移転、 寛文二寅三月廿四日

寂、

廿二代真浄

万治三年庚子、依光久公命従洛東供奉来ル、尋賜護 国山大楽寺安養院与有之、且又大乗院へ移転、

寛文

四甲辰正月四日寂、

廿三代快義

瑞応院より入院、 年月不知、 坊津一乗院へ転任、天

和三癸亥十月廿三日寂、

廿五代盛長

廿四代快泉

忌日晦日

海蔵院より入院、元禄五壬申十一月二日寂、

一廿六代③頼喜)

善行院へ隠居、元禄十丁丑正月十七日寂、

廿七代覚雲

正徳元年辛卯八月十二日寂 文殊院より入院、且又大乗院へ元禄十二卯三月移転、

廿八代騰雲

大興寺より入院、

乗院へ移転、

宝永七庚寅四月廿

七日寂、

一廿九代盛寿

宝持院より入院、元禄十五年壬午閏八月十二日前ニ

入院、住職四年、宝永二年酉卯月十三日三本寺へ隠

居、享保十三戊申十二月十七日寂、

三十代義秀

宝永二年酉七月四日宝持院より入院、同五丑年一乗(子)

院へ移転、享保三戊戌 十月三日寂、(遼関)

卅一代亮雄

宝永五丑十月廿七日庄厳寺より入院、

正徳二辰十月

卅二代大住

同五未十二月十一日寂

正徳二辰十一月宝持院より入院、同五未大乗院へ移

転、享保三戊戌二月九日寂、

卅三代玉超

瑞応院より入院、年間不知、享保元酉年大乗院へ移

転、同十乙酉十一月四日寂、(日)

一卅四代宥敞

年出水幸善寺造立并住職被仰付、同十九甲寅正月十享保二丁酉十二月廿七日善聚院より入院、享保七寅

三日寂、

一卅五代(寄真称)

善行院へ退院、享保廿年乙卯四月廿六日寂、享保七寅八月九日花林寺より入院、住職十四

「ヶ年、

卅六代覚英

一乗院へ同廿一辰二月転任、忌十七日、享保廿乙卯七月五日大興寺より入院、居住八ヶ月、

一卅七代覚盈

享保廿一辰二月十三日満足寺より入院、元文四己未

一卅八代尭盈

八代丟盈

十月十一日出水幸善寺へ住職

元文四己未十月十一日宝持院より住職

山王宮堀立柱 西原村 西原村

正月初申之日 霜月初申之日祭

御勧請にて、即三門乙名之内より守り上来候而、西原右山王社者忠久公御下国之時、江州坂本之山王権現を

一付、近辺之名を坂元名と申之由候、往古より御宮造村ニ御宮居御建営被奉安置候、此坂本之山王を奉祝候

度之祭り当寺より自分ニ相勤候、只今も宮之修甫仕候其後御修造御祭も公義より無之候ニ付、修甫并年中両寛文三年癸卯迄ハ御修補被仰付候、其旨棟札ニ見得候、営并御祭茂公儀より為有之由候、其内御宮御修補者、営并御祭

天正年中御建立 開山快信 高五拾石 神護山 観音寺 宝持院 宝持院 宝持院

燃先陣烈行、

諸兵随彼自後加世田城中打入、

屏垣林中

如日中得自在即落城、

文禄・慶長間、

義弘公・又八郎

時ハ、山王山之杉木等無代物ニ申受候而修治仕

一稲荷本地

稲荷社年中祭米六石、

毎年相渡候

十一面観音 千手観音

毘沙門天王如意輪観音

不動

朔王

自爾以来、治承三年已亥忠久公於摂州:「上略」 稲荷社縁起之内

四方構大堀為御在城、件之狐稲荷大明神ニ御崇、累世安堵、建久七年丙辰当国島津庄島戸有御下着、岩吉郷夜雨頻風烈、一狐火燃夜通衛護、御成人之後三ヶ国御自爾以来、治承三年己亥忠久公於摂州住吉御誕生時、

島津之御氏神定給、

命婦殿狐之社于今存、

又薩隅日三

夜日新公加世田御征伐之時、阿多川加世田境数十狐火当家代々御尊崇日ニ月ニ新、天文七年戊戌十二月晦日家長久賀門繁栄御願也、遷宮導師権律師快信与自爾御二月十一日薩陽城市来院稲荷五社大明神再興、是偏国州太守藤原朝臣武久邦君之母氏某甲、文明十年戊戌十

と月年国即車に引て砕け近ぐを重く医へ即車叩寺でも今度朝鮮渡海之奇瑞御安堵之由有之各喜悦之開眉、依二狐社前居ス、義弘公御慇懃之由御意有之、供奉面々公高麗御渡海之時、稲荷大明神有御首途之時、赤白之

大軍乱、于時義弘公被御馬向、打取勢三万七千余云々、焼尽、寄来赤白二狐水牛走出大軍入後籠之火薬放火故之朝鮮国御陣大明大勢廿万余後籠火薬入御陣即時欲為

主宝持院快信、又天正年中義久公大興寺住俊雅遮梨曰、文七年戊戌二月再興、導師如意山住権少僧都頼盛・座神勧請、薩州鹿府後迫稲荷尾稲荷大明神宮依炎上、天

是偏神明為加護世人伝之、

依此御在城地無云未此稲荷

営稲荷大明神社壇并創建宝持院即易之以後迫地云々、貴寺西境与我。建大乗院、雅即諾不日落成、又以東辺

天正十二五月廿四日寂

五代政意 四代玄意

二代快円 三代頼実

寺高百五十石当行、 霜月三日之祭奠并五節句之祭祀

或朝昏香油之料、元和年中及寺社勘落時減百石、 唯五

十石残者也、是故不足補祭奠香油等、自寛永八年以降

使大仏師刻稲荷本地之像五軀并営構本地堂一宇、尋買 施入倉米六石被備祭祀之用、承応元年当寺頼源発大願

四十二・綱久公廿五・虎寿公七歳厄、公再興客殿一字、(絅賞) 又宝永四丙戌年、依吉貴公命稲荷社壇三方石壁数尺於 得高五石入納御蔵永代載修理帳、又明曆二年丁光久公

樂石垣上廻、 勝厳麗昔日云々、下略ス、

六代政周

当寺より安養院へ住職、年月等不知

七代頼源

承応年中国分金剛寺より入院、

寛文四年甲辰九月二

八代頼典

寛文四辰九月末吉光明寺より入院、 日当寺ニ而寂、

当寺より花林寺

へ移転、年月不知、

九代性海

延宝六午年高城東龍寺より入院、 住職十四年、

より一乗院へ住職、年月不知

十代盛寿

開山快信

天正年中ニ

入院隱居等之年月不知 住職 宝持院世代

元禄四未十二月善聚院より入院、 元禄十五午閏八月

安養院江住職、

十一代義秀

元禄十五午年善聚院より入院、

宝永二酉七月安養院

へ住職、

十二代桂山

延寿院より入院、 年月不知、宝永七寅十月廿七日死、

十三代大住

宝永七寅十一月普賢院より入院、正徳二辰八月安養

院へ住職

十四代為山

正徳二辰八月庄厳寺より入院、享保二酉年隠居、

同

享保二酉年護国院より入院、

同三戌十月大興寺へ住

十五代亮寿

年

十五日寂、

十六代覚遠 享保三戌十一月庄厳寺より入院、

同四亥十一月大興

寺へ住職、

十七代覚音

享保四亥十一月松樹院より入院、 同十一午七月大興

寺へ住職

十八代霊巌

十九代尭盈 享保十一午年曼荼羅寺より入院、同十六亥十一月寂

享保十六亥十二月加治木宝現寺より入院、元文四年

未十月安養院へ住職

廿代隆山

元文四未十月廿一日財部仏性院より入院

愛宕別当

勝軍院

愛宕山 宝幢寺

神領高拾五石 右寛永年中開山頼済代当所諸士中より寄附、

其節寺高

同弐拾石 ニ被召成候、

右承応二年、 当寺四世真尊代ニ当所諸士中より寄附、

其比神領二相直候儀難成訳二付段々訴申出、 二御代官所差引二被仰渡、 年々納米御代官所より相渡 宝永四年

候、

当寺寬永八年家久公御代建立、 開山頼済、 尤愛宕山初

発建立ハ、貴久公依御信仰御建立也

山号古代ハ花尾山ニ而候処、 節、 当山号愛宕山与被改候、 寺号・宗旨ハ古代より不 先年厚地花尾山御建立之

相替候

当寺堂内二愛宕勝軍地蔵安置有之、

元和四年七月勧化御免ニ 丽 再興、

寛永六年御免ニ而勧化いたし候、 勧化帳壱冊于今格護、

正保四年・

同五年勧化帳二冊有之、

御国中勧化御免之儀、 下野守御連判十一月十八日之御状壱通有之、 川上左近将監・喜入摂津守・

福ヶ追諏方社別当大乗院末寺

神照山

瑞福寺

開 山盛瑜

慶長十一年建立

神領高三拾石

右者光久公御寄附高五拾石有之内、三拾石ハ右之通神

江被成下候付、 弐拾石者寺家為修甫被差分置候処、 (®井上石京) 寺高無之様相成候事、

領ニ而、

諏方社本地

愛染明王 千手観音

文殊菩薩 地蔵菩薩

普賢菩薩

之時、 諏方大明神者本来京都坂元ニ有之候処、忠久公御入国 当所坂本吉右衛門先祖蒙命負下之、当所二奉勧

請

其後御代々御崇敬被遊、

延宝六年戊午六月本地堂

五重塔高サ弐丈九尺 本尊御再興、 寺号・山号迄被仰付候、

吉貴公御建立、

開基寬永十五年戊寅

楞伽山

法輪寺

大乗寺末寺

開山一 乗院覚因

41 寺領高五拾石

右宝永六年丑八月大乗院隠居覚恵代ニ、寺領高右員数

自分才覚地御免被仰付求置候

寺社奉行江

潮音院

三ヶ年詰被仰付候間、 右江戸護摩所詰被仰付、来子六月代合ニ而、 例之通可被申渡候、 向後代合六 寅六月迄

右申渡首尾係江茂如例可申渡候、

以上、

月之筈候間、

可被得其意候

享保十六年歟

亥六月

大蔵

小城権現別当大乗寺末

大岳· Ш

開山 盛

神領高五拾 石

御願小城権現御建立、 顽 当寺者往年大乗院十二坊御建立之節、 先初者寺地計御免二而候、 神領方三拾三石余御寄附候、 然処明応年中忠昌公依 当寺茂其随一ニ 依

等も有之候処、安養院成正院頼 而 之社職を安養院ニ為被仰付由、 御崇敬有之、 神領百 拾三石余被召成、 其後惟新公小城権現別 より被申上候者、 毎々御参詣 路

御建立社務も被仰付度候、 次遠境二付有事之節司職難勤候間、 於其儀者盛伝法印へ住職可 当社近辺ニ別当寺

被召上候付、 寺二罷成候、 申付旨御訴詔申上、 盛伝再三奉願高五拾石被召付候、 其後元和年中勘略之節、 願之通被仰付、 盛伝開基 神領高百拾石余 左候而 丽 別当

弥陀 法印住職之節、 客殿之内:少構看経所朝暮勤行為有之由 薬師 観音、 本地堂新規二被致造立、 新仏ニ奉安置候 并本地之尊体 候、 依之看鑁

御宮之儀者公義御修甫ニ而候、

然共寺内本地堂無之、

42 奉新造立

小城殿一宇之事

得快気、於爰偏非奉憑先祖之擁護者争頻得平唸乎、『⑪慟』 右旨趣者、薩隅日三州之節度使藤原忠昌累年之所労未

由

岳窟 坪付在別紙、 是忠昌抽信心之丹 令新造一宇之社壇、 公居士奉崇小城殿二神処也、 於所願成就者、 此灯明田之事、 為彼灯明田奉寄進、 以真勝院殿大(忠国) 永代不可

退

転、

蓋彼宮之事者、

安養院連続之院主可被執務者也、

可

仍為後証寄進状如件、

明応六年十月廿七日

忠昌御判

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七五九号文書ト同一文書ナルベシ)

小城権現領 新寄進

43

坪 付

益田門之内 段 市

ノ坪

隅州帖佐之内

弘治四年二月吉日

重⑩忠⑩故秋重克

成正院参御同宿:

五月十二日

忠(iii) 念(iii)

右地之事、 而他所可 雖為料所之内、 被繰替也、 依無闕所之先令寄進、 何様

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇一号文書ト同一文書ナルベシ)

小城権現進物仕くりの儀、今度打立前者取紛ニ「罷立刻者御暇乞不申残多存候、」 も不申候間、 当年之儀者先中島右近江申渡候条、 而誰そ

左

被下置、

其余ハ被召上候付、

其後段々依願本行之通被

様御談合可被下候、

納方之儀者、 勿論塚田善右衛門被存候事(靈喜)

御諏方江為御祈祷鵝目三百疋拝進申候、 可申候間、 御祈念奉頼候、 何も近日罷下目出度可 定従宿元進上 得御

意候、

恐惶謹言、

伊勢兵部少輔

貞昌判

一七 社 左 軍子 古野村 山住 神吉 1 働 山産雀 王宮

但

別当

天神

社司七社村之百姓善聚院格護 与四右衛

右寛政五年丑四月書出シ、

高五拾石

祭り米三斗五升先

右物奉行所江差出を以毎年申受候

御建立之由緒不知、 乍然正保年中従御物修理之書留者

右高御寄進、 初 バ 小城権現江忠昌公御願書之内二、

明領御寄進坪付相見得候得共、当分格護無御座候、 :願書年間明応六年より及六十余年弘治四年御寄進、 灯

御

御座候処ニ、 其後慶長十二年御寄進、且又元和年中御買入高相込り、 高頭百四拾三石弐斗弐升六合五勺、 元和五年御勘落之時分、 惟新様より御寄進 三十三石御残シ

仰付候、

御俗名又三郎・修理介・陸奥守・忠国、 殿太岳誉公居士、 何年間誰様御安置之訳不相知候、 御位牌壱本御安置御座 御牌名真勝院

御座候得共、 只今氏子中より修甫仕候

右寛保二戌四月書出シ、

一九月廿日庚午晴、慶長十九年御日々記 為御礼被罷出候、 鳥目百疋進上候、 小城権現之座主職善乗院 談議所より案内者 へ被仰付候

として使僧被参候事、

大乗院末 護国院

寛文九年建立 開山全有

当院来由 記

因病隱居于門前、 釈全有遮黎也者、 相共謁城中、 寛文二年夏国君光久公使大乗院真浄 初住串木野冠嶽山頂峰院十有余霜 我護摩堂傍有地、

和尚召之、

公日、

隘師居于此為我祈願矣、 真浄遣書告智積院僧正運敝和尚、 雖辞不聴不日院成矣、 和尚即

此六七年、 臣為国家鎮護新建 書護国院之扁題、 宜号護国院、 修法勤行日課無怠矣、 其跋曰、 二院、 自立斯号釈運敝書掛之而住于 寛文壬寅国君羽林源光久朝 繇茲蒙非常之寵每歳

> 院・是枝右京共来告君命之趣、各書判形為其証矣、 厭城中之繁華我宜謀之新建僧院、今天下禁戒相攸於大 漸力竭病腆、至寛文八年請退休林下、公不許曰 之金銅弥陀尊、 随公之江府、 而為彼本尊汝謀焉、左京奉命与時任慶右衛門・平寿命 命洛陽大仏師荘飾尽美麗、今也則復与 日公呼志和屋左京日、 先是全有所与我 師若 後

右衛門殿与名山右刹斉載永代修補之帳、 返公所賜米穀、新建堂字換旧堂、 大乗院快意亦随君命掄先師頼真僧正隠居之旧地五畝(冬) 乗院之境内移護国院可也乎用記之内 在番高崎宗右衛門殿 寛文九年院成矣、 於此抛余長買得田園充供仏施僧費而 十二年使奏者高崎宗 自以為君恩嶽

瀆粉身何報、 今我病厚、 雖無由出謁朝勤暮行以欲奉酬

万乙而已

維時寬文第十二玄冬穀旦応需記之前大乗院覚山

当院上梁文

公為鎮護国家、 夫以当院者寛文二年夏、 令沙門全有主之全銜命熏修勤練数稔、 捨城隅数畝地所草創也、 三州邦君従四位下少将源光久 故自 以故毎年 題榜称護

能

満山

所

願院

柿本寺

当寺者家久公御建立二

唢

開山

典雄ニ而

候、 典雄

典雄姓

候、

尤当寺御建立之年間不知所伝称、

方

初加

世 不 梵宇一 福如 衣身而深沐渥寵不知所以謝焉、 葉修治之簿官、 固辞以病、 年老質衰不堪取長途、 東海、 寛文九年造建成矣、 是乃雖非全素志随命撰攸於大乗院之境内者五畝半 間、 又不可次命曰、 厄無災而已 子蘭孫森々郁々、 以君命不可苟焉、 屡乞骸骨不許、 + 寛文十二壬子初冬吉辰現住 有二年、 汝以城内為繁喧須相勝処移 仰冀邦君宝寿比南山 国泰民安、 則許諾矣、 訴官靖使此院載後 迺至于寛文八年 至祷至祝、 宓惟全布 介

邦君述職日使全侍供奉班而往還東武者数多矣、

其後

全

全有少々之貯を以仏供仏餉又ハ為飯料用買地、 御物御買入高ニ相成、 弐石八斗四升六合弐勺五才有之候処、元禄十二年之比、 高代銀宝銀五貫六百目 被成下、 高四 拾

右元銀之利分を以寺飯料等相続来申候

被建、 号を以当院ニ被引移候、 此寺を被遊御造立、 然其後家久公之依貴命、 を典雄被召移、 御祈祷被仰付置、 田之惣廟日吉山王之別当職仏眼院柿本寺之住 家久公別而被遊御帰依、 課典雄常二国家安鎮之御祈祷被仰付度旨被仰出 於彼所高命之御祈祷為被相勤 後に御当地窪 典雄為開基、 自夫先何れ之時代、 鶴丸城之西南 兼而御家長久国泰民安之 田諏方山 始祖加 - 一院之堂宇を 世田 之内に建一 誰人之建 柿本寺之 曲 僧 而

宇

候

空蔵菩薩日秀上人作尊像を以故之古像ニ引易、 残所を以被遊幸 古堂有之、然共仏像及破損信仰:雖無由候、 立不分明候得共、 寺地二従基虚空蔵菩薩之尊像安置之 家久公之依貴命、 日新公之御持尊(等高) 今之堂ニ 古跡之相 虚

日吉宮之別当廃壞之地同所今和泉寺之末寺二而 能満山所願院と由申伝候、 被遊御安置 候、 然者虚空蔵菩薩之因発願之文、為被号 柿本寺之旧跡於于今加世田 候 由

照住職之内迄者当寺什物之随一ニ 立二付御定目之御判物段々被下置、 本山大乗院帳面ニ相見得申候、 死去之時分然々之弟子等無之、 且又従家久公当寺御建 悉以為致散財由 而相続仕来候処、 当寺五代之住持快

事

申

御座 候、 尤御建立之時分、為御祈祷料寺領も百石余

永代御寄附可被遊之旨被仰出候得共、 典雄辞退被申上

典雄被申上候ハ、於当地真言之寺院雖数軒有之与、遠

則其儀者外ニ何そ願之趣も有之哉と被仰下候付、

為被下置由申事御座候得共、是又快照死後二致紛失候、 仰付度之旨被申、 離民家諸士之非便所願者従新橋下一ヶ寺之祈願所ニ被 右願之筋被仰付、其趣之御文書等も

僧故、 ニ而も相残可有之哉と乍憚奉察候、典雄右通御帰依之 乍然家久公御文書之儀ニ候故、 黄門公折々当寺江御光儀為被遊儀者于今申伝候 如何樣御記録方二其写

45

寺屋敷帳

ニ候、 如斯御座候、 別ニ由来記等も無之候得共、 依之開基より以来于今御目見被仰付云々、 伝称旁存在之旨趣

其後相続

寛陽公

泰清公 大玄公御光駕為被遊御事(網久) (網貫)

本尊虚空蔵菩薩木像 軀

但 座像、 日秀上人一刀三礼作、

但立像古仏、作不知

不動尊木像

尊ニ而候由申伝候、 右不動ハ 典雄加世田 より 持来、 於諏方山ニ御祈祷之本

閻魔王木像

但座像古仏、 作不知

御安置候由申伝候得共、 右家久公当寺御建立之節、 右堂致破壊、 同前閻魔王堂迄御建立被遊、

当分者虚空蔵堂

之内に安置有之候、

六地蔵石塔

基

右慶長年中

家久公御建立之由申伝候得共、文字不知、

寺地共四間九畦十歩

柿本寺

切明 大豆三斗弐升

下屋敷六間弐畦十八歩 右門前休左衛門

大豆壱斗壱升七合

下屋敷中九間弐畦十六歩

右同作助

大豆壱斗壱升四合

合大豆壱俵弐斗壱合

高五斗七升三合九勺六才

今度御分国中引并之検地付寺社之屋敷迄雖被相改侯、

如先規令免許畢、 此屋敷之儀者自分之以差出図田帳為可書載段畦相 向後勤行寺役掃除等不易古今無緩疎 究

堅固可被相勤者也

御支配所印

平田藤右衛門印(宗則)

万治六年己亥

七月九日

相良主税印

喜入休左衛門印

門殿より被仰渡

本寺江別当寺被仰付候旨、

弘化二年乙巳十二月笑左衛

本田出羽守支配柿

右者此節新上橋涯江御建立候ニ付、

水天社

大乗院末

開山 盛 厳 開基政真僧 正 中 興

高四 拾 九石余但御代官所付取

乗院拾弐坊御取立之時分、今之地ニ被召移候、 当院昔者諏方六坊之内二而、 彼馬場筋二有之候処、 然共無 大

> と唱成申候由、始之寺号不相知候、 申受宿坊ニ被罷居候事数ヶ年ニて、 九旬之初并月并之法会等、従彼方被罷出候節、 住故其比郡元村一之宮之別当延命院之住僧大乗院 其以後安養院之帳 諸人自然与延命院 当寺を

夏

之中
「有之候を、後住十四代真浄下知を以当寺
「曳移 左候而、 大乗院十三世善行院僧正政真之隠居所大乗院 縁所故飯料も無之、終ニ住僧相続難致、

漸々及破壊候

面ニも延命院と有之候、本より屋敷計御免地ニ而、

寺家造立、政真之弟子玄可房居住為致、 高も三拾石寄

附、 拾石も沽却ニ而候間、 其後院号を善行院と唱成今以其通也、 安養院廿六代之住持賴喜法印隠 其後右高三

借入相成候、 居いたし、高五拾石寄附有之、 其後貧地ニ 而可及破寺之故奉願、 然共右高五拾石御物御 延享元

被仰付候

年御免被仰付、

為続料高五拾石買入、御代官所付取納

西寿院

山日秀上人 中 -興照盈

石

開 高拾

西寿院

善光寺

当院三号之事

如来堂

縁起

夫当寺昔日秀上人為

日新公之室寛庭芳宥大姉模写信

牌而供養之久矣、自住于此数歳、因茲曰善光寺、 州善光寺如来、手刻彫之以奉安置焉、 尋創建精舎安位 号西

乗院之日改而移于此、 寿院事具見 日新記矣、 爾来為大乗院門徒堂舎之修理 本在安養院近辺盛秀僧正主大

明曆四年公賜白銀三十五枚更造堂宇、又掌春日大明神 万三千部祈当家繁栄、其供養之塔今尚在旧房之地 皆共大檀家所計而非私営構之、上人在日読誦法花妙典

座主職而、 Ŧ. 十斛、 勘落之後頒五分之一補万事者也 香花勤行祭尊之儀式相続不断、 神田 本知行

寛文七年丁未十月上旬当住盛

旧 坊有之供養石浮図銘写

哀愍納受守護武運在天子孫繁昌 泰奉読誦大乗妙典一万三千部成就処正面 日本大小諸神 藤原朝臣義久

き 三世諸仏 諸人快楽を 奉書写法花妙文一字一石成就所左 奉修供養 国家安全

★ 年 九 多如護文朝敵退散如意 一年、本誓矣藤原朝臣貴公 「シレス」 本誓矣藤原朝臣貴公

所

不随悪趣決定往生永禄十二年十一月吉日敬白姓奉造立供養三世諸仏三摩耶形八万四千本後 一切有情万人諸衆 本願上野住侶日秀上人

本尊阿弥陀如来

軀

但 善光寺如来写之木像、 日 秀上人刻彫

両脇立勢至 同

二軀

作右

本 田善光夫婦之木像

48

古御目録

屋敷壱段三畦六分 壱石三斗弐升

下畠二反八畦 二石二斗四升

大炊助 大納言

合三石五斗六升

惣合拾石七斗七升

先知行之事、以天下御下知雖被成勘落候、

自今以後

為御祈念、 右之地為加增被相付者也

鎌田出雲守

47

慶長五年

49

夫当社者、

本地雖住釈迦・

薬師

地蔵・文殊・観音、

而紛失候哉、 増古目録之儀者、 如来堂 不相知候、 奥計相残有之候、

何

れ之時代

加 侠

切申 右御

奉再興春日大明神宝殿明曆四天戊戌二月吉良日

三摩地依利生方便本誓而、、、、 時焦土矣、 雖然神体無恙従炎烟之中出焉、、、、遷宮 爰去歳春嬰不意火殃而

師大乗院覚山

奉再興 春 日大明神宝殿

50

夫春日大明神者所崇神五座、 第一武雷命・第二斉主命

> 第三天津児屋根命・第四 . 姫大神・第五若宮即 神護景雲元年、 釈 迦 自常

薬

十二月十三日

師 地蔵・観音・文殊之垂迹也、

比志島紀伊守

政 近

判

陸鹿島駕鹿以榊為鞭入大和三笠山以降無不応現都

守邦人、特当社者我先君為鎮護国家建宮於此地、 五社之其一也、 毎年元晨太守公身自参詣諸士供奉、

以為

而

座

平田

太郎左衛門 増宗判

国貞判

図書

頭

忠長

矣、 蒙君命西寿院兼社職、 主奉幣由来向矣、 至今臘月廿七日、 享禄中平等王院主執務之彼院絶後、 捧卷数於城中腆受祝儀也、 依之毎日修本地供以祈国 [祚延長

罹神殿、 元禄第五壬申秋九月十有九日、 然座『母主僧』等奉移神体并本地仏像於西寿院 人舎有[三舛]馬之変災

今茲

幸免灰塵也、 日 成矣、 惟時元禄第五壬申季冬廿八日、 即依太守羽林綱貴公厳威転地撰材営興不

経囲山覚慧謹誌

遷宮導師覚慧当座主西寿院照盈

、、茲歲国主重豪尊君当于御厄年之大忌発決定信心造 奉 再興春日大明神宝殿

51

替之企、 依厳命営興不累日成矣、、、、

白銀三拾五枚

高拾石

春日領

鹿児島荒田村浮免

右明暦四年、 阿弥陀堂為建立拝領仕候、 再興成就申候、

銀子拾枚

右万治三年子三月、拝殿為建立拝領仕候、 御使新納縫

之助、 先師盛順住職之内也

威光院

中興開山盛有法印開基之僧不知

高四拾弐石

置候処、 右中興盛有買地ニ而、 明和五年子七月、 家村治兵衛方へ附高御免被仰付 依願御代官所附御免被仰付

年辰六月差出申候 候、尤名寄帳御勘定所へ差出候様被仰渡候付、

明和九

夫当院以摩利支天為本尊創建、 精舎奉安置焉、 朝暮祈

御武運長久已歳尚矣、本号長福院在安養院近辺為諏方

52

城中勤一月護摩所長日数年也、

修堂舎営構寺宇、改而号威光院、

爾来三ヶ年一度於于

門下院家也、寛永七年春、大乗院第七代住盛

之六坊内、盛秀僧正主大乗院之日移于此地、

寛文七丁未十月十一日 威光院盛長

当院本尊之儀者摩利支天二而候、右本尊之儀者昔時堂 も別処ニ有之、氏久公御治世大隅国悪逆退治之節、 此

衆日々〔不絶〕有之、崇敬之衆人前方ハ摩利支天講有之、『⑤参詣) 本尊へ御祈願あり、 為被遊御開運由申伝候、 就夫諸

右之以講銀修甫等有之候由申伝候、左候而、 寛永七年

隠居所再興罷成、夫より寺号も改本尊 (®冥名用) 之春、大乗院第七世盛有法印志有之寺地計有之候処、 威光菩薩

即号威光院候、 右高者伊地知吉右衛門より永代盛有買取申候高ニ 香花仏餉料として高四拾弐石寄附被申

成、 而候、 万治二年亥六月御免、 名付家村清兵衛高二被召付置被下候 先年御支配之時分二、当寺住持盛長訴訟申上、 い東仁右衛門を以威光院高ニ罷

五有法師再 (魯^{印)}

為大乗院

当寺者在内丸、 千手院来由

修千手観音香花年尚矣、

古堂遺墟在

Ш

持仏堂

応永二十四年丁

西正月十三日、

於当寺久世為久豊公遭

腹、

欄

前

有遏:

伽

水号御、

冬夏不涸、

後改堂宇構今地焉、

53

候得共、

観音并堂舎再建之時之住持ハ頼喜法印と申候

開 Ш 大乗院先師覚門

千手院

当寺を久世寺と改候而崇敬被成候付、 相勤候由、 ハ内之丸観音堂之別当職、 応永年中久世於当寺自殺被成候、 其上昔者氏瀬宮之社 永禄六年十二月 務

十六日、

旨趣并当寺開基之祖者、 大乗院拾弐坊御建立之時、 寺地者観音堂之辺佐竹氏之屋敷ニ有之候処、 被没収無禄地罷成候而、 顽 今彼観音堂別当職ハ従当寺相勤候、 内之丸并比志島村二為有之由候処二、 棟札等二記録無之故二不相知 只屋敷計御免地ニ 当地へ被召移候得共、 雖然観音堂創建之 而 何之時代歟 慶長年中 候、 於于 本之

寺領をも四拾弐斛御寄附被遊、 貴久公·義久公千手像并堂舎御再建之由候、 其田を観音田と名付候 以後 音経、 之時移遷当寺地、 益誕太守焉、 君崇重之、

千手院現住亮然

内之丸 本尊千手観音

害 廻向彼尊霊者於今不絶、 戒名惟馨久徳大禅定門、 其後改久世寺、 于時殉死者幾干、 自爾来邦 石塔有

永禄六年癸亥十二月十六日、 貴久公・義久

開

社殿有林園心応慶安大姉在世之日、 兼職氏瀬社務毎年両祭、 四十弐斛灯燭料也、 基俊盛為落慶導師、 公両君再建千手像並堂舎、 **捨施之湯地左近所計之処也、** 使僧持札守捧殿中者也、 自爾来毎月十八日、 然而観音勤行到今綿綿無断絶当寺所 号観音田在内之丸並比志島村也、 其揆略記仏座下銘而現在矣、 寺僧勉旃転読仁王般若経、 院主沙門頼喜、 慶長間盛秀僧正主大乗院 毎歳私領倉米出 課住持僧令読 信敬之被大士之巨 延経囲 十二俵 誦 寺領 観世 山

属

寛文八年戊申五月朔 日

掌者也、

光厳作

観音堂懸三間

千手観音宮殿厨子有

右堂往古者佐竹氏之屋敷之山中ニ有之候処、今之堂地 へ被移候、古堂之遺跡于今山腹ニ有之候由

作者不知

石塔壱基

千手堂之側:有、久世之石塔也

移候由、 右茂本者山中ニ有之候を観音堂被移候節、今之所ニ相 久世者応永廿四年正月十三日、於当寺為久豊

公被害候由

一鹿児島内之丸観音は島津久世の御墓所と云々、『浦の波と云旧記の内』 彼堂の

ル唐人王栄と云者久世の御事を聞、奉行自然の事なれ 下にて御落馬御死去候となり、 三十壱歳也、 坊津江来

と申ける、 とも御名乗悪し、久世と書てハ久しき事三十一と書也 久世は師久公御孫守久御子也、故有て彼所

にて御切腹、

御落馬の説は非なり

祇園社別当 **文殊院**

開山覚誉

高三拾石

開基之祖不分明、 銀弐拾枚被成下、 余者覚誉才覚を以造立、 中興開山覚誉、 明暦中ニ従光久公白

高三拾石

て附高之願申出、 右者覚誉才覚を以致買地、 平野休左衛門付高二御免有之、 祇園別当之故永代神領とし

池之王弁才天

右当寺より格護いたし来候

右三行寛保二年戌四月書出シ、

大乗院十八世覚雲師匠覚誉之再興二

高三拾石

祇園之本地

薬師

阿弥陀

観音

皆房横頭門

内弐拾五石ハ祇園別当故、 買調候、 五石ハ覚誉自銀 下町中勧化仕候而以衆力被 二而買取候

高弐拾石

覚誉為菩提自分 ニ買調附置

此高本物返之故、 本尊主宮之原筑兵衛より被受返候付、 当分之地へ勧請有之候

右六行寛政五年丑四月書出シ、

ペニ 買足

之尊像、、、、、

明

孫門軍
孫門
第二年
丙申
門
別
月
上
旬
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月
月<

但上之〔〕石合而三拾五石之名寄帳一冊之内:

而候

高拾五石

右弐行之高ハ当分御借入相成、毎年利足申受候、内拾石ハ覚雲法弟覚全為菩提寄附、五石者覚雲附置

池之王弁才天

渡徳島、屠殺数百人島中自伏畢、

爾而臨于那覇之時、

艨艟一百余艘、

同十四年三月欲赴彼国、

先平治大島且

樺山氏久高為太将、平田氏増宗為副将、

⁵⁵ 棟 札

中不従国命之故、十八代之太守家久公征伐於彼国之時国御当家九代之太守忠国公以来雖属于当国来、慶長年当社池之王宮者琉球国波上山護国寺之弁才天女也、彼

中也、天女即乗其板向北方浮行如飛、衆人僉生〔立ツ〕国、然則我奏国君可加敬崇、言了以於片板一枚投于海と何者乎、答云、我是琉球国波上之弁才天也、汝欲伐是何者乎、答云、我是琉球国波上之弁才天也、汝欲伐是何者乎、答云、我是琉球国波上之弁才天也、汝欲伐

女之奇瑞必矣、故棹船於陸地直攻入都門焉、国人雖防鉄鎖遮於軍艦、雖然潮不常忽洶涌而懐山襄陵、偏是天

異之想、依之軍勢得力而到于彼那覇之津、

則津口要張

54 棟 札

一夫当院者祇園天王之社僧而安置本地薬師・弥陀・

観音

官平伏而乞降也、 戦強兵競撃、 遂囲王城首里攻之故、 依之大将擒尚寧、 卒琉王尚寧及三司 同年五月帰陣之後、

当橋之西也、 以天女之事実奏邦君、尋彼片板果而着戸柱之辺矣、 彼所本是河浜沼而依于潮之満干有池之深

呼言池之王宮也、其後移于浜崎城之北麓也、 浅、 其中築於小島為宮地而安置於天女也、安于池中故 然而宝永

城之南聳金閣於海岸、 従四位下羽林次将源吉貴公増加信敬、 第三年丙戌臘月之日、 薩隅日之三州兼領琉球国之太守 架華表於嚴頭、 其壮麗儼然倍勝 今般相攸於浜崎

56

福於東海、 于昔時也、 伏願者、 邦君無為以斉宝寿於南山武名鷹揚英物瓜 依于此創建之良功天威增輝以介景

当座主文殊院十代住覚殿謹誌焉

瓞而已矣、

至稅至祷

宝永第三歳次

丙戌十二月二十一 Н

医王山 多楽寺 大乗院末

慶長年 高 五拾石 中 御 建立 候、、、寛保二戌四月書出シ、』「寛永八年家久様高目録被成下 開 畄 重

上下

·都挙哀傷、

其厚恩之極

勝計

世矣、

既

永八年弟子照海帰矣、

于時達上聞則命有召、

於是照 前 物

知行附与之丁寧言上畢、

如

眠而喝円寂也、

時君 後以寛

臣 財

・道具

.

薬師作者不知 秘仏

脇 士日光・ 月光・十二神但木像

日光・月光ハ新仏

十二神古仏

所 作者不知

薬師者古京都大津坂元有之、然忠久公御入国之時、 坂元庄屋長田迫右衛門先祖負下、 寛文七丁未九月宝珠院慈海拝上、 後当寺中安置之、 当

当寺旧跡者今護摩所地是也、、、、、 亦以仏像・道具・家財并買、二百石仮加公田 無人也、 僧養育弟子両三、 痛甚急将終命、 其高三百石領納之多歳也、 行百石、 宝珠院先師重海修其行願、 若此弟子等韞戒珠 既而亦出余長買得知行二百石、 則先所受之公田辞、 雖然策志於学業事東遊、 于時慶長十八年卯月始、 重海覚命以来、、、、 而得帰国、 家久公為国家、、、使 奉於是再為公物、 仏像 即合公私両 爰以今遺 而 言 当行 願 言 愚 田 知

万治二年已亥

六月十八日

由

奥書有之候間、

勤行

無懈怠可被相勤者也

寛文七年丁未九月宝珠院慈海拝上

巨 即入奉拝公顔忝蒙逆旅安否而後退也、 重 |海律師仏具私田等当行此弟子照海也、 即 自 玉 又命日 君命老臣

議以買地二百石之内当行四分之一、其言曰、 昔日宝珠院成当護摩所其返地捀相応地云々、 当時未住 老臣受命

寺院、 院返地之旨、 唯為続命賜買地四分之一高五十石也、 君命之照海捀得当地以建之、然畢言上其 亦述宝珠

于時家久公并女妹等狂芳駕慇懃飽新寺之建立以

日記別有之、雖然於買地百五十石者至于今令存在御荷 喜悦之眉、亦於是日仏像・仏道具・家財等出賜之、 其

内所、

其旨趣知行目録顕然而則奧書曰、

相果候、 之、自身之買地弐百石被仕候を、 右者宝珠院桑存房数年御奉公被申候、 然者宝珠院為跡職秀存房へ高五拾石為被給之 御荷内所江上置候 其節弟子衆依 而 無

支配所判

平田藤右衛 喜入休右(久則) 衛門 衛門

> 奉建立薬師 堂 字

57

導 · · · · 大檀主光久公并綱貴公· · 吉貴公 · · · · 師前大乗院法印照盈

元禄五壬申 六月初六

宝珠院六世

現住盈伝

高五拾石

開

御荷内所江 右 高之儀者、 願 当寺開山重海自分之買地弐百石仕置候を、 上 候 而 相 果、 其後其四 分一 被返下候

右都 而寛政五年丑四月書出シ、 而

当 時

所

務仕候高如是御座

候

神社調

鹿児島部

兀

(表紙)

神社 調 鹿児島部

几

終

荒田八幡社別当 福蔵院

中 ·興開山大乗院先師覚弁

八幡社建立并当院建立開基不相知、

当院大乗院坊中ニ

相成ハ寛永年中と見得候、

寺高三拾石為有之由候得共、元禄十一年寅十月十七日

正宮司坊 御借入高相成差上候由書留有之、 権宮司坊

右二ヶ寺破壊ニ而寺地荒田八幡社両脇ニ有之、

御免地

明和元年申十二月、覚弁法孫由緒地二御免被仰付、 後覚弁大乗院住職被仰付、 ニ而当寺より支配仕来申候 加再興閉眼終焉之地

三而

其

荒田八幡宮者本地釈迦・弥陀・観音三身也、

賜座主職 礼存在

1

間、

中興開祖覚弁、

字泯而不分明、 於当寺不知何世、 雖然太守貴久公之治世天文年中加再興 所以寺社開基不詳也、 雖然棟

焉、 此従爾来至今修理無断、 其後大願主忠全公亦也、其后家久公寛永年中建立 其旨在棟札、

寛文七年九月下旬

座主福蔵院頼光

右寛政五丑四月書出シ、

2

但往古

医王山

ハ万寿院ニ而候処、 改号被仰付候次第左之通 薬師院

坊中

万寿院

右者去年御誕生之姫君様 万寿姫君様と奉称候ニ付、

通薬師院と改号被仰付候条、 万寿院事薬師院と改号被仰付度旨申出趣有之、 可被申渡候旨可申渡候 申出之

宝暦十二午

十二月

寺社奉行

開山頼源

当寺往古ハ安養院六坊之内ニ而候処、貴久公大乗院御 ニ罷成候 建立之砌、 慶長年中に只今之地に被召移、十二坊之内

高三拾五斛弐斗八升九合七勺

但頼源法印江郷田薬師之司職被仰付、御堂之修理被致

其後第二代之先師盛意法印当院寺家再興二

而候、

寺江寄附ニ而候、 且又於此辺郷田薬師信仰之諸人薬師講有之、 依之本行之高永代致買地、 · 三原佐左 右講銀当

佐衛門佐殿御勘気ニ付、 二被付置候、 然処第四代先師頼盛法印住職之砌、三原 持高同前に被召上候、 右高之

衛門佐殿付高二而頼置、

右郷田薬師香花料として当寺

御光儀之砌具ニ被聞召上、其後三ヶ年目ニ御返被下、 儀者施人衆力之念願ヲ以寄附有之段、 光久公当院江

> 3 名寄帳奥書

門佐殿高二数年被付置候処、左衛門佐殿御勘気之時分 右知行郷田薬師為香花料万寿院前住被買調、三原佐衛

寺社家より買地不被仕旧法度ニ候得共、(®御) 有之、 可被返下旨御侘被申出二付吟味被仰付候得者、

本高同前被召上候、然処高所帳面に付高之書分慥に依

二被記置付高之儀二候間、 返被遣候而可然之由、 前々より高帳 御吟

味衆被申二付返被給候、 成間敷候、 寿院より此度申出候間、 彼返地之儀新納右衛門佐殿江付高之懇望万 向後寺社家之買地付高之例二 此等之通高帳二細々書記置可

惣右衛門殿也

致配当之由、

御家老衆任御引付令支配候、

御使者高崎

正保四年十二月廿四日

御支配所印

平田 監物印

鎌田大炊助印

258

新納右衛門殿へ付高ニ被仰付候、

依之御高恩不浅

御

祈祷相勤候

而

御座

候、

其証文格護仕候

4

右知行

被付置

如先規相改令支配者也、

右衛門御使を以御家老衆任御引付、

新納右衛門殿高

高崎宗

市来五 兵衛 印

右寬保二年戌 四月書出

東嶺山

慈眼院

万治二年己亥 六月八日

御支配所印

藤田藤右衛門印

相良主税

喜入休右衛門

建立寛永十四 年丁丑

開基覚因

高六拾斛頴川并深見両家より寄附

寺地御免天文五申十二月

氏一官自崎陽赴麑府之日、

中流而猛風頻起雷電交作洪

原其権輿黄夏

永福寺者以唐船勧化之助勢所草創寺也、

世音菩薩・天妃・聖神待加護之処、 濤巨浪、 猶如推山倒嶽無所逃必没、 須臾有紅光舟中遍、 即合掌而救済祈観

已而雲霽風収万里一碧、 張帆動艫千里星、 疾着娘媽御

如是乎、帰告信士高一覧・陳友官等日、 崎万姓得安身、是倘非天妃聖神点加佐相、 為報霊応可建 争能獲安済

凡題者七十有七名助銀若干、 情至宝不至、于時高一覧者依擢崎陽大訳士化舟舶之上 観世音菩薩・天妃・聖神之堂宇並為香花於寺家、 初事於寬永庚午成同辛未 雖然

創立久欲建此地、 欲建堂宇寺求地、 狭隘而逼近尸墓兼亦市纏、 府地南林山口有天妃古宮、⑧城) 而本非安

只今ハ代銀

也、

寄付被

第

高拾五石代

右寛政五年丑

一四月書出シ、

銭百四拾七 六百五拾四文

仕置候処ニ、 六代先師頼喜高拾五石寺家為興隆、元禄年中ニ 右者三拾五石余之高ニ而ハ寺家之修覆難続候ニ付、 右高先年御借入ニ被仰付、

山鼻祖爾、 数月告成、 衆姓皆喜乃帰而卜吉辰分借寺地、 住持覚因和尚懇求此山、 寂人跡稀、 也、 神之処、一覧・友官等相議以為必別求福地、 乃相地田之浦咸喜目、 此処可以安尊像勝地、 于時寬永十四丁丑歳也、 則起事在黄一官蒙奇応成事在一覧・友官等 和尚慈愍不吝其土観然許諾、 此山厥位面陽海洋曠宕常閑 鳩工聚材朝夕展力不 於是迺謁諏方安養院 屈請覚因和尚為開 則久遠計

右寛政五癸丑四月書出シ、

歳也、、、、、 之力而、

後再勧施主三十有八名喜助銀若干、慶安己丑

平安山 上宮院 大乗院末

開山実意

但当地ニ元和年中之比建立、 寛永十八年辛巳十月廿

八日寂、

惟新公使浄土宗之僧住持此、 山之麓、 此寺開基者公家松本氏建立焉、 所以号平安山松本寺也、 即改寺号願成寺以為菩提 往日在隅州始羅郡平安 中

院矣、『母本尊者春日御作弥陀也、

今△尚在彼本、依之移

松本寺於当地属大乗院坊中者也、

右寛政五丑四月書出シ、

高三拾弐石八斗五升七合八才

新城山 開山盛憲 年代不知

大明寺

飯野諏方大明神者、義弘公在飯野・加久藤之城時、 崇

敬如在鑽仰不浅、当家久公高世、

慶長五年庚子之春三

月十日、甫テ賜座主職於当寺襲之以神田五十石、 同七

寺務無怠也

延寿院住持盛憲進席賜恩恵、其後被移寺于鹿児府至今 年壬寅之秋、家久公為上京已発鹿児島野尻亭、於茲右

飯野諏方社拝殿、寛永二年 乙 丑三月家久公御再興也、

一之宮座主屋敷之事

屋敷七畦拾五歩

延命院 建二二烷

右前代より竿不入、

郡本村一条之宮、、、、 昔以神田高十町当行春秋両度祭

奠用、 勘落之時悉被召上、依之無縁補恒例之祭奠、 于時以延命院住僧長寿院任座主職、 其後至寺社 故下倉米

就無延命院住僧、 大乗院住持盛有令延寿院主務座

三斗五升備正月三日・九月九日両箇之祭礼料、

寛政五年丑四月書出シ、 從爾以来至今無懈怠也

高五拾

右大戸諏方大明神為御祭料、 右寛保二戌四月書出シ、 兵庫頭様より御 寄附

光明寺

寺地御免、 山号・ 院号不知

候由、 当寺開基之砌、 地ニ相移候由 破損之節立久公御再興、 岩崎口に弐百余年有之、 明暦焼失之時茂御物より御修繕被仰付 其後慶長年中依 其内本尊堂字 家久公命当

敬白、 音 大旦 奉 一那藤原朝臣立久并願主慈興、 再興薩州鹿児島県坂元村光明寺、 作者主苗住持阿 本尊正 観

> 時応仁二年戊子二月彼岸中施主慈興敬白, 闍梨快肇、 各々所求現当二世悉地成就速証正。』故也、

右書付本尊腹ニ在之、

寛永三

奉再興観世音宝殿、 納言家久公命移坂本名水口、 開基以降在岩崎口経於弐百余歳、丁慶長年中依太守中 明曆第四歳首夏初八日、 既及卅余年、 明暦初罹不 夫当寺者

繁栄・万民豊楽、 哉、 厳美麗倍前者也、 可仰可信、 茲年春太守光久公合恭敬掌再興建焉、 是偏奉為国家安泰・武運長保・子孫 世大願決定円満也、 万歳々々、 旨

意失火仏閣忽成灰塵、

雖然尊容威厳而出烟中、

奇哉妙

光久尊君再興文

趣如件

5

朽壊聖容傾斜、 昔日立久公従応仁之年間加於再興以往歳霜漸移、 丁斯辰四脂随落全身離散矣、 於仏工一甫而刻補欠少脩膠分離焉、 加旃罹承応甲午火災仏字(⑤兒) 於是々歳太守光久尊君命 縷々記上棟文故不 座 竭灰燼焉、 尊像

世

書

明 一層四天六月十八

寺地 享保十二年丁未七月、御免地被仰付候、

『天和二年亥、御当地へ琉球国之祈願所無之候ニ付、当②元)(ママ)

し、拝殿以下惣様造立有之、其以来代々玩僧住職仕来 ^(®各) 八月願之通御免許被仰付、其節玩僧頼昌初而住職いた 寺琉球之祈願所ニ被仰付度旨琉球より奉願候付、同年

候、

一米九斛

右毎年琉館より為続料相渡候事、

右寛政五丑四月書出シ、

龍渓山 神照寺

1)

但山号・寺号明和三年戌五月依願被仰付候、

開山 性海上人

中興 尭周上人

高七拾石

右尭周自分買地ニ而候処、依願御勝手方請込ニ而、

御

御目見長日寺、明和三戌年四月被仰付候、代官方付取納被仰付、年々所務米申受候、

6 智恵光院開基再興記

院也遠出帝都左遷薩南坊津郷、為仏神感応帰洛安全、蓋夫執国史閲之、文禄三年之夏、近衛左府信輔公炎詹尹

満大自在天神之△霊而西海金剛峯寺 一乗院為属寺��、邇創建智恵光院於伊志岐邑嫉酉、安 ・ 于▽⑤春日大明神・天

来星霜百四十有余歳、寺宇尽廃、、、享保元年之秋、

経囲山右玉龍山、こ、裏有巨石、天祐宗津禅師トトーサート州相攸於府城之艮位撻々鼓冬タヤロサタが営造一宇也、其地

手自彰刻何旅陀如来・勢至菩薩之霊像、有称功六公之経囲山右玉龍山、、、、裏有巨石、天祐宗津禅師玉竜山

、 仏師善慶之門弟使鳥居孝重彫刻多聞・持国之二軀一樹、、、 享保三年春本堂・客殿・大門・尉屋落成、「母か」手自彫刻阿弥陀如来・勢至菩薩之霊像、有称助六松之手自彫刻阿弥陀如来・勢至菩薩之霊像、有称助六松之

屋重興之新造、、、勧請孝師性海上人為開基之初祖、安置于大門矣、、、、享保二十一年元立元之冬、客殿・厨

也、因画師常信之門弟使永井慶竺画雌雄黒鶏於客殿之鶏飛而来庭際夕楼屋隅為己之塒、想夫鶏者陽鳥而祥瑞準于吾弟二世之兼住焉、于茲客殿再興之半、雌雄之黒

杉戸、是乃依佳瑞也、、、、

7

右寛政 Ŧī. 丑四 月書出

真乗院

一乗院末寺 大興寺

足利将軍義教公之御舎弟嵯峨大学寺御門跡義昭大僧 開山頼政僧都、 永正五辰六月、 忠治公御創建

教公より忠国公江御下知有之、 御隠謀致露顕、 日州福島江落下御忍居候段相聞得、 於福島永徳寺僧 正 御

義 切

正

建立ニ而、 僧正之御牌并宥善位牌御安置

坊官別垂讃岐坊宥善殉死、

其後為御菩提忠治公御

大覚寺殿御仏餉料

琉米拾五石

右同為御法事料、 三月十三日・七月十三日両度に 米四

石相渡

右要用集しらへ

早為御方致忠節者可為御本意、大興寺文書之内 忠儀候間毎事致談合、 無等閑者可為御本望之状如件 於恩賞者可随望、 双乗

永享拾壱年六月廿五

日

御 判

塚備中守殿

8 讃岐

此 11

己旦八月十九日

鬼塚常真

いまわか袖になかれへ哉・「本のま、」 都 城

寺ニ有下向忍居給り、 龍花院殿、 第二南池院宮、 光院禅助僧正為師、 皇御皇后発心し給、 有兄弟不安儀、 夫大覚寺ハ、仁王八拾九代亀山院第二之王子後宇多天 第五ハ普光院殿御舎弟号宇知院義昭大僧正 讃州坊・侍法師御供而日州櫛間院養徳(永) 第三ハ道法親王伏見院之御孫、 於東寺灌頂 仁和寺御室法助法親王之御付弟真 然普光院有命前奥州太守忠国公 御入壇、 彼寺之元 第四 ハ

押悲涙奉失畢

嘉吉元年三月十三日御年三拾七、

同六月廿四

Ħ

普光

跡壞旧室為義昭之御菩提所、 院殿義教為赤松被殺給、 三州太守忠治改慈父円室御芳 命一 乗院第六住持頼 政建

立大興寺

永正五年戊辰六月上旬

私云右有倶養塔婆表白

同六年円室源鑑奉弔一周忌有表白

右大覚寺殿由来記之末ニ有供養塔婆表白、 同六年円室

源鑑奉弔一周忌有表白と記付有之候得共、

何れ之代紛

失仕候哉、今当寺什物之内:無之候、如何様当院回禄

之砌焼失候哉と相考申候、 右寛政五年丑四月書出シ、

仙台山真乗院大興寺

世代譜

開山頼政

一乗院六代之住ニ而候処、 忠治公より為養子、 永正

巳二月廿二日寂

五年六月当寺開基、

住職隠居之年間不知、大永元辛

二代頼忠 一乗院八代之住ニ而候、 何比当寺江入院之年間不知、

永禄十丁卯十月廿九日寂

三代頼円

四月四日寂

四代頼固

五代俊雅 四月廿五日寂 六月七日寂

正保四年三月九日寂

六代盛弁

七代亮典

五月十七日寂

八代成因

当寺境内松樹院へ隠居候由申伝候、

年間不知、

寛文五乙未十一月五日寂

九代覚秀

後二一乗院住持と見得候

十代寛阿

寛文十二壬子八月八日寂

十一代超然

寂

当寺より隠居ニ而号容身軒、宝永四丁亥十月廿八日

十二代覚仙

十三代覚運 宝永六己丑十月廿三日寂

264

元禄七壬戌三月曽於郡花林寺へ移転(甲)

十四代騰雲

勝軍院より入院、 当寺より安養院へ移転

十五代盛存

宮之城清浄院より入院

宝永六己丑十一月六日於江戸死

十六代尭周

院へ移転、

宝永六己丑護国院より入院、正徳三癸巳十二月一乗

十七代雲恵

正徳三癸巳十二月『鄧朔日』当所松本寺より入院、

四甲午九月十日寂

十八代覚翁

正徳四甲午当所文殊院より入院、 享保三戊戌十月十

七日寂、

十九代亮寿

享保三戌十月当所宝持院より入院、 同四亥十月廿日

寂

廿代覚遠

享保四亥十一月当所宝持院より入院、 同十一年午七

月一乗院へ移転

廿一代覚音

享保十一午七月当宝持院より入院、

同十三申四月花

林寺へ移転、

廿二代覚英

享保十三申四月国分金剛寺より入院、

同廿年卯七月

安養院へ移転

廿三代照阿

享保廿年卯七月宝珠院より入院、 同廿一丙辰三月十

七日寂、

同

廿四代真盈

十月九日寂、

享保廿一辰四月廿七日善聚院より入院、元文二丁巳

一廿五代周盈

己未十一月廿日死、 元文二丁巳十一月当所西寿院住二而当寺看坊、

同四

一廿六代周意

元文五庚申正月廿八日当所西寿院住職ニ而当寺看坊、

高拾三石 開山盛因寄附

但大興寺八世住持隠居所

同拾七石 但大興寺十二世住持 覚仙寄附

合高三拾石

右者当分御借入高二罷成、 高代銀利銀を以相続仕候、

当分住職之僧ハ覚仙法印弟子鏡円房ニ申付置候、 召載、従夫以来寺建申候、其節之証書左二写差上申候、 寺末寺『⑤往々寺建申度旨本寺』一乗院へ申出末寺帳に被 内二被致造立、盛因死去之後、住持二代相続候故、当 当寺

末寺之故、大興寺由緒改帳ニ書加差上申候

右松樹院之儀者、盛因隠居所ニ当寺門前屋敷寺領高之

10

候、 寛文十三丑

六月八日

金蔵院

為後証如此候、 已上、

乗院

大興寺

開聞山

松樹院

出趣有之、願之通引直方被成御免候条可被申渡旨、大 引直致造立候儀御免被仰付被下度旨、 大興寺より願申

敷候付、大乗院境内聖天堂東脇空地致借地、

右松樹院

ニ而永々修甫不行届、

別而及大破居在家中二而場所悪

右者当分大興寺寺高之内後追江建立有之候処、

極貧地

大興寺末寺 松樹院

天明四年辰六月 乗院 江可申渡候

寺社奉行

毘沙門天木像

長二尺五寸立像

本尊天座之裏ニ銘有之、

軀

266

松樹院事盛因隱居所二而候、死去之後二代相続候、今

度本末之記相定候而各相談之上、以大興寺末寺致決定

成儀申事、

定候間、

互ニ熟談以永々無間断之様ニ相続候儀専要ニ

又従末寺至本寺不作法成儀、天下流法之御

一乗院御使福蔵院ニ而候、就夫従本寺至末寺非道

右寛政

Ŧī.

11:

四

月書出シ、

于時宝徳四年爭十月三日敬白 願主大工 |田中方へ 不のま、」 家康公元和二年丙辰四 座 御影束帯

大檀那 島津藤原朝臣義久 作者

紹

徳

再興

願主大興寺

頼

永禄五戌年八月十八日

綵色者深賢

奉再興毘沙門天尊像

宝永七庚寅歳六月三日

施主岩崎

右 衛門

鳥居如見孝重

仏師

開眼導師

大興寺十六世法印尭周

着座門首 院直末法曼派山門玉照院兼 院直末法曼派山門玉照院兼 帯頓

大雄山

14

日寺

南泉院

台徳院贈正一位大相 菌

秀忠公寛永九年壬申正月廿 岿

日右

同

大猷院贈正一位大相 菌

厳有院贈正一 家綱公延宝八年庚申五 位大相 国 戸 八

日

右

常憲院贈正一位大相 玉

綱吉公宝永六己丑正 月十 Ė

文昭院贈正一位大相 家宣公正徳二壬辰十 玉 爿 子

有章院贈正一位大相 家継公正徳六丙申 四 玉 月 晦 Ħ 右

同

有徳院贈正一位大相

玉

吉宗公寬延四辛未六月廿

H

右

同

惇信院贈正一位大相国 家重公宝暦十一辛巳六月十二日右

東照宮大権現御 鎮

月十七日薨御

家光公慶安四年 月廿 右 同

右

同

四

日

右

浚明院贈正一位大相国

同

家治公天明六壬午九月八日(丙) 岩 同

文恭院贈正一 一位大相! 玉

家斉公天保十二丑 閨 正 戸晦 Ħ 右 同

将軍家公文五通

大願寺記録写一

巻

右大願寺文書二候処、 南泉院之儀廃跡御 再興之故、 右

文書相納有之候

大雄山御宮并南泉院御位牌殿之儀、 願寺元来之天台宗ニ而、 足利将軍義満公御自筆医王宝 薩州 鶴田 紫尾 Щ 大

不宜候に付、 殿之額迄為遣置寺 依吉貴公命、 光久公雖被引移置、 宝永七年庚寅四月御再興 地 面 も狭彼是

寺山 院権僧正智周 院号東叡 住 Щ 職 准后より被改候、 而 常院室被仰付、 和州 吉 且 御領国天台宗 野 Щ 学 頭 願

触頭 = 偂 候

高 五百五石九斗六升四 |合五勺八才

右要用集しらへ、

鶴田 京都建仁寺開山千光国 黄 龍 山 大願寺 開 Щ 師四世之孫二而 関宗 方 和尚 ハ 臨済宗 文和元壬辰 Ħ Щ 派

被 *7* \

可

義満公御自筆医王宝殿之額迄為被遣置寺ニ 月六日入滅と古記に有之、 開基之年月不詳、 而 足利 将

右辰六月十五日しらへ、

大雄山

仏り サッシッ

東照宮別当着座門首弐拾人御賄料室僧正地山門玉照院兼帯三州触頭天台宗武州東叡山末寺法曼派定院 南泉院

高五 百石

右宝永七年庚寅吉貴公 御寄附

高五石八斗五升八合三勺三才

右享保十年乙巳吉貴公増高

宝永五子年

太守様御参府之節、

拙僧事江州蘆浦

観音

寺令在中候こ 年 来御願望思召候ハ、 付、 草津駅御本亭江 御 城 下 東照宮御 為御見舞罷 再興 并別当寺 出 [候処、

御建立、 地形御普請被仰付候、 公義御代々之御霊牌御安置被成度候付、 就夫其方事 往致下向遷宮所法(等カ) 削

野 用執行、 成度候、 山并観音寺を抱罷在候ニ付、 右法用万端上方より致差図、 且又別当之寺江兼住仕 此段於領掌者御着府之上、 当分も下向難成訳 候様被成度候、 別当寺 東叡 Ш 江. 兼帯 江 然共吉 被仰 候様 Ξ

候

軍

当

兼住被仰付、

御差支も無御座候

ハ

来年来

々

御神体之儀、

最

初

۱

准后様御筆御神号ニ

被成度

由

候

処

南

東叡山之御下知次第可仕旨、 後御尋之旨申来 立旨被 分共御返答 仰 聞 候 可 单 候故難 然共存寄有之候こ 上旨、 熊 止、 島津帯刀殿迄申入置候、 同年十一 於自分者畏入候、 付 再往 月、 岌 辞 带刀殿迄書 退 然上者 其已 追 而

迄申 江 同年十二月七日従 被仰立 遣 候、 候ニ 右御 付 語付左之通 御 \Box 太守様右之御願、 上. 一書帯刀殿を以、 東 東 叡 Ш 叡 准 Ш 后宮様 明 王

> 座 執当中

薩摩守殿於御国

元東照宮御

再興別当寺御

造

より

案内ニ

而

崩

王院!

同

道ニ

而罷

出

|候様三

執

列 Ħ

状を以御受申越候事

宜 左 御取 候 而 成 暫 頼 存 別当寺 候、 以上、 住職被仰 付被下度奉願

年之内三四

ケ *ا*ر

月

程

薩

州

江

被罷

下

御

|遷宮御

遷

座

被

仕

此

段

几 月十一 日 四ッ時、 願王院御本坊へ 参上 岃 化旨、 昨

御礼申 日 宮等執行可仕旨被 = 江 一御届ニ 参可申達由御 ハ 而 右之通今日 上、 御 可 願之通彼寺兼帯 執当 致伺公旨、 中 百上 願 王 御 院 仰出 一被申渡、 带刀殿迄被申 礼二 へ被仰渡候由 E候旨、 相廻り 被仰付候、 則(倒請) 表向被申渡候、 候 仕直こ 達給候様こ 芝御 来年 摩守 御前 一致下 屋 敷 殿 ع 明 向 江.

御使

罷(

在出

Ź

遷

) \

明

王 明

別当寺之儀、 然共寺山号ハ 大願寺ハ往古天台宗之旧 此度御改被成度候間、 新 地者御法度二 跡 故、 付 彼寺を御 薩 摩国 相応之号従 大雄山 引直 伊 佐 可 郡 紫尾 被 仏 日寺 准 成 山

様被成下候様ニと明王院ヲ以御願 泉院と称号被遣候由 付

П Ή. 覚

当

衆中迄松平薩摩守

单

Ŀ.

候、

玉 許

江

奉

始

東

照

院

頼

置

別処江 候ニ 年 職 差支申儀有之延引仕候、 御 寺江 佐再 を可 代 明 王院 付 々様御位牌奉崇置候処、 单 顚 奉御遷宮御 往 御 付僧無御 候、 、被差置 遷宮等之御規式執行、 然共国 座、 遷座度年来心懸候得共、 别 許江 而心安御座 依之吉野山願王院権 此 ハ屹与 節御宮御位牌 其節差支申 候間、 又ハ別当寺再興之住 為仕天台宗之僧無之 願 殿并別当寺を ・儀有之候ニ 僧正事、 地面等付 王 院事右 多 付 別 而

可致存知之旨、

被仰付被遣候由御聞合有之、 於諸国前ニ東照宮建立之節、 此度茂准后様より彫 東叡山より大仏師 江 刻被 彫 刻

13

大雄山仏日寺者薩摩太守源吉貴朝臣於其国府所創建也、

東照宮大権現而属東叡山之末派故、

然請余以勧請

仰付御開眼被遊来、 右令旨之写、

今度於薩摩国南泉院東照宮造営神体彫刻之事、 如家伝

准三宮一品宮御気色之所也、

仍執達如

件 宝永六年六月四日

内蔵権頭保孝判

大仏師康伝

(本文書ハ「旧記雑録追録二」二八一七号文書ト同一文書ナルベシ)

南泉院本尊之事、 然処旧跡大願寺へ将軍家鹿苑院義満公御筆医王宝殿と 候得者、寺之本尊者薬師如来安置可仕之旨被仰付候、 准后様へ 相伺候処、 御本地堂も無之

被預置候由、 中額有之、大願寺破滅已後薩州高城郡真言宗泰平寺に 帯刀殿物語ニ 顽 則及准后樣高聞候処、

幸成ル事ニ而、 右之額を打候様ニと被仰聞、 其段帯刀

殿迄申談候

▽圓宝永六年六月十七日△

永為当門之良家能可令顕密両(@業弘)

通其国者也、

且以南泉之院号

御請命権僧正智周開其寺法司其奥儀、

輪王寺准三宮一 品親王

(本文書ハ「旧記雑録追録二」二八二九号文書ト同一文書ナルベシ)

書判

之儀弥頼存候、 筆令啓達候、 依之迎之者差越申候、 兼而申入置候通、 当国江御下向御遷宮 委細口上申含候

14

恐惶謹言、

願王院権僧 二月廿七日 正

松平薩摩守

御判

御同宿中

右寛政五年丑四月書出シ、

薩摩国大願寺住持職事、 任先例、 可執務之状如件、

15

応

薩摩国大願寺住持職事、

任先例、

可執務之状如件、

従

18

17

建仁寺住持職之事、 任先例、 可執務之状如件、 (本文書ハ「旧記雑録前編二」一七八二号文書ト同一文書ナルベシ)

利

珪西堂

文亀弐年十二月廿一日

参議左中将 (花押)

利珪西堂

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七八三号文書ト同一文書ナルベシ)

天正六年八月十六日

明讃首座

権大納言

(花押)

16

文亀弐年十一月廿日

(本文書ハ「旧記雑録前編二」一七〇〇号文書ト同一文書ナルベシ)

延徳参年二月廿二日

(花押)

(本文書ハ「旧記雑録後編一」九九五号文書ト同一文書ナルベシ)

利珪首座

19

称興寺住持職事、

任先例、

可執務之状如件、

聖福寺住持職事、 任先例、 可執務之状如件、

参議 左中将

(花押)

天正六年十月十七日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一〇〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

明讃西堂

権大納言

右国分宮内正興寺より取揚也、 鶴田大願寺文書五通之

写也、

南泉院世代

開山智周僧正

兼願王院権僧正候処、宝永六丑四月十一日、 右者御朱印地江州蘆浦観音寺住持兼吉野山学頭実城寺 於東叡山

月廿七日、 准后宫御方南泉院兼住被仰出候、 南泉院迄以御使者南泉院兼住願之通御免被 然処享保七寅正

仰出、

二世亮厳僧正

271

右者南泉院代芳林院候処、 享保七寅正月廿七日、 於御

本丸南泉院住職被仰出候、 享保十九寅三月四 日 遷、

三世智蔵権僧 正

四日、 右御朱印地野州田中瑞光寺住持候処、 於東叡山従 准后宮御方南泉院住職被仰出薩州 享保十九寅十月

江下向、 享保廿 年辰正月三日遷化、

七人御賄料南泉院寺中

同百石 高百石

右宝永八年辛卯、 石 野田山内寺脇

同百

御再興、 開 Ш 智 周 (())ナシ) 脇寺廃号を以吉貴公御代『旧号書祥坊』「旧号観喜院』「田号観喜院」「旧号観喜院」「明号観書院」「明号観書院」「明号実相坊」

末寺 七ヶ寺

右田舎諸在 江 有之候

右寛政五年丑四月書出シ、

剣壱振波平大和守安国作

太刀一 腰一文字則宗作

手鉾弐本

弓矢并箙壱ッ

外之品々略ス、

右大雄山御宮内陣 江 格

七人御賄料 称勒院末

龍洞院

慈雲山 高百六拾壱石余 安寧寺

銀三貫目御寄附

当寺ハ高原神徳院末寺常教院廃寺号を以、 月吉貴公御建立、 御下屋敷・御看経所・御位牌所当院 享保十巳六

御安置被遊候、 中興開 Ш 弥勒院第 世 [憲英、

江

磯御山内并御囲外御安置候堂社惣別当被仰付候

右寛政 五 丑四 月書出シ、

覚

御脇指 御二所物亀之色絵 腰長八寸分半

御柄鮫白 御鎺二重金

御目釘星金

20

覚

得共、

竜洞院へ祭事被仰付、

御祭ハ信州諏方之通、

慈恩院殿御存生之内ハ諏方社人被召御祭御座候

享保十二年丁未二月御勧請御造営有

月中之酉ニ被仰付、

二酉之月ニ初之酉也、

21

上大内ニ被仰付、

右諏

.訪大明神ハ慈恩院殿御願ニ而大口之諏方大明神井

諏訪大明神々体鏡上下二社

御下 御

御

袋

小刀薩州住正盛

御

黒塗

御

鵐 鞘

ij

金

奉捨入 鐘高サ弐尺四寸 金銭六万字搥鐘 П

肥後国玉名庄遥拝

宮御宝前

右志者為天長地久、 御願円満、 天下泰平、 国土安穏、

> 各々增福增寿心中所願皆令満足也、 清道泰風調 伏願皇風、 氚 永扇帝道、 須国中無兵、 遐昌仏 万民楽栄、専祈保祐檀那 É 増 輝法輪、 常転: 時

月日大檀那源右衛門佐仲秋、

可被格護候、 以上、 右者吉松般若寺鐘を以、

此度其寺鐘楼掛易二被仰付候、

享保十年乙巳十二月七日

寺社奉行

龍洞院

龍洞院江

磯御 付、 弥勒院末寺ニ相成候処、 Ш 内江 被建置候龍洞院、 此節磯蘇鉄山近辺江 先年 天台宗之寺ニ 被引 被仰

移、 御下屋敷・御看経 所・御位牌所龍洞院寺内 へ御安

置被成候、

依之左之通被仰出候、

今度龍洞院就御再興、寺格諏方別当安養院同格被仰付、 色衣被成御免候、 尤人柄之儀者弥勒院門中より相応之

僧見合可申出候、

現住無之節者弥勒院兼帯被仰付、

大宮司大江越後守秀氏、 時康曆弐年庚申六 大工菅原氏 玉

273

年

高百拾七斛七斗四升五合九勺三才龍洞院へ御寄附被成 百斛之儀者御新田被仰付候間、 可有之、其節御家老連名之副書并名寄帳可相渡候、 相渡候へ共、此節寺高ニ被仰付候、追而 り代官所へ被差分置、磯奉行所務受取、時々龍洞院 筈候、右之内拾七斛七斗四升五合九勺三才ハ、以前 頭御礼進上物等之儀も安養院同前ニ被仰付候、 御竿相究支配等相済候 御袖判頂戴

ょ

今程ハ修甫等之儀も御隠居御方より可被仰付候、 との思召に而、 末ニ成候而ハ及断絶儀も有之候、 御看経所之儀、 洞院へ惣別当被仰付候、右堂社之儀者別紙書附有之候、 磯御山内并御囲外へ、此以前より御安置之堂社迄も龍 此節龍洞院へ御安置被成候、 以前より御代々御安置之儀に候得共 仍往々不致破壞様二 左候而 以後

> 修甫仕来候、堂社ハ以後共其通いたし、当分表方御物 居御方修甫、所之分ハ御隠居御方より修甫被仰付、 茅葺又ハ石之小倉も有之候、右堂社今程ハ有来通御隠 所

修甫并今程御隠居御方より修甫有之候、堂社之儀ハ往

々表方修甫被仰付、

永々無断絶被仰付候間、寺社奉行

後年紛敷儀無之様被仰渡置候、右堂社花香・灯明・供 所神社帳ニも記置、 御記録所其外可承座々へ相記置、

物・掃除等之儀者、先達而御隠居御方より弥勒院

被

残

仰渡置候通可相心得候、

磯天神之儀者、此以前より社人西郷伊予被仰付置、

諸

渡候間、

左様可被承置候

節名寄帳可相渡候、

右ニ付而者委細寺社奉行より可申

事神前之勤致来、参銭も伊予申受候而自分ニ香花 者、其訳を以年々参銭之内少々宛龍洞院へ相渡候筋 来通以後共可有之候、然共龍洞院へ別当被仰付事候得 物等差上儀も有之、尤御物よりも有之事候、 此段 ハ有 供

寺社奉行より申渡可有之候 怠相勤候様可被相心得候、 右之通此節被仰出候条難有奉存、 (島以 李久_豪) 勤行等之儀弥無懈

御位牌所并龍洞院永々表方より無断

月

磯山内外諸堂社廿四

「ヶ所之内、

此以前より表方御物修

絶修覆可被仰付候 之儀者御看経所・

甫

御隠居御方修甫并所修甫なと、有之、或小板葺・

(本文書ハ「旧記雑録追録四」四三二号文書ト同一文書ナルベシ)

274

右之通享保十巳年磯御

山

内并御囲外御安置之堂社

龍

洞

へ惣別当被仰付、

堂社付別紙被渡置候、

其節 其以

が右条 (後御

之内に記置候通、

堂社弐拾四ヶ所ニ而候処、

Ш

内二諏方両社・[等之]染堂御安置、

磯海辺通路脇

江

石体之観音・石之小倉山神御安置、

、被進、

御山内達磨弥勒院へ拝領、 当分堂社以上弐拾五ヶ所ニ

蘇鉄山観音月社寺 比志島野牧神表方

相成候、

依之此

御茶表方御書院并磯物奉行方より月々御忌日・

正 五 御菓子・

拝領付、

23

御仏餉料

(本文書ハ「旧記雑録追録四」四三三号文書ト同一文書ナルベシ)

享保十七子八月

(樺山久初) 以上、

節別紙之通堂社付書改相渡候、

銀弐貫目

龍洞院知事

懈怠相勤、 右玉仙院殿・ 至後年紛敷無之様ニ帳面等可記置 慈恩院殿御仏餉料として被召下候間、

享保十七子三月廿八日 (比志島範房)

(本文書ハ「旧記雑録追録四」三九七号文書ト同一文書ナルベシ)

古銀壱貫目

龍洞院

泰清院様

陽和院様

(個大) 玄院様 寛陽院様

真修院様

霊龍院様 蘭室院様 (綱貴側室)

右御位牌龍 洞院 へ御安置、 御仏餉 ハ寺役差上、

節より右之通被仰付候、 御位牌へハ此間寺役御菓子・御茶差上来候 付利銀を以後年御菓子・御茶差上候筋可致候、 右銀寺社奉行方へ差出置 へとも、 此 借

御茶・御菓子龍洞院方ニ而

相調可差上候、

霊龍院様

物より不及相渡、

右銀此節被相渡候間、

永々右銀を以 向後之儀者御

九月・盆

·彼岸龍洞院

へ相渡来候得共、

元文六年酉七月

無

(島津久道)

本文書ハ「旧記雑録追録四」一六八六号文書ト同一文書ナルベシ)

継豊公 袖 判

25

高百拾七石七斗四升五合九勺三才

右総州様 (◎就其院) 享保十一年正月廿六日 領知之状如件、

龍洞院

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一八三三号文書ト同一文書ナルベシ)

高百拾七斛七斗四升五合九勺三才 日州高崎前田村之内

26

隅州清水山之路村之内 同小林北西方村之内

同清水郡田村之内

薩州鹿児島吉野村之内

可抽丹『、』者也、仍如件、 被寄附之、御寄附状被成下畢、 全令所務御祈祷無怠慢 右前中将吉貴公就其院御再建、為寺領今度太守継豊公

(種子島)

久基判

享保十一〔酉〕

(伊集院)

正月廿六日

久矩判

27 知行目録

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一八三四号文書ト同一文書ナルベシ)

龍洞院

高三拾弐石弐斗五升四合七才

志布志月野村之内

末吉南之郷村之内

志布志月野村之内 ▽圓名寄帳在別冊△

到後年無違失可有取納者也、 加于先年之御寄附高、都合百五拾石被寄附于其寺之条、 右高雖為前住浄妙院憲英法印自分新仕明之地、

依願相

(平 仍 掃^田 如 部 件、

(島 李津)

御再建、今度為寺領所寄附之也、全可

(島津) 膳 久武判

(島津) **務**

久兵判

28

(本文書ハ「旧記雑録追録五」二四〇号文書ト同一文書ナルベシ)

龍洞院

寺地八百五拾五坪

蔵人

久基判

右高原神徳院脇坊常教院廃寺先年御再興、 龍洞院と被

享保十八年九月三日 被仰付被引直候付、為寺地被下之者也、 相改、磯御屋敷内へ被建置候処、御隠居御方御看経所 弾正

勤者也、

家老衆任御引付令支配候、向後守法式勤行無緩疎可相 候付、為寺地被下之旨、享保十八年丑九月十五日、

享保十八年癸丑

九月十七日

肝付典膳印 平田新左衛門印 宮之原甚太夫印(通貫)

主当 久初判 政昌判 延享五年辰

四月廿五日

(鎌田) **農**

正輔判

(本文書ハ「旧記雑録追録四」五五二号文書ト同一文書ナルベシ)

龍洞院

久貫判

久丘判

29 寺地目録

寺地八百五拾五坪

院脇坊常教院廃寺先年御再興、 右寺地磯御屋敷付御蔵入并山野ニ而候処ニ、高原神徳 龍洞院と被相改、

屋敷内被立置候処、御隠居御方御看経所被仰付被引直 磯御

御

龍洞院

中務 主計

久初判

久矩判

覚

高麗焼濃茶々碗 壱ツ

利休黒焼茶碗 壱ツ

右者利休小田原陣ニ被相持候由、

伊勢津藤堂仁右衛門

ニ附属仕、 と申仁、 同国久居藤堂土佐守様内橋本弥右衛門と申仁 弥右衛門より基楽庵江給、 夫より弥勒院

附属被申候、 外ニ数行略ス、

右十二ヶ条之品弥勒院憲英より此節貴寺へ被致附属候

享保十八酉六月十二日 条、向後至り紛敷無之様可被致格護候、 (母島津) 権左衛門印 以上、

相良源太夫印

龍洞院

芳野山

憲英寺

法輪院

右坂元村仏源寺廃壊地、

享保十一年午吉貴公御再興ニ

弥勒院末寺仏源寺此節山号・寺号・院号左之通被相改 覚

31

候、

芳野山

右者入院之御礼ハ不被仰付、 憲英寺 都而年頭御目見等之格ニ (®き) 法輪院

社所迄中紙壱束致進上寺格二被仰付候間、 被仰付候、住職之節者寺社奉行証文を以申渡、 此段如例可

御礼寺

享保十一年八月廿六日

申渡旨被仰渡候間、

可被得其意候、

以上、

寺社奉行所印

弥勒院

(本文書ハ「旧記雑録追録三」一八九二号文書ト同一文書ナルベシ)

知行目 録

32

高三拾石

門場所略 ス

寄附于其寺候条、 右高雖為前住浄妙院憲英法印自分新仕明之地、 仍如件、 依願被

278

寺社奉行所迄、

住職之節、

御目見地

顽

開山隅州弥勒院第一世憲英

中紙三束進上、

到後年無違失可有取納者也、

(本文書ハ「旧記雑録追録五」ニ四「号文書フ抄ナルベシ) (本文書ハ「旧記雑録追録五」ニ四「号文書フ抄ナルベシ) (本文書ハ「旧記雑録追録五」ニ四「号文書フ抄ナルベシ) (高津) (高津) (高津) (高津) (高津) (たでで) (たでで) (本文書ハ「旧記雑録追録五」ニ四「号文書フ抄ナルベシ)

神社調

薩摩国之部

頭職分高

[五拾石

(表紙)

伊集院郷

日 置 郝 狩夫百七拾五人

隈之城

地頭職分高百石 狩夫五百拾五人 包含

狩夫七拾人 特夫七拾人

高江

吉田 惣高五千六百拾壱石余 郷

薩州鹿 児島郡

神社 鹿 児島郡 工調薩摩国力 郡山 吉田 伊 集院 || | | | |

百次 山 田田

薩摩郡 狩夫百拾壱人 惣高千百六拾弐石余

樋脇 東郷 中郷

地頭職分高百石 狩夫弐百六拾人 物高三千四百拾六石余 符夫五百弐拾八人 物高八千七百石余 行大四百七拾壱人 狩夫百九拾弐人 惣高千四百拾六石余

三石余

狩夫千七百九拾壱人

郡山郷

狩夫弐百弐拾九人 惣高五千四百弐拾弐石余

市来郷

惣高壱万弐百九拾六石余

狩夫千九百弐拾三人

地頭職分高百石

惣高壱万四千八百六拾五 **岩**余

伊 佐

狩惣 3夫三百拾弐人 夫高 |百弐拾七人 石余

Ш

狩惣 夫三百千 拾四 人百 五拾八石余 石余

狩夫九拾壱人 惣高千七百九拾三石余 符夫弐百三拾人 物高五千四百九拾五 狩夫四百弐拾九人 石余

吉田

城

ハ

田御供所検校長太夫吉清は忠久侯

0

扂 代 城

賢と云に吉田を治却せしむ、

行賢買得て源為重に譲る、 為重此地を知行して長

為重ハ鎮西八郎為朝の二男也、

吉 せ

 $\dot{\mathbb{H}}$ L む

0)

郡司為り、

然して天仁三年正月十九日

執印 忠数 時

其本 吉

ハ大蔵姓より出、

上古三位大蔵行

羽月

Ш

野

一水郡

高尾 出 水

野 狩夫三百三人 惣高五千五百七拾八石余 地頭職分高百石 狩夫千六百弐人 松高壱万九千七百八拾七石余

狩夫三百六拾三人 物高五千八拾弐石余

狩夫五百四拾六人物高弐千八百四石余

島

阿

野

田

入根

長

高

城

郡

守元久侯の

時忠臣

軍功を抽

2

有

ij

三代重清乃至十代若狭守清正法号月峰了心、

御供所検校吉清、

建久八年

七月右大将家安堵之御下文

其子長太夫清道此人吉田

一の元祖と為り、

一代吉 政 所

田

司

四十二代大隅 抑清道か先祖

0

国

正八幡宮神官公文執当権!

助

ハ息長氏より出、

日

|本尊御子息長の宿

太夫清道

譲る、

為重は清道か為には母方之祖父也、

狩惣 夫七百五拾五人

高城

石余

水引

地狩惣

地頭職分高百石村夫千弐拾三人

1

吉田 児島郡

狩夫下千九百七拾四-惣高三千弐百四拾三

天 三石余

甔 島

郡

八幡昇官之状

通

津御宝 友見 寺地 院 高拾石寺社方検者付曹洞福昌寺末御免地 高壱石寺社方合力真言大乗院末御免地

興化寺 臨済大慈寺末 帝釈寺

津友寺末石地

正一位正八幡鹿児島之郡吉田

右八幡者吉田美作守とて吉田院之城主也、 然るに為子

り被出大勢を打亡し、 風呂に入られたるを執囲鬨を揚られ候得ハ、 細乎兄弟不和ニ成、 吉田於本城村舎兄より大勢を隠置、 文和四年三月廿五 H ニ死去有た 風呂を破

ると也、其後八幡と為崇と伝称也、

祭米六斗五升従御倉出

祭日二月八日

九月廿九日

霜月八日

宝物

剣一ツ

歌人一通但卅六枚內左五枚者 翁之面 弐ッ

右者島津左衛門 兀亀四年癸酉三月吉日と裏書有之、 督歳久公御寄進なり、

> 2 宗源

正

位正八幡

大隅国吉田郡

右者元由依為宗廟之

神被授位訖、 今般奉

加神名帳者

神宣之啓状如件、

神祇管領長卜部朝臣 (上脱力)(兼右)

判

神部壱岐宿祢列

一御鎧胄 一領但金物『十文字之有御紋鹿児島之郡吉田 右者 義久公御寄進也、

銀幣 流

奉 在者 養久公御息女御寄進也、 一時進吉田正一位八幡宮白 菊月大 一時進吉田正一位八幡宮山 菊月大 一時進吉田正一位八幡宮山 菊月大 幡宮的 菊月大吉日 銘左

3

覚

御寄進

4

証文

外に太刀一腰青江

座主并社衆中参

右者承応元年十二月廿六日、 之、仍証文之写左二記之、

従

公義被召上于今無

御太刀一腰長サ三尺弐寸

右者吉田御八幡より被召上候由、先役人より受取御

蔵へ有之候条、証文如此に候、以上、 吉田善兵衛印

申三月廿日

二口合

弐百十八銭七分也、

能被成御格護、永々御渡肝要候、

飯牟礼紀伊介

幣串金物ニ六十目七分付 銀幣之銀子百伍十壱銭七分 吉田正一位八幡宮江

龍伯様御息女

亀寿様御施主也、

元和六年庚申

十一月七日

伊地知勝左衛門

重房判

光家判

野津弥五左衛門印 最上七郎右衛門

種子島為兵衛

別府式部左衛門

鎌田筑後殿

奉新造立、、、大隅吉田院正一位正八幡社檀一字、、、、

町田助右衛門

5

忠親判

爰以島津左衛門督歳久息災、、、、

元亀三年年十二月三日

当座主

宝勝院快盛

当地頭 阿多若狭守久鎮

大工 柏木勘解由道房

書河壱岐允重次 佐藤飛騨允

6

松杉の立ならひたる古寺は

分入てこそ心すミけれ

龍伯

歌有之候、 并御供衆詠歌左ニ記之、 慶長十五年

右寺者従古有之候、

義久君被成御

越御 詠

尋入おく山寺は岩木さへ

杉[木]の木の間の紅葉冬かけて^(®むら) 心あるへきけしき成け

忠通

冬枯をよそなる松のみとりこそ

けふを待ける法の場かも

久正

凍るより岩根の水の音絶て

妙なる寺のしるし成けり

如有

末キル、」

(本文書ハ「旧記雑録後編四」七六六号文書ノ抄ナルベシ)

(本文ハ大隅国小根占郷園林寺ノ記事ナラン)

右神社仏閣帳

7

御

一刀 一腰長三尺三寸五部

但 御拵書相 添

進有之候処、 右者鹿児島郡吉田八幡社江従 此節御手本御格護

貴久公御鎧一 ニ相成、

為代右御刀 領御寄

腰被遊御寄進候 外ニ霧島山御宮之御鎧為代御刀一

腰御寄進之一

其場ニ載故爰に略ス、

右之通被仰付候条、 取始抹行届候樣可被申渡旨可

申

渡候、

監物

薩州吉田本名村之内 位正八幡

壱里拾三町四拾九間地頭仮屋より未申ノ方

猪八重六弥太右仁右衛門幼少故代右衛門幼少故代

右者吉田美作守と申吉田之城主ニ 而候処ニ、

兄弟不

和二御成被成、 吉田本城村立舎兄より大勢を隠置、

風呂ニ被入候を大勢取巻揚時声候処、風呂を破り被

出大勢を打亡、文和四年三月廿五

日死去被成、

戒名

了潭居士と申伝候、

其砌者若宮八幡之御位二而候処、 矢之本尊と 御崇敬、 御分国中輒御手二被召付候 H 新様御代 由

285

幡吉田之惣廟と、永禄九年三月八日ニ 御綸旨被成下就夫伊集院梅岳寺使僧ニ而 内裏江被仰上正一位正八

于今有之候、

一祭米壱石三斗

但祭日二月八日 十一月八日

右祭料として昔者高三町五段被仰付置候処ニ、京衆

御下向之節右三町五段被召上、

龍伯様より高拾石

被召付、其以後関ヶ原立之節 惟新様被遊御立御立

ニ被召成候処ニ、 龍伯様御逝去被遊、 中納言様願、為御礼進高三石・銀幣一振被遊御上、高拾三石

米壱石九斗ツ、御上被成御祭調来り候処ニ、寛永竿御妹様御した様御領分ニ本名村罷成、御祭米年中ニ

(でか) 御祭相調候得共六斗五升ニ而不申、去ル延宝三年御御祭相調候得共六斗五升ニ而不申、去ル延宝三年御之節神領被召上、 公義より祭米六斗五升被仰付、

左衛門殿御使ニ而御物互被召上、為御返礼銀子拾枚次吉作と有之由候処ニ、前々辰十二月廿四日大山長御祭調来申候、然処ニ前代正一位八幡宮御太刀一腰訴申上重ミ六斗五升被仰付、年中ニ壱石三斗被仰付

御拝進、

其節之地頭島津清太夫殿御下知二而所嗳衆

年々利銀御物へ上納方有之候内より、十一月八日御へ被召返、高代銀正徳四年所噯所御預ケニ被仰付、才覚ニ而所衆中高拾石買調有之候処、右高本高主方

祭米として御定直成代銀ニ而六斗五升代被仰付候

御旗八流

浅黄色、裏唐茶色、縁羽二重朽葉色、所々損シ申候、但頭ノ金物銅ヒ七寸、長四尺五寸、地繻珍織物、表

御祭之節ハ舞殿ニ奉掛候、

右御旗之銘 光久公 綱久公 綱貴公 裏に寛文拾三

年癸丑二月八日

一歌人三拾六枚内壱枚紛失

一御鎧甲

右歌人

伯

囿

様被遊御寄進之由

右御鎧甲 伯囿様御紋付被遊御寄進候、左候而、宿直

腹卷迄二而外之物無御座候

御銘 龍伯息女亀寿と御座候

銀幣

振

剣弐本

壱本ハ台之横ニ切立御座候、切立台之下より長九寸

候、 _

右二 候、

付由緒書并御寄進物書付

棟折写別紙差上申

而

且.

惟新様

金五樣御代御再興之棟札等御

座

五部

壱本ハ台無御座、長六寸、 名剣共宝剣とも申候由候、

剣壱本 右享保二戌五月書出 (ママ) 長壱尺五寸、 無銘、

正一位正八幡

玉依姫 応神天皇 吉田美作守

神功皇后 仁徳天皇 島津金五

文和四年三月廿五日自害為有之由、 道之事共有之、美作守より則時ニ多人数を被成殺害、 其怨稠敷候ニ 付

舎弟吉田美作守と不和にして、於本城村風呂入之節非

右神者古本吉田権現と申候、然処吉田城主吉田若狭守

御代正一位正八幡と御崇之由、 其後美作守を右権現ニ被崇若宮八幡と申候を 尤 宣旨慥ニ御座 龍伯 候 様

而御寄進物等相納有之候、 々有之、 且. 日新様・伯囿様・龍伯様・惟新様御寄進之諸品段 由緒書等有之候、 右宝蔵屋敷ハ畠五畦御免地 右社地境内ニ宝蔵御取立ニ

> 町 候、 ·五反御寄進ニ而、 又 日新様御代神領として市来養母村之内より壱 其後高拾三石御寄付候得共、 元

和

六年右高被召上、

其以来祭米六斗五升ツ、御物より相

右文化十一戌十二 月

正一位正八幡宮鹿児島郡吉田郷 薩城より (ママ)

玉依姫

応神天皇

神功皇后

仁徳天皇

霜月八日 相殿祭神善田 祭 いき田之城主也の美作霊神

祭料壱石三斗

同六斗九升 大宮司より 出

当社勧請之年曆不詳 ハ永禄九年三月八日宗源

神位 公御尊敬也

> 日 新

宣命奉納也、

依

右神社考

薩埵王子権現

右権現者古帝王太子此国ニ流され終たるを当所に王

子権現と為崇由伝称す、

黒山大明神

古者所之中在黒山

Ü

都津宮大明神

古者所之中在轟、

右二社古者社宮各雖有之、其時分之城主・権現之神

司同夜ニ同断之蒙霊夢、従夫三神崇に一社云々

祭米三斗五升従公義出也、 祭日二月初申 霜月初申

薩州吉田佐多浦村之内本書代宮司在中野壱岐」

8

知行目録

王子領

上田六畦十八歩町口 石五升六合

合 法介 法介

一 王子権 現地頭仮屋より子丑ノ方七町五拾弐間王子原 東佐多浦村之内

上田六畦 同所

九斗六升

同人

同人

上田二畦十二歩 合分米弐石四斗と、 三斗八升四合

慶長五

十一月廿九日 義弘公御印有

伊勢平左衛門

大宮司

右神社仏閣帳

薩埵王子権現鹿児島郡吉田郷 去事四里産城より子丑ニ

二月初申 祭

祭神

不詳

所之書付二薩埵彦根命

当社勧請年曆不詳 祭料三斗五升

中野駿河

右神社考

是又当分ハ無御座候、

三年六月三日

貴久公御再興之棟札為有之由候得共

正体木像三体法師薩埵彦根尊

右御神上古帝王太子此国ニ流給候を当所ニ王子権現と

拾三石御寄付之由、 為奉崇由申伝候、 勧請年間等不相知、 其後高弐石四斗有之候得共、 前々ハ 神領高三 天和

候、

六年より右高被召上、

祭米として三斗五升年々被相渡

黒山 大明

正体木像二体但位官二体

右上古者所中黒山と申所互社頭為有之由ニ御座候

都津宮大明神

正体木像二体但位官 一一 体体

右両社上代ニハ面々之所ニ社頭有之候得共、 王子権現

右御神上古者所中轟と申所江社頭為有之由ニ御座

候

権現社檀二一所ニ為奉崇由申伝候、 と一所ニ可奉崇旨、 城主并神主同夜ニ夢相有之、王子

候を 只今ハ無之候、 太閤御下向之時分、強人御戸を破り宝物等取散、 且永正十二丁丑二月 且亦種々神宝有之 忠隆公、天文廿

右文化十一戌十二月書出

伊勢天照大神宮

右御神元禄三午二月近郷中より勧請仕、 王子権現社

地へ奉崇候、

一後之権現 ^{東門} 右者桜島郷士村山五兵衛先祖負下当所へ

被崇候由

굶

一稲荷大明神萩之段 今以右村山家之子孫信仰ニ 而候、 勧請年間

右者伊作之住人関右京と申人崇為申由申伝候、

勧請

一白山権現 ^{本吉田} 和、

右宝徳二年庚午二月勧請之由、

何某建立之訳不知

飯牟礼大明神

大位神大明神

勧請由緒等不知

一花尾八社大明神 - 右両社正一位正八幡社地へ有之、 本城村 右神体仏像并大法師行賢像二体、

月廿七日、 大檀那息長氏泰清并孝清、 文明十二年 庚子. 大願主権律 師

一鎮守大明神	百酮 一鎮守大明神 - 在同	T朝 一鎮守大明神 - 在同	百司 一稲荷大明神 本名之内	一飯牟礼大明神	末社	鹿児島郡吉田郷		右文政五午三月書出	右両社花尾八社大明神社	一狩長大明神	長之朝臣幸正敬白と在	若宮大明神正体、	右位官一体・女壱体	一若宮大明神	女、文明十三年丑	断、鏡一面奉施入	ノ、、女体	重万、作者権律師
一鎮守大明神	一山之神	一白山大権現	一諏方大明神	下大位神大明神 一大位神大明神	[i]			出 、	'明神社地江崇有之、由緒等不知、		と在り、	正長二年己酉十一月吉日、願主息	一体・外鏡一面、右鏡銘ニ奉施入主		霜月朔日と書付有之、	入花尾八社大明神正体、願主藤原氏	ツ丶、年号月・願主	.師快教、左右脇二体ツ、、衣爵之像
右神社考	一池之大王	一高権現	一牟礼大明神	一山之神	一八大龍王	一後ノ権現	一金峰山権現	一高瀬宮大明神	一大位大明神	一黒尾大明神	一鎮守大明神	一鎮守大明神	一月白毛大明神	一鎮守大明神	一花尾八社大明神	一山之神	一諏方大明神	一山之神 ^{右同}
	一大将軍大明神	一稲荷大明神	一山之神	一山之神	一鎮守大明神	一稲荷大明神	一天神	一天満天神	一奈良田大明神	一都津宮大明神	一牟頭天王	一牟礼大明神	一八幡八幡	一鎮守大明神	一天神	一山之神	一右同之神	一鎮守大明神 ^{右同}

地も有之候

仏 知 山

心寺と号し開基、 右応永廿年癸巳福昌寺二世竹居正猷開山ニ而安寧山了 大檀那者息長性吉田若狭守清正法名

を起責給中半ニ、永正二年乙亥八月廿五日御逝去、(+厥カ) 狭守位清背君命吉田城二楯籠、 月峰了心大禅伯之菩提所ニ而候、右清正之後裔同氏若 依之 忠治公直ニ族旗 御

城奉献、 を御連続、直ニ此地ニ御発向責給、依之位清輒降而此 法名蘭窓津友大禅定門と奉称、左候而 其後了心寺之旧地を以て仏知山津友寺と改号 忠隆公其跡

あり、

蘭窓様御菩提所ニ罷成り、

御塔も被成御座候

当時者御仏餉高拾石二而候、 寺領高四百八拾石被召付置候処、太閤下向之時被相減 堀通し有之、右溝返地として門外へ田地弐反余無竿ニ 是又帖佐新田溝筋高内を

而相渡有之候、 右年間ハ不相知候、 且寺内ニ田島御免

忠治公永正十二乙亥八月廿五日御逝去、 大檀越前三州太守蘭窓津友大禅定門

御廟所寺中ニ 知行高拾石 而御座候

一慈田 眼山

高弐拾石内拾石文化十四丑十一月被召付候、要用集しらへ

開山津友寺二世足堂円給、 津友寺末 長隆寺

永秀山

開基等之年月不知、津友寺十二世南嶺塵舜中興也、

右文政五午三月書出

清田 秀山

開山明谷大和尚

長禄二年戊寅四月廿四日遷化と見得候、 俗姓近衛

氏之由申伝、

本城村にて逝去、法名了潭居士為位牌了潭寺と云、 れとも美作守兄吉田若狭守位清依背君命 忠隆公当地

右者吉田之領主吉田美作守文和元年壬辰三月二十五

日

願有之御責候処、 御発向、峰高へ 則時に下城和睦と成、 御陣被遊、 其地之地蔵尊こ 其後 忠隆公 御誓

当所にて永正十六年己卯 寺を改められ興化齢岳禅寺と改号せられ、 四 |月四 \mathbf{H} 御逝去、 興岳様御寺 於是了潭

と成り 御画像龍盛院へ御掛被成候 御 画像も御掛被 成候得とも、 元和七八年頃

より右

御仏餉高無之以外に高三斗六升余拘地有之、寺内に者

御免地之畠少々有之なり、 右文政五年午三月書出

鹿児島郡

吉田

興化寺由緒帳

之儀ニ付、 興岳様御影之儀前々之様子無御存知候、 ニ而候哉と御尋候間、 粗令承知候通覚書仕進上申候 親川田彦兵衛吉田噯役為仕 如何様之様子 時分

元和七八年之時分、 其時分之興化寺住持南叔座主鹿児島へ参上させられ候 隆盛院より 御影之沙汰被申出

得共、 其後南叔鹿児島へ可有参上由候而可為参候得共、 如何様に共分り不被仰出被為帰候事

候者、 院より被申分として御老中より被仰聞候間御返事ニ申 隆盛院より被申通妄語至極之段申候得者、 尤ニ

も被聞召上候哉、

先々可罷帰由被仰出帰寺仕候由事、

10

一右之後 福昌寺へ可被成御座候間、 御影之儀双方共二不被成御座候、 噯衆壱人相付首尾可仕通御

御影二相付此方迄南叔御座候間親奉請取、 老中より為被仰出由候事、

福昌寺へ参

可

候而首尾仕候、 御影此方御打立之刻御影之讃写置

寛永十一年之時分鹿児島へ罷越、 申由親申候間書写、 于今所持仕候事、 縁類山田半介入道山

御座候得共、 = 候得者住持咄二承候、 竹所へ参候得者、 而罷帰候而南叔へ右之通申候得者、 御座候、拝ませ可申由候而拝見仕候由、 龍盛院 山竹咄ニ被申候者、 可奉置由全珠和尚被仰候而此 興岳様御影此中福昌寺へ被成 其時分より老病之 此比龍盛院へ参 山竹咄 承候 方

様子ニ而何程之儀も無御座 候つる事

延宝五年巳十二月七日 御影之儀任御尋粗存候通 書記如斯候、 Ш 田 弘城介印

以上、

右

興化寺

隆盛

玄康蔵主

鹿児島郡吉田興化寺事ハ 御先祖十三代 興岳様御位

自今以後者

11

而候処、

興岳様被向御馬御粉骨を以吉田之城御手

牌 鹿 所に 児島郡吉田興化寺事 加 候、 其故ハ昔吉田 う 者 興岳様御時代迄 ハ敵方

言ニ、 之御姿ニ 津友寺・興化寺有之由申伝候、 御苦労地ニ候故、 馬御粉骨を以吉田之城御手ニ帰服申候、 仰置候付、 間、 ニ而候処、 被遂一 吉田を不被付御手御逝去之事残念ニ被 而画像之御影為被成御座事無其隱候、 永正十三四年之比二候哉、 戦ニ入御手候ハ、御供養別ニ有之間敷由被 御舎兄津友寺殿忠治公御逝去之刻 一所ニ 御兄弟之 殊ニ興化寺ニ者御出陣 御位牌所として 左様ニ為被遊 忠隆様被向 以其由 思召候 御遺 御

牌所ニ而候、

其故ハ昔吉田

者

忠隆様御

時代迄

敵方

者有之候間、 帰るこ 惟新様御時代ニハ再興被遊候事、 奉願候、 此等之趣を以此度御修理を被加候 以上、 于今所中ニ 而 為存 可被

下事

来

吉田 [興化寺

祖団

明

御

物御

奉

行所

潘四年戌三月五日

御先祖十四代 興岳様 御位

> 召上候、 存候、 ニ帰服申候、 再興被存候事于今無其隱候、 前代ニ者御知行も過分ニ相付候得共、 所ニ御兄弟之御位牌所として津友寺・ 知行不相付寺者解地ニ可被召上由候付、 右之趣を以先例寺地御免許候而| 其後客殿等廃壊申ニ付、 左様之御苦労為被遊地 然処此節之御条書二、 惟新様御時代ニ者 丽 惣而棄破之刻被 興化寺有之候、 可 御座 被下儀所仰候 何とも迷惑ニ 候故、 御

万治二年亥二月廿七日

祖円

興化寺

覚

12

御寺作被相調候、 見、 通 御公儀より御修甫被仰付候、 興岳様御寺興化寺御寺作之儀、 候而罷居候、 御尋に付、 御普請見廻深見大膳・古木舎人、右之衆見廻を以 粗覚之通書記進上申候、 老年之儀に候間、 其時分ハ我々若輩之刻之儀、于今存 其時分之吉田噯役大井石 前々之様子定而存候半 惟新様御時代迄者 以上、

八月十二日

延宝六年午

税所仲右衛門印 古木長左衛門印

293

興化寺

玄康蔵主

覚

前 々 太守公興岳様御影上代二者興化寺江御掛被遊御

座候、 我々若年之刻非道二以無実 我々若年之刻節々奉拝候儀別儀無御座候、 御影之論被仰掛寺者隆盛 然処

参上之由、 院ニ而候、 惟非道之筋、 興化寺住持南叔老之咄ニ承候、 就夫折々鹿児島へ被召寄被為 然処 御影

請故福昌寺へ御供為被仕之由為承事ニ侯、 福昌寺へ可被遊御座候条、 へ御越可被遊之様こと被仰付、 所噯御供ニ而 無是非 御影噯より奉 我々老体之 御影鹿児島

故任御尋凡覚申通書付進上申候、 柊木孫右衛門印 以上、

延宝七年己未 七月廿日

税所仲右衛門印

興化寺

15

覚

忠隆様御影御模様之覚次書

御顔色ハ御桜色かと覚申候事、

装束歟と覚申候事、

御鎧ハ段々綴と申歟、

いかにも花やかに賙やかなる御

御鍪之御竪物

ハ羽車歟と覚申候事、

御太刀ハ大小敷と覚候事、

御影様西の床江 御馬者葦毛敷川原毛敷との様子に覚申候事 御掛被遊候を御座下より東より奉拝ミ、

覚

294

御兜・

税所早右衛門印

前々之

太守公島津又六郎忠隆様御出陣之御姿、

様、 御鎧・御太刀大小ニ而御馬上之御装束之御画像之御影 我々若輩之時分興化寺へ被遊御座候、依夫住持南

外大節之時分ハ御掛被遊候を節々奉拝候儀別儀無御 叔首取拝見可仕之由ニ而、 或ハ年頭或者四月四日

々之様子覚候而罷在通大略書認進上仕候、 我等老年之間古之儀無御存知由ニ而御尋之条、 以上、

> 前 座 其

候、

延宝六年午二月四日 古木長左衛門

興化寺

及聞召候而、

我々老体之故必定其通ニも可有之候哉、

16

覚

御影之讃 御 面者南 御向キ被成たるかと覚候事が 臨済派之出家為被成讃之由、

かと覚候事 住持咄共為承

我等若輩之刻之儀、 右七ヶ条之儀者拝見仕候趣、 殊二以年来久敷儀二而御 或者住持より為承趣、尤 座候得者、

も可 之事ニ候、 大形ニ而慥成覚ハ有御座間敷候、 有之、 又者御馬之毛も慥ニ究而何色とハ難覚儀ニ 或ハ御鎧之御名、 御竪物之御名なと未存内 ケ様之儀者相違之覚

得共、 此等之儀ハ次書ニ 而進上仕候、 以上、

御座候間、

有増如此ニ

御座候、

尤別紙之書付進上

候

吉田

興化寺様

延宝六年午二月四日 古木長左衛門

興化寺

興岳様御影御画 像、 古ハ興化寺江御掛被成御座候由被

輩之砌 存候ハん歟之通任御尋略存候通書記進上申候、 拝見申候儀別儀無御座候、 御影之御様子具足 我々若

甲·

御太刀大小御馬上二而御出陣之御姿二而被遊御座

御 尋可被成候、 以上、

候

少も別儀無御座

候、

脇

こも為被存衆可有之候間

延宝八年

庚申八月七日

蒲生之住

宅間千右衛門入道

如有印

同所

石 崎弥右衛門入道

宗意印

覚

17

興化寺古ハ本吉田ニ有之、 吉田美作殿御寺ニ 被相定 候

通ニ候故年ニ両度之諷経興化寺より被相勤 処二、吉田殿御生害之後吉田御 城元ニ被召直 候 候、 右之

御寺に被召成候由申伝候事

興岳様吉田を御手ニ被付、

其後

御逝去ニ而興化寺を

明 右両条佐藤筑後口 |柄如 能ニ

候

295

覚

通進 候由、 候者 後日入申事御座候ハ、是を可被指出候、 之御影を尊敬可被存儀ニ候哉、 之事ハ御家ニ弓を引たる人ニ而候、 る由被申候通被仰聞候間、 興岳様御影之儀、 二被成御座候を祁答院可雲借用候而興化寺江被奉置 南叔座主鹿児島 上申候得共、 親咄有之たる儀堅承候而罷居候、 御影之儀隆盛院より被申候者、 ケ様之儀共者相残候、 隆盛院より先年被申出候刻、 へ可有参上由候而御老中より被仰 御返事として申候者、 是以妄語至極に候通申 左様之人ハ御先祖 以上、 若ケ様之儀 別紙に覚書壱 前々者隆盛院 両度目 可雲 共 た 出

延宝五年巳十二月七日 Ш 田 1城介印

19

興化寺

玄康蔵主

地蔵菩薩佐多之浦村峰 高

峰高ニ 興岳様吉田城御責之時、 被相移候 由申伝候、 峰高 其後 御陣取被遊 蘭窓様就知(忠治) 御遺 地蔵菩 言

右上代ニ者吉田本城村ニ御座候得共、

吉田殿持之時

申候、

以来此方へ

入用

有之間敷候間 以上、

御寺へ被召置

미

然御座候半と存如此に候、

興岳様御寺興化寺より被致格護候処、 薩を被成御覧御悦喜被遊、 ·有加護候、 其日吉田御手ニ相付、 左候ハ、近辺知行可致寄進由 則如御立願 今日爰元之城輒責落候様 其後棄破 知 行被 御立 相 付 願

而 可

成候由、

興化寺先住持龍泉首座被申置

罷

君明旨、 天正歳舎玄黓敦牂、 前建仁雪岑叟津興孟夏如意殊日 興岳大禅定門遺像、 叨題一 祇夜以讃之、 前 薩隅日 三州太守 謹応当府

凛然意気有誰均汗馬功成討不臣 漢室三良輸一人若将武勇論千古

之讃写置可申之由親申候間、 年之時分に至、 成御座候間、 被仰出候ハ、 興岳様御影之事、 分愚親噯役仕候故、 双方共二御付被成間敷候、 噯衆相付可致参上由被仰候き、 興化寺隆盛院より相論 別紙 南叔相付此 二書記進上申 我等若年之時分書写召置 方迄御座 -候様 候刻 付御老中より 福昌寺 然者其時 元和 一可被 七八 御影

延宝 八年 申 卯 涥 七 Ĭ

> Ш 田 城 介 郋

> > 共年月

不

知

忠隆公吉

田家御誅伐後右寺

致 破壊

興化寺

御住持

Ш 菛 鎮 静 画吉祥夜吉祥

夫以 再興清秀山興化禅寺客殿上棟、 薩州鹿児島郡吉田盛隆 山興化禅刹者、 伏願檀家繁栄福円満 此故近者島津忠 「義か」 「義か」

弘公命佐多浦有司有再興、 公之時代就家老因訟之賜寺中用木、 其後経歳月及廃壊故、 於是大檀那合力銀 久

興岳隆盛大禅定門之牌

所而

可崇者也、

田 以建立客殿一宇者也、 四ヶ名百姓調之畢 且又上葺者地頭島津又助公命吉

郡

Ш

城

郡

Ш

弥

郎

、良平、

是

忠久侯の時

居

城

せしむ、

住 持小比丘 祖円謹誌之

仲 春 如 意 大工 坂元源之丞

維時

万治

年

庚子

衛

門尉盛祐か裔

也

子

孫城

下

iz

あり

如吉田

意山

右当所吉田家所領之時、

開山

林椿法印開基

Ξ 而 候得

東光寺

> 其時分仏餉料等も被召付置候 候哉被召上候、 誉法印再興、 此法印は

印を以中興開

山として御再興、

其後又及破壊候を伝

義弘公御帰依僧

=

耐

候

由

再

然共其後何様之訳

左衛門督歳久吉田城

江

在城之節、

為守護忠誉法

又々盛応法印 再三の中興にて寺家致造立候 左候而、 貧地之故又々及破壊居候を

由

右文政五午三月書出

Ш 卿九代加治木新六実平か二男也 其本ハ大蔵姓より 居 城せしむ、 田 城 Ш 田 其本は源姓比志島元祖村山栄弁か三 左衛門太郎資清は是島津 当出、 実は藤原 也 鎌足流藤宰相 五代道 鑑侯 経 0 時

日置 郡 郡 Ш 郷 小 Ш 田 村

○小山 田瀑布 源 郡 Ш 0) Щ 中より出 ル 瀧 0 高 サ 間

297

21

寺地改

玉 [せしむ

普右本右平御法 賢同地同等見鐘 院 院 王地 郡 Ш 無真 厚 高 寺社方合力 地 検者付 高弐拾五石 花尾山坊舎 御物并寺社 **寺社方検者付** 真言大乗院兼帯 右 村 御 的修甫

方

并

孫代 子栄弁是也、 之次男村上三郎左衛門尉頼重為信州守護、 其本ハ源姓清和帝九代六条判官為義三男志田 比志島上総法橋栄弁ハ則 家院 々当国に残 大蔵姓より出、 満家四 満家長平か聟と成て満家院を領知す、 特佐忠久侯して薩摩国に遠流す、 内裏御廻文ニも満家郡司とハ此人なり、 郎 男西俣、 置 長平 候 後漢 *ا*ر 頼 三男川 是 忠久侯の時比志島に居城す、 重 0) 忠久侯 霊帝流阿智 *ا*ر 川田、幽辺) 赦免有 0 牟木、 で本国 時 主 居 有故て浪室 0 城 信州 Û 北村等子 忠久侯扶 三郎義憲 後胤也 頼 Ū 表に 低重嫡 ť

> 多聞院 開院 右曼右 同茶羅 -大川 円照寺 寺 等 川川田田 高曹 壱洞 右 右同 同 家若右 右市

来

寺社方合力

提所石地

横幅窄く水流急なり

日 置 郡 芾 来 郷大里 村

名勝考

郡山 方大明 神

祭日七月廿六日

祭米三斗

五升

薩摩渡瀬

あ

宗廟

22 檀 貴久公、、、、 畢功矣、 陰陽不属時御遷宮、、、、、、 今茲年永禄龍集癸亥自仲陽十有六日至暮春十 大明神宝殿、、、、 諏訪大明神上宮社、、、、 越義秀 同 義照欽再拝、、、、 七月念日 大願主 当檀、 村上 丙申 主 命 源 飛 薩摩州満家院河 大檀 朝臣 騨 匠工令発槌、 守 那藤 義 . 秀 同 原義久 掃部佐、、、、 義照励 廿 田 村 諏訪 旧 日 凣 修 殿主 日 T 造 ,西於 造立 大願 Ŀ 修 君 下

一霧島権現 一天子大明

一所権現 神

一_{同一同} 天所山所 神 之 神 神

永禄癸亥七月廿 日

春笑叟苦欲道人敬白

大工 藤原秋昌

鍛冶 木場隠岐

一東一同一川 妙俣天所諏田 見 神 方村 社

一_{同一同} 山所山所 之 王 神 廿

社

満家院

宗廟

平等王院、

花尾権現

右神社考

右前代坊中数多為有之由. 候、 本寺号

一祭米三斗五寸神社考

升

右神社仏閣帳

当社勧請年曆不詳

24

⑩(花押)△

満家院東俣大平木場之事、 然者就快瑜法印成帰寺、 如前々急平等王院江令寄附 曩祖忠久如寄進能々被合 於永々後代不可 有 聊

違

其外厚地四至方至之堺、

23 (本文書ハ「旧記雑録前編二」二一七六号文書ト同一文書ナルベシ) 満家院東俣大平木場之事、「有御袖判」 也、 享禄四年三月 進上平等王院快瑜法印 早任先例、

八日

勝久

侍司

可有沙汰之状如件、

如前

々平等王院江

令寄附

一天神 一霧島 六所物

現

了 一今那 方大明神 一稲荷大明神

一 聖 侯 村

現

郡 権 山 末社

299

爾相

首尾、悉以平等王院快瑜法印可有執務者也、 仍為後日

之状如件

享禄四年三月八日

勝久

進上平等王院快瑜法印 侍司

(本文書ハ「旧記雑録前編二」二一七七号文書ト同一文書ナルベシ)

頭村田越前守経定、、、

25

奉新造薩摩国満家院厚智山花尾権現上宮社一宇、、、、

大檀那藤原朝臣修理大夫貴久并義辰御息災、、、、当地

天文廿二年癸丑五月十九日 権少僧都頼円

普賢院快由

当座主宥弁

奉造立厚智山下宮大権現宝殿上屋壱字、、、、郡山 原朝臣貴久并義辰、、、、 当地頭村田越前守経定、、、、

大檀越藤

社内ニ有之書物

丹後局鏡壱面社内二相籠

27

比企判官能員妹丹後局幸於源頼朝卿、而生男子、即島

源妙悟大姉金鐘寺殿、其後 是則若狭島津忠季也、

忠久公相所於満家院厚智村、

建立新社、安座頼朝卿与丹後局之木像、且復鋳数多之 太守之分領神社・仏閣・寺院共以当選択録之時、 現、即鎖宝殿未曽開発、使民戦栗者今既尚矣、茲歳我 御正体掛宝殿、成装厳百事至矣尽矣、称其号於花尾権 開花

之所自愛之明鏡無社内、 此言尋求之際、広言一族末裔国府但馬友平、寛永五年 尾宝殿而九拝、之則神威巍々不得平視、仍問当宮之所 由来、則伸所伝称之由而不詳、爰大宮司有言曰、有局 而所蔵置有鹿児島小院乎、因

其弟子、移于勝軍院、 兵衛友常、八月晦日所附与件鏡於予之祖父但馬之書也 蔵置之故之際、 戊辰二月時正、 国府仲兵衛友秀出証書曰、先是同姓甚 件明鏡亦帯之蔵当院矣、問其所

謂難蔵宝器於俗家之故、託善寿院主・

26

天文二十四年乙卯極月吉日

熟読之詳味

非友平累代重器明矣、

所註置花尾社内

九月九日并十二ヶ月共ニ祭有之

権現上下之宮祭日

者可乎、 明 〈曆二年丙申四月十八日 所以掛宝殿也、 神人等堅守之勿違矣、

鎌田 筑後

藤原政昭

の尾をかきり

はしか山せとの口松尾の原道をかきり

ゆの木の谷の道白薄のさこをかきり

なすひ田西の尾を猿おとしほきの上道をかきり

ゆすの木の原めんをかきり

水かうちはりこ谷夕かくら道をかきり

土せとの口[け]ちの尾まちはへうへの□内くぬ木つる®か(®か)

より中の木場ふミわたしてしりかくめの坂仏の尾をか

楽の木場屋敷半分厚智領ふかりきりのと、ろやたけの(@<)

つしたまり水の尾をかきり

|末きル、歟_ あふき山の尾をかきり花尾嶽の社柱二本

為当国守護所惟宗忠久悉地成就

建保六年戊寅九月

日

右志者為聖朝外朝日本大将軍家源朝臣御願成就

殊者

薩州満家院厚智山権現御正体七体内

大勧進僧栄金

右神社仏閣帳

大中臣真文

郡山 花尾三社権現

内頼朝公

円融院常位薩摩国満家院厚智山大

永金阿闍梨

丹後局

301

28

花尾権現正体之書付

厚智山堺内日記、 社内 = 有之

境之事、

秋吉の西のはなよりはしめてほしかせるかせんたう

花尾上宮熊野権 嵬

本地弥陀 薬師 観音

愛染明王本堂

花尾山

花尾権現本地堂

_{真言宗} 平等王院

弥陀薬師観音

高弐拾五石

右同 儿 本地院 開山怪快法印

真言宗 - 普賢院

持仏堂

右同 開山

|不知

多聞院

右同

高弐拾五石 本尊普賢

開山 [盛敞

右同

曼荼羅寺

高弐拾五石 本尊多聞天王

本尊不動

右同

高弐拾五石

右四ヶ寺共享保三年戌十二月高目録被相渡候、

開山

院遣候状、

右四ヶ寺共南泉院脇寺同格に被仰付候旨、

慈光院

市来龍雲寺末 大乗院末 法幢寺 円照寺

右同末 大川寺

右之外由緒等無之故略ス、

右元文二年 七月書出、

一花尾山権現立御代参、元禄十五年比より初而相始候段、旧典抜書」

八月九日 吉貴公有命開帳、 為秘神開帳無之処、 向後御家督御部屋栖御直 宝永七閏

一頼朝公御鬢髮三茎、同四十正徳元十二月」同 参之節ハ開帳有之筈、 御鬢毛二茎、

平等王院江鎌倉相

承

久仰拝シテ写之、 但頼朝公御法会之節也、

302

享保三戌四

嘉禄三年丁亥歳十二月十二日

丹後御局御茶毘所

文化元甲子歳十二月吉辰、 大乗院三十七世法印覚宥

代新有御造替而開眼供養畢

御宮より御局御墓所迄路法弐丁位、常夜灯迄弐丁半余、 御腰掛石迄五丁七合位、二王門迄七丁、此所二下馬札

り正徳三年巳九月薩州花尾山江被分遣候也

頼朝卿御遺髪、

鎌倉法華堂より別当相承院二世良深よ

あり、

但吉田街道者御腰掛石之後ニ下馬札あり、

賴朝公御鬢髮五筋但舎利塔二入 右花尾山平等王院江

右安永八亥八月大乗院より書出シ、

花尾権現郡山厚地村 薩城より四里半

祭神

丹後局

頼朝卿

永金阿闍梨

抑当社ハ 頼朝公之霊社タリ、 島津之元祖豊後守忠

> 円祭田とシテ御寄附、 久公君父之義を以建保六年ニ安置権現と崇、 御尊敬異に他故ニ 太守在国ニ 厚地村

ハ必御直参有之者也

大権現号之儀、 許有之候段申来候旨、 京都吉田家より寛政元年酉六月四日免 市田勘解由殿より同廿六日

1被仰

渡候事、

神 井 上 上

一駿河守

右神社考

文政二年卯十二月

右従 頼朝公御鬢毛 斉興公花尾山江被遊御奉納候付、 御側役橋口今彦

添書有之、

花尾権現厚地村 日置郡 薩城より乾之方 郡山郷

祭神三座

神像木像

丹後御局

右大将頼朝公

永金 阿 闍

御母堂 地村 花尾山 別当職を兼摂せしめ、 局在世之時尊敬せられし僧之木像とを左右ニ 朝公木像を御安置、花尾権現と崇らる、 袓 別当寺を号満家院厚地山平等王院、 豊後守忠久公君父之義を以、 円祭田として御寄附有、 ハ鹿児島之乾四里之程厚地と云所ニ 丹後御局員之妹の木像と永金阿闍梨と云て、 節序之祭祀怠る事なし、 今大乗院をして当社之 建保六年 神廟者島津之御 且. 御勧請在、 右大将 祔 忠久公之 而 御 厚 元

右神社撰集

Щ 上素有 社号熊野権 現、 従是 山上 右異本神社考 山下通シ テ 花尾 山

着座門首 制当寺大乗院兼帯真言宗厚地花尾権四 現

平等王院

Ш 永金阿闍 梨 建保六年開基 花尾

Щ

花尾山御建立之時三拾六坊を御建、 本寺を平等王院と

高弐拾

尊之儀者鹿児島護摩所へ御安置、 指量愛染明王邸作一御安置候処、 被号、 本尊ハ従 頼朝公[より] 忠久公江御附属谷渡 勝久公御代致破壊、 毎年[十一] 月朔日 於 本 Ŧi.

御城開帳御祈祷有之候

丹後御局御牌御安置有之候得共、 逝去と書記有之候由、 御法名 所有之候、 破壊御牌 桃源妙悟大姉、 茂紛失候哉、 市来金鐘寺へ古代より 御法名不相 金鐘寺由緒帳二相見得候 嘉禄三年丁亥十二月十二日 知 御局之御牌有之、 勝久公之時寺院及 御石塔・御茶毘 御

三拾六坊之内、 円融院一ヶ寺之寺跡有之由

御神廟之儀者 再興不相調候、 弘治二年伊集院宝荘厳寺を鹿児島工 貴久公御代御修覆有之候得共、 厚地村被成御寄附、 神廟 (慶を擁護御させ) 寺院御 御

坊円融院 例之御祭于今御座 多聞院・ 候、 本地院・ 綱貴公花尾 普賢院、 Щ 此 江平等王院 五院御再興 并脇 可

移被改大乗院と、

豊前久達より被差上 吉貴公平等王院 被遊旨、 元禄十七甲 一字御再興被成、 候 申二月被 愛染明 Ĩ 仰 月本地院御再興、同、年 上於平等王院御祈祷有之候 學六 學六 茁 大乗院兼帯ニ而佐多 置 宝永五年之春

軀平等王院へ御安置、

同年六月本地院御再興、

29 (本文書ハ「旧記雑録追録三」一九一二号文書ト同一文書ナルベシ) 宝塔 享保八年卯四月多聞院御再興、 二月曼荼羅寺融院御再興、 仰自 御寄附被成候 享保十一年丙午 右前中将吉貴公新被製之、 後年宜宝護之者也、 右要用集しらへ 頼朝公御髪鬚有奉納之御志、 十二月十五日 太守継豊公被相納之畢、 基 平等王院 天保十一子年也、 仍副状如件、 同年十一月普賢院御再興、 所被納置花尾山権現社内 伊十院蔵人 久基判 島津 樺山 一ヶ寺ニ高弐拾五石ツ 平岡内匠 島津中務 種子島弾正 御髪鬚安置塔内、 主計 雖然御退休之故依 久矩判 久武判 之品判 久貫判 久初判 及 31 30 明朔日花尾山へ中城太子参詣ニ付、 太守様花尾山 寺社方より知事御用ニ付罷出候処、 日限之儀ハ追而可被仰渡候 近々之内有之筈付、諸事花尾山 渡候旨、口達ニ而取次衆より致承知候、 気次第琉球国太子花尾山へ参詣被致筈候間、 寺社方より御用有之知事罷出候処、来月朔日・二日天 おとせ殿花尾山へ参詣之由、 掃除、其外当寺より菓子・吸物・酒等差出可然様被仰 安永二年癸巳八月十一日 ル廿七日、花尾山 院 右之通大乗院日帳書抜也 へ申付候 八月廿九日 八月廿七日 覚 御参詣首尾能相済候 江 御参詣被遊段被仰渡候事 御納戸より申来候 同断ニ 諸事差引として護 可致旨致承知候 太守様重豪公来 尤霧島参詣 諸事道橋

勢至菩薩

軀

但御厨子伽羅内箔磨 仏師康湛作

七条左京康敬極状相添

右者

霊験新成御像ニ候処、今度 太守宰相斉興公多年御側江御安置、 思召之御訳被為 別而被遊御信仰、 在、華

尾山御内陣江被遊御安置候条、 謹而奉得其旨、 至後年

勤行無怠慢可令修行之旨、依 仰執達如件、

弘化四年丁未

平等王院

九月廿八日

(本文書ハ | 旧記雑録追録八 | 一二六の一号文書ト同一文書ナルベシ)

従定朝法印十五代康湛法印作

壱体

坐像御長九部

右康湛法印之作紛無之者也、

正統三十四世

法橋七条左京

厨子後ニ

康湛法印作

大仏師三十四世

法橋左京康敬判

調所笑左衛門

広郷判

33

副状

右大将頼朝卿

本

御笏

此御笏者平産并田地虫除之符与唱、鎌倉法華堂御別

当相承院江伝来候処、昔年薩州之仏工鳥居如見より、 院主良琛法印江内々遂所望守下り致笥蔵来候、 産符

ニ用る時は流川之水を川下りニ汲取、水を器物ニ移

し器中

江御笏を浸し、其水を産婦

二飲しめは、

不致

平産者無之、又田地之虫を除くに、此御笏を守りて

其田間を歩行すれは、悉く虫除て稲苗繁茂す、霊験

長八献上之、

32

勢至菩薩

極

如此依著明、

文化十二年亥十二月如見五代之孫鳥居

306

康敬判

弘化四年未六月

出

羽守同様被仰付候旨、

右者今度

太守宰相斉興公

思召之御訳被為

在、

被遊

有屋田在京 有屋田正親 市屋田正親

付候、

狀如 華尾山江

御奉納候条、 弘化四年丁未 到後年宜宝護之者也、 仍副

調所笑左衛門

右弐人天保三辰年代々御小姓与格被仰付候、

村山田

九月廿八日

広郷判

(本文書ハ「旧記雑録追録八」一二六の二号文書ト同一文書ナルベシ)

井上右京福ヶ追諏方神主

井上駿河守 大宮司

年未八月神主職被仰付、 右右京亡曽祖父左膳并駿河守亡祖父駿河守事、 家順者諏方大宮司者官有無之 天明. Ł

井上駿河守親志摩守代大宮司職蒙 右之通被仰付、 座順者時々可為官順旨被仰渡候 勅許候、 尤惣大宮

無差別両家上ニ被仰付、

福ヶ追諏方神主・花尾山

一神主

候、

依之官位之御礼奉願置候付、

左之通相伺候

司之儀京都吉田家より指許有之候、 文政十二丑年於江戸被仰付候 御礼席等何篇本田

家格代々寄合并着座門首格式、天保三辰年於江戸被仰

右要用集しらへ

右天保八酉七月兼職被仰付候、

34

口上覚

私養子井上播磨守事、 此節御内用之儀有之上京被仰付

候処、 於京都従五位下播磨守蒙 勅許、 難有仕合奉存

官位之御礼奉願置候付、 御礼席并扣席御門通り、 且. 弥御礼被仰付儀御座 上り \Box ·下乗所等之儀 候 `, 阿様

可被仰付哉

右同断に付雨天之節

御城内長柄傘相用

候儀、

何様

被仰付可被下哉、

右之通奉伺候間、 何分被仰渡被下度奉願候、 此旨

307

御

申可被下候、以上、 寺社御奉行所 右之次書略ス 未六月廿五日 井上駿河守 十一月三日 祭料無之 右脇 左脇 丹後局 八文字民部太夫 祭

右者此節従五位下播磨守蒙 井上播磨守駿河守養子 勅許、官位之御礼奉願置

登 畳目上江進上物相備、 城之節者虎之間へ相扣、御書院三之間上敷居涯 同下ニ而御礼被仰付候、

候付、御礼席等之儀駿河守得差図、左之通被仰付候、

雨天ニ候ハ、 右之通被仰付候条可被申渡旨寺社奉行へ申渡、 御城内長柄傘相用候様被仰付候 可承

御門不及開扉、

虎之間脇雁木より罷上候様被仰付候、

向へも可申渡候、

未十月十五日

石見

一ノ宮大明神郡山東俣 薩城より三里半

供奉之神

中尊

忠久公

当社ハ勧請之年暦不詳、抑一之宮大明神ハ島津元祖忠 召付候、

右天明五乙巳年より右之通被

祭米三石

祭料青銅千三百疋

不絶、神廟舞殿無廃壞者蓋以神徳之有光輝而有敬神之 久公為御鎮座之霊場、爾来雖歴年月之久粢盛血食伝而

篤実也、日若享保十一年丙午夏新有国命而為御修甫所、 十月十二日始運斧至於十二月十八日畢、 故 太守御在

祭神

一之宮大明神郡山東俣村

神体木像

右神社考

忠久公

五十二体

丹後御局

惟宗広言

供奉随身五拾二体脇取

忠久公為御鎮座之霊場、 当社勧請之年曆不詳、 抑一之宮大明神ハ島津之御元祖 爾来歷歲月之久粢盛血食伝而

不絶、 十月十二日始運斧至於十二月十八日畢、 之篤実也、 曰若享保十一年丙午夏新有国命為御修甫所、 神廟舞殿無廃壞者、蓋以神徳之有光輝而有敬神 故 太守御在

国之時者必当社江御社参有之也、

社家屋敷目録

郡山村

下屋敷十四間半一 反拾九歩 一表一斗七合

前田川内

下屋敷五畦

大豆二斗一升五合

合大豆二斗一升五合

高ニシテニ斗ニ升三合九勺六才

右同村

下々屋敷十四間四畦拾三歩

長尾主右衛門諏訪権祝子

大豆一斗七升七合

下々屋敷十四間半一反拾九歩 下々屋敷拾七歩 大豆一表一斗七合

右同人

合五畦

合大豆二斗一合

高ニシテ二斗八合三勺八才

右社家屋敷今度就大御支配、享保八年卯七月郡奉行東

郷吉右衛門竿相究差出候以帳面令支配候間、

如先規勤

行等無懈怠可相勤者也、

享保十一年丙午七月二日

大御支配所印

谷山角太夫印

鎌田六郎太夫印

右神社撰集

時郡司居城せしむ、其本ハ紀姓、 伊集院城 伊集院四郎時清入道迎西、 光孝帝の流武内宿 是 忠久侯の

臣冬副公六世の裔従四位の上丹後守保昌息男昌成と云 人△上古より知行、 袮之苗裔紀貫之か孫伊集院本主太夫紀能成と▽⑱いへる (掌) 此能成無世子、因て鎌足流閑院大

ヲ養子として譲伊集院郡司職

伊集院城 と言る人上古より伊集院を知行ス、然るに此能成子な 院の郡司也、 伊集院四郎時清入道迎清 忠久公御代伊十 其本紀姓より出る、孝皇天皇の流紀能成

息男四郎入道迎清なり、是迄六代ニ当る、七代伊集院 四位上丹後守保昌の息男又太郎昌成と言る人を養子と 六郎清実豊後国於大宰府遂戦死、八代左衛門尉清枋、(キシ) して伊集院郡司職を譲る、 昌成二代薩摩守成恒、三代

し、大職官鎌足公の流閑院大臣冬副公より六代之苗裔

見えす、此伊集院か其跡を御当家二代の守護 九代又次郎清光、十代伊予大拯清忠、是より末系図 忠時公 =

末子 らす、 十院彦五郎入道迎斎判と有り、 伊集院家ニ賜御教書、 永々栄給ふ、 常陸介忠経公の孫に弥五郎久兼御相続有て子孫 古伊集院六郎清有也、 御家伊集院是なり、 其文筑前国金隈合戦 此一揆ニ中河・久留あり、 是ハ御当家伊十院ニあ 守護 氏久公御代に 時、父伊

> 一伊集院 ○貴久公鹿児島清水城御退去ニ而田布施ニ

成御座、 貴久公守護職二御成被遊候而、

被成御座候

一字治城

貞久公御退治被成候、

右之後伊集院

ハ伊

太

集院家代々伝領仕候処、 熙久陰謀及露顕、 九代之

守忠国公御退治、 熙久他邦へ出奔、

○天文五年三州擾乱之節、 不随候故、 忠良公・貴久公此城を御襲取被遊侯 城主町田久用与島津実久候而

日置郡伊集院郷

苗代川 此地文禄中先君 松齢公征韓の時帰降の朝鮮 名勝考

人二十二姓、其男女八十余人を率ひ来り給ひしもの 種

鹿屋郷笠野原に荘居を給ふ

落一邑を成せり、後蕃殖する故、

宝永元年戸を折て隅州

一諏方大明神

宗廟

奉造立諏方宝殿 宇、、、、、

37

永正元年甲子十二月廿六日当大檀那藤原朝臣忠治

被

暫此城地

右神社仏閣帳

奥書

諏

方大明神縁起

弘治三年丁巳五月吉日書写畢

鳥取伊勢守

大工 四郎左衛門 藤原政義

宗廟麓伊集院

当所崇廟諏訪大明神、 島之先祖信濃国より諏方を負下松之下へ休息仕居候処 原二而鷹狩被成、 何者に而候哉と御尋に付右之通御返答申上候得者、 鷹洩レ申候而機嫌悪敷候、 伊集院先祖当所御在城之刻、 小田原掃部 中島源左衛門 中島源左衛門 其刻 中 町

田

鷹御手ニ参候故、 鷹御手二参候樣祈祷可仕由被仰付候、 今代宮司方へ格護仕候、 阿多・吉利・永吉・郡山・小山田頭掛り之書付一 廟と御取持神領等被召付、 当所城之向に社殿結構に造営に而崇 是又鹿児島諏訪茂爰元より 祭礼之刻両頭御居り当所并 依之祈祷申上 通于 刻

罷下、

伊集院迄罷通候時、

忠国

町

田原江

右諏方由来者古中島宮内少と申人信濃より背負当(輔威カ)

国

七月廿八日

祭日

祭米五斗二升五合

従公義出

請候由申伝候

石屋和尚被成遍参上方より御下向之折節、

直ニ 諏方 中島少右衛門御手へ参り伊集院宗廟と勧請之由申伝候、 神主

急度御手ニ参候様ニ御祈誓可仕候由承候、

左 候 而 候、

鷹

処ニ参り合、右之段申上候得ハ、

三日前ニ

鷹それ 鷹野被成候

薩万行と御答有之候由申伝、 諏方是殺生神、 被成社参拝礼之刻、 和尚争礼拝、 開帳候而被成御出合問答有之候由 于今妙円寺住持年頭社 石屋返答、 諏訪殺生

(花押)

有之規式相調申候、尤右社司両人年頭ニ妙円寺江参候

而、前々より規式有之候、

一願書一通天正八年町田出羽介久倍判

一御寄進状一通永享九年八月廿二日大隅守熙久判

一薩摩国伊集院諏訪祭礼事書壱诵

右四通丑五月肥後仁右衛門殿廻勤之節差上、于今御伊集院出兼公御判口ニ有之御家老七人名前書付壱通

返不被下候

等ニ而無之候、如何様之儀ニ而被召上候哉と御尋被成候者、右由緒書成程慥成事ニ而候得者、右之高被召上処ニ、右由緒書得与御覧被届少右衛門へ御直ニ被仰聞地頭之刻、中島源左衛門曽祖父中島少右衛門より由緒地頭之刻、中島源左衛門曽祖父中島少右衛門より由緒地頭之刻、中島源左衛門曽祖父中島少右衛門より由緒地頭之刻、中島源左衛門と成子を入り、古図書殿御寄進之御高六拾町被召上祭礼等調兼候付、古図書殿御寄進之御高六拾町被召上祭礼等調兼候付、古図書殿御寄進之御高六拾町被召上祭礼等調兼候付、古図書殿

被仰付、慶長四年十八神道無残相伝、于今右伝法之書祖小田原左馬助并伊作篠原先祖両人京都吉田家へ伝授一龍伯様当所諏訪別而御崇敬之由、右社司小田原掃部先

右寛保二戌五月書出、物右掃部方へ所持仕居候

一諏訪大明神下谷村之内麓犬之馬場

書出、

神護院 別当 上司 上司

成、 仰付祈願仕候処、 得 哉と御尋っ付、 向 輔と申者ニ而、 を守下、 田 右者当所宗廟ニ而、 |原にて御鷹狩之刻、 江 御 紫衣之装束御免被仰付神領被召付、 折節御鷹翦候間、 勧請社殿御造営、 町田原街道の傍ニ休居候処、 諏方を奉守薩州を志し罷下候由 信州諏方神主中島家之二男中島宮内 則御手ニ参り候故御喜悦、 御先祖 大宮司中島之先祖信州より 宮内少輔諏方之大宮司 御手ニ参り候様祈願 忠国公当所御在城之節町 いか成者 両頭殿被召居 即御城之 可仕旨被 三而 申 被召 Ŀ. 諏 候 少 候

調

候、

斗弐升五合宛被下之、

神馬等鹿児島より参候而祭相

候由申上候処、

追付社殿御再興被仰付、

御祭米毎年五

孫も披見不仕様ニ申伝、

候付申上候ハ、

右被召上候刻由緒書等秘密:仕置、子

訴訟を茂不仕其儘

ニ而罷居

申

39

中

島宮

内 $\overline{\mathcal{H}}$ 岁 H

輔

(本文書ハ「旧記雑録後編一」一一六九号文書ト同一文書ナルベシ)

薩 摩 玉 [伊集院] 諏 方御祭礼年 硘 田 数番 帳之事

40 御

諏訪

大明

神御造営之事

当 層那

藤

原忠治十六歳

飯山 小

(伊垣) 古坂主 名 内

九 六十 右此 番 前陸奥守立久御代集巧人令評談、 阿多郡 中石小野 日 川谷井田吉置下 名名原名利庄神 名 名之殿 町 祭礼之事 所定置

也、

雖然猶以巨

細

無

知方間 年

書記 頭之田 別之条、

処 也 数

分 致

両 分

鳥取

播磨守 荐

政

歧茂判

状

如件

天正

八年庚辰仲秋廿

町

田

出

羽

倍 介 衆人快楽者也、 武運長久、 葭原之屋鋪

若於後日

有

疎 咻略 (®扱)

ハ

可

其沙汰、

仍

雖多

規 其

例

依有

逼

難

南 旧

方

且者当境無事

且者久倍息災安隠子孫繁昌、(⑩穏)

奉寄附

者無疑、

右

所祈意趣者、

御当家

御

八番 七番 六番

竹清寺持 山藤路名 名名名名 名

徳麦松上 重生本神 名田名殿 名 名

中

Щ 囲 名

年十二月十 Ŧī.

藤原

大宮司 中 島 殿

当奉行鳥取伊 勢守藤 大工 茂三 干 $\overline{\mathcal{H}}$

小 臼工 窪 井半左衛 田 远 郎左 門尉 衛門家安

八木田三 一郎左衛 門尉 政安

右棟札写と申伝候、

313

38

謹

顕

誠

心 炷

不断

香奉献

諏訪-

上下

大明

神

御宝

前

内名

入春 佐 名名

依

志、

永代不可 有断絶、

仍香資当所麦生田名之内

▽町一ヶ所

番

吉富竹名名

几

Ŧi.

番

西俣名半分

同 満 東院比家 民之志 名内島 内 新御領名 名

番

有福 屋山名 名

西俣名半分 土橋名

桑畑名 知名 名

郷口

名

弥

放置(直 動院) 表 表 名 内

満 郡家 油 之 内 名

平神之川

南谷

日

番

一番

一忠兼公御判并御家老衆七人連名之御書付写左之通、世集院

忠兼判

讃岐守景元判

越後守宗政判

藤原千新

備前守景豊

伴兼演

伊豆守政綱判

因幡守兼親判

少之時分、右之御書付存不申破損仕候由申伝候、大切。存、御諏方御戸之内。入置候故、大宮司家督幼右之外慥成御書付由緒書数通有之候処、右御書付余り

長刀 一振 豊後住藤原則行

右何方寄進共不知、

刀 一本 薩州法城寺橋吉国

右正徳四年伊集院蔵人藤原久矩寄進、

居住小田原駿河御供仕、 貴久公諏方被遊御崇敬、右天文年中 貴久公伊集院御手"入御入城之刻、加世田

駿河社

司

ニ被仰付、

伊集院中社家支配被仰付候由

都吉田殿方へ十八神道伝授として被召登候由、龍伯公ニ茂諏方御崇敬、右駿河嫡子小田原左馬介を京

義弘公『茂諏方被遊御崇敬之由、尤右小田原左馬介

義弘公御帰依之者ニ而、 義弘公御煩ニ付而も御祈念

等被仰付、度々「御前ニ茂被召出候由彰弘至雒帰依之者''而 - 彰弘至雒煇

于今小田原左内所持仕候、

家老衆川上四郎兵衛殿・本田源右衛門殿より之御書付

三而、

其時之御

一祭米五斗弐升五合

右七月朔日・同廿日・同廿八日、三度之神酒料として

御物より被相渡候、

「御寄進高六拾町被召上候以後御祭調兼、社頭漸々破損

衛門より由緒書等差上御寄進高返被下候様、尤社頭御仕候故、伊集院地頭古図書殿御代、前大宮司中島少左

書付不差上候哉と御尋ニ付、右由緒之御書付先祖代々御覧、右由緒書慥成事候処、神領被召上候時分、右御

之時分其訳承置不申、右御書付有之段茂不存候故、其別而大切ニ仕諏方御戸内込置候処ニ、中島家家督幼少

時差出不申段申伝候と答申上候得ハ、追付社殿御修甫

被仰付、祭米・神馬等参候由申伝、当時迄右之通御

座

右文化十一戌十一月書出

候、

日置郡伊集院郷

5方大明神 薩城より西ニ去事

祭神

事代主神

祭礼七月廿八日

祭米五斗弐升五合 御蔵米

神馬二疋毎年御厩より率来、祭之日ハ在郷より四人ツ

、神馬役上下着勤之、

島宮内少輔と云ル者、信州諏方を奉守薩摩へ下ル、于伝称ス、当社者信濃国諏方大明神之神主中島家二男中

不符合、

中島家に云伝へし旨段ハ、

忠国公依命い十

時伊集院之内町田原と云所之松之下に暫く休息しける

愁傷之所ニ、宮内少輔御目懸りに在しが、家名御尋故か、 忠国公御鷹野に出御ありたるが御鷹もれゆき御

右之次第を言上す、

太守有命之御鷹相洩候間

返復

神領等御寄附あり、宮内少輔を以代宮司ニ被定、紫染当所御城の向へ社殿御造営、件之諏方大明神を御安置を深く希し所ニ、無程御鷹御拳に参り甚御喜色ありて之事祈願可申との(公命也、宮内少輔謹て畏り)神慮

Bニヽ両負など皮左、日畳・肩引・水肓・彫コ・比忘忠国公御以来 御代々様御尊敬異于他、益て当社之祭夫より此方装束相損の時は時々御出来御引替有之と也之狩衣信州より為持下由ニ而是を着用して神勤に随ふ

島・小山田・阿多郡南方迄頭係り、田数六十町を被宛祀ニハ両頭役を被立、日置・吉利・永吉・郡山・比志

置候、

年号永正十一年鳥取播磨守政茂之名判二而大宮

正八年町田出羽介久倍神領寄附状、代宮司格後云々、七人連名之書付、且又永享九年大隅守熙久寄附状、天司中島殿と相記され候寄附状并忠兼公御在判御家老衆司中島殿と相記され候寄附状并忠兼公御在判御家老衆

疑クハ、町田久連丈之家譜と右中島之伝称勧請之次第コプ年町日出羽子ク格神令書解お「仕宮言権後立べ

り、是則宮内少輔負下処之御神を当分の地へ直ニ御勧院之麓御城之向ニ社壇を建立して尊崇し給ふと伝へた

隅守熈久石谷の諏方両社をい十院へ被引移、其跡へ両請と見得たり、然る『町田嫡家之譜中『ハ、い十院大

郡内郷中とても方角於里数今更伝称を押ニハ 方園門と云けるも、 熙久之代ニ今の地ニ被為移事分明なるへきか、 けるが、 又石谷ノ内ニ諏方園門と云し所を中島家譜代々格護 中島氏石谷へ越て跡諏方へ御供一 文三年甲午菊月廿九日と棟札ニ記セリ、 諏方勧請奉造立、 宮内少輔負下所の諏方は初石谷へ勧請して後、 願主季貞朝臣、 膳ツ、供進すると也 大檀那 諏方祭相済 藤原勝久、 子細 天

摩国 総社二御崇被成、 抑信濃国本社諏訪大明神ハ、 ハ正敷聞へ侍る故、 中島家諏方を当国へ負下の証文なし、 然者勧請の所両様何れを正とすへきか、今是を考 へ御下国、 神領トモニ棄破勘落の時ニ上地と成と見得た 本社諏訪大明神を薩州 暦応之比、 悉く此次ニ記ス、 又本諏方と云も皆石谷の内にあり、 御当家御五代 鹿児島之郡司矢上左衛門 Ш 町田家の於旧 門院 あらね共 へ御請 貞久公薩 諏

> 審也、 然る処に中島家負下所の諏方も又本社なるよし至て不 信州之本社ハ右ニ記通、

祭の法様をも定めさせ給ふ也、 事を祭祀ニ始られ、 給ひ、 し守下たるハ 貞久公より御五代後の事也 九代 忠国公御代ニ至候てハ既ニ頭殿居頭と云 第十代 立久公の御代ニハ 中島家本社之諏方と号 貞久公之御代請之下 御佐山 貞久公

取と云脈方を守出と云事あり、 拠ニハ信州諏方の社壇は山を見当ニ空殿也、 云しハ、諏訪の御神体は昔し戦場之時、 又此社ヲ二社ニ分ツハ一体 薩摩の人為盗 所之人之

本社の神体を請し下し給ふの上ハ別に神体不可有、

証

也 秋宮・春宮とて春秋を以上下勧通之社例あり、 当

外に神主可有事なし、 神主の号有事を不聞、 の御代両社ニ御崇被成候初ハ一社ニ而候を 久豊公、 国にて諏方両社と崇事、 上社 然ハ中島信州諏方神主二男家と 信州諏方上下之分別にあらす 勧請之神霊異り、 ハ大祝、 下の社 又信州にて ハ竹井祝也

装束令ニハ曽て無之、 云事、是又不審之名目也、 下二大口を着し風折烏帽子を着る、 於神祇 紫染之狩衣とハ藤色の ハ不法至極之支度也 則能之支度也 側次

尊崇有之、

御代々様擁護の御神霊重意至極の神籬也

諏

方大明神を当分之地

宗廟ニ

御

五郎高純御 御譲 崇置る

退治有て、

鹿児島郡を第六陸奥守

氏

山門院より東福寺城脇

へ御引移之時、 御遷座、

> 山門 久公

也、

絶也、 是則 崩 和三年丙戌之事也、

集院諏 方頭 《殿并頭》 (係之事

天正十三年乙酉七月廿八日

頭殿 左平田新左衛門子息 右同名豊前守子息

天正十四 頭殿 年丙戌七月廿八日 左野村兵部少輔子息

右同名右京進子息

天正十五年丁亥七月廿八日 同 左有屋田加賀守子息

右比志島源左衛門子息

天正十六年戊子七月廿八日 同 左 春成氏

右之通名前相知ス、 右 木原氏

Щ 外永禄年中・元亀年中、 田 比志島 郡山 Ш 田名より頭係等相勤 阿多・永吉・吉利 日置 候書付有、 小

明

和

一年乙酉四月諏方大明神鳥居之額字、

依願京都吉

43

節 田本所へ執成申と上下之御 羽守藤親盈氏子中より伊集院へ招請して奉納鳥居ニ 飾師高崎喜平次調進既二成而、 :額朝臣兼雄卿御染筆被差下候 乙酉十二月四日

奉 出

42 伊集院諏方大明神之社司家譜

度諏方祠司橘左馬助実直以薩州龍伯之儀別而令懇望之 陰陽行儀者神道之初行也、三七日致加行後修法之、

仰左兵衛督兼治令相授之訖、 慎而莫怠之、

慶長四年季夏後八

神道管領長上卜部朝臣

御前 助事上京之時御物より諸事御取立を以罷登、 旅中用度之日記等有于今、左馬助事 右小田原左馬助十八神道御相伝之奥書ニ被記、 へ毎度被召出、 厚く蒙 命慮候 龍伯様 御銀拝領 惟新様 左馬之

之儀候間、 惟新様御煩付為御祈念貴所事可有参上之由 早々御打立不嫌夜白可有御参候、 油 断有 御 急用 間

本田源右衛門

間、 果候、

川上四

親高判

『郎兵衛

忠音判

小田原左馬助殿

御宿所

猶々最至于摂州雖可申入、 当分其地へ 御入候儀を

も不存候間直ニ申渡候、是又為御心得候

態令啓入候、 仍従

本并服忌令可持参之由 惟新様貴所江御用所之儀在之由被仰出候条、 御意ニ而候、 然間早々可有参 中臣祓之

本田源右衛門

上事最候、

恐々謹言、

三月廿七日

小田原左馬助殿 御宿所

態申候、 中親社役被仕候二付高岡衆一分二候、 仍小田原三郎太郎殿其許社人之儀候得共、 則親もハや被相 此

45

被仕候、高弐拾八石五斗六升四合分則曳下候間、

江高可被召加候、

勿論七分出銀ハ高岡へ上納被申候

比志島紀伊守

国貞判

為御存知候、恐々謹言、

五月十日

関豊前守殿

上原二右衛門殿 御宿所

46

御老中様両三人御判被申請、 平日記

十五年之内無相違様御証

御神領一町一反坪付并一反宛代付等事、 文等被差下可致頂戴之事、 又大水破脚之

御納俵物員数六拾二ヶ条せう田毎年作人等ニ可被仰付 儀以人足可相調事、

并右俵物及八月九月渡可有届之在所、

鹿児島又ハ

| 帖湊へ下させ可有事、

右条目於御分別例年無相違候ハ、御所領等可申請者也、

十二月十四日

44

318

御方

然者三郎太郎事其方江罷居候ハて不叶人之儀候

総州様へ被申上被召移候而可然候、高岡へ公役

下 下 下 中 中屋敷五畦 中 中 可申入者也、 可 屋 -屋敷 渡置之候、 町 々屋敷七畦 Þ Þ Þ 屋敷五畦 永禄九年丙寅正月廿三日 屋敷七 屋敷七畦 屋敷七畦 敷 右 一反代物二百貫文之事、 |四行従前々被下置、 Ĩ. Ĩ. 畦 畦 畦 屹彼地之儀若ハ相替子細候ハ、興善寺ニ 仍状如件 右 野崎主取 右 右神左取 内同 内神左取 侍 侍社京 神 小田原掃部 永尾十助 右同太戦役 中馬休右衛門 黑木新五郎 村之内堅助 右同簡役 於坊津興善寺御 小田原治部太夫殿 田中 図 正信判 書 莇 中媒之条 中 諏方大明神 惣鎮守 若宮 鎮守 権現 天満大自在天神 下々屋敷七 熊鷹大明神 柿本大明神 当社ハ同所石谷村より此所江 祭米五斗二升 七月廿八日 祭神前に同 右神社撰集 末社 薩摩国 右五行宝永六年丑切明屋敷御免地 四阿多郡伊! 正祭 四里半 産城より西江去事 集院郷 聖宮 鎮守社 稲荷大明神 聖大明神 Ш 山浦大明神 神 社司 社司 本司 本司 本国 本国 本国 本国 永尾式部 年暦不詳、

新宮三 鎮守社 春日 候付、 右者 大鳥大明神 海中無恙候ハ、、 諏 諏方大明神 Щ 熊野三所権 天満大自在天神 諏方大明 森大明神 王二拾 方大明神 右神社考 大明 一社権現 忠久公御入国之砌、 社之熊野、 補 神 忠久公熊野へ御祈誓候ハ、 社 現 三社新宮・本宮・ 於我国社山可 軍神 山 若宮大明神 熊野大権現 諏方大明神 熊野三所権 知迦尾六所権現 諏方大明神 諏方大明神 、幡宮 於御船中風雨荒御 王 永尾右近 是枝延寿院 別当衆中 市 被遊御建立と被遊御祈 社 那智也、 神明之御威光を以 玥 舟危見得 一熊野三所権現猪鹿倉村之内新宮 棟札 御紋幡三流 神領百石 則御誓願之通伊集院東江三社被遊御建立 伊集院工統計談為申上 但十文字 り勤来候、 电 右寛保二 原左衛門殿宅俄出火有之焼失仕候由 右幡依破損御公義江繕之訴訟有之節、 捧御酒、 旧規之祭等も無之由、 別当是枝山城坊事も同前ニ被召移、 正月三ヶ日備御供神楽有之、 右高有之節者大祭・中祭・小祭年中度々 其後当所衆中人数百人高岡江被召移砌、 一戌五! 六月十五日之放生会ニ 忠久公御寄進 忠久公御寄進 月書 月書出 出 同 前 乍然正月三ヶ日并五節句ニ = 差上焼失仕候由 五節句ニハ小祭為有之 *)* \ 中祭右別当社司 其後神領無之故 当所於地 候 祭祠有之、 由

頭

誓候得者忽風雨和候故、

無恙日置帆之湊浦江

御着岸、

是枝三降院

当社前

t

支配仕、年中三度之祭執行仕候処、

門殿江差上 候処出火有之、

新宮 木像

本宮

那智

社家郷士

右者御先祖 忠久公初 而薩州江御入国之節、 於洋中 風

波荒御船危相見得候節、 御船無恙着岸候者於国元熊野

三所権現可被遊御勧請旨御祈願候得者忽風波相静

御陸下り之所を下口と名付唱来申候、 左候而

恙薩州伊集院之内日置浦江御着岸、

御船帆卸候所を帆

伊集院麓本城之東ニ御勧請候由ニ而、 于今其辺を新宮

御幡三流 と唱来申候、 十文字御紋付

神領高百石

棟札

右 忠久公御寄付本坊并脇坊六ヶ寺社司屋敷御免地

成、 唢 本坊并社司当時迄勤来申候、 本坊を新宮坊と唱来申候、 脇坊六ヶ寺廃壊寺ニ罷 神領高百石本坊代々

人数高岡江被召移候節、 本坊是枝山城坊事も被召移、

支配仕来候神領高百石高岡高二被召直候由· 流并棟札之儀、 御取繕并為御見合地頭三原左衛 申伝候、 右

幡三

棟札共焼失仕候由申伝候、

御寄進

以并由:

I 緒書

御 幡

熊野新宮三所権 現

無

伊弉冉尊

事解男神

速玉男神

六月十五日 祭

祭米無之

神領・

御元社忠久公御勧請、

当社ハ

末社

神明宮

山之神

楠牟礼大明神

其後伊十院郷士多

青剣大明神

山之神 若宮大明神

稲留大明神

正八幡宮 霧島権現 久玉大明神

321

稲荷大明神 鎮守 時分、 右者 山王 鎮守大明神 成御責候処、 城之後根木口迄稲荷火を為被成灯由、 蔵右衛門先祖石見坊へ陣 Щ なしき大明神 春日大明 大明神宮 諏方大明 諏方大明神 但 王 右神社考 ・御免坊地壱ヶ所 大田村ニ 忠良公并 神 神 御心易御責落御手二入候、 社 而小峰之尾と申所ニ御陣被成御取、 貴久公御 中御祈祷被仰付候処、 山 鎮守大明神 山之神 権 Щ 諏方大明神 小社崎大明神 山 之神 王社 両殿様伊 現 王 本田 芸 蔵右 集院城被成御責 右火ノ手ニ付被 依之其節之為 衛 門 夜中ニ 右 候 48 47 (本文書ハ「旧記雑録前編二」二二九八号文書ト同一文書ナルベシ

請候由 又稲荷火を被成灯候 = 顽 先祖 代々蔵右衛門迄花香相勤来申 筋田地弐町八反余為神領被成 候、 且.

寄付置、 分同前ニ被召上、 御祭毎度有之候処ニ、 年中御祭蔵右衛門自分二仕候 神社仏閣高被召上 候 時

御稲荷大明神御本地神体ノ鏡表ノ銘書也」

大檀越島津藤原朝臣相州

忠良并貴久

願意石見坊慶(圓主) (圓房)

俊

天文五丙申肆月廿 日

権 大僧都頼盛敬白

差出目録之事御稲荷御神領

大田 名 ラ内

楠木園門

田島居屋敷弐町 ・ ・ ・ 田島居屋敷弐町・ 八反四畦 计步

鹿児島於御仮屋一着仕候事、「朱ニ而伊集院ト片書ニ有リ」、彼知行稲荷江御渡有之事、寅閏霜月十六日馬之剋ニ

武庫様為 御意御使者衆

御誓願右之所江天文五年丙申

四月廿一

日稲荷被遊御勧

御

(河上) **久**朗 (H 兼付) **盛** 経定 (伊集院) 49

上井神五郎殿

(本文書ハ「旧記雑録後編三」二四九号文書ノ抄ナルベシ)

親信印

一稲荷大明神 神鏡三面下谷口村之内麓上之平

右寬保二戌五月書出

右文化十一戌十一月書出也、 右由緒書等寛保之通故略ス、

熊野三所権現 祭神前に同

九月九日祭

神領高五石

当社ハ勧請之代暦不詳

山田左門 村田左門

右神社考

歳久八幡社 祭神一座

薩城より西江去事三里

島津左衛門尉歳久霊社

九月十八日 七月十八日

(本文書ハ「旧記雑録後編一」二〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

祭

323

本田豊前□□(圓坊) 本田源右衛門尉殿本田半兵衛尉殿

慶長二年丁酉七月二日

段 上原嘉藤先

永禄五年壬戌三月吉日

坪付

薩摩国伊集院之内御稲荷江御寄進修理田

野田

大谷 名

一्解五斗六升

右神社考

| 当社ハ町田家先社孝左衛門久東延宝八年勧請、 | 一当社ハ町田家先社孝左衛門久東延宝八年勧請、

文書目録

例

本巻に収めた「神社調 府内及各郷上・中・下」「神社調 鹿児島部一~四」「神社調 薩摩国之部一」に収載の文書

本目録は、文書の他、棟札・金石文等を記載した。 に、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。

掲載史料には、番号の他、年月日、名称を記載した。 掲載史料の年月日については、原史料記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は[]で囲んだ。また疑義の示されて

年紀を欠くもののうち、推定しうるものは()で示した。 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日等はそのまま残した。 いるものは「」で囲んで区別した。

原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び 同 旧記雑録拾遺』にならい文書等の名称を付けた。

重複により本文を省略した文書等には※印を付した。

文書目録 文書目録 裏原郡 国分郷 自於郡 三 完 元 元	五	四三	二石石荷大明神	桑原郡	相荷大明神 相荷大明神	府内及各鄉 居 号
文 和 正	延 享	慶 建 人			慶長	中上
二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	三年	四 七年年	(浜之市富隈御		三年	年
十 一 八 五 月 月 月	十二	吉吉	御城)		十二	月
一月廿七日 八月廿七日 日	十一月十八日	三月十八日			十二月廿八日	B
島喜島津久	之	現住 書島記吉 津	住吉		稲 荷	文
島津久通寄喜入久正寄	呂 大 明	大明神島稲荷大明	由来記		稲荷大明神棟札	書名
島津久通寄進状抄喜入久正寄進状抄	一之宮大明神棟札	現記任吉大明神島津稲荷示書書			棟札	
庭児島部一	八	都城鄉 七	正一位高屋大明神内之浦郷	六 (寛永四十九所大明神	肝 高 付 山 郡 五 点 工 五 点 五 点 五 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	清水上上横,
(千服寺 (五) 一服寺 (元)			屋大明	(寛永	慶長二六年	慶 重 長 久
7門中) 二年 二年 二年	(郡元村)				六年	重久名鎮守) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本
治 十二 十二 月 月			(北方村惣鎮守)	十三	三月	八月
十二月(廿四日) 十二月(廿四日) 六月廿六日			鎮守)	二年)十二月廿七日	吉日	月 八五 日
$\overline{}$	如都来城	高屋大明神縁起		吉田左兵衛督	島津	進町 文
御 守	仏生	明神		左兵 衛	我 久 寺	グ 幸 外 名
許由 書当	田寸	74 43		#4	255	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
寺地御免許証文并副 一件集院兼当申渡書 一件等来由 一件等来由	如来秘仏由来都城西生寺本尊阿弥特	縁起		督書状	島津義久寺領支配状	進町田久幸外三名連署寄

	= =		九	八	七	- 7	六	<u>一</u> 五.		=	=		<u> </u>	九	雲海山宝	111	元持山寿	八	七	7	六	五	Ш
宝曆十三年	宝暦十三年 (嘉永 二年		(嘉永	(<u>弘</u> 化	(弘 化		弘化		弘化	(<u>弘</u> 化		(<u>弘</u> 化	(<u>弘</u> 化	(<u>弘</u> 化	宝泉坊般若院		.寿国寺(山			3	正享	寛延	妙
三至至	三年	元年	元年)	四年)	四年)	3	四年)		四年	四年)		四年)	四年)	四年)		花宗京	州宇治				四年	元年	院
	四月 六日	八月	八月十五日	八月廿八日	四月十一日)	四月		三月 四日	正月廿八日	二月二日	正月廿八日	正月廿八日	正月廿八日	(真言宗当山派)	都本能寺・摂州	宇治黄檗山万福寺末寺)	九月	十月廿五日) = -	十月廿三日	十二月廿五日	
般若院真連院覚書	般若院俊良書状	調所広郷申渡書	調所広郷申渡書	島津久浮申渡書	寺社奉行調書	覚	般若院院代慶連院口上	某申渡書	島津久徳申渡書	調所広郷申渡書	調所広郷申渡書	調所広郷申渡書	調所広郷申渡書	調所広郷申渡書		(法花宗京都本能寺・摂州尼ケ崎本興寺末寺)	个 寺)	寺社奉行覚書	書置院・信解院連署達		川田国富・小林政英連	知行目録のこ名老道書	単人肖卜二 呂家
																			, -				•
三祖院洛山	[]	三五		千地蔵堂	=======================================	\equiv	= -	=	=	二九	飯綱権現	二八	二七		二六	5	4	3	2	1	<u></u>	愛宕社(三四
弘化号	天保	文政-			弘化	弘化	弘化				(般若院)	慶安	慶長		慶長	寛文十		(寛文十	(寛文十	寛保		般若院格護	宝暦-
四年 院	二二年	十三年			四年	四年	四年				院格護)	五年	廿年		九年	十一年		十一年)	十一年)	二年		恰護)	宝曆十三年
七月	二月	九月	八月		九月	九月	九月	ナ 月	L J	八月		九月七	三月廿		六月十	九月	月	月	十月	十一月	十一月		四月廿三
	三日				七日	三日	三日	E	Ē			月大吉日	廿二日		日	五日	廿二日	七日	五 日	七日	十日		昌日
聖護院宮令旨	寺社奉行覚書	加藤真浄院覚書	加藤宝満院口上覚		西満寿院届書	聖護院坊官連署奉書	聖護院宮令旨	上	光室内記外二名連署書	西満寿院尭盤書上		愛宕宮精舎棟札	書状書兵衛夕二名選	日量写头有卜二乙	連署寄進状 一世年に入治・山田有信	善隆院覚書	善隆阜状	宝城院重顕書状	川村秀宣書状	般若院連長院書上	真連院書上		社書上

741174			
瑞 清	上		神 四 四 四 三 三 応山 金
龍寺 (臨済 元禄 五 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	「女女 三 年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	六 六 元 ·	金胎
五净二二二二	サー月十六 田四月 三 田四月 三 日世八 五月廿八	十 十 九 月 月 十 四 七	(大乗院末寺・神 年 七月廿二日 年 七月廿二日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 3 1 4 1 4 1 5 2 6 1 7 2 8 2 9 2 9 2 9 2 1 2 1 2 2 3 2 3 3 4 4 4 5 4 6 4 7 4 8 4 9 4 9 4 1 4 1 4 1 4 2 4 2 4 3 4 4 4 5 5 6 5 7<
等之, 等之, 等之, 等之, 等之, 等之, 等之, 等之, 等之, 等之,	日 島津久貫老証状 日 島津久貫老証状 一日 海光明寺鐘銘	証 高 連 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	日 聖護院宮令旨 日 普門院口上覚 日 普門院口上覚 日 普門院口上覚
大賞寺	て経 一 能 一 一 社	一	養 ○ 九 八 七 泉 山 無
ル 正 テ 保 元 天 安養院 二 元 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 1 年	正徳 二年 [文化十四年] 京享 三年 京享 三年	宝永 北 八 年	量寺不断光院 慶長十三年 慶長十三年
(大乗院末寺・諏 七月廿六日 世十二月廿九日 二月 五日 十二月十一日 十二月十二日 七七 七日	(真言宗小野方	正月廿七日	(浄土宗鎮西派 八月 二日 四月 九日 四月 九日 二日 一四月 九日
志社別当) 島津吉貴太刀寄進状 東宛行状 島津山宗禁制 島津山宗禁制 島津東京共制	京都醍醐三宝院・嵯峨家神・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	外	島 島 島 近 近 清 京

七六	五四三	ミニ-	護国山土	<u>四</u> 〇	三九	三 三 八 七	三六	三 三 五 四	ĒĒ	=======================================	Ξ.	===	二九	二八	二七	二六
元和 八年	慶長 廿年	応永十八年	春	天正十七年	禄四	永享十一年		応永十九年	く慶	応安 三年	延文 六年	炟		正平十三年	正平十一年	観応 二年
八月九日	四月十九日 二日	十月 七日	乗院末寺・諏	九月十八日	+	六月 吉日	正月	六月廿六日	月十七	正月十一日	八月廿四日	八月 卅日	四月廿八日	四月 四日	十二月十八日	六月廿五日
有川助兵衛願文連署状	忠政書状大明神々	日文 社記 名	奄見鳥畈方士景欠窮訪社別当)	島津義弘証状	立久寄准	島津持久寄進状島津分豊立願文	入 豊 立	島津久豊寄進状	É	島津氏久定書	島津氏久寄進状		氏久寄	島津氏久立願文	島津氏久寄進状	貞家下文
並 三二			二二二五五四三五四三	=======================================	:	一九	 八 七	一六	<u>一</u> 五.	一四			<u>-</u>		九	八
慶安元年			天正 永禄十三年 三年	七七			永正十八年		文亀 元年	明応 五年	文明十九年		正長 二年	嘉慶 三年		
九月 七月 五日 日日	. 朔 吉	三月吉日	二月青青	二月 吉日	月廿三	十二月廿三日	三月十一日	十一月 七日	十二月十六日	三月 二日	二月	二月廿一日	九月廿九日	十月	十月十六日	三月十八日
安養院盛住覚書安養院盛住覚書	諏訪大明神条書 諏訪大明神条書	老臣臣	新納忠元坪付島津家老臣連署坪島津家老臣連署坪	島津家老臣連署坪島津家老日通署坪	生炙光豆真暑 津家老臣連署	津家老臣連署	島津家老豆連署坪島津家老臣連署坪	津家老臣連署	内坪付諏訪領川辺郡中宮	諏訪領坪付	諏訪領もち田名坪	諏訪領坪付		諏訪領坪付	島津久馮書状	堀四郎左衛門口上

五四〇九	四匹八七	四六善光寺西	善 四 五	能満山所	四 四 三	四三	大岳山垂	四一	楞伽山法	四〇	三九	三八	三七	三六	三 五	三四	111111
元明禄曆	慶長	5 第 定 文	大乗院	/ 願院柿本寺	弘治	、明応	並養寺善聚院	「享保十六年」	公輪寺潮音院	天和	永享	応永卅		延宝	寛文		(正保)
五四年年	五 年	七年	末寺)	寺	四 年			六年		三年	年	三年		年	十年		
十二月廿八日	十二月十三日	十月	七月九日		五月十二日二月二十二日	#	(大乗院末寺・小	六月	(大乗院末寺)	八月廿五日	五月 七日	月	五月廿八日	月廿八	月廿四	九月朔日	九月 五日
春日大明神棟札	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		喜入某外二名連署達書		伊勢貞昌書状	島津忠昌寄進状	,城権現別当)	大蔵申渡書		雲海申状	本田氏親置文	山本宮	知	-	状院・ 対院・ 大勝	衛門連署覚書	諏訪ニ付先法定之事
千台山真	山	光 明 四 寺	三 :	_ =	医王山薬	福蔵院	鹿児島部四		五七	五六	医王山多	五. 五.	五. 四	文殊院(五千手院	五威二光院	五.
乗院大	照寺智	万治	正保	暦	· 薬师院 寛文	(荒田八幡:	_		元禄	万治	楽寺宝	宝永	明暦	祇園社	寛文	寛文	天明
興寺 (貞	恵光院年	二年	四年	十二年	七年	幡社別当)			五年	二年	珠院(+	三年	二年	別当)	八年	七年	七年
千台山真乗院大興寺(真言宗坊津一乗院末寺)六	(一乗院末)	六月 八日	十二月廿四日	十二月	九月	1)			六月初六日	六月十八日	(大乗院末寺)	十二月廿一日	閏四月		五月 朔日	十月十一日	正月 吉日
院末寺)智恵光院開基再興記	島津光久再興文	書入久則外二名連署達	書五兵衛外	寺社奉行申渡書	福蔵院頼光申状				宝珠院棟札	唇を小りまる。	: 	文殊院棟札	文殊院棟札		千手院来由記	威光院盛長申状	春日大明神棟札

二六	豆豆	三四			<u>=</u>	<u></u>	慈雲山安	九	八	七	一六	<u>元</u>	四四		$\stackrel{-}{=}$	_	大雄山仏	<u> </u>	九	松樹院(八	七
享保十一年	享保十一年	元文 六年	十七七	享保十七年		享保 十年	山安寧寺龍洞院(弥	天正 六年	天正 六年	文亀 二年	文亀 二年	延徳 三年		(宝永 六年	宝永 六年		大雄山仏日寺南泉院(天	天明 四年	寛文十三年	(大興寺末)		永享十一年
正月廿六日	正月廿六日	七月	三月廿八日	八 -	十一月	十二月 七日	(弥勒院末)	十月十七日	八月十六日	十二月廿一日	十一月 廿日	二月廿二日	二月廿七日	六月十七日)	六月 四日		(天台宗武州東叡山	六月	六月 八日		八月十九日	六月廿五日
副状。以外四名老連署	状 島津継豊袖判寺領寄進	島津久道達書	島範房	樺山久初副状	島津久豪申渡書	寺社奉行覚書		足利義昭公帖	足利義昭公帖	足利義澄補任御教書	足利義澄補任御教書	足利義稙補任御教書	松平薩摩守書状	書輪王寺宮公弁法親王御	旨 輪王寺宮公弁法親王令	松平薩摩守口上覚	山寛永寺円頓院直末)	寺社奉行申渡書	一乗院外連署証状		鬼東常真詠歌	大覚寺義昭尊感状
八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八八	七	六	五	pu	4	Ξ	=	正一位正	- —	世 日 ·	唐 月 月 月 月	薩摩匡之部			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	芳野山憲	==0		二九	二八		二七
慶長 五年		(慶長十五年	元亀 三年			元和 六年	永祠 九年	八幡				_	_	延享 五年	享保十一年	山憲英寺去論院	享保十八年	三 イ ノ イ	享呆十八年	享保十八年		延享 五年
十一月廿九日	十二月	十月廿二日)	十二月 三日	H E	r I	十一月 七日	三月八日	•						四月廿五日	八月廿六日		六月十二日) - -	九月十七日	九月三日		四月廿五日
薩埵王子領知行目録	監物申渡書	島津義久并御供衆詠歌	吉田正一位正八幡棟札	連署証文	別府式部左衛門外四名	事 町田忠親外二名連署覚	宗源宣旨	神祇管澒長上吉田兼台	吉田寺地改					証状抄	寺社奉行達書		衛門連署覚書相良源太夫・島津権左		肝付兼逵外二名連署証	証状の重め三名老真界	<u>#</u> .	証伏 島津久甫外四名家連署

二二二二二花 七六五四三権 概現	二二 諏訪大明	郡二〇	一一一九八	一 一	一 — 五 匹			 _ O	清秀山 興
明 天 天 享 享 禄 廿 廿 二 四 四	神永禄 六	万治三		明 延宝 八	延宝六六		宝六	万治 四	延宝 五
年年年年	年七月	年 二月	十二二二	年 八月	六年 二月	. t.	八	年 二月 三月	年 十二月
 月 月 八 日	一日	Л	+ + i	七日日	四四日日	#	十	7世七日	七日
鎌田政昭置文 停智山下宮大権現棟札 尾権現棟札 長津勝久書下	郡山諏訪大明神棟札郡山厚地村寺地改	化寺棟札	城城	某覚書 署覚書 石崎宗意·宅間如有連	古木長左衛門覚書	覚門	覚書 右衛門	興化寺祖円申状興化寺祖団申状	川田城介申状
nnt nnt nnt mit mit			_						
四四四四四六五四三二	四 四 E 一 〇 力	三三三九八七	三 三 三 志 志 大 田	三六宮大	三 三 五 四		= = 0	二九	花尾山平
	Ž Ī	永天赤正正	大明神	宮大明神(三 三 五 四	三三 弘化	三〇安永	享保	花尾山平等王院 二八 建保
六五四 三 二	Ž I - -		大明神	宮大明	三 三 五 四				山平等王院(真言建保 六年
六五四三二 永 慶長	ž 1 - - 4 - - - -	永 天 永 正 正 11	、	享保十一年 七月 二宮大明神(郡山東俣)	三五 十月十五日 六月廿五日	弘化四四	弘化四二	享保十一	山平等王院建保

 四九
 永禄
 五年
 三月
 吉日
 島津家老臣連署坪付

 四九
 慶長
 二年
 七月
 二日
 本田親信差出目録抄

 四十
 天文
 五年
 四月廿一日
 伊集院稲荷大明神体

編 集 員 学芸専門員 顧 問 室調 副 館 鹿児島県歴史・ 委 西史料 館 長室 長 長 員 三 鎮 史料編纂所所長東京大学 原 向 藤 市 栗 小 塩 丹 志 九州大学名誉教 史料編纂所教授 東京大学 美術センター 館 﨑 村 林 村 寺 木 \mathbb{H} 原 満 羽 大 学 紗 雅 光 哲 文 浩 裕 幸 郁 謙 代 教 黎明館 子 子 授 穂 夫 信 人 子 夫 治 靖 Ш 尾 佐 保 本 橋 日 原 安 藤 谷 郷 元 \Box 隈 藤 亜 正 義 宏 正 恵 由 美 樹 男 之 守 泉 保 徹 子

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 神社調一

令和 4 年 3 月 11 日 発 行

非壳品

編集 鹿児島県歴史・美術センター黎明館 発行 鹿児島県 印刷 株式会社 **考ょうせい**